【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出日】 平成31年3月29日

【計算期間】 第15期(自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)

【ファンド名】 マン・エーエイチエル・円トラスト

(MAN AHL YEN TRUST)

【発行者名】 マン・ファンド・マネジメント (ガーンジー) リミテッド

(Man Fund Management (Guernsey) Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 ルーク・アレン

(Director Luke Allen)

【本店の所在の場所】 チャネル諸島、GY1 4HG、ガーンジー、セント・ペテロ・ポー

ト、セント・ジュリアンズ・アベニュー、ロイヤル・チェイン

バース1階

(First Floor, Royal Chambers, St Julians Avenue, St Peter

Port, Guernsey, GY1 4HG, Channel Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁 護 士 山 中 眞 人

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

霞が関ビルディング13階

狛・小野グローカル法律事務所

【連絡場所】 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

霞が関ビルディング13階

狛・小野グローカル法律事務所

【電話番号】 03 (6550)8300

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

本トラストは、2003年9月2日付けの信託証書(そのすべての変更を含み、以下「本信託証書」といいます。)に従ってバミューダ諸島においてバミューダ諸島の法令に基づいて設定されたオープンエンド型ユニット・トラスト(契約型投資信託)です。本信託証書は、本トラストを構成する文書です。管理会社と受託会社は、本信託証書に基づき本書に記載された行為を遂行する権限を有し、かつ本信託証書に従って権限を他者に委託することができます。

本トラストの信託金に限度額はありません。

本トラストの投資目的は、主に世界の先物取引の分散されたポートフォリオへの投資を通じて、本トラストの受益者に対し、中期的に実質的な収益を得る機会を提供することにあります。

本トラストによる取引目的では必要とされない金銭は、本トラストの投資目的および本書「投資制限」に記載の投資制限に従い、投資運用会社の裁量により管理されます。かかる管理には、本トラストを代理する受託会社によるレポ取引またはリバース・レポ取引および、現金の銀行口座、担保付預金口座もしくは無担保預金口座での保管、または社債もしくは政府債、またはその他の金融商品で、投資運用会社が適切と考えるものへの投資を含むその他の現金管理契約の締結を含むことがあります。

本トラストは、現金および本書「現金管理」により詳しく記載される現金と同等の金融商品も保有することがあります。

投資運用会社は、AHLの投資専門家を活用した1つの投資戦略または多くの補完的投資戦略に直接的または間接的に資金を配分することにより本トラストの投資目的を達成することを追求しますが、常に本書「投資制限」に記載の投資制限の範囲内で行われるものとします。

本トラストの投資対象は日本円以外の通貨建てであっても良く、その場合、当該投資対象からのリターンも当該通貨建てとなります。受益証券は円建てで買い付けられ、円建てで償還されるため、本トラストの運用自体と関わりなく、外国通貨の為替の変動が投資対象の価値を増減させる可能性があり、ひいては本トラストの運用成績に重大な影響を与える可能性があります。

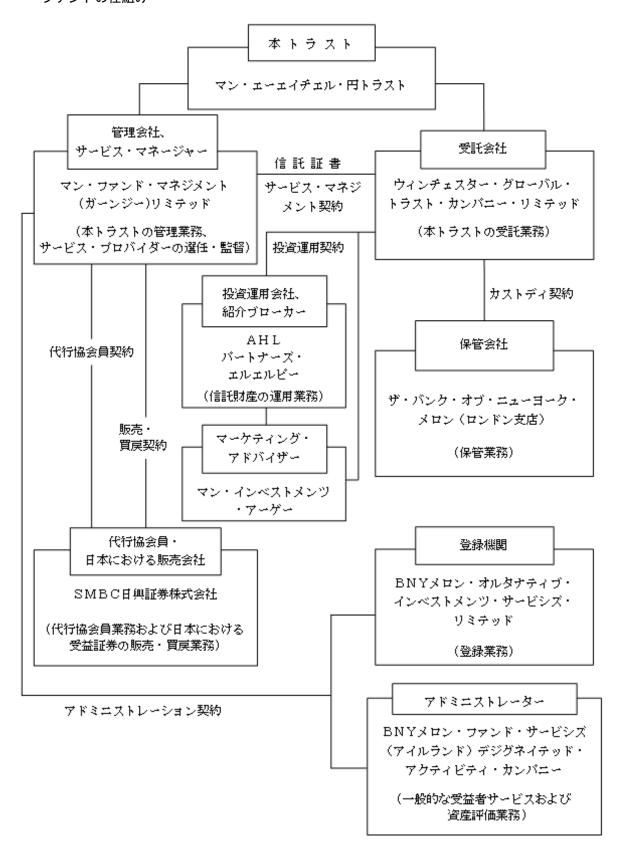
通貨リスクのヘッジの手法は、継続的に見直され、本トラストの事業慣行に沿う形に調整および変更されることがあります。タイミング、耐性および基礎となるデータが必然的に予測ベースのものとなってしまうことにより、完全なヘッジというものは不可能です。

(2)【ファンドの沿革】

1997年5月27日管理会社の設立2003年9月2日信託証書締結

2003年9月30日 マン・エーエイチエル・円トラストの運用開始

(3)【ファンドの仕組み】 ファンドの仕組み



ファンドの関係法人

本トラストの関係法人の名称、本トラストの運営上の役割および管理会社との間で締結される契約 等の概要は次のとおりです。

()マン・ファンド・マネジメント(ガーンジー)リミテッド(「管理会社」、「サービス・マネージャー」)

受託会社との間の本信託証書に基づき、信託財産の管理業務、受益証券の発行等の管理会社の業務全般を行います。またマン・ファンド・マネジメント(ガーンジー)リミテッドは、受託会社との間の2012年5月10日付サービス・マネジメント契約に基づきサービス・マネージャーに任命されており、当該立場において、一般的な受益者サービス(本トラストの受益者の登録簿の維持管理を含みます。)、会計サービス、評価サービスを本トラストに対して提供するサービス・プロバイダーの選定および任命、ならびにそれらのサービスのプロバイダーのモニタリングについて、本トラストを代表する受託会社に対して責任を負います。

() A H L パートナーズ・エルエルピー(「投資運用会社」、「紹介ブローカー」)

マン・インベストメンツ・リミテッドは、ザ・バンク・オブ・バミューダ・リミテッド、マン・インベストメンツ・リミテッドおよびマーケティング・アドバイザーの間で2003年9月8日に締結された投資運用契約(受託会社、ザ・バンク・オブ・バミューダ・リミテッド、マン・インベストメンツ・リミテッドおよびマーケティング・アドバイザーの間の2006年7月7日付更改契約による更改後、マン・インベストメンツ・リミテッド、マーケティング・アドバイザーあよび受託会社の間の2007年6月26日付変更契約による変更後、マン・インベストメンツ・リミテッド、マーケティング・アドバイザーおよび受託会社の間の2009年1月15日付変更・再表示契約による変更・再表示後、マン・インベストメンツ・リミテッド、マーケティング・アドバイザーおよび受託会社の間の2012年5月10日付契約による変更後のもの。)に基づき、以前の投資運用会社として任命されてきました。2014年3月31日の投資運用契約の当事者の交替による更改により、マン・グループの一員であるAHLパートナーズ・エルエルピーが本トラストの投資運用会社として任命されています。本トラストのポートフォリオの投資先の選択、ポートフォリオ構成およびポートフォリオ管理に対する責任は、AHLパートナーズ・エルエルピーにあります。マン・インベストメンツ・リミテッドの投資運用契約上の権利義務は、同契約の更改により、新たな投資運用会社であるAHLパートナーズ・エルエルピーに承継されています。

当初のものは2012年5月10日付の紹介ブローカー契約のマン・インベストメンツ・アーゲーから AHLパートナーズ・エルエルピーへの交替に関し、受託会社、マン・インベストメンツ・アーゲーおよびAHLパートナーズ・エルエルピーが2016年8月2日付で変更・交替証書を締結したことにより、AHLパートナーズ・エルエルピーは、本トラストを代理する受託会社により紹介ブローカーとして任命され、本トラストに最適なブローカーを推薦し、また積極的にこうした関係を管理し、適切な業務水準およびブローカーの適度な分散を確保することに責任を有します。

- ()ウィンチェスター・グローバル・トラスト・カンパニー・リミテッド(「受託会社」)管理会社との間の本信託証書に基づき、受託業務を行います。
- ()ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(ロンドン支店)(「保管会社」)

保管会社は、本トラストを代理する受託会社により、カストディ契約に基づく保管業務を行うために任命されています。保管会社は、とりわけ、本トラストの名義において保管口座を開設および維持し、本トラストを代理する受託会社により保管会社に対し随時預託され保管会社が引受ける本トラストの資産を保有する責任を有します。

() BNYメロン・オルタナティブ・インベストメント・サービシズ・リミテッド(「登録機関」)

BNYメロン・オルタナティブ・インベストメント・サービシズ・リミテッドは、アドミニストレーション契約に基づき登録機関として業務を行います。アドミニストレーション契約に基づき、登録機関は本トラストの受益者の登録簿を維持します。

() B N Y メロン・ファンド・サービシズ (アイルランド) デジグネイテッド・アクティビティ・ カンパニー (「 アドミニストレーター 」)

サービス・マネジメント契約に従いサービス・マネージャー(当事者として)は、純資産価額および1口当り純資産価額の算定を含め、本トラストの日々のアドミニストレーション業務を遂行する責任を有する本トラストのアドミニストレーターおよび名義書換代理人としてアドミニストレーション契約に従い行為するために、BNYメロン・ファンド・サービシズ(アイルランド)デジグネイテッド・アクティビティ・カンパニーを選択し任命しています。

()マン・インベストメンツ・アーゲー(「マーケティング・アドバイザー」)投資運用会社および受託会社との間の投資運用契約に基づき、商品組成や効率的なグローバル販

() SMBC日興証券株式会社(「代行協会員」、「日本における販売会社」)

管理会社との間の2007年8月8日付代行協会員契約(その後の変更を含みます。)に従って、代行協会員として、受益証券の1口当り純資産価額の公表を行い、また目論見書、運用報告書その他の書類を、当該受益証券を顧客に販売した日本証券業協会の協会員に送付する等の業務(代行協会員業務)を行います。管理会社との間の販売・買戻契約に従って、日本における販売会社として、日本において受益証券の販売および買戻しに係る業務を行います。

(注)日本における販売会社および管理会社は、以下の登録金融機関と受益証券の取次業務に係る 契約を締結しています。かかる契約に基づき、以下の登録金融機関は、投資者からの受益証 券の購入または換金(買戻)の申込みの取次ぎならびに投資者からの購入金額の受入および 換金(買戻)金額の支払等にかかる事務等を取扱います。

株式会社SMBC信託銀行

東京都港区西新橋1丁目3番1号

売ネットワークの最適化等について助言を行います。

ホームページ・アドレス:http://www.smbctb.co.jp

以下、SMBC日興証券株式会社と株式会社SMBC信託銀行を併せて「販売取扱会社」といいます。

管理会社の概況

()設立準拠法

管理会社は、1994 - 96年ガーンジー会社法に基づき、英領ガーンジーで1997年 5 月27日に設立されました。1994 - 96年ガーンジー会社法は、設立、運営、株式の募集などの商事会社に関する基本的事項を規定しています。

()事業の目的

管理会社の主たる事業は、投資ファンドの管理を行うことです。

()資本金の額

管理会社の2019年1月末日現在の資本金は350,000英ポンド(約50百万円)で、全額払込済です。 管理会社は1株1英ポンドの株式350,000株を発行済です。

(注)英ポンドの円貨換算は、2019年1月31日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1英ポンド=142.88円)によります。特に言及のない限り、以下もこれと同様の扱いとします。

()会社の沿革

1997年5月27日に設立されました。

()大株主の状況

(2019年1月末日現在)

名 称	住	所	所有株式数	比	率
マン・グループ・	英国、EC4R 3AD、ロンドン、		額面1英ポンド		
ホールディングス・リミテッド	スワン・レーン 2 、		普通株式	100%	
	リバーバンク・ハウス		350,000株		

(4)【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称およびその主な内容

本トラストは、2006年バミューダ投資ファンド法(以下「バミューダ投資ファンド法」といいます。)の下で、バミューダのスタンダード・ファンドとして承認されています。本トラストは、ゆえに、バミューダ投資ファンド法に規定されたスタンダード・ファンドに関する監督および制限に服します。しかしながら、バミューダ金融庁(Bermuda Monetary Authority)(以下「バミューダ金融庁」といいます。)は、バミューダ投資ファンド法により付与された権限に基づいて、かつ日本において予定されている本トラストの受益証券の一般公衆に対する募集を考慮して、追加的な条項および条件を本トラストに課しています。バミューダ投資ファンド法の規定ならびにバミューダ金融庁が本トラストに対して適用する追加的な条項および条件(ただし、一定の例外に従います。)を、以下「BMA規則」と総称します。

ただし、本トラストは、附随するリスクを完全に評価し、かつ負担できる投資家にのみ適切な投資手段としてみなされるべきであります。

バミューダ金融庁による本トラストの承認は、本トラストの運用実績や信用力に関するバミューダ金融庁の保証を構成するものではありません。さらに、バミューダ金融庁は、本トラストの承認に際し、本トラストの運用実績、運用者やサービス提供者の債務不履行、目論見書中に記載されている意見や陳述の正確性に何ら責任を負うものではありません。本トラストは、英国の2000年金融市場サービス法の該当条項に基づく公認スキームとしての登録のための申請を行う資格を有しておらず、申請をすることも意図しておりません。

(5)【開示制度の概要】

バミューダ諸島における開示

(i)監督当局に対する開示

1981年バミューダ会社法第3部および第35条は、目論見書および募集について定めています。目論見書は、ミューチュアル・ファンドの取締役、またはユニット・トラストの管理会社による受益証券の募集を構成します。パートナーシップには1981年バミューダ会社法の規定の適用はありません。従って、投資ファンドにより作成された目論見書は、ユニット・トラストまたはミューチュアル・ファンドを設定するためのバミューダ金融庁への申請の一部を形成します。本トラストの受益証券がバミューダ諸島で設立された会社である管理会社より募集されるため、英文目論見書は、バミューダ会社登記官に提出されています。英文目論見書は、バミューダ金融庁により承認され、重要な変更についてはバミューダ金融庁の承認を要します。

目論見書は、1981年バミューダ会社法第27(1)条、バミューダ投資ファンド法第38条ならびに2007年ファンド目論見書規則の要件を遵守しなければなりません。また、目論見書は、提出日前7日以内の日付による会社の監査人による書面で(a)当該会社が発行する予定の目論見書に、会社の監査人への任命を受諾しているとしてその氏名が掲載されることへの監査人の同意、または(b)当該監査人が作成したいかなる報告書も当該目論見書に掲載することへの監査人の同意、を確認する声明書を添付して、当該目論見書が1981年バミューダ会社法を遵守している旨を証明する弁護士によりバミューダ会社登記官に提出されなければなりません。受益証券の継続募集について、目論見書の記載中重大な事項について正確でなくなる場合、補足目論見書をバミューダ会社登記官に届け出なければなりません。

1981年バミューダ会社法では、目論見書は、(a)1981年バミューダ会社法に規定されている事項を含んでいなければならず、または(b)バミューダ諸島外の一定の任命された証券取引所もしくは監督官庁により受領または受諾されなければならない旨が規定されています。

ファンドはバミューダ金融庁が承認した監査人を選任しなければなりません。

() 受益者に対する開示

本トラストの最新の書類および記録(本信託証書、販売・買戻契約、代行協会員契約および投資運用契約を含む)は、管理会社および登録機関の事務所に保管されています。受益者およびその授権された代理人は、合理的な通知を行うことにより、土日および法定休日以外の日の通常の営業時間であればいつでも、当該書類および記録を閲覧し、自らの保有に関してのみその写しを入手することができます。

アドミニストレーターは、各評価日現在の1口当り純資産価額を算定します。さらに、本トラストの各会計年度の終了後、合理的に可能な限り速やかに(遅くとも本トラストの会計年度の終了から6か月以内に)、監査済年次報告書および監査報告書が作成されます。未監査の中間財務諸表(毎年3月の最終営業日までを対象とするもの)も、本トラストの計算期間中の半期の終了後、合理的に可能な限り速やかに(遅くとも当該半期の終了から3か月以内に)作成されます。かかる財務諸表および報告書の写しは、本トラストの受益者登録簿に記載されている受益者の登録住所に宛て郵送されます。ただし、受託会社は、かかる財務書類および報告書を電子化し、投資運用会社のマネージング・メンバーであるマン・インベストメンツ・リミテッドのウェブサイトに掲載することができ、その場合、別段の要求がない限り当該報告書および通知の配布はなされません。

日本における開示

(i)監督官庁に対する開示

a . 金融商品取引法に基づく開示

管理会社は日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書に本トラストの信託証書および主要な関係法人との契約書の写し等を添付して、日本国財務省関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、財務省関東財務局の閲覧室または金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(以下「EDINET」といいます。)においてこれらの書類を閲覧することができます。

b. 投資信託及び投資法人に関する法律に基づく開示

管理会社は、本トラストの受益証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)(以下「投信法」といいます。)に従い、本トラストにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、本トラストの信託証書を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、本トラストの資産について、本トラストの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

() 受益者に対する開示

a . 金融商品取引法に基づく開示

受益証券の販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。)を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合には、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。)を交付します。管理会社は、本トラストの財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、本トラストに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ日本国財務省関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類を財務省関東財務局の閲覧室またはEDINETにおいて閲覧することができます。

b.投資信託及び投資法人に関する法律に基づく開示

管理会社は、本トラストの信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合または他の信託と併合しようとする場合には、あらかじめ、変更の内容およびその理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で日本の実質受益者の地位に重大な影響をおよぼす事実は、販売取扱会社を通じて日本の実質受益者に通知されます。

上記の本トラストの交付運用報告書は、販売取扱会社を通じて日本の知れている実質受益者に送付されます。管理会社は、日本で募集される受益証券について、投信法第14条第1項に規定する運用報告書(全体版)を、本信託証書、投信法および関係政府令に従い、印刷された運用報告書に代えて電磁的方法により作成・提供できるものとし、本トラストの代行協会員のウェブサイトにおいて提供されます。ただし、当該運用報告書の印刷物による交付の要求を受けた場合には、管理会社は、これを作成し交付するものとします。

(6)【監督官庁の概要】

本トラストは、バミューダ法に基づき組成された投資ファンドとして、バミューダ金融庁の監督に服 しています。監督の主な内容は以下のとおりです。

2006年投資ファンド法

バミューダ金融庁は、1969年バミューダ金融庁法に基づき、バミューダ諸島内において、またはバミューダ諸島内から事業を行っている金融機関を監督、規制および検査する責任を負っています。かかる趣旨において、バミューダ投資ファンド法第2条において定義される投資ファンドは、バミューダ金融庁の監督および検査権限に従う金融機関です。

バミューダの投資ファンド・サービス・プロバイダーとの協議により、バミューダ投資ファンド法は2007年3月7日に施行されました。バミューダ投資ファンド法は1998年バミューダ金融庁(集団投資スキーム分類)規則を廃止するものです。バミューダ投資ファンド法は随時改正されてきました。バミューダ投資ファンド法の目的は、バミューダにおける投資ファンドの設立および運営に適用される基準および規準を、投資家の利益保護の観点で確立することです。バミューダ投資ファンド法は、認可が免除されているものを除き、バミューダ投資ファンド法が適用されるすべての投資ファンドに認可を受けることを義務付けています。

バミューダ金融庁に対する承認の申請および承認の取消し

投資ファンドがスタンダード・ファンド、法人向けファンド、管理型ファンドまたは特定管轄ファンドとして分類されるためには、バミューダ金融庁に対し申請を行い、承認を受けなければなりません。バミューダ金融庁は、投資ファンドの承認を取消すことができますが、かかる決定処分については、大蔵大臣に対し異議申立てを行う権利が認められています。BMA規則は、各投資ファンドに対し、バミューダ金融庁が要求する情報をバミューダ金融庁が指定する様式、方法および間隔に従い提供すること、ならびにファンドの機能、運営もしくは活動を適切に理解するため、またはファンドの監督、規制もしくは検査を行うにあたり必要であるとバミューダ金融庁が思料する追加情報をバミューダ金融庁に対し、要請された期間内に指定された方法に従い提供することを定めています。

バミューダ金融庁による検査

バミューダ金融庁は、いずれかの投資ファンドがバミューダ金融庁の要求する情報の提供を拒否した場合、かかるファンドの検査を実施することができます。さらに、BMA規則は、投資ファンドが購入もしくは換金(買戻し)の申込受付を中止した場合には、当該中止の事実とその理由、また、投資ファンドが清算の意図を有する場合には清算提案の理由を直ちにバミューダ金融庁に通知しなければならない旨定めています。バミューダ金融庁は、投資ファンドまたはそのサービス提供会社に対し、バミューダ金融庁と誠実な協議を行うように要請することができ、その場合、投資ファンドまたはそのサービス提供会社は、かかる要請に応じなければなりません。投資ファンドの目論見書の重要事項を変更する場合には、バミューダ金融庁の事前の承諾を得なければなりません。投資ファンドは、バミューダ金融庁の書面による個別のまたは包括的な許可を得ることなく受益証券を発行し、またはそれを後日譲渡することはできません。

法令遵守および罰則

バミューダ金融庁は、投資ファンドの監督および規制を行うとともに、各投資ファンドの受託会社 または取締役に対し、毎年、当該投資ファンドがBMA規則を遵守していることの証明または遵守してい ない場合には違反の内容をバミューダ金融庁に報告することを義務付けています。

BMA規則に基づく許認可の前提となる諸条件に故意に違反した者は、処罰されます。バミューダ金融庁に対する情報提供、検査、報告もしくは法令遵守誓約書の提出に関するBMA規則の規定に故意に違反した者またはバミューダ金融庁に対し、虚偽のまたは誤認を招く情報を提供した者は処罰されます。バミューダ金融庁に提出された法令遵守誓約書の内容が虚偽であり、実体を伴わないことを認識しつつ、または合理的に認識し得た立場にありながら当該誓約書に署名した者は処罰されます。さらに、BMA規則に基づく違反が法人の取締役、管理職、秘書役または同様の役員の同意もしくは黙示の承諾または意図的な怠慢による場合、当該取締役、管理職、秘書役または同様の役員は、その者に対するその他のいかなる訴えの提起にも影響を及ぼすことなく、BMA規則違反として処罰されます。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

本トラストの投資目的は、主に世界の先物取引の分散されたポートフォリオへの投資を通じて、本トラストの受益者に対し、中期的に実質的な収益を得る機会を提供することにあります。投資目的としては直ちには必要とされない金銭およびその他の資産は、銀行または信用機関に預金され、また一部または全額が、固定利付預金、預託証書、コマーシャルペーパー、財務省証券およびOECD加盟国の国債または政府保証債券を含むがそれに限られない短期金銭関連商品に投資されることがあります。

(2)【投資対象】

受益証券の発行によって得た資金は、投資運用会社またはAHLダイバーシファイド・プログラムの一部を形成する投資運用会社の関係会社により運用される集団的投資スキームへの投資を含むがそれに限られず、多様な金融商品、株式もしくは負債性証券に対する投資を通じ、AHLダイバーシファイド・プログラムの取引に使用されます。

本トラストは、現金または本書の「現金管理」に詳細が記載されている現金同様の金融商品を保有することもできます。

投資運用会社は、常に本書の「投資制限」に記載される投資制限の範囲内で、AHLの専門的投資能力を利用した1つの投資戦略もしくはいくつかの補完的投資戦略に直接的または間接的に資金を配分することにより本トラストの投資目的を達成することを追求します。

(3)【運用体制】

投資運用契約に基づき、AHLパートナーズ・エルエルピーが本トラストの投資運用会社およびAIFMとして行為するために任命されています。投資運用会社は、本トラストに対し一任投資運用およびアドバイス業務を提供する責任を有しており、また本トラストのAIFMに任命されているため、本トラストのポートフォリオの投資証券の選択、ポートフォリオ構築ならびにポートフォリオおよびリスク管理の責任を有しています。

投資運用会社は、英国における規制対象事業の運営において、英国の金融行為監督機構(以下「FCA」ということがあります。)の認可を受けており、またその規制を受けます。

投資運用会社は、常に本書記載の投資制限の範囲内で、AHLの専門的投資能力を利用して、投資戦略またはいくつかの補完的投資戦略に対して、直接的または間接的に資金を割当てることにより、本トラストの投資目的の達成を追求します。

投資運用会社は、本トラストの資産の投資のアドバイスに責任を負っており、かつ本トラストの資産を本書記載の投資目的、投資戦略および投資制限に従って運用する裁量権を一任されていますが、本トラストの全体的な監督に服するものとします。

適用法を前提として、投資運用会社はまた、本トラストおよび投資運用会社に代り、購入または売却もしくはその他取引の執行および/または清算のためにマン・グループの一員を選択することができ、本トラストに代り執行および/または清算した取引に関し、いずれかのその役員もしくは関係会社はマン・グループのいずれかの一員から費用を受け取りまたはかかる法人に費用を支払うことができ、もしくは本トラストに請求することができます。

マン・グループは、世界中の個人投資家および機関投資家に対し、長期的な投資実績を提供するようにデザインされた一連の革新的な商品およびソリューションを通じて、オルタナティブ投資戦略への投資機会を提供しています。マン・グループは、強固な商品開発力およびストラクチャリング技術ならびに広範な投資家サービスおよび世界的な販売ネットワークに支えられて、この分野で20年の実績を有しています。

当初は2012年5月10日付の紹介ブローカー契約のマン・インベストメンツ・アーゲーからAHLパートナーズ・エルエルピーへの交替に関する、受託会社、マン・インベストメンツ・アーゲーおよびAHLパートナーズ・エルエルピーの間の2016年8月2日付変更・交替証書の締結により、AHLパートナーズ・エルエルピーは、本トラストを代理する受託会社により、紹介ブローカーとして任命されており、本トラストに最適なブローカーを推薦し、また積極的にこうした関係を管理し、適切な業務水準およびブローカーの適度な分散を確保することに責任を有します。

紹介ブローカー契約の条項に基づき、本トラストを代理する受託会社は、紹介ブローカー対し、紹介ブローカー契約に基づき企図された行為を行った際に責任を問われる可能性のある損失に対し、補償しまた免責することに合意しています。ただし、かかる損失が、紹介ブローカーまたはこの補償の恩恵を請求する者の不誠実、故意の不法行為または重過失により生じた場合、その限りにおいて、補償および免責されないものとします。

AHLダイバーシファイド・プログラム

AHLは、世界の市場の非効率性を特定するために精巧なコンピューター化されたプロセスを採用しているAHLダイバーシファイド・プログラムを運用しています。取引シグナルは、取引とその実行のための精密に調整された設備を通じて生成され執行されます。このプロセスは、その性質として、クウォンツ運用で、主にディレクショナル運用(市場の方向性を予測し、そのトレンドと同じ方向にポジションを取る運用)です。すなわち、投資決定は、全体として、市場のトレンドおよび他の歴史的な関係に基づく数学的モデルによって完全に実行されることになります。このプロセス全体が、厳格なリスク管理、継続的な調査、分散投資、ならびに一貫した効率性の追求によって支えられています。

投資哲学の基礎は、金融市場では永続的なトレンドと非効率性を経験しているという点に置かれています。トレンドは、金融市場における連続的な相関関係の現われであり、過去の価格の推移が将来の価格の動きに影響を与える現象です。それらの要因の強度、期間および頻度は変動しますが、価格トレンドは、普遍的に、すべての分野および市場にわたって繰返し起こります。トレンドは、世界の市場の様々な範囲にわたって用いられるアクティブな取引スタイルにとって魅力の焦点となります。

取引は24時間中行われ、世界の多様な市場における価格変動に対応するためリアルタイムの価格情報が用いられます。AHLダイバーシファイド・プログラムは、変化する投資のポートフォリオ(取引所内外での先物取引、オプション取引、先渡取引、差金決済取引、スワップ取引およびその他金融デリバティブを含みますが、これらに限られません。)に投資します。これらの市場には、直接的に投資される場合もあれば間接的に投資される場合もあり、株式、負債性証券、債券、通貨、短期金利、エネルギー、金属、クレジットおよび農産物が含まれますが、これらに限定されません。

セクターと市場の分散を重視するだけでなく、AHLダイバーシファイド・プログラムは種々の取引システムを配置することにより分散投資を達成すべく構築されています。こうしたシステムの大部分は、価格のトレンドを捉え、異なるトレンドに進展する蓋然性が高い場合にポジションを手仕舞うことを目的として、リアル・タイムで価格をサンプリングし、価格変動の勢いおよび突然の上昇を測定することにより作動します。シグナルは、2~3日から数か月の範囲にわたる異なる時間の枠組みのなかで発生しています。全体として、システムは現在、毎日約350の取引市場に広がる約2,000個の価格サンプルを運用しています。AHLダイバーシファイド・プログラムはまた、その他の技術システムおよび広範囲な基礎的データ(たとえば金利および株式評価データなど)の定量的なモデルも含みます。

分散投資の原則に沿って、ポートフォリオの構築および資産の配分に際しては、投資資金をすべての 範囲のセクターおよび市場に配分することの重要性を前提としています。特に注目するのは、市場とセ クターの相関性、予想リターン、市場への投資コストおよび市場の流動性です。ポートフォリオは定期 的に検討され、必要であれば、これらの要因の変化を反映させるための調整が行われます。また投資運 用者は、個々の市場のボラティリティの変動を反映するためにリアルタイムで市場リスク・エクスポー ジャーを調整するプロセスを有しています。

調査および技術に対するAHLの継続的な投資を通じて、AHLダイバーシファイド・プログラムによって直接または間接に取引される市場、戦略および商品の数と多様性は、投資の期間中に変更される場合がありますが、常に投資方針および投資制限に従うものとします。本トラストにより取引されるAHLダイバーシファイド・プログラムはマン・グループ内の法人により運用される他の投資商品が取引を行うAHLダイバーシファイド・プログラムとは異なることがあることに注意すべきです。こうした差異には一般的に、取引される金融商品のタイプ、市場および資産クラスの、特に、法的組成、適用法およびその他の制限および/またはかかる投資商品に関する報酬から生ずる違いを含みます。

現金管理

取引目的では本トラストに必要とされていない現金は、本トラストの投資目的および本書の「投資制限」の項記載の投資制限に従って、投資運用会社の裁量で運用されることとなります。そうした取組みには、本トラストを代理する受託会社による、レポ取引またはリバース・レポ取引およびその他の現金管理契約の締結を含むことがあり、これには銀行口座、担保付もしくは無担保の預金口座での現金の保管、またはかかる現金の社債もしくは政府債、または投資運用会社が適切と看做すその他の金融商品への投資を含みます。

最良の執行

本トラストのための取引は、多くの要素に基づき(FCA,SECおよびMiFID 従った)最良執行を基準としてブローカー、ディーラーおよび/または取引の場(金融商品市場EU指 令に定義されます。)に割当てられます。当該要素には、とりわけ、手数料率を含む執行費用、執行 の迅速性および見込み、市場価格への影響、有利な価格の利用可能性、金融商品の流動性、ブロー カーの財務力、資金を委託する能力、安定性および責任能力、評判、信頼性、過去の全般的業務遂行 実績、投資運用会社への反応性、ならびに、通信手段、推奨された提案の質、取引便覧、特定の取引 の性質に基づく取引執行能力、テクノロジーおよび取引システム、特定の有価証券の取引業務、ブ ロック取引およびブロック・ポジション取得能力、販売取扱範囲の性質および頻度、正味の価格、利 用可能なサービスの奥深さ、裁定取引業務、債券取扱い能力およびオプション業務、投資銀行業務の 取扱範囲、シンジケート運営能力、空売りのため株式を借入れる能力、関連するかまたは関連のない 困難な取引を執行する意欲、コール注文、バック・オフィス、決済手続きおよび特別な執行能力、執 行の効率性および速度、ならびにエラー解決力を含みます。投資運用会社は、本トラストのために継 続的に可能な限り最良の結果を得るために設計された方法で注文を執行するためのすべての十分な手 段を取ります。しかしながら、投資運用会社は、各取引すべてにつき最良の結果を追求する必要はな く、また追求せず、むしろ、採用した方法論が本トラストのために全般的に最良の執行を達成するこ とを確保します。投資運用会社は、執行実績および投資運用会社が本トラストに代って行った決定に 関連したその他の執行を検討するための最良執行委員会を設けています。

(4)【分配方針】

本トラストの存続期間中、分配の支払いは予定されておりません。 (ただし、管理会社が異なる決定をしたときはこの限りでありません。)

(5)【投資制限】

前記「2 投資方針」の「(1)投資方針」「(2)投資対象」および「(3)運用体制」に記載される制限に加えて、本トラストの資産の管理運用は、投資運用会社によって、以下の投資制限の範囲内で行われます。

「有価証券」に対する投資の下限

本トラストは、その資産総額の50%以上を日本の金融商品取引法にて定義される「有価証券」(例えば、社債券、国債証券、コマーシャル・ペーパー、株券、投資信託の受益証券もしくは投資法人の投資証券)または「有価証券」に関連するデリバティブ取引に投資しなければなりません。

空売りの制限

空売りを行なった有価証券(日本の金融商品取引法にて定義されます。)の時価総額は本トラストの 純資産総額を超えてはなりません。

借入の制限

本トラストのための借入れは、その未返済の総額が本トラストの純資産総額の10%を超える場合には禁止されます。ただし、合併、併合等の異常事態または緊急事態においては、一時的に本10%の制限を超過することができます。

流動性に欠ける資産への投資制限

本トラストは私募株式、非上場株式または不動産などの流動性に欠ける資産に対して純資産総額の 15%を超えて投資してはなりません(百分率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれでもよい こととします。)。

利害関係人との取引禁止

管理会社または投資運用会社は、本トラストの受益証券を除き、本トラストの計算または名義をもって、(a)管理会社もしくは投資運用会社、(b)それらの関係会社、(c)管理会社もしくは投資運用会社もしくはそれらの関係会社の役員、または(d)それらの主要株主(自己または他人名義(ノミニー名義を含みます。)をもって当該企業の発行済株式数の10%以上の株式を所有する株主をいいます。)との間で、有価証券(本トラストの受益証券を除きます。)の売買・貸借または金銭の貸借を行ってはなりません。ただし、当該取引が信託証書、投資運用契約および目論見書に定められた制限の範囲内で、かつ公認の証券市場もしくは金融市場における()公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または()競争価格もしくは金利により行われる場合は、この限りではありません。

集中投資の制限

管理会社または投資運用会社が複数の証券投資信託またはミューチュアル・ファンドを管理運用する場合、それらの全体で一つの会社の発行済株式数の50%を超えて当該会社の株式に投資してはなりません(上記の百分率の計算は買付時点基準または時価基準のいずれでもよいこととします。)。

不適切取引の禁止

管理会社または投資運用会社は自己または受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引など、受益者の保護に欠け、または信託財産の運用の適正を害する取引を行ってはなりません。

3【投資リスク】

投資者はその保有する投資の一部またはすべてを失う可能性があるため、投資を検討する者は、本トラストの受益証券への投資を決定する前に、本書に記載されている情報を慎重に検討すべきです。投資者は特に、受益証券が自らに適する投資対象であるか、および当該受益証券への投資から生じる損失を負担できる十分な資金があるのか等(これらに限定されません。)の、当該受益証券への投資に付随するリスクを慎重に検討する必要があります。

以下のリスク要因の要旨はすべてのリスクを網羅しているものではなく、新しいリスクが徐々に顕在化することもあります。投資者は、受益証券が勧誘される条件を自ら理解できる場合にのみ、その受益証券に投資するものとし、適切な場合には投資を行う前に関連アドバイザーに助言を求めるべきです。

一般的なリスク

投機的投資

本トラストが投資目的を達成する保証はありません。受益証券への投資について、保証は付されておらず、または元本の保護も受けてはおらず、よって、投資者は投資対象の一部またはすべてを失う可能性があります。本トラストへの投資および本トラストが行う予定の投資は、両方とも投機的です。さらに本トラストの投資は、(投資運用会社のコントロールが利かず、投資運用会社が予想することもできないような金利・為替レートおよび経済的・政治的な事象の変化といった要因に影響されて)突然の、予期できない、重大な価格変動の影響を受けることがあります。予期できない重大な価格変動は、短期間の間に1口当り純資産価額の重大な変動につながることがあります。したがって、かかる投資における損失を負担できない者は、本トラストの受益証券への投資を行うべきではありません。

投資運用会社が本トラストの投資目的を追求し真摯に本トラストを運用していく意向であるとの事実とは関りなく、本トラストの投資プログラムが成功すること、使用されているさまざまな投資戦略および取引戦略の関連性は互いに低いこと、または本トラストのリターンは投資者の伝統的な投資ポートフォリオと低い関連性を示すこと、の保証および表明がなされることはありません。本トラストは多様な投資技法を使用することがありますが、それぞれの投資技法は重大なボラティリティを伴うことがあり、一定の状況において本トラストの投資ポートフォリオが受ける悪影響を著しく増大させる可能性があります。

パフォーマンス

本書その他に記された投資運用会社またはその投資戦略についての情報は、将来において受益証券が (収益性またはその他の投資対象との関連性の低さのいずれの点においても)どのような動向を示すかに ついての保証を行うものではありません。

投資運用会社への依存

本トラストの成功は、本トラストの投資目的を効果的に推進および実行する投資運用会社の能力に大きく依存しています。本書で別段の言及が無い限り、投資者は本トラストの業務の実行および運営について受託会社および投資運用会社に全面的に依存することになります。受託会社および投資運用会社のいずれかまたは両方によりなされた主観的決定により本トラストに損失が生じ、または収益を上げることができたかもしれない収益機会を逸することがあります。

投資運用会社の実績は、高度な技能を有するAHLの人員の才能と努力に大幅に依存しています。本トラストの成功は、AHLが才能のある投資専門家およびその他の人員を特定する能力および、かかる人員を惹きつけ、雇用し続け、動機付けるための満足な報酬を提供する意思に依存しています。AHLの投資専門家が本トラストの運用期間を通してAHLと関連し続ける保証、およびAHLの優秀な投資専門家が適正に交代され続けるとの保証はありません。かかる投資専門家を惹きつけ、または雇用し続けることができなかった場合、本トラストおよび本トラストの受益証券の保有者に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

オペレーション上のリスク

本トラストは、投資運用会社がオペレーション上のリスクを管理するために適切なシステムおよび手続を発展することに依存しています。かかるシステムおよび手続は、投資運用会社のオペレーションにおける現実の混乱または潜在的な混乱のすべての原因となるわけではありません。投資運用会社の事業はダイナミックで複雑です。その結果、投資運用会社のオペレーションには、一定のオペレーション上のリスクが内在(特に投資運用会社が顧客のために日常引き受けることが想定されている取引の量、分散性および複雑さに起因します)しています。投資運用会社によるオペレーションの破綻により、本トラストはとりわけ財務的損失、事業の混乱、第三者への負債、当局による介入または社会的評価に対する損害を蒙る可能性があります。

インフォメーション・テクノロジー・セキュリティの侵害

投資運用会社は、本トラストならびにその自身の事業活動を支援するためのインフラ、アプリケーションおよび通信ネットワークから構成されるグローバル・インフォメーション・テクノロジー・システムを維持しています。これらのシステムは、盗用、投資運用会社のポジションを手じまいする能力の阻害および繊細かつ機密的情報の開示または破損をもたらす「サイバー犯罪」といったセキュリティ侵害を受ける可能性があります。セキュリティ侵害はまた、資産の不正流用となる場合があり、また本トラストの重大な財務上および/または法律上のエクスポージャーを生み出す可能性があります。投資運用会社は、その自身のシステムおよび本トラストのそれへの攻撃を軽減することを追求しますが、投資運用会社が接続を行う第三者システムに対するリスクを直接コントロールすることはできません。投資運用会社のシステムのセキュリティ侵害は、本トラストおよび投資運用会社の事業を混乱させる可能性があり、かつトラストが、とりわけ、財務上の損失、その事業の混乱、第三者に対する責任、規制上の介入および/または名誉乗損を被る場合があります。

取引システムリスク

本トラストは、投資運用会社およびその他のサービス提供者が、本トラストの取引活動のために適切な システムを推進および実行することに依存しています。さらに本トラストは、取引を実施し、取引を清算 および決済し、一定の金融商品を評価し、本トラストのポートフォリオおよび正味資本をモニターし、本 トラストの活動の監督に不可欠なリスク管理報告書およびその他の報告書を作成する、といった目的を含 む(これらに限定されません。)さまざまな目的のために、コンピューター・プログラムおよびコン ピューター・システムに広範に依拠します(将来は新しいシステムおよび技術に依存する可能性もありま す。)。本トラストおよび投資運用会社の一定のオペレーションのインターフェースは、主要ブロー カー、アドミニストレーター、市場での取引相手方およびその副保管人、ならびにその他のサービス提供 者を含む第三者によって運営されるシステムに依存し、投資運用会社はかかる第三者によるシステムのリ スクまたは信頼性を検証する立場にない場合があります。これらのプログラムまたはシステムは、コン ピューター「ワーム」、ウィルスおよび停電により引き起こされる制限(これらに限定されません。)を 含む一定の制限の影響を受けることがあります。本トラストの運用は、これらシステムそれぞれに高度に 依存しており、かかるシステムの運用の成功は、しばしば本トラストおよび投資運用会社のコントロール の及ばないところにあります。一つもしくはそれ以上のシステム障害が発生した場合、またはかかるシス テムが本トラストの新規または既存中の事業のニーズを充足することができない場合、本トラストに重大 な悪影響を及ぼす可能性があります。例えば、システム障害は、取引の決済不能を引き起こしたり、不正 確な会計、取引記録または取引処理に至ったり、および不正確な報告を引き起こす可能性があり、それら は、本トラストが投資ポートフォリオおよびリスクをコントロールする能力に影響する場合があります。

アルゴリズムによる取引システムには、深刻な混乱なく適切に市場事象に反応することができないリスクがあります。さらに、取引アルゴリズムは、大幅な損失をもたらす機能不全を起こす場合があります。 投資運用会社は、重大なシステムの機能不全に対応するため人的介入を可能にする「緊急停止スイッチ」 を有していますが、当該状況においては、損失が生じないと保証することはできません。

取引エラーリスク

投資運用会社に運用される複雑な取引プログラム、ならびに取引のスピードおよび量のため、取引プログラムで必要ではなかった、または行われるべきときに執行されていなかったと、後から判明するような取引が時折発生することがあります。エラーがプローカーなどの取引相手方により引き起こされた場合、その範囲において、投資運用会社は通常、かかる取引相手方から、かかるエラーに関連した損失を回復しようと試みます。エラーが投資運用会社により引き起こされた場合、その範囲において、かかるエラー解消のための正式なプロセスを導入します。本トラストのために投資運用会社が実行する取引の量、分散性および複雑性に鑑みて、投資者は取引エラー(および類似のエラー)が発生することを想定しておくべきです。かかるエラーが本トラストの利益となる場合には、当該利益は、本トラストにより保持されます。ただし、当該エラーが損失となる場合、それらは本トラストにより別途決定のない限り、その内部方針に従い、投資運用会社が負担することになります。

現金管理

本トラストは、本トラストが取引目的のために必要としていない現金を投資運用会社が管理するようアレンジすることができます。かかるアレンジメントは、本トラストによる、レポ取引、リバース・レポ取引、およびその他の現金管理のアレンジメント(銀行口座もしくは有担保および無担保の預金による保有、または、当該現金を社債・政府債その他の投資運用会社が適切とみなす投資手段に投資することを含みます。)への参加を含むことができます。

レポ取引とは、売主は証券を買主へ購入価格で売却するものの、当該証券を合意された将来の日付に、同じ購入価格に交渉で決定された利息を加算した額で買い戻すというものです。この取引を買主の立場から見たものがリバース・レポ取引と呼ばれるものであり、買主が将来当該証券を売り戻すという合意のもと当該証券を現金で買い、元の売主は同一価格に交渉された利率の利息を加算した額で当該証券を買い戻すことに合意します。こうした取引は、経済上は証券担保付の現金の貸借取引(現先取引)と同等のものです。

本トラストがレポ取引およびリバース・レポ取引の契約を利用することにはある程度のリスクが伴います。例えば、リバース・レポ取引において本トラストに証券を売った売主が、破産等により対象証券の買戻し債務に関して債務不履行に陥った場合、本トラストが当該証券の処分を行いますが、この処分には費用と時間がかかります。この場合本トラストは、当該証券の処分益が、債務不履行に陥った売主から受け取るはずであった買戻価格に達しない場合には、その範囲で損失を蒙る可能性があります。

オペレーションのための借入

本トラストは、現金管理の目的で資金を借入れることができ、また当該借入れをしなければ投資対象の時期尚早な清算となってしまうような買戻しに対応するために借入れを行うことができます。短期借入の使用は、本トラストに複数の追加的なリスクを発生させます。本トラストがかかる債務の返済を行えない場合、担保を有する貸付人は、担保として差し入れられた一部またはすべての金融商品に係る本トラストのポジションを清算することができ、これにより本トラストに多大な負債を発生させることがあります。その他の重大な債務不履行の発生およびその他の借入契約によって、他のブローカー、貸付人、決済機関またはその他の取引相手方と本トラストとの間で締結された契約に基づき、クロスデフォルトが発生し、本トラストへの重大な悪影響を増幅させることがあります。ある時点で本トラストが未返済の負債額は、本トラストの資産との関連で大きくなることがあります。その結果、本トラストが借入れできる金利およびレートの水準は、特に本トラストの業績(operating results)に影響を及ぼします。

成功報酬 (performance fees)

成功報酬は、投資運用会社及び、本トラストがそれを通して直接または間接的に投資をする原資産ビークルの投資運用者および/またはアドバイザーに対して、実績に基づく報酬が存しない場合よりも、リスクの高い投資を行うインセンティブを与えることがあります。さらに、成功報酬は、後に実現されないことがある未実現利益に基づき計算され、支払われる場合があります。

利益に関係なく支払われる多額の手数料

本トラストはまた、投資運用会社に対し、毎月運用報酬を支払う義務を有し、かつその運営、法律、会計、監査、受益証券の募集費用を含むその他の報酬および費用を支払います。これらの費用は、本トラストが利益を生み出しているかどうかにかかわらず支払われます。

流通市場の欠如

受益証券のための流通市場が創設される見込みがなく、受益証券保有者の買戻しの権利も限られているため、本トラストへの投資は流動性が限られています。受託会社はまた、本書に別途詳述する多くの状況において、純資産価額の決定を一時停止する広範な権限を有します。

買付けおよび買戻に対する見積りの使用

受益証券の純資産価額は部分的に見積評価額に基づいており、この評価額が不正確であることが判明するかまたは著しい裁量的要因を含んでいる価額である場合があります。

申込価格および/または買戻価格が見積られた純資産価額に基づいている場合、かかる見積りが不正確であることが判明したとしても、かかる価格が改訂されないことがあることに留意すべきです。受益証券の買付けまたは買戻しが、見積りに全般的にまたは一部基づいた価格で執行される場合は、かかる見積りが過度に高額である限度において、この価格での新規買付純額は既存の投資者には利益となり、申込者には不利益となります。この価格での新規買戻純額は、既存の投資者に受益証券の価額の希薄化をもたらし、買戻実行請求者に利益をもたらします。これらの見積りが過度に低額である場合、この価格における新規の買戻純額は、既存の投資者に受益証券の価額の希薄化をもたらし、申込者に利益をもたらします。新規の買戻純額は既存の投資者に利益をもたらし、買戻実行請求者に不利益となります。

多額の買戻しによる影響

複数の要因が、多額の買戻しを、受益証券の保有者にとってのリスク要因とします。本トラストは、推進および実行に時間を要する多様な投資戦略を追求します。適切な投資目的および投資戦略に従い、本トラストのポートフォリオの一部は、店頭取引され流動性が低下する可能性のある金融商品で構成されることがあります。本トラストはかかる金融商品を速やかに処分できないことがあります。多額の買戻しは、例えば不十分な運用実績、投資運用会社の人員もしくは経営陣の重大な変更、本トラストの投資運用者としての投資運用会社の解任もしくは交替、本トラストおよび/もしくは本トラストの投資者による受益証券買戻しによる本トラストの資産の清算の決定、投資運用会社のその他の口座からの買戻しに対する投資者の反応、投資者が本トラストもしくは投資運用会社に関係があると考える法的もしくは規則に関する問題、またはその他の要因を含めた多くの事柄によって引き起こされる場合があります。多額の買戻請求に

応じるための本トラストの対応は(投資運用会社のその他の口座について同時に取られる類似の行動と同様に)、本トラストが保有する金融資産の価格を引下げ、および本トラストの費用(例えば、取引費用および終了契約に伴う費用)を増額させることがあります。一定の資産の清算価値は当該資産の市場価値よりも著しく低くなることがあるため、本トラストの全体的な価額も低下することがあります。本トラストは、残存した受益証券保有者に悪影響を及ぼす可能性があるようなポートフォリオの不均衡を引き起こす可能性のある、より流動性の高いポジションを売却せざるをえなくなる可能性があります。多額の買戻は、本トラストがその投資戦略および取引戦略に必要となる借入相手方またはデリバティブ取引相手方を獲得する能力を著しく制限する可能性があり、これは本トラストの運用実績に一段と重要な悪影響を及ぼすことがあります。

サービス・プロバイダーに係るリスク

投資運用会社および一定のサービス・プロバイダーは、一定の状況下では本トラストに対し責任を有さない、またはその責任が限定されるものとします。

新たな戦略および技術を採用する裁量

投資運用会社は、本トラストが取引することのできる商品の種類に相当の裁量を有しており、かつ本トラストがその投資目的を達成するために有用であると考える発行会社、国、地域およびセクターに対するエクスポージャーを有する場合があり、また本トラストの投資目的および方針に従い、受益者の同意なしに本トラストの取引戦略またはヘッジ手法を変更する権利を有しています。

投資に関連するリスク

一般的な経済情勢および市況

本トラストの活動の成功は、金利、信用枠、信用破綻、インフレ率、経済の不確実性、法令の変更(本トラストの投資対象の税制に係る法律を含みます。)、貿易障壁、為替管理、ならびに国内的および国際的な政治情勢(戦争、テロリストによる行動、または安全保障活動)といった一般的な経済情勢および市況により影響をうけます。これらの要因は、金融商品の価格水準およびボラティリティならびに本トラストの投資対象の流動性に影響することがあります。ボラティリティまたは流動性は、本トラストの収益性を損じ、または結果的に損失となる可能性があります。本トラストは、金融市場のボラティリティの水準から悪影響を受ける可能性がある重大な取引ポジションを保持することがあります。当該取引ポジションは大きくなればなるほど、損失の潜在的可能性も大きくなります。

一部の国の経済は、国内総生産の成長、インフレ率、貨幣価値の下落、資産再投資、資金の自己調達度 および支払いポジションの残高といった点で、米国および西欧経済とプラスであれマイナスであれ異なる ことがあります。さらに一定の経済は、国際貿易に大きく依存しているため、貿易障壁、為替管理、相対 的な通貨価値の管理後の調整および取引している国々により課され、または交渉されるその他の保護政策 の悪影響をこれまでも大きく受けており、これからも受け続けていく可能性があります。一定の国々の経 済は、少数の産業分野に顕著に基づいていることがあり、取引状況の変化の影響を受けやすく、負債また はインフレーションの水準が高くなる場合があります。

モデルおよびデータに係るリスク

投資運用会社は、投資運用会社の投資専門家に取引ごとに決裁権を付与するのではなく、定量モデル (投資運用会社に開発された独自のモデルおよび第三者に提供されたモデルの両方による(以下、総称して(「モデル」)といいます。)、ならびに投資運用会社により開発され、第三者により提供される情報 およびデータ(以下「データ」といいます。)に重く依存しています。モデルおよびデータは、取引および投資の組合せを構築し、投資または潜在的な投資を(取引の目的および本トラストの純資産価額を決定する目的を含みますが、これらに限定されません。)評価し、リスク管理の識見を提供し、ならびに本トラストの投資に対するヘッジを支援するために使用されます。モデルおよびデータは、エラー、脱漏、欠

陥および誤動作(以下、総称して「システム事象」といいます。)を有するものとして知られています。 第三者モデルにおけるシステム事象は、通常、完全に投資運用会社の支配外になります。

投資運用会社は、一定の水準の内部テストおよびリアルタイム・モニタリング、ならびに全体的なポートフォリオ管理システムの独立防御措置の使用を通じて、およびしばしば、ソフトウェア・コード自体における独自のモデルに関し、システム事象の発生および影響を減少させることを追求しています。かかるテスト、モニタリングおよび独立防御措置にかかわらず、システム事象は、とりわけ、予期しない取引の執行、予定した取引の執行の不履行、予定した取引の執行の遅延、取引の適切な割当の不履行、入手可能なデータの収集および編集が適切に行うことができないこと、一定のヘッジまたはリスクを減少させる措置を取ることができないこと、および/または一定のリスクを増加させる措置が行われること・そのすべてが本トラストおよび/またはそのリターンに重大な負の影響を与える場合があります。

本トラストの投資戦略は、大量のデータの収集、クリーニング、選択除去および分析に大きく依存しています。従って、モデルは、適切なデータ入力に高度に依存しています。しかしながら、すべての関連する、入手可能なデータをモデルの予測および/または取引決定に取り込むことは可能ではなく、または実行可能でもありません。投資運用会社は、各投資戦略に関し、どのデータを収集するか、および最終的な取引決定に影響を与える予測を生成するためにモデルが考慮するのはデータのどの部分かを、その裁量により決定します。加えて、データ収集の自動化という性質、利用可能なデータの量および幅広さ、データ・クリーニングの複雑性およびしばしば手作業という性質、ならびにデータの実質的大多数が第三者情報源に由来するという事実により、求められたデータおよび/または該当データのすべてが必ずしも投資運用会社によりいつでも利用可能であるまたは処理されるとは限らないことは免れません。確かな根拠に基づいたモデルでさえ、適切でないデータが取り込まれた場合、本トラストに損失をもたらすシステム事象につながる場合があります。さらに、データが正確に入力されていたとしても、モデルを通じてデータにより予想される「モデル価格」は、特に本トラストが投資する可能性のある複雑な特性を有する金融商品の場合には、市場価格と大幅に異なる場合があります。

利用可能なデータが適切でない、または不完全な場合には、投資運用会社は、引き続き利用可能なデータに基づき予測を立て、取引決定を行うことができ、またしばしばこれを行います。さらに、投資運用会社は、一定の入手可能なデータにつき、予測を立てるおよび/または取引決定を行う際に潜在的に有用であるものの、技術的費用または第三者業者費用のために収集することが費用効率に優れないものとして決定することができ、かかる場合には、投資運用会社は、当該データを使用しません。受益者は、特定のデータまたはデータの種類が、モデルに関し予測を立てるまたは取引決定を行う際に使用されるという保証はなく、また予測を立てるまたは投資決定を行う際に実際に使用される、モデルの基礎となるデータが(i)最も正確なデータが利用可能である、または(ii)エラーがないという保証はないことに留意すべきです。受益者は、モデルに関連して使用されるデータ・セットが限られており、かつ大量のデータの収集、クリーニング、選択除去および分析に関連する前述のリスクは、投資運用会社などのプロセス主導のシステムによるアドバイザーの場合には投資に内在する部分であることを理解すべきです。

モデルおよびデータが不正確、ミスリーディング、または不完全であると判明した場合、これに依拠して行われた決定はいずれも本トラストを潜在的な損失に晒します。例えば、モデルおよびデータに依拠することにより、投資運用会社が高すぎる価格で一定の投資対象を購入するよう誘導されたり、低すぎる価格でその他の一定の投資対象を売却するよう誘導されたり、または好ましい取引機会を完全に逸失するよう誘導されることがあります。同様に、欠陥のあるモデルおよびデータに基づいたヘッジが不成功であると判明することがあり、かつ本トラストの純資産価額を決定するときに、評価モデルに基づいた本トラストの投資対象の評価が不正確であると判明することもあります。

加えて、モデルは不正確に将来の動きを予測することがあり、キャッシュ・フローベースで、および/または時価ベースで、潜在的な損失につながる可能性があります。さらに、(ある種の市場混乱をしばしば伴う)予測できない、または一定の低収益性シナリオにおいて、モデルに予測できない結果が生じ、システム事象となる、またはならない場合があります。モデルおよびデータのエラーは、しばしば検出が極

めて困難であり、独自のモデルおよび第三者モデルの場合には、システム事象を検出する困難性は、設計文書または規格書の不足により増幅されます。その遡及的な検出の困難の程度にかかわらず、システム事象の中には、長期間検出されないものもあり、全く検出されない可能性があるものもあります。これらのシステム事象により引き起こされる劣化または影響は、時と共に程度を増す可能性があります。最終的に、投資運用会社は、その単独の裁量で対処または修正しないことを選択する一定のシステム事象を検出することがあり、また第三者によるソフトウェアが、投資運用会社がその単独の裁量で対処または修正しないことを選択した投資運用会社に知れているシステム事象を引起すこともあります。投資運用会社は、自己のモデルおよび第三者モデルに対するテストおよびモニタリングの遂行が、プロセス主導の、システム化され、コンピュータ化された投資プログラムを管理する慎重な者がシステム事象を引き起こす根底にある問題を正すことにより、または一般的にもしくは特定のアプリケーションにおいて自己および第三者モデルの使用を制限することにより特定し、対応することができるこれらのシステム事象を、投資運用会社をして特定し、対応することを可能にするものと考えています。受益者は、システム事象および結果として発生するリスクおよび影響は、投資運用会社などのプロセス主導の、システムによる投資運用会社の場合には投資に内在する部分であることを理解すべきです。従って、投資運用会社は、発見されたシステム事象を本トラストまたは受益者に開示することを予定していません。

本トラストは、投資運用会社が内部方針に従い、または適用法により要求されるように、別途投資運用会社による決定のない限り、システム事象に関係する全損失を負担することを含む、モデルおよびデータへの依存に関連するリスクを負っています。

陳腐化リスク

モデルの基礎となる仮定値が現実的で、かつ、将来においても現実性および関連性を保ち続けているか、または全般的な市場環境の変化を把握できるよう調整されるのでなければ、定量的な取引戦略において本トラストが成功する見込みはありません。かかる仮定値が不正確となり、または不正確になった後速やかに調整されないときは、収益的な取引シグナルが発生しない可能性があります。当該モデルが一定の要因を反映しない場合は、その範囲で、投資運用会社はテストおよび評価を通してかかる要因の欠落に対応することができず、このため当該モデルを修正することができず、多大な損失が発生することがあり、そのすべてが本トラストにより負担されます。投資運用会社は引続き、新しいモデルをテストし、評価しおよび追加を行い、モデルが随時変更されることがあります。当該モデルまたは戦略の修正は、受益証券保有者が変更の通知を受け取ること、またはその変更に同意することも要件としていません。モデルまたは投資戦略に対するかかる変更が本トラストの運用実績に及ぼす影響(プラスであれマイナスであれ)について保証はありません。

クラウディング/コンパージェンス

定量的運用にフォーカスした運用者間には厳しい競争があり、投資運用会社が世界的な総合株式市場およびその他のヘッジファンドと相関性の低いリターンを提供する能力は、収益性があると同時にその他の運用者が採用しているモデルと差別化されているモデルを採用する能力に依存しています。投資運用会社が十分に差別化されたモデルを開発できない場合はその範囲において、当該モデルが絶対的に収益性のあるものか否かには関係なく、本トラストの投資目的が満たされないことがあります。加えて、モデルがその他の運用者に採用されたものと類似するようになった場合はその範囲において、市場の混乱が流動性の低下を加速させ、または市場においてモデル(または同様に量的に焦点を置いた投資戦略)を使用して多くのファンドが同時に取引を行うことにより急速に価格の改定が進むことから、本トラストにより採用されたモデルといった予測モデルにマイナスに影響するリスクが増大します。

意に反する開示のリスク

投資運用会社が本トラストのために投資目的を達成する能力の大部分は、モデルおよび独自研究を開発 および保護する投資運用会社の能力に、依存しています。当該モデルおよび独自研究ならびにモデルおよ びデータは投資運用会社により、堅固な機密性、秘密保持および類似の予防手段を付与および実行するた めに設計された方針、手続、契約、類似の方策の使用を通じて、手厚く保護されています。しかしなが ら、積極的なポジションレベルの公への開示義務(または不十分なプライバシー予防手段しか有しない取 引所または当局への開示義務)により、競合他社が投資運用会社のモデルを分析して模倣し、これによっ て本トラストの相対的または絶対的な運用実績が損なわれる機会につながる可能性があります。

限定的な分散、およびリスク管理の不達成

適切な投資目的および投資戦略に記載されているものを除いて、本トラストは分散について正式な指針を有していません。その結果、本トラストのポートフォリオが、限られた銘柄、金融商品の種類、産業、セクター、戦略、国、または地理的地域に著しく集中してしまい、かかるリスクの集中が本トラストが蒙る負債を増大させる場合があります。この限定的な分散は本トラストを、一般的な市場動向に比して不均衡な損失に晒す可能性があります。投資運用会社がリスクを管理してポートフォリオを分散化させようと試みる場合でも、異なる資産に付随するリスクが予測できない方向に相関し、その結果、本トラストが一定のリスクに集中して晒されることがあります。加えて、多くのプールされた投資ビークルは類似した戦略を追求しており、多くのファンドが同時にポジションを清算しなければならず、これによって流動性が低下し、ボラティリティが増大し、損失が拡大するリスクを作り出しています。投資運用会社は重大なリスクを特定、監視、および管理するよう試みていますが、これらの取組はすべてのリスクを考慮しているわけではなく、これらの取組が効果的である保証はありません。多くのリスク管理技法は、観察されたヒストリカルな市場の動きに基づいていますが、将来の市場の動きは全く異なることがあります。投資運用会社のリスク管理の取組が不適当または不成功であった場合、結果として本トラストに重大な損失となる可能性があります。

資産積上げ期間

新規の戦略の「積上げ期間 (ramp - up period)」中、関連する市場への影響を回避する目的で、本トラストが十分に投資されないことがあり、結果としてこの期間中に予測される投資リターンの減少となる可能性があります。

投資の競争

本トラストが投資する一定の市場は、魅力的な投資機会のために極めて競争が激しく、その結果、予測された投資リターンが減少したり、または本トラストのポートフォリオのポジションの流動性が減少したりする場合があります。かかる環境において投資運用会社が魅力的な投資機会の特定、またはかかる機会の追及に成功する保証はありません。とりわけ、その他のプールされた投資ビークル、公的な証券市場およびその他の投資者による適合した投資対象に対する競争は、利用可能な投資機会を減じる可能性があります。かかる投資をするために組織された企業の数は著しく伸びており、結果として本トラストに適合する投資対象の獲得において競争が拡大することがあります。

市場リスク

本トラストはボラティリティが高いか、または流動性に乏しい可能性のある市場に投資することがあります。したがって、本トラストの市場の動きに対応する能力が損なわれ、結果として本トラストに重大な損失となることがあります。

本トラストが公的な取引所で投資する範囲において、本トラストは、かかる取引所が上場しているすべての有価証券の取引を停止または制限する権限を行使するというリスクを負っています。かかる停止によって本トラストがポジションを清算することが不可能になり、これにより損失にさらされる可能性があります。加えて、本トラストがポジションを手仕舞うために十分な流動性を市場が保持する保証はありません。

システミック・リスク

信用リスクは、流動性またはオペレーションのニーズを満たすために相互に依存しあう複数の大手機関のうちの一社の債務不履行を通じて生じることがあり、一機関による債務不履行は連続的にその他の機関の債務不履行を引き起こします。これは時折「システミック・リスク」と言われ、決済機関、決済会社、銀行、証券会社および取引所といった、本トラストが日常的に交流している金融仲介機関に悪影響を及ぼす可能性があります。かかるリスクは、第三者手形交換所により集中決済される一定の金融商品の債務により増大する場合があります。

さらに、世界的な事象および/または金融市場の1以上の大口参加者による活動および/または他の者によるその他の事象または活動が、金融市場の通常の運営の一時的なシステム故障の結果となる可能性があります。当該事象は、本トラストが大損失を被る結果となりうる流動性および取引相手方問題をもたらす可能性があります。

金利リスクおよび為替リスク

為替レートの変動が、受益証券保有者による投資の価値を増加または減少させる可能性があります。本トラスト、および本トラストがそれを通して直接または間接的に投資をする原資産ビークルは、外国為替リスクおよび/または金利リスクへのエクスポージャーを有することがあります。本トラストは、取引のヘッジを通して本トラストのリスクを緩和するよう努めることがあります。これらのヘッジ取引が不完全である、または目標とする投資エクスポージャーの一部にのみなされる場合は、そうした範囲において、結果的に生じた利益または損失は関連する受益証券保有者にて実現するものとします。

本トラストの投資対象は主に米ドル建てとなり、このためかかる投資対象のリターンも同じ通貨でなされることになります。しかし、受益証券は日本円建てです。このため、日本円の対米ドルでの変動が、運用実績とは関わりなく(日本円で表示された)受益証券の価額の増減を引き起こす可能性があります。このため本トラストは、為替リスク管理のプログラムを通してこのリスクをヘッジする意向を有しています。外国為替ヘッジに関連する費用ならびに負債および/または利益は、1口当り純資産価額に反映されるものとします。通貨エクスポージャーをすべて除去することが可能という保証はありません。

本トラストは米ドル以外の通貨建ての金融商品に投資することがあり、かかる商品の価格は米ドル以外の通貨に準拠して決定されます。しかし、本トラストは、そのような金融商品を米ドル建てで評価します。本トラストは、トレジャリー・ロック、先渡契約、先物契約および通貨スワップといった通貨ヘッジ取引を締結することで、米ドル以外の通貨のエクスポージャーをヘッジするよう努める場合もあれば、そうしない場合もあります。ヘッジ通貨または市場動向に適合する金融商品が、本トラストがそれらを使用することを望んだときに使用可能であるという保証、または本トラストが採用したヘッジ技法が効果的であるという保証はありません。さらに一定の通貨市場リスクが十分にヘッジされない、または全くヘッジされないこともあります。

ヘッジされない場合はその範囲において、本トラストの米ドル以外の投資対象に対する直接的または間接的なポジションの価額は、米ドル為替相場の変動のみならず、さまざまな現地市場および現地通貨への投資の価格変化によって変動します。このようなケースにおいて、本トラストが投資しているその他の通貨と比較した場合、米ドルの価額の増加は、現地市場において本トラストの金融商品の価格上昇効果を減少させて価格下落効果を増幅させ、その結果本トラストの損失となる場合があります。逆に米ドル価額の減少は、本トラストの米ドル建て以外の投資対象に価値増加の効果を及ぼします。

申込金額受領の遅れ(このリスクは、本トラストの受益証券の買付の申込みがあった際に妥当するものです)

日本における販売会社によって受領かつ受諾された日本の申込者からの受益証券の申込みに係る申込代金は、当該申込みに関する受益証券が発行される取引日の後でのみアドミニストレーターに送金されます。受益証券の申込みに係る申込代金の受領前に、当該申込者の申込分に係る投資エクスポージャーを調達するために、管理会社および/または投資運用会社は、本トラストの余剰現金(そうでなければその他の投資のために使用可能であった余剰現金)を使用しなければならない場合があります。この結果、既存の受益者への現金リターンの希薄化という結果となる潜在的可能性があります。また、本トラストには、上記の方法で当該申込者の申込分に係る投資エクスポージャーを調達するための余剰現金が不足するとい

うリスクがあります。その場合、本トラストは、当該資金の調達に付随する金融コストを負担しなければならなくなるか、または受託会社および管理会社は、当該申込者からの受益証券の申込みを拒絶する裁量権を行使する可能性があります。

申込日に関連して、申込金額はかかる申込日の後にのみ支払われるという事実から、本トラストの投資エクスポージャーの調整は、不可避的に、かかる申込金額を見据えながら行われることになります。市場の習慣が示すところでは現実には起こらないシナリオですが、投資者が何らかの理由でかかる申込金額を本トラストに支払わない場合もあります。アドミニストレーターおよび登録機関は、かかる支払いの不履行が発生しないよう合理的な努力をするものとします。しかし、投資エクスポージャーが調整されるまでは、本トラストの運用実績が(プラスであれマイナスであれ)影響を受けることがあります。ゆえに、本トラストが(本トラストの純資産価額と比較した場合の当該申込金額の規模により)ある投資戦略に過剰に晒されることがあり、また投資運用会社が単独で完全な裁量により次の申込日の前までに調整をする権利を持つ場合でも、通常の過程通り、かかる調整は次の申込日のみになされます。これは投資エクスポージャーに対するかかる調整が次になされるまで、受益証券保有者が過剰なエクスポージャーの影響を完全に被るということを意味し、このリスクを緩和するための特別の方策はとられません。投資者が未払いの申込金額を支払わない影響を緩和するための与信枠は現在設定されていないことにご留意ください。申込みが決済されない場合、受託会社、アドミニストレーターまたは登録機関は、その裁量で、かかる申込みが決済されない場合、受託会社、アドミニストレーターまたは登録機関は、その裁量で、かかる申込みで発行された該当受益証券を取消す権利を有するものとします。

新興国市場への投資

本トラストはその資産を新興市場国の有価証券または通貨に投資することができます。新興国市場への投資は、その他のより確立された経済国または市場への投資については一般的に付随しない追加的リスクおよび特別な考慮事項を伴います。かかるリスクは、次に掲げる事項を含みます。(a)国有化または資産の搾取もしくは没収課税によるリスクの増大、(b)戦争を含む社会的、経済的および政治的な不確実性の増大、(c)より高い輸出への依存度およびそれに伴う国際貿易の重要性、(d)市場におけるより高いボラティリティ、より低い流動性およびより過小な資本、(e)為替レートにおけるより高いボラティリティ、より低い流動性およびより過小な資本、(e)為替レートにおけるより高いボラティリティ、(f)より高いインフレリスク、(g)より強い外国投資に対する規制、および投資対象の現金化、投下資本の本国送金および現地通貨の対米ドル換金能力に対するより強い制限、(h)経済に対する政府の関与および統制の可能性の増大、(i)政府による、経済改革プログラム支援の停止、または中央集権的な計画経済を課すことの決定、(j)発行体に関する重要な情報が公表されないことに繋がりうる、監査報告基準および財務報告基準の相違、(k)より網羅的でない市場規制、(l)取引決済期間がより長期間となること、およびより信頼性の低い決済および保管のアレンジメント、(m)役員および取締役の信任義務および投資者の保護に関する会社法の基盤がより脆弱、ならびに(n)米国以外のプローカーおよび証券預託機関に預託した本トラストの金融資産の保持に関する一定の考慮事項。

外国投資者による投資収益、投資資産および販売手取金の本国送金は、一部の新興国では政府への登録および/または政府による認可を必要とする場合があります。本トラストは、本国送金に関して必要な政府への登録もしくは認可付与の遅延もしくは拒絶、または本トラストが保有する金融商品に対して支払われる利息、分配金、もしくはかかる金融商品の処分から得た利益に対して新興国から課せられる源泉税、により悪影響を受ける可能性があります。

新興国市場においては、しばしば、その他のより確立された市場よりも、政府による監督、事業への規制、業界実務への規制、株式取引所への規制、店頭取引市場への規制、ブローカーへの規制、ディーラーへの規制、取引相手方への規制および発行体への規制が緩やかです。実施されている規制当局による監督は、政府等による操作またはコントロールの影響を受けている場合があります。一部の新興市場国は、より発展した国々に比べて、成熟した法体制を有していません。さらに、法的改革および規制改革は市場の発展と同じペースで進捗していないこともあり、投資リスクに繋がる可能性があります。一部の地域では、私的所有の権利の安全確保に関する立法が未だになされておらず、市の要件、県の要件および国の条件の間で不整合が存するリスクがあります。一定の場合、有価証券への投資を管轄する法令および規則が

存在せず、または一貫性のない、もしくは恣意的な見解もしくは解釈に服していることがあります。司法 の独立および経済、政治または国家的な影響からの免除については、多くの国々でその大部分が検証され ないままです。

テロリズムおよび大災害によるリスク

本トラストのポートフォリオは、ハリケーン、地震およびその他の自然災害、テロリズムならびにその他の大災害を含んださまざまな(ただし、これに限定されません。)事象の発生により直接的または間接的に本トラストが被るエクスポージャーから発生する損害のリスクの影響を受けています。これらの損失のリスクが重大になり、本トラストのリターンに悪影響を及ぼす可能性があります。

取引相手方リスク

本トラストは、取引相手方について信用リスクおよびオペレーション上のリスクの多大なエクスポージャーを有しており、これにより本トラストは先渡し、スワップ、先物、オプションおよびその他のデリバティブ商品を含む取引に関連してその義務を補助するための担保の提供を求められます。一般的に、取引相手方は、かかる取引に関連して本トラストが提供した担保を売却し、質入れし、再担保に出し、譲渡し、使用し、またはその他の処分をする権利を有するものとします。加えて、例えば本トラストは、ポートフォリオから有担保または無担保で有価証券を貸し出すことができます。

投資は通常、本トラストを代理する受託会社と、(エージェントとしてではなく)本人としてのブローカーの間で締結されます。したがって、ブローカーに支払不能またはこれに類似の事由が生じたときに、本トラストは、本トラストに対してブローカーが契約上の義務を履行することができなくなる場合があるというリスクに晒されます。本トラストがそれを通して直接または間接的に投資をする原資産ビークルは、起用されたブローカーに関する類似のリスクまたはより大きなリスクを負うことがあります。本トラストと取引をしている取引相手方(またはそれを通して本トラストが直接または間接的に投資をする原資産)が支払不能となった場合、本トラスト(または原資産ビークル)がかかる取引相手方に対して有する債権は、通常は無担保となります。

かかる「取引相手方リスク」は、事由が発生し決済が妨げられた場合、または本トラストが単一の、もしくは小さなグループの取引相手方に取引を集中させていた場合に、より長い満期となる契約において顕著になります。当該取引相手方が取引に対して債務不履行となった場合、本トラストは、通常の状態は、大抵、契約上の救済策を有し、取引に関する契約に基づいて担保をとることができることもあります。しかし、かかる契約による権利の行使が、本トラストがかかる取引を締結しなかった場合に比べて、本トラストの純資産価額を引き下げる結果となる遅延または費用を伴う場合があります。

本トラストのためにカストディアン、プライム・ブローカーもしくはブローカー・ディーラーとして行為している一社または複数の本トラストの取引相手方が支払不能になった場合、または清算手続に服した場合は、かかるカストディアン、プライム・ブローカーもしくはブローカー・ディーラーからの本トラストの有価証券およびその他の資産の回復が遅れ、またはかかる回復される有価証券およびその他の資産が当該カストディアン、プライム・ブローカーもしくはブローカー・ディーラーに当初預託していた有価証券もしくは資産の価額を下回るリスクが存在します。加えて、担保として取引相手方に保管される本トラストの現金は、かかる取引相手方自身の現金と分離されていない場合があり、その投資事業の一環として、かかる取引相手方により使用される場合があります。本トラストは、このため、これに関連して無担保債権者としてランク付けされ、当該取引相手方の支払不能の場合には、当該資産相当分を全額回復することができない場合があります。

投資者は、本トラストの取引相手方の債務不履行は、本トラストの損失(当該損失は重大なものである可能性もあります)に繋がることを想定しておくべきです。

レバレッジ契約および借入契約(資金調達アレンジメント)

AHL分散プログラムに固有のレバレッジに加えて、本トラストまたは本トラストがそれを通して直接または間接的に投資をする原資産ビークルは、デリバティブ商品に基づくレバレッジされたポジション、またはショート・ポジションを含む、さまざまな形式のレバレッジを借入れ、および/または使用することが

できます。レバレッジは、総収益増加の機会を生み出す一方、損失を潜在的に増加させることにもなります。したがって、本トラストがそれを通して直接または間接的に投資をする原資産ビークルによる投資対象の価額に悪影響を与える事由は、レバレッジが採用される限りその範囲にまで拡がることになり、結果として手仕舞えないショート・ポジションから重大な損失が発生することがあります。

本トラストは、特に、オプション、先物、先物オプション、スワップおよびその他合成またはデリバティブ金融商品の使用を通じてレバレッジを得る場合があります。かかる金融商品は、原有価証券、コモディティまたは証書の証拠金のない買付よりはるかに大きなレバレッジを本質的に含んでいます。これは、一般的に、かかる投資を行うために、原有価証券、コモディティまたは証書の価額のごく一部のみ(およびない場合も)の支払いが要求されるという事実によります。これらの証書に関連して採用されるレバレッジの結果として、かかる証書の価額の小さな変動が本トラストの価額に比較的大きな変動をもたらす場合があります。多くのかかる金融商品は、変動またはその他中間マージン条件の対象となっており、投資ポジションの早期の清算が強いられる場合があります。

一般的に、本トラストに貸出を行う銀行およびディーラーは、有価証券評価方針および担保評価方針のみならず、本質的に裁量的な証拠金、ヘアカット・ファイナンシングを適用することができます。例えば、本トラストの証拠金口座を担保するためにブローカーに供されている金融商品の価額が低下した場合、本トラストは「マージン・コール」に服する可能性があり、これに従って本トラストはブローカーに対して追加の資金もしくは追加の金融商品を預託しなければならないか、または価額低下を補償するために担保に供した金融商品の強制的な清算に服する可能性があります。本トラストのポートフォリオの価額が突然下落した場合、本トラストは、その証拠金要件を満足させるのに十分な早さで金融商品を清算できないことがあります。証拠金またはそれに類似する支払の増加は、本トラスト、または本トラストがそれを通して直接または間接的に投資をする原資産ビークルにとって、不利な時期および価格での取引活動が必要な結果となり、かつ重大な損失となる可能性があります。

レバレッジの結果、本トラストの資産との割合において利息費用が重大になることがあります。利息費用は、関連する投資戦略に対する当該受益証券のエクスポージャーの減少を余儀なくさせる可能性があります。かかるレバレッジの使用は、比較的少ない損失であれ費用を相殺するために不十分な利益であれ、本トラストが使用可能な資本を急速に消耗させ、潜在的な利益が減少または消滅する可能性があることを意味します。(アレンジメント手数料、約定手数料、最低利用手数料および更新手数料などの)資金調達アレンジメントに係る追加手数料も課される可能性があります。銀行及びディーラーによるかかる方針の変更、またはその他の信用限度もしくは信用制限の賦課は、市場の状況または政府、監督機関もしくは司法の措置によるか否かを問わず、多額なマージン・コール、借入れに係る損失、不利な価格による強制的なポジションの清算、スワップまたは買戻契約の終了および他のディーラーとの間の契約のクロスデフォルトによる終了に至ることがあります。かかる制約または制限が突然および/または複数の市場参加者によって課せられた場合、かかる悪影響が拡大する可能性があります。かかる制約または制限の賦課により、本トラストは不利な価格でポートフォリオのすべてまたは一部を清算するよう強いられる可能性があり、これが本トラストの資本の完全な損失につながることがあります。

本トラストが十分な資金調達アレンジメントを保持でき、または保有していれば収益を生んだかもしれないポジションを手仕舞うことによる損失の発生を回避できるという保証はありません。資金調達アレンジメントが更新され、受益証券に関する資金調達アレンジメントが延長される場合、悪化した条件で更新される可能性があります。具体的には、第三者が資金供給プロバイダーとして行為できず、マン・グループ自身が規制的な制約、商業的な制約またはその他の制約に直面し、その結果、マン・グループも資金調達アレンジメントの提供または更新ができないことがあります。加えて、資金調達アレンジメントがその条件に従って期限前終了に服し、および取引相手方によって終了される場合があります。資金調達アレンジメントに係る損失、資金調達アレンジメントの終了または資金調達アレンジメントの減額は、受益証券がそれに伴い投資リターンの期待値を低下させた場合に、本トラストの全体的な投資エクスポージャーの

減額に至ることがあります。資金調達アレンジメントの更新は、資金調達アレンジメントの条件の変更 (適用ある金利マージンの変更を含みますがこれに限りません。)に服する場合があります。

注文の執行

本トラストの投資戦略および取引戦略は、投資運用会社が選択する金融商品の組合せによって、全体的な市場ポジションを確立および保持する能力に依存しています。本トラストの注文は、さまざまな状況(取引量の増加、または投資運用会社、本トラストの取引相手方、ブローカー、ディーラー、エージェントもしくはその他のサービス・プロバイダーに起因するシステム障害を含みますが、これに限定されません。)により、時機を得ていないか効果的でない方式で実行されるがあります。かかる場合、本トラストは、かかるポジションの構成要素のすべてではなく、一部を取得または処分することができるにとどまり、または、全体的なポジションの調整が必要とされている場合に、本トラストがかかる調整を行うことができないことがあります。その結果、本トラストが投資運用会社の選択する市場ポジションを達成できず、それが損失に繋がることがあります。

ヘッジ取引

本トラストは、次に掲げる項目のために、投資目的およびリスク管理目的で金融商品を使用することがあります: (a)市場の変動および金利の変化の結果生じる、本トラストの投資ポートフォリオの時価総額の可能性のある変動に対する保護、(b)投資ポートフォリオの価額に係る本トラストの未実現利益の保護、(c)かかる投資対象の売却の促進、(d)本トラストのポートフォリオ中の投資対象に係るリターン、スプレッドもしくは利益の拡大または保全、(e)ディレクショナル取引に対するヘッジ、(f)本トラストの保有する金融商品に係る金利、信用、または為替レートのヘッジ、(g)本トラストが後日購入を考えている金融商品の価格増に対する保護、または(h)投資運用会社が適切であるとみなすその他の理由による行為。本トラストは、特定の取引またはポートフォリオ全般に関する特定のリスクをヘッジすることを要求されないものとします。本トラストは、リスクを軽減する目的でヘッジ取引を締結することができますが、かかる取引が結果として、かかるヘッジ取引を行わなかった場合よりも全体的に不調な運用実績となる場合があります。さらに、当該ポートフォリオは、完全にヘッジできない一定のリスクに常に晒されることに留意すべきです。

エクイティ

本トラストは、株式および株式デリバティブに投資することができます。このような金融商品の価額は、一般的に発行体の業績および株式市場の動向により変化します。その結果、本トラストが投資運用会社の予想から逸脱した業績の発行体の株式商品に投資した場合、または株式市場が概して単一の方向で推移し、本トラストがかかる一般的な動向に対してヘッジを行っていない場合、本トラストが損失を蒙ることがあります。例えば転換証券の場合、転換証券の転換時に市場性のある普通株式を交付し、および公への再販売のために制限付の有価証券を登録するなどの、契約上の義務を発行体が履行しないリスクに本トラストが晒されることがあります。

過小評価されている有価証券

本トラストは、過小評価されている有価証券に投資することによりその投資目的の達成を追求する場合があります。過小評価されている有価証券への投資機会の特定は困難な課題であり、かかる機会を成功裏に認識できる保証はありません。過小評価されている有価証券への投資は、平均を上回るキャピタルゲインを得る機会を提供する一方で、高度な金融リスクが付随し、相当額の損失が発生する結果となる可能性があります。本トラストの投資対象から生み出されるリターンは、引受けた金融リスクを十分に補填することができない可能性があります。本トラストは、投資運用会社が過小評価されていると考える有価証券に一定の投機的な投資を行う場合があります。ただし、購入された有価証券が実際に過小評価されているという保証はありません。加えて、本トラストは、当該有価証券をその想定されていた価額で現金化するまでに相当期間保有しなければならない可能性があります。この期間中、本トラストの資本の一部は、購入された当該有価証券に拘束されることになるため、本トラストが他の機会へ投資することを妨げる結果になる可能性があります。

原資産であるファンド

本トラストは、規制された、もしくは規制されていない集団投資スキーム、または投資運用会社、および/もしくはその他のマン・グループの企業、および/もしくは独立した投資運用者により管理される、その他のプールされたビークルに、その資産の一部またはすべてを投資することができます。本トラストがそれを通して直接または間接的に投資をする原資産ビークルは、本トラストに当てはまるリスク要因として記載された通りに、投資対象について、同様のリスクまたはより大きなリスクに直面することがあり、結果として、本トラストがこれらのリスクを間接的に負担することもあります。投資運用会社および/またはマン・グループの他のメンバー会社によって運用される原資産ビークルのレベルでは、本トラストに投資運用報酬もしくは成功報酬は課されませんが、本トラストのレベルで、および間接的に原資産ファンドのレベルで、サービス提供会社もしくはその他の運営費用の支払いに服するものとします。報酬がマン・グループのメンバー会社によって原資産ファンドに課される場合は、当該報酬は放棄されるか、または本トラストに一部払い戻されます。本トラストがそれを通して直接または間接的に投資をする原資産ビークルの投資が、(詐欺的行為、資産のオペレーション、評価または保管を含みますが、この限りではありません。)何らかの理由で失敗した場合、1口当り純資産価額もこれに従い減少することがあります。原資産ファンドが買戻しを停止するか、買戻しについてその他の制限を課す場合には、本トラストが受益証券の買戻しを充足させる能力に悪影響を及ぼす可能性があります。

本トラストは、本トラストがそれを通して直接または間接的に投資をする原資産ビークルに投資するその他のファンドの行動により重大な影響を受けることがあります。結果として、その他の一つのファンドが、本トラストがそれを通して直接または間接的に投資をする原資産ビークルから償還を受ける場合、本トラストを含む残りのファンドが、割合に応じてより高額なオペレーション費用を負担することになり、これによってリターンが低くなり、本トラストがそれを通して直接または間接的に投資をする原資産ビークルは、より大きなファンドの償還によって分散性が低下し、ポートフォリオのリスクを増大させることがあります。

ETF

本トラストは、ETF(公に取引されている、ユニット型投資信託、オープンエンド型ファンド、または特定の指標もしくは関連する産業に係る企業群の業績および配当利回に追従することを狙う預託証書)に直接または間接に投資することがあります。これらの指標は、広範な基盤をもつセクターの指標、または国際的な指標であることがあります。しかしETFの保有者は、一般的に、その設計上追従することとなる原資産の有価証券保有者と同じリスクに服します。ETFは、ETFが取引される取引所の方針に基づいて、一定の追加的リスク(その設計上追従することとなる原資産の有価証券の価格変動に完全に相関しないリスク、および市場の状況またはその他の理由によりETFの取引が停止されるリスクを含みますが、この限りではありません。)にも服します。加えて、本トラストは、ETFのその他の保有者とともに、投資運用報酬を含むETFの費用を持分に比例して負担することがあります。したがって、受益証券の保有者は、本トラストの費用(例えば、投資運用報酬およびオペレーション費用)の比例的な負担分に加えて、ETFに関して類似する費用を間接的に負担し、このことが本トラストの資本に対するリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

空売り

空売りは、売主に保有されない有価証券を売却し、かつ借り受けた有価証券を後日返却する義務のもとに、買主に交付する目的で当該売却に係る有価証券を借受けるものです。空売りにより、売主は、市場価格が取引費用および有価証券の借受費用を超えて下落した場合、その範囲において市場価格の下落から利益を得ることになります。本トラストが空売りを行う範囲は、投資運用会社の戦略及び投資機会に依存します。空売りにおいては、対象の有価証券の価格が限度なく増加する理論的な可能性があり、これによって本トラストが空売りに係る有価証券を買い戻す費用が増加するため、理論的には、無限の損失のリスクを発生させます。本トラストが空売りされた有価証券を借入れる能力を維持できるという保証はありません。このような場合でも、本トラストは「Buy - in」(つまり、貸手に返却するため公開市場で有価証券を

買戻すことを強制されること)となる可能性があります。空売りに係る有価証券が、市場で値付けされた価格で、または値付けされた近辺の価格で売出されるという保証もありません。ショート・ポジションの清算のために証券を買い付けること自体が証券価格を値上がりさせることになり、損失を拡大させることがあります。

債券

本トラストは、企業および政府による債券および負債性商品に直接または間接に投資でき、このような有価証券に係るショート・ポジションをとることができます。本トラストは、当該証券が資本増加(ショート・ポジションの場合は資本減少)の機会を提供するときにこのような有価証券に投資する場合があり、一時的なディフェンシブの目的、および流動性を維持する目的でもそれらの有価証券に投資することがあります。債券には特に、会社が発行する債券、社債および債務証書、主権国家の政府が発行または保証する債務証書、地方公共団体の債券、債務担保証券(CDO)に裏付けされた証券を含む、モーゲージ担保証券(MBS)および資産担保証券(ABS)を含みます。本トラストはまた、(とりわけ)クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)の使用により、会社、地方公共団体および主権国家の信用リスクに晒されることがあります。これらの有価証券は、固定金利、変動金利または自由変動金利を支払わなければならないことがあり、ゼロクーポン債を含むことがあります。

債券は、債務の条件に従った、発行体の利息の支払能力および元本の返済能力の影響を受け(つまり信用リスク)、とりわけ金利感応度、発行体の信用力に対する市場認識および一般的な市場の流動性による価格ボラティリティの影響をうけます(つまり市場リスク)。景気後退は、こうした有価証券の大半の市場を深刻に混乱させ、かかる商品の価値に悪影響を及ぼすことがあります。かかる景気の低迷が、当該有価証券の発行体の元本返済能力、および利息支払能力に悪影響を及ぼし、かかる有価証券への債務不履行の発生を増大させる可能性があります。

本トラストは、投資適格の債券および(通常ジャンク債と呼ばれる)投機的格付けの債券のいずれにも 投資することができ、また格付けを取得していない債券にも投資することができます。低格付けに分類さ れている投機的格付けの債券および格付けを取得していない債券は、重大な債務不履行リスクを伴い、ま たは債務不履行となることがあります。個々の発行体に係る経済状態または経済発展への悪影響は、債券 価格のボラティリティを引き起こし、投機的格付けの債券発行体の元本および利息支払能力を、より高い 格付けの債券発行体に比べて弱めることがあります。さらに、より低い格付けの債券市場は、より高い格 付けの債券市場に比べて小規模化し動きが減少することがあります。

金融危機は、市場が通常予測されるよりも高いボラティリティ水準に服する場合は、非常に大きな資産プールに裏付けられた有価証券ですら、ボラティリティに服することを示しました。クレジットカード債務またはモーゲージ債務といった十分に大きな資産プールによるキャッシュ・フローは高く安定するとヒストリカルな統計が示しているように見受けられるため、金融危機以前は、CDOに裏付けられた債券は低リスクの商品であるとみなされていました。したがって、格付機関は頻繁にこれらの有価証券に投資適格の格付けを付し、多くの場合、「AAA」またはそれと同等の格付けでした。かかる高格付けにも関わらず金融危機の間、これらの債権の多くの保有者は、とりわけ原資産の債務者による統計的にも例を見ない水準の債務不履行により、重大な損失を蒙りました。同等の市場において、本トラストが保有するMBSまたはABSが同様の損失を蒙らないという保証はありません。

本トラストがMBSまたは不動産を担保とするその他の債券に投資する場合、不動産市場の特徴である価値の変動および循環に加えて、とりわけ以下を含む特定のリスクに晒されます;国内的または国際的な経済状態のマイナスの変化;不動産の需給の変化;不動産のテナント、買主および売主の財務状況;借入金調達の可能性の変化;金利、為替レート、不動産への税率およびその他のオペレーション費用の変化;ならびに家賃統制に係る規制の可能性、環境法令、不動産に係る法令、都市計画の法令、その他の規制および財政政策を含む政府の行動。

デリバティブ商品一般

本トラストは、差金決済取引(CFD)および一定のクレジット・デリバティブを含む(これらに限定され ません。)デリバティブ取引を締結することができます。投資機会が本トラストの投資目的に合致してお り法的に許容される範囲で、現在は使用されていない、または現在は利用できないが開発される可能性が ある一定のその他のデリバティブ商品について投資機会を利用することができます。現時点では、もしく は商品が開発されるか本トラストが投資するまで決定できない将来に、本トラストが投資する商品に特別 なリスクが適用されることがあります。例えば、クレジット・デリバティブに係るリスクは、契約に基づ いてある事由により支払いが発生するか否か、およびかかる支払いが負債を相殺するかまたはその他の金 融商品で支払うべき支払いを相殺するかの決定も含むことがあります。過去には、ある契約のトリガー・ イベントが他の契約のトリガー・イベントに合致しないことにクレジット・デリバティブの買手および売 手が気づき、当該買手または売手をさらなるリスクに晒したことがあります。その他のスワップ、オプ ションおよびその他のデリバティブ商品は、市場リスク、規制リスク、税務リスク、流動性リスク、取引 相手方による不履行リスク(当該取引相手方の財務健全性および信用性に関するリスクを含みます。)、 法務リスクならびにオペレーション上のリスクを含むさまざまなリスクに服します。本トラストがコモ ディティに関連する先物または先渡などのデリバティブへ投資する場合、関連するポジションを適時に清 算できなかった場合は、本トラストはかかるコモディティの現物を交付することを求められたり、短期間 で他の当事者に現物を交付することの手配を求められ、その結果、追加費用が発生するリスクがありま す。加えて、新しいデリバティブ商品が開発されると、文書が標準されていないので取引相手方との紛争 または取引相手方の誤解につながることがあります。本トラストが参加できるデリバティブ商品について は規制的環境および税務的環境が進化しており、かかる金融商品の規制または税制の変化が本トラストに 重大な悪影響を及ぼすことがあります。

デリバティブ取引の追加的な一般的リスク(各々について以下に述べる)には、()レバレッジ効果、()有利な条件でポジションを手仕舞うことができない、もしくはまったく手仕舞うことができない場合、()原有価証券の価格、()店頭取引、および()契約上の不均衡および非効率、が含まれます。

() デリバティブに潜在するレバレッジ効果

デリバティブへ投資する際には、一般的に、当初預託金または「当初証拠金」をブローカーに支払う。上場デリバティブの場合、ブローカーは、マージン・コール(追加証拠金)等の追加の支払いを取扱います。契約価格の比較的小さな動きが、実際に預託された当初証拠金の額に対して高い比率の利益もしくは損失をもたらす可能性があり、本トラストに対し相当な額のマージン・コールが要求される結果になる可能性があります。本トラストは、時期尚早に投資対象を現金化しなければならなくなるか、本トラストの損失となり得るマージン・コールを賄うために借入を行わなければならなくなる場合があり、その結果、本トラストの運用成績および受益者へのリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

() 有利な条件でポジションを手仕舞うことができない、もしくはまったく手仕舞うことができない 場合

上場デリバティブに設定されている一日当りの値幅制限や投機的ポジション制限が迅速なポジション清算の妨げとなる場合があり、それが本トラストの運用成績および受益者へのリターンに重要な悪影響を及ぼす可能性があります。

()原有価証券の価格に関するリスク

オプションなどの原有価証券または原指数を伴うデリバティブへ投資する場合、本トラストは、 当該原有価証券の市場価格の変動リスクにさらされることになります。

()店頭取引契約

先渡金融商品取引契約などの取引所外取引契約もしくは「店頭」取引契約は、以下の要因により、取引所で取引される契約よりも大きな価格変動幅および非流動性が伴う可能性があります:

() 当該金融商品のマーケット・メイクの義務を負っていない非公式の銀行およびその他ディー

ラーのネットワークを通じて取引されること、()マーケット・メイカーがほとんど存在しないため、買い呼び値と売り呼び値のスプレッドが拡大し、取引量が少なくなる可能性が高いこと、()ポジションの日々の値洗いが行われないため、既存のポジションの清算、ポジションの価額の評価またはリスク相当額の評価が不可能となる可能性があること、および()取引のカウンターパーティーが当該契約における当該カウンターパーティー側の義務を履行できないか履行する意思がない場合で当該契約が取引所もしくは清算機関により保証されていない場合、かかる不履行は潜在的利益を解消させることになり、本トラストが、その時の実勢価格(その決定は困難となる

可能性があります。)で再販売もしくは買戻しを行う約束(もしあれば)を履行するための資金を 調達せざるを得なくなること。これらのいずれの事象も、本トラストの運用成績および受益者への

()契約上の不均衡および非効率性

リターンに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

本トラストは、中途解約条項など、カウンターパーティーとの関係で本トラストが「不均衡」な 地位に置かれるような規定を含む一定の契約を締結する場合があります。かかる規定では、カウン ターパーティーは、純資産価額の一定の減少、不適切な担保コールもしくは担保回収の遅延などに 基づき一方的に契約を解除できます。本トラストがカウンターパーティーに対し類似の権利を有し ていない場合、本トラストの当該カウンターパーティーに対するエクスポージャーは上昇し、その 結果、本トラストの運用成績および受益者のリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

先物

先物の価額は、コモディティといった、原資産である金融商品の価格に依存しています。先物の価格はボラティリティが高く、先物契約の価格動向はとりわけ、金利、需給関係の変化、取引、財務、金融および為替のコントロール・プログラムおよび政府の政策、ならびに国内的および国際的な政治的・経済的事象および政治的・経済的政策の影響を受ける可能性があります。加えて先物への投資は、本トラストのポジション取引が行われる取引所の破綻、決済機関または取引相手方の取引不履行というリスクに服します。

一定の商品取引所が「一日当り価格変動制限」または「一日当り値幅制限」と呼ばれる規制により一定の先物契約価格の一日の変動を制限していることから、先物のポジションの流動性がなくなることがあります。かかる一日の値幅制限の元では、一取引日の間に、値幅制限を超えた価格で取引が行われることはありません。特定の先物契約の価格が値幅制限と同額まで増加または減少すると、取引者が当該制限と同額、または当該制限以内において取引を実行する意思がない限り、この契約のポジションは売却も清算もすることができません。これにより、本トラストは速やかにマイナスのポジションを清算することができなくなり重大な損失を蒙る可能性があり、または本トラストが望ましい取引を締結できなくなる可能性があります。例外的な状況においては、先物の取引所またはその他の規制機関は、特定の先物契約の取引、またはかかる契約中の未決済のポジションすべての清算もしくは決済の注文を停止することができます。

株価指数先物の価格は、一定の市場の歪みにより、原資産である株価指数の動向と完全には相関しなくなることがあります。第一に、先物市場のすべての参加者は、証拠金の預託要件および証拠金維持の要件に服します。株主が追加証拠金の預託要件に対応せずに、取引の相殺を通して先物契約を手じまいすることがあり、これが当該指標と先物市場間の正常な関係をゆがめることがあります。第二に、投機家の視点では、先物市場における預託金の要件は有価証券市場の証拠金要件に比べて負担が大きくありません。このため先物市場へ投機家の参加が増え、価格の歪みも引き起こされる場合があります。本トラストによる株価指数の使用の成功も、投資運用会社が正確に市場の方向性の動向を予測する能力に影響をうけます。オプション

本トラストは、コール・オプションおよび / またはプット・オプションの売却および購入に付随するリスクを負うことがあります。

カバーされるコール・オプション (つまり、売主は原資産である有価証券を保有しています。)の売主 (リスクの引受者)は、原資産である有価証券の市場価格が、当該原資産である有価証券の買取価格から

受領するプレミアムを差引いた額を下回るリスクを負い、かつオプションの行使価格を上回る原資産である有価証券の売却益を得る機会を放棄することになります。カバーされていないコール・オプションの売主は、原資産である有価証券を保有していないため、理論的には、当該有価証券の市場価格がオプションの行使価格を際限なく上回るリスクを負います。カバーされていないコール・オプションの行使を満足するために必要な有価証券が、著しく高い価格以外では購入できなくなっていることがあり、このためプレミアムの価値が減少しまたは消滅することがあります。カバーされていないコール・オプションの行使をカバーするための有価証券の購入により、当該有価証券の価格が高騰し、損失を拡大させる可能性があります。コール・オプションの買主は、コール・オプションに係るプレミアム全部を失うリスクを負います。

カバーされているプット・オプション(つまり、売主は原資産である有価証券につきショート・ポジションを取っています。)の売主(リスクの引受者)は、原資産である有価証券の市場価格が、受領するプレミアムに当該有価証券の売却価格を加えた額(ショート・ポジションを確立したとき)を超えて増加するリスクを負い、市場価格がオプションの行使価格を下回る場合には、原資産である有価証券から利益を得る機会を放棄することになります。カバーされていないプット・オプションの売主は、原資産である有価証券の市場価格が、オプションの行使価格を下回るリスクを負っています。プット・オプションの買主は、プット・オプションに係るプレミアム全部を失うリスクを負います。

スワップ

本トラストは、スワップ取引を締結することができます。スワップは、参照原資産を購入する必要がな く特定のリターンを獲得する試みで締結されます。トータル・リターン・スワップ、プライス・リター ン・スワップ、ボラティリティ・スワップ、バリアンス・スワップ、パフォーマンス・スワップ、レー ト・スワップ、ベーシス・スワップ、金利先渡取引、スワップション、バスケット・スワップ、インデッ クス・スワップ、キャップ取引、フロア取引、カラー取引、通貨スワップ取引、クロス・カレンシー・ス ワップ取引またはその他の同様の取引の使用により、参照している債券、株式またはハイブリッド証券、 信用、レート、コモディティ、通貨、バスケットまたは指標(これらの取引に関するオプションを含みま す。)が、投資技法および通常の有価証券取引に付随するものと異なるリスクを含む特殊な活動になるこ とがあります。スワップは、各当事者が他の当事者に一括払いまたは定期払いで支払うことに合意する、 個別の交渉による取引です。一定のスワップ契約は、ある当事者に「前払い」およびその他の当事者の支 払いと異なる時期(しばしば通貨スワップにみられる場合です。)に支払うことを要求しており、この場 合、当該スワップの元本価額の全体が、その他のスワップの当事者が契約による現物受渡義務につき債務 不履行となるリスクを蒙ることがあります。金利スワップなどのスワップ契約は通常、当事者に対して 「元本」の支払いを義務付けておらず、合意した金利のみ、または合意された「想定」額に適用される金 額のみを支払うよう義務付けています。したがって、本トラストの貸倒損失リスクは、純額ベースで受領 する利息支払額となることがあります。スワップ取引は、通常全額について資金調達されるわけではあり ませんので、しばしば取引相手方から証拠金の支払いを求められます。取引が「イン・ザ・マネー」の場 合、本トラストは証拠金の超過額が返還されるまで、さらに取引相手方の信用リスクに晒されることにな ります。

現在一定のスワップ契約は、組織化された取引所または決済機関の責任ではなく、個々の取引相手方の責任で履行されるプリンシパル間の取引です。このようにして、本トラストは取引相手方による債務不履行リスクおよび取引相手方の信用リスクに晒されています。加えて、取引に関する証拠金率は、しばしば本トラストの取引相手方の裁量によるものであり、これにより一定の状況では本トラストにとって、予期しないほど多額のマージン・コールおよび関連する流動性の枯渇となることがあります。しかし世界的な規制当局は、最近、さらに厳密に店頭取引市場を規制する方向に動いており、このため、現在、一定のスワップは規制された市場で実行され、規制を受けた決済機関を通して決済されることが要求されています。また現在の店頭スワップの大部分もそのように実行および決済されることが要求されており、強制的な証拠金の要件に服さなければなりません。この規制の改革が、どのくらい効果的に取引相手方リスクを

減じ、市場の効率性を高めるかは不透明です。かかる取引に関連する将来の費用および担保の提供の流動性の影響もまた不透明ですが、現在の状況を著しく上回ることがあり、これによりリターンが減額されることがあります。加えてスワップ取引は、原資産から派生した価値についての契約です。このようにして原資産の価格の動向が、スワップに埋め込まれたレバレッジにより、取引の結果生じる利益または損失を拡大する可能性があります。デリバティブ取引一般と同じく、取引相手方のヘッジを基準とした価格、ならびに締結および解約につき発生する資金調達費用が、参照原資産を直接購入するよりも高額になることがあります。さらに本トラストによる市場価額、金利、為替相場の予測が不正確であることがあり、全般的な投資運用結果が、本トラストがスワップ取引に携わらなければ達成されたであろう結果よりも悪くなることがあります。下記の「OTCデリバティブ市場の規制の進展」をご参照ください。

先渡契約

本トラストは、先渡契約を使用することができます。先渡契約は、特定の商品または権利を将来の日に特定の価格で買付けまたは売付ける義務を伴うものです。先渡契約は、将来の為替レート水準の不確実性に対する保護とうへッジ目的で本トラストに使用されることがあります。先渡契約はまた、本トラストの基準通貨以外の通貨で保有されている既存の保有有価証券の価値を保護するために使用されることもあります。ダウンサイド・リスクをヘッジする試みの場合のように、当該有価証券の価額とかかる保有について締結した先渡契約の間に不完全な相関性が生じ、保護されない損失となることがあります。先渡契約は、本トラストの投資目的を追求するために投資目的(非ヘッジ目的)で使用されることもあり、例えば特定の通貨の価額が上昇または下落することが予想される場合などがこれにあたります。

先渡契約および先渡契約に係るオプションは、先物契約と異なり、一般的には取引所で取引されず、か つ標準化されていません。むしろこれらの市場では、銀行およびディーラーはプリンシパルとして行為 し、個別に各取引を交渉しています。ただし、一定の為替先渡契約は、スワップと同様にCFTCの規制対象 となっており、スワップ執行ファシリティでの自発的取引が開始されています。本トラストが米国人とみ なされる限度で、または本トラストのカウンターパーティーがCFTCのスワップ規制の目的上米国人である 場合は、一部の契約は規制されている米国の清算機関を通じた中央清算が要求される可能性があり、将来 は規制対象取引所での取引が義務づけられる可能性があります。下記の「OTCデリバティブ市場の規制の進 展」をご参照ください。銀行間の先渡取引および「現金」取引は、大部分が規制されていません。日次の 値動きに制限がなく、投機的なポジションに対する制限も適用されません。先物契約のように、先渡契約 では常に、関連する投資対象につき先渡契約がもたらす経済的エクスポージャーに比して、非常に少額な 証拠金の提供のみを要求しています。これにより「ギアリング」効果または「レバレッジ」効果が発生し ます。これが意味するのは、少額の証拠金支払いは、利益の拡大同様に損失の拡大にもつながる可能性が ある、ということです。また、原資産である商品の比較的小さな動きが、比例的に先渡契約の価値を著し く大きく動かす可能性もあります。銀行間の先渡市場で取引をするプリンシパルは、取引する通貨および コモディティについてマーケット・メイクを続けることは要求されておらず、これらの市場には流動性が ない期間(時には非常に長期となりえます)が発生する可能性があります。これらの市場の一定の参加者 が、一定の通貨もしくはコモディティについて建値を拒否した期間、または購入に準備している価格と売 却に準備している価格の間に非常に広いスプレッドがある価格を建値した期間がありました。非常に大き な取引量、政治的な介入、市場の混乱、原資産に影響する予期しない第三国の事象、予定外の休日および 市場の閉鎖、またはその他の要因によって、為替市場を中心に先渡市場に混乱が生じる可能性がありま す。政府当局によるコントロールの実施は、かかる先渡取引を、投資運用会社が当該コントロールがない 場合を想定して推奨したものに比べて小規模に制限することがあり、本トラストを害する結果となる可能 性があります。市場の流動性がなくなること、または市場の混乱は、本トラストに大規模な損失をもたら す可能性があります。

差金決済取引 (CFD)

差金決済取引契約は、買主と売主の二当事者間の契約であり、売主は買主に対し、資産(有価証券、金融商品、バスケットもしくは指数)の現在価値と契約時の価額との差額を支払う義務を負います。かかる

差額がマイナスであれば、買主が売主に対し支払うことになります。CFDの投資者は、変動証拠金を差し入れて、合成的なロング・ポジションまたは合成的なショート・ポジションを取ることもでき、先物契約とは異なり、定められた失効日または契約規模はありません。株式とは異なり、CFDの買主は、その支払った証拠金の額をはるかに上回る責任を潜在的に引き受けることになります。

法務リスク、規制リスクおよび課税リスク

ヘッジファンドに関する規制リスク

本トラストの存続期間中に、本トラストに悪影響を及ぼす可能性のある、法律、税務および規制の進行が生じる可能性があります。有価証券市場および先物市場は、包括的な規制および法令による制限、規則ルールならびに証拠金の要件に服します。英国のFCA (Financial Conduct Authority)、その他の規制当局、自主規制機関および取引所は、市場の緊急事態の場合には、特別の措置を取る権限を与えられていることがあります。デリバティブ取引およびかかる取引に使用される資金の規制は、法律分野の中でも発展中の分野で、政府による改正および司法判断の影響を受けます。民間資金に対する規制環境は発展しつつあり、民間資金の規制の変化は、本トラストが保有する投資対象の価値、および本トラストが規制の変化がなければ得ていたかもしれないレバレッジを獲得する能力、または取引戦略を追求する能力に悪影響を与えることがあります。自主規制同様、オルタナティブ投資産業全般に対する政府の審査も強化されてきています。(もしあるとしても)どのような規制の変化が起こるかを予測することは不可能ですが、本トラストが有価証券を取引する能力もしくは本トラストが信用供与を受ける能力、またはブローカーおよびその他の取引相手方が取引において信用供与する能力、を制限するような規制(このような結果を引き起こすその他の規制の変化同様)は、本トラストの収益可能性に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

2013年7月、AIFMに対する調和した規制体制を導入する目的のAIFM指令が発効しました。AIFM指令は、オルタナティブ投資の運用者同様にオルタナティブ投資ファンド自体にも適用される欧州の規制および監督のフレームワークの導入を規定しています。AIFM指令の前文によると、AIFM指令は、オルタナティブ投資ファンド運用者の行為に関連して特定された多くのリスクに対応することを目的とします。AIFM指令は、オルタナティブ投資運用者、およびその間接的な結果としてオルタナティブ投資ファンドそのものを一定の規制に服させることにより、これらのリスクに対応することを目的としており、この規制の結果、投資運用会社のオペレーションが制限され、または本トラストの合計経費率が増加し、リターンが減少することがあります。現在のところ、前述の実施による完全な影響を正確に評価することはできませんが、本トラストがさらなる規制に服し、投資者に追加的な費用が発生することがあります。

さらに米国では、ドッド = フランク・ウォール・ストリート改革および消費者保護に関する2010年法 (以下「ドッド = フランク法」といいます。)が、これまで規制されていなかった市場、市場参加者および金融商品を規制するための包括的な枠組を定めており、その他の市場、市場参加者および金融商品に係る規制の多くを大幅に改定しています。ドッド = フランク法の多くの条項が、適用ある規制当局による規則の策定を要求し、多くの研究および報告を命じているため、当該立法の最終的な範囲および影響はいまだに完全には確定されていませんが、本トラストおよび/または投資運用会社に影響する可能性が高いと見込まれます。

店頭デリバティブ市場の規制の進展

欧州市場インフラストラクチャー規則(以下「EMIR」といいます。)は、特に強制的な集中決済および取引の報告を課すこと、ならびに集中決済されない取引については取引相手方にリスク管理義務(タイムリーな約定、ポートフォリオ再構築、紛争の解決および証拠金要件を含む。)を課すことを含めて、欧州の店頭デリバティブ市場を初めて包括的に規制するよう求めています。ドッド=フランク法は、初めて店頭デリバティブ市場の規制の大幅な強化を定めた条項を含んでいます。ドッド=フランク法は、店頭デリバティブ取引の大部分が規制された市場で執行され、規制された決済機関に決済のために提出されることを要求しています。例えば、一定の金利スワップ(CFTCによってスワップとして定義される一定の為替先渡を含む。)およびクレジット・デフォルト・インデックス・スワップが米国人によって取引される場合

には、CFTCによって、清算が義務付られます。清算が義務化されるこれらのOTC取引は、該当する清算機関が定める当初・変動証拠金の最低額要件の他、CFTC、SECおよび/または連邦レベルのPrudential Regulatorsにより強制的に課せされる証拠金要件の対象となります。さらにOTCデリバティブのディーラーにも、清算機関への証拠金の預託が義務づけられ、非清算OTC取引を行うことが認められている場合、ディーラーは、そのオペレーションにおいて当該証拠金を使うかわりに清算機関を通じて顧客の取引の決済を行います。この結果、店頭デリバティブディーラーの費用は増加し、かつ今後も増加することが予想され、これらの増加した費用が、より高額のアップフロントの証拠金および値洗証拠金、より不利な取引価格、および新しいまたは増加した潜在的手数料の形(清算口座維持手数料等)で、その他の市場参加者に転嫁されることが予測されます。EMIRおよびドッド=フランク法が本トラストに及ぼす全般的な影響はきわめて不確実であり、またOTCデリバティブ市場が新しい規制上の要件にどのように適合していくかについても不確実です。

またCFTCは、現在、店頭取引市場で二当事者間の契約ベースで行われていた一定のデリバティブ取引について、規制された先物取引所、もしくはスワップ取引所または執行機関を通して執行することを義務付けています。SECも、近い将来に一定の有価証券に基づくデリバティブに対して類似の要件を課すことが予想されていますが、SECが並行的に課す要件がいつから実施されるかは不確定です。本トラストが、一つまたは複数の当該取引所または執行機関の直接的な会員になることを決定した場合、本トラストは当該取引所または執行機関の全規則に服することになるため、本トラストには追加的なリスクおよび責任ならびに潜在的な追加規制要件がかかることになります。同様に、欧州の規制当局もEMIRに基づいて、かかるデリバティブ取引の大部分について、取引所で実行し、および/または中央で決済するよう要求することができます。かかる要件は、本トラストを含む投資ファンドが、高度にオーダーメイドの取引を締結することを、さらに困難に、および高額にすることがあります。かかる要件はまた、本トラストが携わっていたかもしれない一定の戦略を不可能に、または高額にし、戦略の実行が経済的ではなくなるようにすることがあります。また、店頭デリバティブディーラーの費用を全般的に増額し、これが少なくとも部分的に、より高額な報酬またはより不利な手数料基準といった形で、市場参加者に対して転嫁される可能性があります。EMIRおよびドッド=フランク法の本トラストに対する全体的な影響は非常に不確かで、および店頭デリバティブ市場がこれらの新しい規制体制にどのように適合するかは不明確です。

ドッド = フランク法の「ヴォルカー・ルール」に該当する部分は、銀行、「銀行持株会社」およびその 他規制対象エンティティによる投機的な自己勘定取引を大幅に制限するものです。その結果、これまで金 融機関の自己勘定取引に携わってきた相当な数のポートフォリオ・マネジャーが、新たにプライベート投 資ファンドへ流入しています。かかる流入によって、本トラストの投資セクターで取引する他の有能な ポートフォリオ・マネジャーとの本トラストの競合状況は一層激化するのみです。

欧州連合の改訂金融商品市場指令(第2014/65/EU号)(以下「MiFID 指令」といいます。)に基づき委託され同指令に基づき作成されたEU規制を施行する各MiFID 指令、MiFID 指令を実行するために欧州連合加盟国に導入された法令、および欧州連合の金融商品市場規則(第600/2014号)(以下「MiFIR」といい、MiFID 指令と合わせ、以下「MiFID」といいます。)は、投資運用会社に新たな規制上の義務を課しています。これらの規制上の義務は、本トラストの投資戦略に影響を与え、その実行を抑制することがあり、また投資運用会社および/または本トラストにとってコンプライアンス義務および発生する費用の増加につながることがあります。

取引前および取引後の透明性の向上

MiFID

MiFID は、欧州連合の取引場所においておよび欧州連合の取引相手方との取引に関しより広い透明性制度を導入します。MiFID は、取引前および取引後の透明性制度を拡大させ、規制市場で取引されている株式から、預託証券、株価指数連動型投資信託(ETF)および規制された取引場所において取引されている証書など株式類似の金融商品を含むのみならず、債券、仕組金融商品、排出枠およびデリバティブなどの非株式も含むこととなりました。

MiFID に基づく拡大された透明性制度は、「ダークプール」およびその他の非規制取引場所の利用に対する制限とともに、特に債券市場において本トラストに不利益をもたらし得る、より広範な資産クラスおよび金融商品の全域で、価格発見の強化につながることがあります。こうした透明性および価格発見の拡大は、世界的に行う取引に大規模な影響を及ぼすことがあり、それは本トラストの純資産価額に悪影響を及ぼすことがあります。

株式 - 取引所での取引の強制

MiFID により、EU規制を受けている会社は欧州連合の取引場所(または組織的内部取引業者であるかもしくは第三国におけるそれと同等の取引場所としての会社との間)においてのみ株式取引を執行することができるとの新たな規則が導入されます。この要件の範囲内にある金融商品は、欧州連合の取引場所において取引が認められている一切の株式であり、これには主たる上場場所が欧州連合以外である株式を含みます。この規則の結果として、欧州連合の上場株式の取引所外取引または店頭取引を欧州連合の取引相手方と行う可能性に対する大幅な制限が導入されることとなります。本トラストの投資目的および投資戦略を遂行する投資運用会社の能力に対するこの規則の全体的な影響は、不確実です。

店頭取引デリバティブ

MiFID は、一定の標準化した店頭取引デリバティブ(EMIRに基づく強制的決済義務に服するものすべてを含む。)は、規制された取引場所において執行されることを要求しています。さらに、MiFID は、より大きな価格透明性および二者間取引の競争をもたらすことが意図された新たな取引場所である「組織化された取引施設」を導入します。当該変更の本トラストに対する全体的な影響は非常に不確実であり、また店頭デリバティブ市場がこの新たな規制体制にどのように適応するかは不透明です。

コモディティのポジション制限および報告

MiFID により、一定のコモディティ・デリバティブに関するポジション制限およびポジション報告要件が、欧州連合域内に初めて導入されます。施行規則がまだ最終決定されていないため、これらの要件の詳細な意味合いおよび範囲はまだ不明です。しかしながら、こうした施行規則により、投資運用会社がその保有または運用するすべての勘定に代わり一定のコモディティ・デリバティブに保有できるポジションに制限が課され、投資運用会社にはより積極的にかかるポジションのモニターを行うことが要求される可能性が高くなります。投資運用会社のおよび/または本トラストのポジションがポジションの制限値に到達した場合、当該制限を遵守するために、これらポジションの削減が必要となります。

直接的な市場アクセスの利用に対する変化

MIFID は、自社の取引システムを通じて顧客が欧州連合の取引場所での取引を可能にする直接的市場アクセス(以下「DMA」といいます。)サービスを提供する欧州連合の銀行およびブローカーに対し、新たな要件を導入します。欧州連合のDMA提供者は、その顧客に対し、取引および信用枠を課し、モニタリングの権限を享受することを要求されます。欧州連合のDMA提供者はまた、MIFID および取引場所規則の遵守に取り組むその顧客と、拘束力のある書面による契約を締結する必要があります。こうした変更は本トラストの投資戦略の遂行に影響を及ぼすことがあります。

方針および手続の変更ならびにコンプライアンス・コスト

MiFID により、最良の執行、調査に対する支払いおよび利用、アルゴリズムによる取引、高頻度取引および利益相反に関するものを含め、投資運用会社に適用されることのあるいくつかの方針および手続きに対し、重要な変更を必要とします。こうした変更は本トラストの投資戦略に悪影響を及ぼさないとの保証はありません。こうした要件の遵守により、多額の費用がかかることとなる可能性が高く、本トラストは、本トラストに関係するMiFID の遵守にかかる投資運用会社の費用の一定の割合を、直接的または間接的に負担する可能性があります。

市場濫用指令

2014年4月、欧州議会は、市場濫用規制(MAR)を含む市場濫用指令ならびにインサイダー取引および市場操作に対する刑事制裁に関する指令(CSMAD)のレビュー結果としての提案を採択しました(以下、併せて「MAD II」という。)。MARは、市場濫用規制制度の範囲が拡大され、異なる取引システムおよび金融商

品が初めてその対象に含められるとともに、近年の技術革新(特にアルゴリズム取引および高頻度取引など)も考慮されています。最終法案は、2014年12月6日付のオフィシャル・ジャーナルで公布されました。現在、MARに関する施行措置の欧州委員会による採択ならびに加盟国によるCSMADの国内法化には24カ月間の期限が設けられています。MARは、直物市場とデリバティブ市場(コモディティ市場を含む。)との間の相互作用の問題に対処するものであり、加盟国に市場濫用違反に対する刑事制裁を導入することを認める規定を設けるなど、当該市場間での潜在的な濫用および操作の源に対処するものです。これらの改正が採択された場合には、本トラストが運用される市場に対する規制ならびにオペレーション要件および遵守要件が強化されていく可能性があります。

空売りおよびクレジット・デフォルト・スワップの規制の進展

2012年11月から、空売りおよびクレジット・デフォルト・スワップは、EU Regulation on Short Selling and certain aspects of Credit Default Swaps (空売りおよびクレジット・デフォルト・スワップの一定の特徴に対する規制) (以下「本空売規制」といいます。)の条項に服しており、これについては、2012年3月24日に発行されたEUの公式ジャーナルに掲載されました。本空売規制は、EUの株式およびソブリン債で空売りを実施する者に対する規制および開示要件を導入しており、EUのソブリン債務における、カバーされていないクレジット・デフォルト・スワップ (つまり、投資者が、ヘッジしようとしているソブリン債務そのもの、またはその価額が当該ソブリン債務に相関する資産もしくは負債に係るエクスポージャーを有していない場合をいいます。)の締結を禁じています。加えて、本空売規制は加盟国の権限ある官庁に対して、空売りの禁止または制限、ソブリンに係るクレジット・デフォルト・スワップの制限、および、とりわけ市場が低迷している時期の緊急時開示要件の強制を認めています。権限ある官庁はまた、一日で著しい価格の下落を蒙ったことのある個々の金融商品の空売りを制限することもできます。

ドッド = フランク法の条項およびSECによって発布された新しい規則は、空売りの費用を増加させ、空売りされる有価証券の発行体と交流することをより困難にし、空売りの価格またはタイミングを変えることがあります。ドッド = フランク法は、ブローカー・ディーラーが全額支払い済みの顧客の有価証券を空売りのために使用することを許容することからオプトアウトする顧客の権利について、ブローカー・ディーラーから顧客に知らせる通知を提供するよう要求しています。多くのブローカー・ディーラーの顧客が、全額支払い済みの顧客の有価証券が空売りに使用されることからオプトアウトする場合、特に「裸の空売り」の防止を目的としたSECの2008年空売り規則の採用の後は、事前借入れのための株式確保がより高額になることがあります。さらに、SECの「サーキット・ブレーカー・アップティック・ルール」は、上場市場で株式が10%下落した日およびその翌日に、本トラストが有価証券を空売りする能力を制限します。ただし、最終の最良気配値を上回る価格での取引を除きます。

SEC規則および本空売規制の条項は、本トラストの投資プログラムが、投資運用会社が有益であるとみなすポジションを取ることを妨げ、本トラストの投資プログラムを妨害することがあります。こうした条項は、市場の効率性に対する制限により、結果として一定の金融商品の過大評価となることがあります。加えて、SECの「サーキット・ブレーカー・アップティック・ルール」、および本空売規制に基づいて市場が低迷している時期に個々の金融商品について権限ある官庁に付与される非常権限は、ヘッジ・ポジション、または投資運用会社が本トラストにとって最善の利益になるとみなすその他のポジションを本トラストが取ることを妨げることによって、本トラストに悪影響を及ぼすことがあります。このため、本空売規制に基づく緊急措置の強制は、結果として本トラストにとって多大な損失になる可能性があります。

ポジションの制限

さまざまな規制当局または取引所に課される「ポジション制限」は、本トラストの望ましい取引を実行する能力を制限することがあります。ポジション制限額は、一人の者または一つの法主体が特定の金融商品につき保有またはコントロールできる総額、ロング・ポジション純額、またはショート・ポジション純額の最大額です。同一の者または法主体により保有または管理されているすべてのポジションは、異なる口座に保有されている場合でも、適用されるポジション制限を超過しているか否かを決定する目的では、合計されることがあります。このため本トラストが、適用されるポジション制限を超過することを意図し

ていない場合でも、投資運用会社のその他の口座が本トラストとともに合計される可能性があります。本トラストのポジション制限が、関連会社のポジション制限とともに守られない場合はその範囲で、本トラストへの影響および本トラストの投資活動への制約が重大になることがあります。投資運用会社が運用しているポジションが、適用されるポジション制限を超過するときは、いつでも、投資運用会社はポジションを清算することを要求され、清算の対象は、制限内において必要な範囲で、本トラストのポジションを含むことがあります。さらにポジション制限の超過を避けるため、本トラストは一定の予定された取引をせずに済ませ、またはかかる予定された取引を変更しなければならなくなることがあります。

加えて、ドッド=フランク法によってCFTCの権限は著しく強化され、先物契約、先物契約オプション、先物もしくは先物オプションと経済的に同等のスワップ、米国の規制対象取引所で取引されるスワップ、重要な価格発見機能がみられる一定のスワップに関してポジション制限を課すことが可能となりました。このCFTCの権限強化に呼応して、2012年にCFTCは、いわゆる「適用除外コモディティ」(その大部分にはエネルギー契約と金属契約が含まれます。)に関する先物および先物オプションに関して、また農産物コモディティに関して、一連の新しい投機的ポジション制限を提案しました。提案された投機的ポジション制限に対しては、ある米国地方裁判所で無効判決が出たものの、CFTCは再び新しい一連の投機的ポジション規則を提案しており、ただそれはまだ最終案化(または効力発生)に至っておりません。CFTCがこの再提案に成功した場合、本トラストが取引できるポジションの規模またはデュレーションは厳格に制限される可能性があります。投資運用会社によって保有または運用されるすべての勘定は、投機的ポジション制限の目的上合算される可能性があります。本トラストは、当該制限を遵守するために、その保有するポジションを清算しなければならなくなるか、当該制限を遵守するために、その取引モデルが出力する取引指図を完全に実行できない可能性があります。かかる清算または実行制限は、本トラストに著しいコストを生じさせる結果となる可能性があります。

CFTCスワップ規制制度の目的上、本トラストが米国人とみなされる場合

CFTCは、ドッド=フランク法のスワップ規制制度のクロスボーダー取引への適用に関し、スワップ市場参加者のためのガイダンスの最終案を採択しました。クロスボーダースワップ取引がこの規制制度の適用対象となるのは、大部分において、スワップのカウンターパーティーの一つが「米国人」であるか否かによります。ガイダンスには新たな「米国人」の定義が定められており、これは、他の規制目的で適用されるレギュレーションSおよびCFTCのレギュレーション4.7の米国人の定義とは異なり、CFTCのスワップ規制制度の目的に限定して採択されたものです。とりわけ、この米国人の定義には、過半数が米国人により所有されている、本トラストのような米国非居住者集団投資ビークルも含まれています。本トラストの過半数が米国人により所有されている場合はいつでも、本トラストは、CFTCのスワップ規制制度の目的上は米国人となります。この場合、報告・記録維持要件ならびに一定のスワップの清算義務および将来における当該スワップの取引執行義務など、本トラストには相当な規制遵守負担がかかる可能性があります。

訴訟

本トラストの一定の投資対象について、投資運用会社および/または本トラストが民事訴訟手続において原告および/または被告になることがありえます。成功する保証のない申立てに係る費用、および/または第三者からの申立てに対する防御費用ならびに和解または裁判に従った金額の支払いは、一般的には本トラストが負担し、本トラストの純資産が減少しますが、または適用される法律に従って、受益証券の保有者に対し、分配した資産および利益を返還するよう求めることができる場合もあります。

新興国市場の法務リスク

新興国市場において民間投資および国際投資、金融商品取引、債権者の権利ならびに契約関係を規律する法令の多くは新しく、大部分が未だに真価を試されていません。

その結果、本トラストは不十分な投資者保護、矛盾する立法、不完全・不明確・確定しない法令、その他の市場参加者による規制の無視または違反、法的な救済への確立された、または効果的な道筋の欠如、 先進国市場に特徴的な標準的な技術および守秘義務を遵守する習慣の欠如、ならびに既存の規制の執行 (エンフォースメント)の欠如を含む、数多くの独特なリスクの影響を受けます。

発展途上国における規制当局によるコントロールおよびコーポレートガバナンスは、投資者の保護にほとんど配慮していないことがあります。詐欺禁止およびインサイダー取引禁止の立法は、しばしば原始的です。フィデューシャリー・デューティー(信任義務)の概念も、先進国のかかる概念に比較すると限定的です。一定の場合、経営陣が投資者の同意を得ずに重大な行為を行うことがあります。権利の保護および執行に係るこうした困難性は、本トラストおよび本トラストの運営に重大な悪影響を及ぼすことがあります。さらに、本トラストの資産が投資されている一定の新興市場国において、判決を得ること、および判決を執行することが難しいことがあります。

権利の保護および執行に係るこうした困難性は、本トラストおよび本トラストの運営に重大な悪影響を 及ぼすことがあります。さらに、本トラストの資産が投資されている一定の新興市場国において、判決を 得る、および判決を執行することが難しいことがあります。

実質的な所有者の特定および一定の支払いに係る源泉徴収

外国口座コンプライアンス法(以下「FATCA」といいます。)と呼ばれる、新しい情報報告体制および源 泉徴収体制を制定した米国追加雇用対策法案(以下「HIRE法」といいます。)が2010年3月に署名されて 法制化されました。

FATCAに基づき一定の現実の米国投資およびみなし米国投資に課される一定の支払い(総手取金の支払いを含みます。)に対する30%の米国源泉徴収税を回避するために、本トラストは2014年4月25日までにアメリカ合衆国内国歳入庁(以下「内国歳入庁」といいます。)に登録し、一定の直接的および間接的な米国の口座保有者(債券保有者および株式保有者を含みます。)を特定することに同意するよう求められます。

本トラストの非米国人の投資主は、本トラストに対し、米国に直接的および間接的に保有している口座 を特定する情報を提供するよう要求されます。提供されたかかる情報は、内国歳入庁と共有されることが あります。

内国歳入法第1471条(b)(4)の意義の範囲内で「外国金融機関」である非米国人の投資主もまた、2014年4月25日までに内国歳入庁に登録し、一定の直接的および間接的な米国口座保有者(債券保有者および株式保有者を含みます。)を特定することに同意することが要求されています。かかる情報を本トラストに提供せず、または登録およびかかる口座保有者の特定に同意しない非米国人の投資者は、本トラストの現実の米国投資対象およびみなし米国投資対象に帰属するかかる支払いの割当てについて、30%の源泉徴収税の適用を受け、受託会社はかかる源泉徴収が、重要な情報を提供しないことで源泉徴収を引き起こした受益証券保有者によって経済的に負担されることを確保するため、単独の裁量において受益証券保有者の受益証券および/もしくは買戻手数料、および/もしくは分配金またはその他の分配手数料に関連して必要な措置を取ることができます。

米国以外の他の国の中にも、前述の条項に加えて、本トラストにFATCAと同等の影響を及ぼす可能性がある類似する立法を導入することがある、と示唆するものもあります。受託会社は、かかる類似した法律に基づいた源泉徴収が、重要な情報を提供しないことで源泉徴収を引き起こした受益証券保有者によって経済的に負担されることを確保するため、受益証券保有者の受益証券または償還金額に関連して類似の行為を行うことができます。

受益証券の保有者は、本トラストに対する自己の投資に係るこれらの規則の意味について、自らの税務 顧問に相談すべきです。

税務についての考察事項

本トラストは、裁判所によって未だに対処されていない法的決定に依存する一定の税務問題について、 態度を示すことがあります。また、本書に記載した税務についての検討事項またはリスク要因を、将来的 または遡求的に改定することになる立法、行政または司法上の変更が起こらないという保証はありませ ん。

本トラストは、一もしくは複数の税務当局の税務調査を受ける可能性があります。所得税調査の結果、本トラストの税金債務が増加する可能性があり、それは、例えば、投資者が本トラストの受益者ではな

かった年度についても含まれます。税金債務の増加は、本トラストの純資産価額を減少させ、全受益者へ のリターンに影響を及ぼす可能性があります。

一定のEU加盟国では、取引に関係する少なくとも一つの当事者、有価証券もしくはその他の金融商品の発行体、または関連するブローカーが欧州連合に位置している場合、有価証券またはその他の金融商品の取引に適用される「金融取引税」(以下「FTT」といいます。)を導入する方向に動いてきました。FTTが導入される場合は、取引費用の増額を通じて直接的に、ならびに有価証券およびその他の金融商品の市場での流動性低下を通して間接的に、本トラストに多大な損失を発生させる結果となることがあります。FTTはまた、それが導入されていなければ投資運用会社が追求していたはずの一定の投資戦略を経済的に実行不可能にし、受益証券保有者のためにリターンを生む投資運用会社の能力を損じることがあります。

デリバティブおよび関連金融商品の規制環境または税務環境は発展途上であり、政策または司法判断の 影響を受ける可能性があり、その結果、本トラストが保有する投資対象の価値もしくは流動性に影響を及 ぼし、また本トラストが本来得られたはずのレバレッジが得られなくなる可能性があります。

取得時に源泉税の対象となっていない有価証券に本トラストが投資する場合、適用される法令、条約、規則もしくは規制またはそれらの解釈が変更されることにより将来も税金が源泉徴収されないという保証はありません。本トラストが源泉徴収された当該税金を回収することは不可能であり、いずれの変更も受益証券の純資産価額に悪影響を及ぼすことが予想されます。売却時に源泉税の対象となる有価証券の空売りを本トラストが行う場合、受領する価格には購入者の源泉税債務が反映されます。将来、当該有価証券が源泉税の対象ではなくなった場合でも、そのベネフィットは、本トラストではなく購入者に帰属します。

法律顧問 - 分離した助言の不存在

コンヤーズ・ディル・アンド・ピアマン・リミテッドは、本トラストに対しバミューダ法の法律顧問と して行為します。本トラストの受益証券の募集および募集後の本トラストへの助言に関連して、コンヤー ズ・ディル・アンド・ピアマン・リミテッドは、受益証券の保有者を代理しません。受益証券の保有者を 代理する独立した法律顧問は、任命されてきませんでした。コンヤーズ・ディル・アンド・ピアマン・リ ミテッドが本トラストを代理するのは、本トラストにより助言を求められた特定の事柄に限定されます。 コンヤーズ・ディル・アンド・ピアマン・リミテッドが助言を求められておらず、本トラストが関係する 可能性があるその他の事柄が存在することがあります。加えてコンヤーズ・ディル・アンド・ピアマン・ リミテッドは、本トラストおよび本トラストの関係会社による投資プログラム、評価手続および本書に記 載されたその他の指針の遵守状況を監視することを約しておらず、またコンヤーズ・ディル・アンド・ピ アマン・リミテッドは適用される法律について進行中の法令遵守状況についても監視することを約束して おりません。本書の作成に関連して、コンヤーズ・ディル・アンド・ピアマン・リミテッドの責任は、バ ミューダ法の事柄に限定されており、本書で言及され、または開示されたその他の事柄に関しては責任を 負いません。本トラストに助言を行う過程で、受益証券保有者の利益が本トラストの利益と異なることが あります。コンヤーズ・ディル・アンド・ピアマン・リミテッドは、こうした問題の解決において受益証 券保有者の利益を代理しません。本書を検証する過程において、コンヤーズ・ディル・アンド・ピアマ ン・リミテッドは本トラストから提供された情報に依拠しており、本トラストについて本書に記された情 報の正確性および完全性について調査または検証は行っておりません。

資産の分別

現在、本トラストの資産または本トラストが投資する原ビークルの資産がプライム・ブローカーに移転される場合、プライム・ブローカーは、本トラストまたは原ビークルの資産を、他の顧客資産(非オルタナティブ投資ファンドの資産を含みます。)と分別して管理しません。プライム・ブローカーがオルタナティブ投資ファンド顧客の資産と非オルタナティブ投資ファンド顧客の資産を分別管理しないことは不適切であるという決定が、欧州証券市場監督局またはその他の規制当局(FCAを含むがこれに限定されません。)から下されるリスクがあります。かかる決定が仮に下された場合は、本トラストまたは原ビークルは、プライム・ブローカーによって保有される各々の資産について、本トラストまたは原ビークルへの返

マン・ファンド・マネジメント (ガーンジー) リミテッド(E15091)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

還を要求しなければならなくなる可能性があり、それにより本トラストまたは原ビークルに損失が発生する可能性があります。プライム・ブローカーが本トラストまたは原ビークルの資産の返還義務を履行しなかった場合、特に、かかる状況下においては、本トラストまたは原ビークルが各々の資産に対する権利を主張する際に実務慣行上またはタイミング上の問題が生じる可能性があるため、本トラストまたは原ビークルは損失リスクにさらされる可能性があります。

上述のリスク要因は、本トラストの受益証券の募集が伴うリスクの完全な説明であることを意図するものではなく、本トラストは上記に記載されていない、および事前に特定することができない追加的なリスクに直面します。投資を検討する者は、本トラストへの投資を決定する前に、付属文書を含めて本書を全般的に読み、自分の専門的アドバイザーに相談する必要があります。

投資リスクの管理体制

リスク管理は、AHLの投資管理プロセスの不可欠の構成要素です。AHLは、その運営に関係するポートフォリオ・リスク、運用リスクおよびアウトソーシング・リスクを特定し、監視し、軽減するために設計されたリスク管理の枠組みを導入しています。AHLのリスク管理の枠組みは、マン・グループのすべてを包含するリスク管理の枠組みの一部であり、それによって支えられています。

AHLのリスク管理の枠組みの鍵となる重要原則には、重要な利益相反が発生した場合に機能と職務を分離することおよび事業活動に対する適切な程度の独立かつシニア・マネジメントの監督権を有することが含まれます。この独立の監督の一部として、AHLの事業活動は、マン・グループの社内的な監査機能によって定期的な検査を受けます。

リスク管理は、主に、リスク測定の監視と当該システムが規定の制限内にあることを確保することから構成されます。主要なリスク監視方法と監視の焦点となる分野には、バリュー・アット・リスク、ストレス・テスト、予想変動率(インプライド・ボラティリティ)、レバレッジ、エクイティに対する証拠金の割合、ならびにセクターおよび複数通貨への正味エクスポージャーが含まれます。

デリバティブ取引のリスク管理

本トラストは、ヘッジ目的およびヘッジ以外の目的でデリバティブ取引を利用しています。投資運用会社は、本トラストに関し、ストレステストおよび感応度、エクスポージャーおよびバリュー・アット・リスク(VaR)法の組み合わせを用いることにより、リスクを算定・管理しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

購入時手数料はありません。ただし、購入後3年未満で買戻しを請求する場合、下記(2)のとおり、買戻時に、条件付後払申込手数料がかかります。

(2)【買戻し手数料】

買戻手数料はありませんが、購入後3年未満で買戻しを請求する場合、1口当り純資産価額を基準に して計算される条件付後払申込手数料(下記の表に基づき算定されます)がかかります。

条件付後払申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等ならびに購入に関する事務手続の対価として条件付で買戻し時に受領するものです。

受益証券買付後経過年数

条件付後払申込手数料

3年未満

3.00%

3年以上

なし

- (注1)投資家は買戻価格から条件付後払申込手数料を差し引いた金額を買戻時に受領します。
- (注2)条件付後払申込手数料の金額は評価日における1口当りの純資産価額に基づいて計算されます。
- (注3)条件付後払申込手数料は、買戻手続きを取扱う販売取扱会社を通じて清算されます。条件付後払申 込手数料の金額はマーケティング・アドバイザーであるマン・インベストメンツ・アーゲーに支払 われます。
- (注4) 買付後経過年数の計算は、当該受益証券の日本における約定日を起算日とし、買戻時の日本における約定日までとします。

(3)【管理報酬等】

サービス・マネージャー報酬(管理報酬)

管理会社(サービス・マネージャー)は、サービス・マネジメント契約に従ったサービス・マネージャーとしての役務提供の対価として、各評価日の純資産価額の0.15%の12分の1に相当する額の報酬(ただし、年間50,000米ドルを上限とします)を本トラストを代表する受託会社から受取ります(毎月各評価日に計算され発生し、毎月後払いされます)。

サービス・マネージャーへの支払いの請求は、他の報酬と一緒に内訳を示してなされ、毎月支払われます。アドミニストレーション契約に基づくアドミニストレーターへの報酬は、サービス・マネージャーが自己がサービス・マネジメント契約に基づき受領したサービス・マネージャー報酬から支払います。

投資運用報酬および成功報酬

投資運用会社およびマーケティング・アドバイザーには、本トラストから以下の報酬が支払われます。

()各評価日時点の純資産価額の3%の12分の1に相当する額の投資運用報酬(毎月計算、毎月後払い。)

AHLダイバーシファイド・プログラムを用いたトラストの投資運用およびリスク管理業務に対する対価です。

() A H L ダイバーシファイド・プログラムに帰属する資産の増加額で、同プログラムの新規の純利益により発生した資産の増加額の20%を上限とする成功報酬(毎月計算、毎月後払い。) 成功報酬は、投資運用および投資リスク管理という役務提供の結果として一定の成果を出した際に受領します。

上記報酬の算定の詳細は、投資運用契約にて規定されています。管理会社、投資運用会社およびマーケティング・アドバイザーは三者間で上記報酬の配分を決定することができ、その結果投資運用会社お

よびマーケティング・アドバイザーに支払われる投資運用報酬および成功報酬は相互間での合意にしたがい、相互間で振り分けられます。

受託会社報酬

受託会社は、本トラストより年間10,000米ドルの受託会社報酬を受取ります(毎年先払い。)。

本トラスト(および管理会社)に対し提供する包括的な管理業務の対価です。当該業務の中には会計および評価業務ならびに年次報告書および半期報告書の作成業務が含まれます。

保管会社報酬

本トラストを代理する受託会社は、通常の商慣行上の料率を超えない料率による保管会社報酬(適用ある場合、それに対する付加価値税が加算されます。)を支払います。本トラストを代理する受託会社はまた、保管会社が負担した立替払い費用、ならびに保管会社が任命したサブ・カストディアンの報酬(商慣行上の料率を超えないものとします。)および合理的な立替払い費用を、本トラストの資産から保管会社に対し支払います。

本トラストのために行う有価証券、現金、その他の財産の保管業務に対する対価です。

代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日の1口当り純資産価額に同日の発行済受益証券口数を乗じて得た金額の年率0.10%を上限とする料率で算定される代行協会員報酬を本トラストから受取ります(毎月計算、四半期毎に後払い。)。

日本証券業協会が定める、受益証券に関する代行協会員業務の対価です。

販売報酬

日本における販売会社は、自らのためにまたは他の販売取扱会社のために、各評価日の1口当り純資産価額に同日の発行済受益証券口数を乗じて得た金額の年率0.70%を上限とする料率で算定される販売報酬を本トラストから受取ります(毎月計算、四半期毎に後払い。)。なお、他の販売取扱会社は、上記日本における販売会社を通じて受領します。

受益証券の日本における販売・買戻業務の対価です。

借入契約

借入契約(Financing Arrangements)に基づく資金調達に関し、資金調達コストとして合意された値である、ファンディング・レート(LIBORを含みますが、それに限定されません。)にスプレッド(以下「スプレッド」といいます。)による利息を負担することが予想されます。スプレッドは、一般の市況に依拠しており、ゆえに変動することを前提としています。現在の予想スプレッドは、2%から4%で、借入契約に基づく資金調達の未返済元本金額に基づき計算されます。借入契約に係る追加手数料(アレンジメント手数料、約定手数料、最低利用手数料および更新手数料など)も課される可能性があります。

紹介ブローカー報酬

紹介ブローカーに対して支払われる金融機関手数料を除く紹介ブローカー報酬は、総純資産価額の1%の12分の1(年率約1%)を上限とする料率で算出されます。

(4)【その他の手数料等】

運営費用および経費

受益証券は、本トラストの運営および事業に直接的または間接的に付随するすべての合理的な費用を 支払うものとし、その経費は変動することがあり、下記を含みますが、それには限定されません:

(a) すべての投資費用;

- (b) 取引、リスク、市場、消費者および業界のデータおよび情報ならびにそれに代わるその他のデータ(例えば、ニュース・相場の情報機器および情報サービス(データおよびソフトウェアのプロバイダー、証券取引所ならびにその他第三者のデータ・情報販売業者およびその他伝統的ではないデータ・情報源に対する報酬を含みます。)) すべての理論的研究データおよび売買関連サービス(例えば、取引経費、売買のアイディアおよび/またはアルファ・キャプチャー)、通貨ヘッジ・コスト、上場および監査経費、清算および決済費用、保管報酬、支払金利、コンサルティング、特定の投資対象に関連した投資銀行およびその他専門家報酬もしくは対価;
- (c)本トラストのサービス・プロバイダーの経費であり、外部の会計、弁護士、保管、監査、租税申告および税務相談ならびに支払代理人の報酬および費用(サービス・マネージャーが負担するアドミニストレーターの経費を除きます。)を含みますが、それには限定されません;
- (d) 受託会社の報酬、費用、および受託会社のための保険がある場合そのすべての経費;
- (e)販売促進およびマーケティング費用;
- (f) すべての法人レベルの租税および類似の金額ならびに政府または政府機関へ支払う法人報酬;
- (g)財務およびその他の報告書、議決権代理行使書、目論見書および受益者向けの類似の書類の作成、印刷および交付といった投資家サービスに関するすべての通信費用、ならびに受益者集会のすべての費用:
- (h) すべての借入金利;
- (i) 処分費用;
- (j)サービス・マネージャーが本トラストのために被りまたは負担した立替経費および費用で、これには、サービス・プロバイダーが負担した費用およびサービス・プロバイダーが請求された費用、ならびにサービス・マネージャーが本トラストを代理して支払った費用がある場合、その費用を含みます;
- (k)外部の弁護士およびコンプライアンス費用(これには、正式なまたは非公式の問合せへの回答、 召喚状、調査およびその他規制上の事項、補償費用ならびに本トラストに関連する当局への届出 に付随する費用;
- (1) すべての管理事務費用;および
- (m) ERISA法(米国従業員退職所得保障法)対応経費(適用ある場合)。

別途表示されている場合を除き、上記の費用は、各クラスまたはシリーズの受益証券が按分比例して 負担します。本トラストは、その金額は変動することがありますが、受託会社の絶対的裁量により、特 定のクラスもしくはシリーズの受益証券または個人の受益者の法的、租税上のおよび/または規制上の 要件への対応に関し負った費用も負担します。

サービス・マネージャーおよび / または投資運用会社は、自己または両者が負担した当該費用に関し、本トラストから払戻しを受ける権利を有します。

(5)【課税上の取扱い】

2019年2月末日現在、日本の投資家(実質上の受益者)に対する課税については、日本の税法上、以下のような取扱いとなります。

(イ)本トラストの期中分配金は、公募国内株式投資信託の期中分配金と同じ取扱いとなります。即 ち、日本の個人の受益者が受取る本トラストの期中分配金については、その全額が配当所得とな

り、その金額に対して、20.315%(所得税および復興特別所得税15.315%、住民税 5 %) (注 1) の税率による源泉徴収が行われます。

(注1)「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(以下「復興特別措置法」という。)の規定により、2037年12月31日までは上記税率です。2038年1月1日以降、上記税率は、20%(所得税15%、住民税5%)となります。

受益者の選択により「総合課税」、「申告分離課税制度」または「申告不要制度」のいずれかを 選択することができます^(注2)。申告不要を選択した場合は、源泉徴収された税額のみで課税関 係は終了します。

(注2)公募国内株式投資信託とは異なり、総合課税を選択した場合でも配当控除の適用はありません。

受益者である日本の法人(公共法人等を除きます。)が受取る期中分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)には、15.315%(所得税および復興特別所得税のみ)^(注3)の税率による源泉徴収が行われます^(注4)。

(注3)復興特別措置法の規定により、2037年12月31日までは上記税率です。2038年1月1日以降、上記税率は、15% (所得税のみ)となります。

(注4)法人の益金不算入の適用は認められません。

- (口)日本の個人の受益者の受益証券に係る譲渡益(買戻請求に係る譲渡益を含みます。)については、「上場株式等の譲渡所得」として申告分離課税の対象となります。個々の受益者ごとにその受益証券の譲渡価額(邦貨換算額)から当該受益者の取得価額(受益証券を購入した際の買付価額(邦貨換算額)に購入時の手数料および消費税等を加算した金額)を控除した金額が株式等の譲渡所得の金額となり、20.315%(所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%) (注5) の税率による申告分離課税となります。特定口座(源泉徴収選択口座)の場合、20.315%(所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%) (注5) の税率で源泉徴収され、申告は不要となります。また、上記(イ)の配当所得について申告分離課税制度を選択した場合には、その年分の上場株式等の譲渡損失の金額と上場株式等の配当所得の金額の損益通算が可能であり、特定口座(源泉徴収選択口座)内における損益通算も可能です。なお、かかる上場株式等の譲渡損失および配当所得の損益通算の対象に、特定公社債等の利子所得および譲渡所得等が加えられ、これらの所得間ならびに上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択したものに限る。)および譲渡所得等との損益通算をすることができます。損益通算後になお損失が生じている場合には、損失を繰越控除(翌年以降3年間)することができます (注6)。
 - (注5)復興特別措置法の規定により、2037年12月31日までは上記税率です。2038年1月1日以降、上記税率は、20% (所得税15%、住民税5%)となります。
 - (注6)譲渡損失の繰越控除の適用を受けるためには、繰越した損失の控除を受ける年まで、連続して確定申告書の提出 が必要です。

本トラストの償還により支払いを受ける償還価額は譲渡所得等に係る収入金額とみなされ、同様 の取扱いとなります。

(八)上記(イ)および(口)において一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

ただし、将来における税務当局の判断・解釈によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。また、税制等の変更により上記の取扱いが変更されることもあります。

(参考:バミューダにおける本トラストの受益者に対する課税上の取扱い)

2019年2月末日現在、通常バミューダ島に居住する受益者を除き、本トラストまたは受益者に課される所得税、法人税もしくは収益税、源泉徴収税、キャピタル・ゲイン税、資本移転税、財産税または相続税は存在しません。本トラストは、受益証券の発行、名義書換および買戻しに当り印紙税を課されません。

本トラストは、1966年非課税事業課税保護法に基づき、利益または所得について計算される租税、資本性資産、キャピタルゲインもしくは評価益について計算される租税または財産税もしくは相続税の性質を有するその他の租税を課す法律がバミューダ島において制定された場合、かかる租税は2035年3月

マン・ファンド・マネジメント (ガーンジー) リミテッド(E15091)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

31日まで本トラストもしくはその事業、または本トラストの受益証券、債券その他の債務証書に適用されないことが保証されるように、バミューダ島大蔵大臣に申請し、かかる保証を取得しております。ただし、かかる租税が通常バミューダ島に居住し、かかる本トラストの受益証券、債券その他の債務証書または本トラストに賃貸された土地を保有する者に適用される場合は除かれます。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産別及び地域別の投資状況

(2019年1月末日現在)

資産の種類	地域別	時価合計(円)	投資比率(%) ^(注)
米国財務省証券	米国	583,202,262	38.00
ヘッジ・ファンド	米国	788,232,324	51.36
ブローカー預託金	英国	16,713	0.00
	米国	6,194,626	0.40
	その他	124,447	0.01
先渡取引	米国	(5,204,279)	(0.34)
現預金	日本	162,427,876	10.58
	米国	13,480,387	0.88
その他の資産	米国	150,156	0.01
合 計(資産)		1,548,624,512	100.90
合 計(負債)		(13,758,063)	(0.90)
合 計(純資産総額)		1,534,866,449	100.00

⁽注)投資比率とは、純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下、同じとします。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2019年1月末日現在)

				(==:::1::73:1:::::1:)	
銘 柄	発行地	額面総額	簿 価	時 価	投資比率
	761] * 8	(米ドル)	(円)	(円)	(%)
2019年7月18日満期	米 国	1,000,000	107,925,390	107,679,424	7.02
米国財務省証券	小 国		107,925,390	107,079,424	
2019年3月14日満期	米 国	1,000,000	112,188,658	108,600,831	7.08
米国財務省証券	小 国	国 1,000,000	112,100,000	100,000,031	7.00
2019年 5 月16日満期	米 国	700,000	78,159,875	75,700,452	4.93
米国財務省証券	小 国	四 700,000	70, 139,073	73,700,432	4.33
2019年 6 月13日満期	米 国	500,000	56,102,928	53,971,409	3.52
米国財務省証券	小 国	300,000	50,102,920	55,971,409	
2019年 6 月27日満期	米 国	2,200,000	235,885,208	237,250,146	15.46
米国財務省証券	小 酉	2,200,000	233,003,200	237,230,140	10.40
合 計		5,400,000	590,262,059	583,202,262	38.00

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

(2019年1月末日現在)

種 類	銘 柄	地域	時 価 ; (円)	投資比率 (%)
	A H L インスティチュー			
ヘッジ・ファンド	ショナル・シリーズ 3	英 国	522,749,387	34.06
	リミテッド			
	AHLエボリューション・	英国	英 国 265,482,937	17.30
	リミテッド	大 四	200,402,901	17.50

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

各計算期間末および2019年1月末日前1年間における各月末の純資産の推移は次の通りです。

#0 88	純資産総額	1 口当り純資産価額	
期間	(円)	(円)	
第6計算期間末	40,000,050,000	44.240	
(2009年9月末日)	16,896,258,980	14,310	
第7計算期間末	15,786,486,870	14 700	
(2010年9月末日)	13,700,400,070	14,788	
第8計算期間末	11,741,424,571	15,111	
(2011年9月末日)	11,171,727,071	13,111	
第9計算期間末	9,126,584,546	13,722	
(2012年9月末日)	0,120,001,010	10,722	
第10計算期間末	6,355,558,769	12,372	
(2013年9月末日)	3,000,000,100	,	
第11計算期間末	5,521,815,452	15,547	
(2014年9月末日)	, , ,	ŕ	
第12計算期間末	3,430,748,026	17,608	
(2015年9月末日)		ŕ	
第13計算期間末	2,659,940,382	15,228	
(2016年9月末日)	,,.	,	
第14計算期間末	2,163,941,164	14,395	
(2017年9月末日)	,,	11,000	
第15計算期間末	1,674,931,166	13,861	
(2018年9月末日)			
2018年 2 月末日	1,995,645,764	14,419	
2018年 3 月末日	1,918,639,581	14,223	
2018年 4 月末日	1,876,473,701	13,978	
2018年 5 月末日	1,864,565,012	13,964	
2018年 6 月末日	1,875,935,232	14,163	
2018年7月末日	1,680,578,000	13,683	
2018年 8 月末日	1,752,399,346	14,349	
2018年 9 月末日	1,674,931,166	13,861	
2018年10月末日	1,624,206,698	13,662	
2018年11月末日	1,580,880,270	13,531	
2018年12月末日	1,639,159,650	14,229	
2019年 1 月末日	1,534,866,449	13,692	

【分配の推移】

設定以来、分配金は支払われておりません。

【収益率の推移】

40 00	UB 37 (33.5		
期 間	収益率(注)		
第6計算期間	+ 4 1404		
(2008年10月1日~2009年9月30日)	+ 4.14%		
第7計算期間	. 2. 240/		
(2009年10月1日~2010年9月30日)	+ 3.34%		
第8計算期間	. 0. 400/		
(2010年10月1日~2011年9月30日)	+ 2.18%		
第9計算期間	- 9.19%		
(2011年10月1日~2012年9月30日)	- 9.1970		
第10計算期間	- 9.84%		
(2012年10月1日~2013年9月30日)	- 9.0470		
第11計算期間	+ 25.66%		
(2013年10月1日~2014年9月30日)	+ 23.0070		
第12計算期間	142, 26%		
(2014年10月1日~2015年9月30日)	+ 13.26%		
第13計算期間	40.500/		
(2015年10月1日~2016年9月30日)	- 13.52%		
第14計算期間	F 470/		
(2016年10月1日~2017年9月30日)	- 5.47%		
第15計算期間	2.740/		
(2017年10月1日~2018年9月30日)	- 3.71%		

⁽注)収益率とは、当該計算期間末の1口当りの純資産価額(分配前の額)から直前の計算期間末の1口当り純資産価額(分配落ちの額)を控除して得た額を直前の計算期末の1口当りの純資産価額(分配落ちの額)で除して得た数に100を乗じて算出されます。

(4) 【販売及び買戻しの実績】

期間	販 売 口 数	買戻口数	発 行 済 口 数
第6計算期間 (2008年10月1日~ 2009年9月30日)	161,613 (161,613)	345,316 (345,316)	1,180,768 (1,180,768)
第7計算期間 (2009年10月1日~ 2010年9月30日)	133,055 (24,731)	246,331 (238,008)	1,067,491 (967,491)
第8計算期間 (2010年10月1日~ 2011年9月30日)	6,692 (6,692)	297,153 (224,153)	777,030 (750,030)
第9計算期間 (2011年10月1日~ 2012年9月30日)	4,633 (4,633)	116,565 (94,565)	665,098 (660,098)
第10計算期間 (2012年10月1日~ 2013年9月30日)	0 (0)	151,423 (149,423)	513,675 (510,675)
第11計算期間 (2013年10月 1 日 ~ 2014年 9 月30日)	0 (0)	158,520 (158,520)	355,155 (355,155)
第12計算期間 (2014年10月 1 日~ 2015年 9 月30日)	1,116 (1,116)	161,433 (161,433)	194,838 (194,838)
第13計算期間 (2015年10月1日~ 2016年9月30日)	0 (0)	20,158 (20,158)	174,680 (174,680)
第14計算期間 (2016年10月1日~ 2017年9月30日)	0 (0)	24,356 (24,356)	150,324 (150,324)
第15計算期間 (2017年10月1日~ 2018年9月30日)	0 (0)	29,484 (29,484)	120,840 (120,840)

(注)上記のうち()内は、日本における実績です。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1)海外における申込(販売)手続等

()買付申込手続

受益証券の申込みを行う受益者は、申込書を完全に記入する必要があります。受益証券は、各取引日に、その時点の実勢申込価格で申込むことができます。

申込みは、申込書(および反マネーロンダリング関連書類)を完成し、署名し、かつ受益証券の発行予定日である取引日の前月の21日(営業日でない場合には直前の営業日)までに直接または間接にアドミニストレーターに送付することにより行うことができます。

または、申込書(反マネーロンダリング関連書類を含みます。)は、ファックスまたはその他の形式の電子的交信により、要求されている事項をすべて記入の上、アドミニストレーターに送付することができます。その場合、申込者は、完全に記入され、署名された申込書(および反マネーロンダリング関連書類)の原本を、要求された場合、直ちにアドミニストレーター(申込書を処理するよう任命されています。)に送付しなければなりません。アドミニストレーターに提出される受益証券の継続的申込書もまた、ファックスまたは事前にアドミニストレーターと合意した電子的交信により提出することができます。ただし、現行の反マネーロンダリング制度に関する確認がすべて完了していることを条件とします。しかしながら、投資者の支払指図に対する修正は、原本の受領によってのみ実行されるものとします。受益者は、申込書(および反マネーロンダリング関連書類)がアドミニストレーターにより受領されるまでは、償還要求手続に従って償還金額の支払を受け取ることができません。償還要求は、償還手取金が登録上の銀行口座に対して支払われる場合で、ファックスによる指図またはその他の形式の電子的交信による指図を受領した場合にのみ手続きが行われます。前記に関わらず、アドミニストレーターは、申込書の原本および反マネーロンダリング関連書類の原本が無い場合でも(アドミニストレーターが決定する)特定のリスクの低い受益者に代わり、その絶対的な裁量権をもって、償還請求手続を行うことがあります。

アドミニストレーターは、追加で申し込まれた受益証券の申込について、継続的申込書の署名入りの原本を要求しないものとし、かかる場合にはファックスまたはその他の電子的交信により送付された申込書を真正および確定的として取扱うものとします。ただし、申込者は、ファックスまたはその他の電子的交信により送付されるかかる申込書に関連してアドミニストレーターを補償することに合意しており、また(前段に記載のとおり)作成され交付された当初申込書の原本の一部として、償還金額を入金する口座に関する銀行口座情報を提供済みであることを条件とします。

申込者は、受託会社、マン・グループおよび/またはその他のデータ受領者が申込者に対し口座コミュニケーションを電子的に交付および交信することに、合意および同意しています。電子的交付および交信には、申込書にて申込者により提供され、その後申込者による受託会社およびアドミニストレーター宛ての書面による通知により更新される電子メールのアドレス(「認定電子メールアドレス」)宛ての電子メールによるもの、ならびに、適用ある場合、投資家に対し本トラストまたは投資運用会社のインターネット・サイトで電子的に入手可能とする口座コミュニケーションを含みます。認定電子メールアドレスに変更がある場合、受託会社およびアドミニストレーターに書面により通知を行うことは申込者の積極的な義務であります。申込者は、電子メールは無保護の媒体であり、申込者と受託会社、マン・グループおよび/またはその他のデータ受領者との間のすべての電子的交信が、該当する標準約款に準拠することを了承しています。受託会社、マン・グループおよびいかなるその他のデータ受領者も、口座コミュニケーションの通信遮断につき責任を持たないものとします。投資家は、電子的交付に関する追加の請求が課されることはありませんが、投資家が自身のインターネット・サービス・プロバイダーまたはその他のインターネット・アクセス・プロバイダーからの請

求を負担することがあることに注意すべきです。さらに、電子的交付に関連するシステムの機能停止などのリスクがあります。申込者は、本トラストおよびアドミニストレーターに対し書面により、電子的交付に対する同意を取り消しまたは制限する申込者の意図を通知することにより、随時前記のコミュニケーションの電子的交付に対する同意を取り消しまたは制限することができます。

申込書に署名することにより、申込者は、自身が「米国人」に該当しないこと、または申込に係る受益証券が直接・間接にも米国人に代わって若しくは米国人の勘定にて取得されるものでないことを表明保証し、かつ同意するものとします。申込者は、さらに、自身が「米国人」に該当することとなった場合、または受益証券を米国人に代わって若しくは米国人の勘定にて保有することになった場合には、登録機関、アドミニストレーターまたは受託会社に通知することを表明保証し同意します。もし、申込者の税法上の立場が変わり、米国人または米国居住者となった場合には、30日以内に、上述した者に通知しなければなりません。

投資予定者は、申込書に署名することで次に掲げる行為をするものとします。

- (a)以下を承認します。
- ()本トラストのオファリングメモランダムおよび申込書を読んだこと。
- ()本トラストに対して申込書で提供する個人データ、および本トラストへの投資に関連して提供するその他の個人データ(以下「個人データ」といいます。)(以下に記載の保護の必要があるデータを含むことがあります。)が、マン・グループの企業、アドミニストレーターおよび登録機関ならびに/またはその他のサービス提供者およびそれらの関連会社、関連会社以外の再受任者(以下「データ処理会社」といいます。)に開示され処理されること。
- ()個人データが、()申込書の処理、受益者の登録簿の保管および維持を含めた本トラストへの投 資に係る事務処理、ならび関連する活動;()マネーロンダリング、テロリズムへの資金提供ま たは詐欺的行為の防止で、これには制裁リストと対照しての審査のための投資予定者の情報を必 要とし、また投資予定者が公職についているかまたは禁止されている組織とのつながりがあるか 否かについての情報処理が必要となり、こうしたチェックの結果、「保護の必要がある」と分類 される情報を処理することになることがあります。;()投資予定者に対する本トラスト中の投 資対象の報告(機密性のある情報を含みます。);()統計的な分析および市場リサーチ;() 法令および規制当局により課せられる義務または(法律上の効力を有するか否かに関わらず)そ の他の情報開示請求に係るコンプライアンス(アイルランド中央銀行、アイルランド内国歳入庁 長官、バミューダ金融庁または海外の機関を含むその他の関連する規制当局、政府機関および課 税当局に対する法定の報告義務を含みます。)で、この場合、開示は本トラスト、マン・グルー プまたは情報の開示先である第三者の正当な利益になると看做されます。;()マン・グループ の企業および/または関連会社が申込者の関心事と考えるサービスの申請書において表明されて いる許可によるダイレクト・マーケティング(以下、すべてを「本データ処理目的」といいま す。);ならびに()マン・グループが雇用するサービス提供者に他の組織に対する本人確認 サービスの提供を許容するために、かかるサービス提供者が利用すること、を目的として使用さ れることがあります。
- (b) EEA以外の法域でデータ保護法を有していない可能性のある法域、またはEUのデータ保護法と同等の保護水準を定めていないデータ保護法を持つEEA以外の法域への個人データ移管(かかる移管は、上述の本データ処理目的、または法令もしくは規制により求められる目的、および適用されるデータ保護法に従った場合にのみ実施されるものとします。)を含め、投資予定者の個人データの処理について同意します;
- (c)個人データに対する修正を要求する権利、および個人データの写しを受領する権利を有すること、ならびにこれに関して手数料がかかることがあることを承認します;および
- (d)個人データがアイルランドの1988年および2003年データ保護法に従ってアドミニストレーター および(本トラストのためのデータ処理会社としての)登録機関により処理されることに同意し

ます。投資予定者の個人データは、本トラストのアドミニストレーターおよび登録機関のサービス実施の目的、および上述の本データ処理目的、金融犯罪リスク管理およびその他の業務の遂行、または法令もしくは規制の求めるところにより、および適用されるデータ保護法に従った本データ処理目的で処理されるものとします。アドミニストレーターおよび登録機関または本トラストは当段落の記述に従い、必要に応じて投資予定者の情報を第三者に公開するものとします。かかる開示は、監査人、アイルランド中央銀行、アイルランド内国歳入庁長官、バミューダ金融庁またはその他の規制当局、ならびに上述の本データ処理目的で個人データを処理するアドミニストレーターおよび登録機関のエージェントおよびサービス提供者を含む第三者に対する開示を含むことがあります。

申込者が機関投資家の場合、申込者、その取締役および役員ならびにその究極の実質所有者に関連する個人データ(保護の必要のある個人データを含みます。)が上記の通り処理され、申込者は個人データのかかる処理につきその者たちの同意を得ること、およびマン・グループから請求された場合、その者たちの同意の写しを提供することに合意しています。

完全に記入された申込書がアドミニストレーターによって受領かつ受諾された場合には、当該申込みを取消すことはできません。

()日本国内の申込者

アドミニストレーターは、各取引日に発行される予定の受益証券に関し、日本における販売会社から受領かつ受諾する各申込書(以下「受諾済申込み」といいます。)を日本における販売会社に通知します。

1口当り純資産価額は、各評価日から5営業日以内、またはその後可及的に速やかに公表されます。1口当り純資産価額の公表後可及的速やかに、アドミニストレーターは、日本における販売会社に約定書を送付し、受諾済申込みに基づき当該取引日に発行される受益証券の1口当り純資産価額および発行口数を日本における販売会社に通知するものとします。

上述の約定書の受領後5営業日以内に(以下「支払期間」といいます。)、日本における販売会社は、受諾済申込みに基づき発行された受益証券に関する申込代金の合計金額をアドミニストレーターに送金します。申込代金は、支払期間の最終日^(注)までに申込口座にて、負担のない資金により受領される必要があります。個人用小切手または銀行為替手形により申込代金を払い込むことはできません。

(注)上記の期間内に申込口座において負担のない資金を受領できるように、払込通貨によっては異なる締切時間が適用される場合があります。

管理会社または受託会社(管理会社と協議の上)は、日本における販売会社がアドミニストレーターから上述の約定書を受領してから5営業日以内に日本における販売会社から申込代金を受領しなかった受益証券については、これを失効させることができます。

() 申込制限

管理会社または受託会社(管理会社と協議の上)は、各々の裁量により、いかなる申込みについても、その全部または一部を拒絶または受諾することができます。管理会社または受託会社(管理会社と協議の上)は、1取引日における受益証券の申込みの合計を、直前の評価日における発行済口数の20%または管理会社もしくは受託会社(管理会社と協議の上)が各々の裁量で決定するその他の金額(以下「申込上限」といいます。)まで制限する権利を留保しています。1取引日につき申込上限を超過する申込みが受領された場合には、管理会社または受託会社(管理会社と協議の上)は、各々の完全な裁量により、申込みを拒絶するかまたは按分比例で縮減することができ、その場合、申込代金は、銀行手数料を差引いて、申込時と同じ金融機関の口座に返金されます。

受託会社、登録機関およびアドミニストレーターが本人確認、住所および資金源に関する証明が十分に提供されていないと判断する場合または反マネーロンダリング規制の違反があると信じた場合は、受託会社、登録機関およびアドミニストレーターは申込みを拒絶する権利を有します。かかる場

合、登録機関またはアドミニストレーターは、適用法により許される場合には、日本における販売会 社に対し、速やかに申込みを拒絶する旨を通知し、かつ、拒絶の理由を提示するものとします。

受諾済申込みに関する申込代金については、受益証券への投資までの間の利息は付されません。拒 絶された申込みに関して受領された金銭は、申込みをした投資家のリスクにおいて、利息を付さず に、適用される銀行手数料を差し引いて、全ての関係書類とともに申込時と同じ金融機関の口座に返 金されます。

受益証券は単一のクラスのみで構成されます。

() 申込価格

申込価格は、当該申込みの効力が生じる取引日の直前の評価日における1口当り純資産価額としま す。

受益証券の買付申込みを行う投資家は少なくとも最低申込金額を買付けることを要します。最低申 込金額を超えた部分については10,000円単位で申込むものとします。管理会社または受託会社(管理 会社と協議の上)は、各々の裁量で、最低申込金額または追加申込最低金額の全部または一部を放棄 することができます。なお、日本における販売会社は、システムの制限上生じうる端数調整のため、 1 口に満たない受益証券の買付申込みを行うことができます。この注文には、条件付後申込手数料ま たは事務手数料は課せられません。

投資者は、前記「第1 ファンドの状況、3 投資リスク」の第28項および第29項(ただし、それら にのみ限定されません。)に留意する必要があります。

() 受益証券の券面および約定書

各受益者の所有について確認する約定書が発行されます。受益者の権原は、本トラストの受益者名 簿への登録がその証拠となります。バミューダ法に従って、受益証券は、会社、パートナーシップま たは個人の名義でのみ発行されます。特別の資格(例えば受託者)として行為する申込者の場合に は、申込者の要請により、約定書に当該申込者の資格を記載することができます。

受託会社は、ノミニー(登録された受益者)としての日本における販売会社の口座の月次残高確認表を、日本における販売会社に対し送付するものとします。

() 受益証券の買付制限

本トラストへの投資の勧誘は、米国内においてまたは米国から行うことはできません。本信託証書により、米国、その準州、属領またはその管轄に服する地域において、あるいは「米国人」に対して、直接か間接かを問わず受益証券を売却したり譲渡したりすることは禁じられています。

受益証券の各買付申込者は、アドミニストレーターおよび登録機関に対し、直接か間接かを問わず、米国人の勘定で、または米国人のために受益証券を取得または如何なる場合も保有するものではないことを証することが要求されます。受益者は、かかる証明の内容につき何らかの変更が生じた場合、これを直ちにアドミニストレーターおよび登録機関に通知する必要があります。自らが米国人ではないことを証する責任は、各受益者が負うものとします。

() 受益者の資格制限

管理会社または受託会社は、非適格者が受益証券を取得または保有しないことを確保するために必要と考える制限を課す権限を有します。

アドミニストレーターは、非適格者が受益証券を保有している事実を管理会社、登録機関、アドミニストレーター、および受託会社が知得した場合、本信託証書の規定に従い、当該非適格者に通知を行って、当該受益証券の買戻しまたは譲渡を要求することができます。かかる制限に反して受益証券を自ら保有または所有していることに気付いた者は、本信託証書に従い当該受益証券の買戻請求書をアドミニストレーターに提出するか、あるいは非適格者以外の者にこれを譲渡するかのいずれかを要求されます。

()マネーロンダリング規制

登録機関およびアドミニストレーターは、反マネーロンダリング規制を遵守する責任を負い、また、このため受益証券の既存の受益者、および新規の買付者や譲受人には、本人確認、住所および資金源の証明が求められます。新規の投資家または譲受人から満足的な(満足的か否かは、登録機関、アドミニストレーターおよび受託会社がその完全な裁量により決定します。)本人確認、住所および資金源の証明が得られない限り、登録機関、アドミニストレーターおよび受託会社は、受益証券の発行を保留する権利、あるいはその譲渡を否認する権利および受益証券の償還の手続を保留する権利を有します。

満足的な本人確認、住所および資金源の証明の提示が遅れるか、あるいは提示がない場合、受託会社、アドミニストレーターおよび登録機関は、受益証券の強制償還や償還手続の保留等、それらが適切と判断する措置を講じ得るものとします。また、受託会社、アドミニストレーターまたは登録機関は、反マネーロンダリング規制に違反しているとの疑いがある場合には、受益者からの買戻しの要求に応じないことができます。

マネーロンダリング防止に関する管理会社、受託会社および登録機関の責任の一貫として、日本における販売会社、登録機関または(場合により)アドミニストレーターには、一般的に、各受益者および実質上の受益者の詳細な本人確認および資金源の確認が要求されます。各申込みの状況に応じて、以下の場合には、資金源の詳細な確認は要求されない場合があります。

- (a) 申込者が公認金融機関において申込者の名義で保有する口座から支払いを行う場合。
- (b) 申込みが公認仲介機関を通じて行われる場合

これらの例外は、上記の金融機関または仲介機関が十分な反マネーロンダリング規制を行っている ものと認められる国に所在する場合にのみ適用されます。

管理会社、登録機関、アドミニストレーターおよび受託会社は、申込者の本人確認、住所および資金源の確認に必要と判断する情報の提供を求める権利を留保しています。確認の目的で請求した情報を申込者が提供しなかった場合または提供が遅れた場合、管理会社、(場合により)登録機関、(場合により)アドミニストレーターまたは(場合により)受託会社は、当該申込みおよびその申込代金の受諾を拒絶することができます。アドミニストレーターは、アイルランドのマネーロンダリング防止要件に従うことが義務付けられています。

バミューダの居住者である者は、本トラストへの支払金(申込みまたはそれ以外に係らず)の中に犯罪により不正に得た資金が含まれているとの疑惑がある場合には、バミューダの犯罪行為による取得資金に関する法律(1997年)および関係規則に従って、かかる疑惑を報告する義務があります。同様に、アドミニストレーターはアイルランドのマネーロンダリング防止規則に基づき、同社が有するいかなる疑念もアイルランドの警察および課税当局に報告することが義務付けられています。

(2)日本における申込(販売)手続等

申込日および申込みの取扱い

日本においては、2016年4月1日以降、受益証券の募集は行われません。

申込価格および申込手数料

申込手数料は課されません。ただし、買付後3年未満で買戻される場合、前記「第1 ファンドの状況、4 手数料等及び税金、(2)買戻し手数料」に記載される条件付後払申込手数料が課されます。

2【買戻し手続等】

(1)海外における買戻し手続等

(i)買戾価格

各取引日において、買戻価格は、当該買戻しの効力が生じる取引日の直前の評価日における1口当り純資産価額とし、1円未満は切り捨てとします。受託会社によってまたは本トラストに代わって誠実に提供された1口当り純資産価額および/または買戻価格に関する証明書は、全当事者を拘束するものとします。買戻金額の支払いは、適用される全てのマネーロンダリング規制が遵守されていることを条件に、通常、関連する取引日から10営業日以内に行われます。

()買戾手続

受益証券は、1口当り純資産価額の算定が停止されている場合(その通知がなされるべき場合については下記をご参照ください)を除き、各月21日(営業日でない場合には直前の営業日)までに、書面による買戻請求(アドミニストレーターに対して、ファックスまたは事前にアドミニストレーターと合意した電子的交信により提出することができます。ただし、現行の反マネーロンダリング制度に関する確認がすべて完了していることを条件とします。)を日本における販売会社を通じてアドミニストレーターに到達させることにより、取引日(翌月の最初の営業日)において、買戻されます。受益証券の買戻しは、最低買戻口数と等しいか、それ以上でなければ実行できません。受益証券の買戻しは、1口未満の端数についてもなされることがあります。買戻請求には、買戻される受益証券の口数を明記しなければならず、一定の買戻金額を求める買戻しは受け付けられません。買戻価格は、その買戻しの効力が生じる取引日の直前の評価日における1口当り純資産価額を参照して算定されます。受益者は、管理会社または受託会社が別途定める場合を除き、買戻請求を撤回することはできません。

アドミニストレーターは、申込書および反マネーロンダリング関連書類の原本が、請求された場合、アドミニストレーターにより受領されるまでは、買戻価格を支払う義務を何ら負いません。ファックスまたはその他の電子的交信により送付された買戻請求書に関連して、アドミニストレーターは前段のとおりに送付された買戻請求書につき、署名入りの原本を要求しないものとします。ただし、買戻しを求める受益者が、ファックスまたはその他の電子的交信により送付されたかかる買戻請求書に関連してアドミニストレーターを補償することに合意しており、また(前段に記述のとおり)作成され交付された当初申込書の原本の一部として、償還金額を入金する口座に関する銀行口座情報を提供済みであることを条件とします。

管理会社は、1取引日において実行する買戻しの合計を、直前の評価日時点での発行済受益証券の20%に制限する権限を有します。かかる制限を超える買戻請求が受領された場合、各買戻請求は当該制限内で按分比例にて縮減され、制限を超えた部分は翌取引日またはその後の取引日に繰り延べられます。上記にかかわらず、管理会社は、1取引日における買戻しの総額が直前の評価日時点での純資産総額の20%を超えるおそれのある買戻請求について、その買戻請求の全部または一部につき現物償還で対応する権限を有します。

()日本における買戻し

日本の受益者が保有する受益証券の買戻しの場合、アドミニストレーターは、1口当り純資産価額の公表の後、日本における販売会社に約定書を送付するものとします。

アドミニストレーターは、買戻価格を日本における販売会社に送金し、その後日本における販売会社から他の販売取扱会社に送金されます。販売取扱会社は、後述する条件に従って、適用ある条件付後払申込手数料を当該買戻価格から差し引きます。

販売取扱会社は、日本における販売会社を通じて、日本の受益者が保有する受益証券の買戻しに適用される条件付後払申込手数料を受託会社または管理会社のためにマーケティング・アドバイザーに支払います。買戻金額の支払いは、第三者に対してはなされません。日本における販売会社がアドミ

ニストレーターより約定書および買戻金額を受領したことに基づき、日本における販売会社は、日本 における買戻取引につき、実質上の受益者に対する買戻しの約定日および決済日を確定するものとし ます。

買戻代金の支払いは、適用される全てのマネーロンダリング規則が遵守されていることを条件に、 関連する取引日から通常10営業日以内の日に日本円で行われます。

受益者の要求があった場合には、買戻金額の支払いは、当該受益者の費用およびリスクにおいて、 当該受益者の指図に従い銀行口座への電子送金により行うことができます。受益者に対する買戻代金 の支払いに附随する送金手数料は、本トラストが負担します。

受益証券の買戻しの際には、1口当り純資産価額に基づき計算される、下記の条件付後払申込手数料が課されることがあります。受託会社またはその委託先は、マーケティング・アドバイザーから同意を得た後、その裁量により、条件付後払申込手数料の放棄(特定の場面に限って、または一般的に全部もしくは一部についての放棄)をすることができます。

受益証券買付後経過年数

条件付後払申込手数料

3年未満

3.00%

3年以上

なし

受益証券の発行後の経過年数が3年以上である受益証券には、条件付後払申込手数料は課せられません。

() 受益証券の強制買戻し

管理会社は、本信託証書に基づき、受託会社の同意を得て、いかなる受益証券も強制的に買戻しを 行う(または譲渡を要求する)権限を付与されています。かかる権限の行使対象となる場合には、管 理会社および受託会社が当該受益証券が非適格者により取得されまたは保有されていると判断する場 合を含みます。

()本トラストの終了に伴う全受益証券の償還

管理会社は、理由の如何を問わず、受託会社の同意を得て、全ての受益証券を強制的に償還することができます。そのような場合としては、例えば、 管理会社が(または受託会社が管理会社との協議を経て)、本トラストを存続させることが実務上困難であり、望ましくなく、または受益者の利益に反すると決定した場合や、 本トラストの純資産価額が10億円未満となった場合が挙げられます。全ての受益証券を償還することを決定する場合、管理会社または受託会社は、30日前までに全ての受益者に対し書面で通知します。本トラストの終了に基づき、分配可能な本トラストの残余財産は、各受益者に対し、その保有受益証券口数に応じて分配されます。

() 純資産価額の算定の停止

管理会社または受託会社は、一定の状況において受益証券の純資産価額の決定の停止を宣言することができます。かかる停止の期間中は、受益証券の発行または買戻しは一切行われません。ただし、かかる停止が続いている限り、停止期間の解除前にアドミニストレーターに書面で通知することにより、買戻請求を取消すことができます。買戻請求が取消されない場合は、停止期間の解除後の最初の取引日に処理されます。

(2)日本における買戻し手続等

買戻日および買戻しの取扱い

販売取扱会社は、各月21日(営業日でない場合は直前の営業日)までに日本の投資者からの買戻請求をアドミニストレーターに転送します。

各月21日(営業日でない場合は直前の営業日)までにアドミニストレーターが受領した買戻請求についての取引日は、翌月の最初の営業日となります。

買戻単位

1口以上とします。

買戻価格および買戻手数料

各月21日(営業日でない場合は直前の営業日)までにアドミニストレーターが受領した買戻請求についての買戻価格は、該当評価日(当該月の最終日)に計算される1口当り純資産価額となります。

買付後3年未満で買戻される場合、前記「第1 ファンドの状況、 4 手数料等及び税金、(2)買戻し手数料」に記載する条件付後払申込手数料が課されます。買付から3年以上後における買戻しの場合は、条件付後払申込手数料は課せられません。

約定日および支払日

1 口当り純資産価額の公表後可及的速やかに、アドミニストレーターは、販売取扱会社に約定書を送付します。日本における約定日は、販売取扱会社が当該買戻請求の受諾を確認した日となります。アドミニストレーターは、通常、販売取扱会社に対し、該当取引日から10営業日以内に買戻代金を支払います。日本の実質上の受益者に対する買戻代金の支払いは、販売取扱会社を通じて行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

1口当り純資産価額は、アドミニストレーターにより算定されます。1口当り純資産価額は、本トラストの資産総額から負債を控除した額を各評価日時点の発行済受益証券口数で除した価額に相当する額となります。当該金額の1円未満は切り捨てられます。切り捨てられた端数は、本トラストのために留保されます。本トラストの資産および負債の金額は、本信託証書に従い各評価日付で以下の通り算定され決定されます。

- (a)()先物の取引所において建値され、上場され、取引され、または取り扱われる投資対象の価値に基づく全ての計算は、かかる計算がなされるべき日の当該先物取引所における営業終了時の決済価格を参照して決定されます。()他の取引所において建値され、上場され、取引され、または取り扱われる投資対象(つまり、先物以外)の価値に基づく全ての計算は、最後に建値された価格を参照して決定されます。()店頭取引市場を主たる取引所として取引されまたは取り扱われる投資対象に関する価値の算定は、全て当該取引所における建値の直近の売り値と買い値の中間値を参照して決定されます。ただし如何なる場合も、
 - ・すべての状況を考慮した場合に、主たる取引所以外の取引所の取引価格の方が当該投資対象に 関する公正な価額算定の基準としてより適切であると管理会社が受託会社の同意およびアドミ ニストレーターの助言を得てその裁量により判断した場合には、当該価格を採用できるものと し、かつ
 - ・他の評価方法の方が公正な価額を反映するための方法としてより適切であると管理会社が受託 会社の同意およびアドミニストレーターの助言を得て判断した場合には、その裁量により当該 評価方法の適用を認めることができます。
- (b) 取り置かれた投資対象またはヘッジ・ファンドを含む集団的投資ヴィークルは、関連ファンドの アドミニストレーターまたは投資運用会社が提供するその最終の純資産価額またはそれが入手不 可能な場合、直近の入手可能な見積純資産価額(いずれの場合も必要に応じて償還費用により調 整されます。)により評価されます。
- (c) 手許現金または預託金または受取勘定の現金、前払い費用、発生しているが未収の利息および現金配当の価額は、受託会社が全額は支払われ又は受領されそうもないという意見ではない場合、 その額面の通りの金額と看做されます。
- (d) 為替先物予約の価値は、金額および満期を同じくする新たな先物予約を締結するとした場合における評価日時点の当該新規先物予約の価格を参考に決定されます。
- (e)()かかる評価方法がより適切に公正価値を反映していると考えられる場合、()上記の価格が 入手できない場合で、その価額は管理会社が受託会社の同意およびアドミニストレーターの助言

を得て決定する方法により随時決定された場合(見積価額の合理的な利用を含みます。)、または()管理会社が、資産および負債の価値の決定にあたり利用される価格の出典およびその他の情報を含みますがそれに限られず、積極的に純資産価額の算定を支援することが適切であると受託会社が考慮する場合、には管理会社は、受託会社の同意およびアドミニストレーターの助言を得て、他の評価方法の利用を許可することができます。。

(f)日本円以外の通貨建ての資産(証券か現金かを問いません。)の価値は、特に、関連を有すると管理会社が判断するプレミアムまたは割引額、および為替コストを考慮して当該状況において適切であると管理会社が受託会社の同意およびアドミニストレーターの助言を得てその裁量により決定するレート(公式なレートであるか否かを問いません。)により日本円に換算されます。

純資産価額の算定の停止

管理会社または(場合により)受託会社が、受益者の利益に鑑み合理的な理由があると判断した場合には、管理会社は、いつでも受託会社の事前の同意を得てまたは受託会社の要求に基づき、純資産価額の算定を停止することができます。管理会社または受託会社が純資産価額の算定を停止するのは、下記の場合に限られる予定です。

- ・本トラストの投資対象の重要な部分が上場され、建値され、取引され、または取り扱われる取引所 または市場が(通常の週末および休日の閉所以外の理由により)開かれないか、あるいは当該取引 所または市場において取引が制限されている場合;
- ・本トラストの投資対象の処分が本トラストにとり合理的に不可能となるかあるいはかかる処分が受益者に重大な悪影響を及ぼす結果となるような緊急事態を構成する(と管理会社または受託会社の判断する)事由が存在する場合:
- ・本トラストのポジションの価格もしくは価額または純資産価額の決定に通常用いられる通信手段の 故障、あるいは理由の如何に関わらず本トラストのポジションの価格もしくは価額または純資産価 額が迅速かつ正確に決定できない場合:
- ・本トラストが、受益証券の買戻代金の支払いのために必要な資金を本国へ送金できない場合;または
- ・投資対象の処分もしくは取得に付随する資金の送金、または受益証券の買戻代金の支払いが、通常 の為替レートで実行できないと管理会社または受託会社が判断した場合。

純資産価額の計算が停止されている期間中は、受益証券の発行または買戻しは一切行われません。ただし、かかる停止が続いている限り、停止期間の解除前に登録機関に書面で通知することにより、買戻請求を取消すことができます。買戻請求が取消されない場合は、停止期間の解除後の最初の取引日に処理されます。

(2)【保管】

日本の投資家に販売される受益証券は、日本における販売会社またはその保管機関の名義で本トラストの受益者名簿に登録されます。日本の実質上の受益者には、販売取扱会社から取引の都度「取引報告書」が交付され、また定期的に「取引残高報告書」が交付されます。ただし、一定の限定された条件を理由として日本の実質上の受益者が受益証券を自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

管理会社は、受益者名簿に登録された受益者のみを本トラストの受益者として取り扱います。

(3)【信託期間】

存続期間

本トラストは、本信託証書の締結日から100年経過後(「信託期間満了日」)に終了します。 また、本トラストは、信託期間満了日前でも、次の場合には終了します。

- (a)臨時受益者集会において発行済受益証券総口数の4分の3以上の賛成により解散が決議された場合、
- (b) バミューダ投資ファンド法の規定に基づく本トラストのスタンダード・ファンドとしての承認 が取消された場合、
- (c)本トラストを存続させることが実務的に困難であるか、望ましくないか、もしくは受益者の利益に反すると管理会社または(管理会社との協議を経て)受託会社が各々の裁量で判断した場合、
- (d) 本トラストの純資産価額が10億円を下回った場合、および
- (e) 受託会社が辞任しまたは解任され、かつ適切な後継者を選任できなかった場合。

信託期間満了日前の償還の手続

本トラストを信託期間満了日前に終了する場合、30日前までに受益者に書面で通知する必要があります。終了により、本トラストの残余財産は、受益者に対し、その保有受益証券口数に比例して分配されます。

加えて、管理会社は、その単独の裁量により、理由の如何を問わず、受託会社と受益者に3ヶ月前までに書面で通知することにより、本トラストを終了させる権利を有しています。

解散の際、受託会社は、本トラストの投資対象、財産その他の資産を処分した上で、支払うべき全ての負債を支払うか十分な引当を行い、解散費用の引当を行った後、受益者および管理会社に対し(受託会社が合理的範囲で要求する当該権利の証拠書類(もしあれば)を提示することにより)本トラストの解散が決定された日において各受益者が本トラストに対して有する受益証券口数に比例して当該処分により得た資金を分配します。

請求がなされない純分配金額またはその他の現金(未請求の配当金を含みます。)は、受託会社によって支払の日から12ヶ月間保管された後、受託会社によって裁判所に支払われます。ただし、受託会社は、当該支払いを行う際に負担した、また当該支払いに関連して負担した費用を差引く権利を有します。受託会社は、一名または複数名の投資者との合意に従って、本トラストの一定の資産または財産を、当該投資者の権利を満足させるような現物で分配することができます。

受託会社の交替の影響

受託会社は、新たな受託会社の任命の場合を除き、バミューダ金融庁による事前の書面による承認がない限り辞任することができず、かつ解任されません。受託会社は、本トラストの受託者の地位の辞任を希望する場合には、当該希望を管理会社に通知することを要し、当該通知を受けた管理会社は、バミューダ金融庁が容認し、かつ本トラストの受託会社として行為することを希望する者に対して適切に受託者を交替させるために最善を尽くさなければなりません。ただし、受託会社の適切な後継者が見つからない場合には、本トラストは、信託期間満了日前であっても償還されることがあります。

(4)【計算期間】

本トラストの計算期間は、毎年9月末日に終了する一年間です。

(5)【その他】

信託証書の変更

管理会社および受託会社は、目的の如何に関わらず適切または望ましいと思料される方法および範囲で、本信託証書の条項を、本信託証書に補足証書を付する方法で、改正、変更または追加することができます。かかる改正、変更または追加は、本信託証書に定める一定の条件を充足する場合を除

き、適法に招集され開催された受益者総会の特別決議による承認が必要です。当該変更の内容が重大 な場合には、2週間前までに日本における実質上の受益者に対する事前の通知が行われます。

管理会社の退任

管理会社は、本信託証書に基づき任命されています。本信託証書に基づき、管理会社は、期間を無期限として任命されていますが、以下の場合、受託会社は、管理会社を解任することができます。

- ()管理会社の清算の場合
- () 管理会社の事業について管財人が任命された場合
- () 受託会社が、受益者の利益の保護にとって管理会社の変更が必要であると考え、かつかかる意見を書面で受益者に通知する場合
- () 受益者集会で決議され、法で認められる範囲で可及的速やかに管理会社が解任されるべき旨決定される場合
- ()発行済受益証券の総価額の4分の3以上を所有する受益者が、管理会社が辞任すべき旨要求する書面を受託会社に提出した場合

管理会社が本トラストの管理会社でなくなる場合には、受託会社は、本トラストの管理会社として 適格な他の者を任命しなければなりません。また管理会社は、管理会社の関係会社を後任者として退 任する場合には、受託会社への通知と同時に直ちに退任する権利を有しますが、管理会社の関係会社 ではない者を後任者として退任する場合には、60日以上前に受託会社に通知しなければなりません。 ただし、バミューダ金融庁による書面による事前承認がない限り、管理会社を解任または交替するこ とはできず、かつバミューダ金融庁によって承認された者を後任の管理会社と定める場合にのみ退任 することができます。

利益相反

投資運用会社の利益相反

投資運用会社には、その事業ならびに本トラストおよびその他の勘定(下記に定義されます。)に対するサービスの提供に適用される潜在的および実際の利益相反を特定、防止および緩和することを追求する利益相反方針および手続きがあり、その一定の要約が本項に含まれています。いくつかの利益相反には、投資運用会社が事業を行う方法に内在するものがあり、たとえ投資運用会社がそのために最善の努力を尽くしても完全には軽減できないことがあります。

マン・グループの関係者全般

本トラストは、投資運用会社、サービス・マネージャー、マーケティング・アドバイザーおよび他のマン・グループの者(以下「マン・グループ関係者」といいます。)が関与する数多くの現実のおよび潜在的な利益相反にさらされています。マン・グループ関係者は、随時、投資運用会社および/または別のマン・グループ関係者により運用されている他のファンドもしくは顧客の勘定(それぞれを、「その他の勘定」といい、本トラストおよびその他の勘定を合わせて以下「本勘定」といいます。)に関係し、または別途関与があり、またはそれに対し業務を提供する取締役、投資運用会社、マーケティング・アドバイザー、受託会社、投資顧問会社もしくは副投資顧問会社として行為することができます。各マン・グループ関係者は、合理的に実用的な、公正なおよび当該当事者に適用される義務に従って、利益相反の発生が特定され解消され、または軽減されることの確保に努めるものとします。さらに、適用ある法律(適用ある場合、ERISA法を含みます。)に従って、マン・グループ関係者は、本トラストの資産につき、当事者としてまたは代理人として、取得、保有、処分またはその他の取扱いを行うことができます。ただし、当該取引は、それが通常の商業上の条項により遂行され、対等な当事者間取引として交渉されているかのように実行されます。マン・グループ関係者は、時折、本トラストの投資戦略と実質的に類似する投資戦略を利用する本トラストおよび/またはその他の勘定の重要な割合を保有することがあります。

マーケティング・アドバイザーは、組成業務を提供し、その立場において、本トラストがマーケティング・アドバイザー、関係会社、またはマーケティング・アドバイザーもしくはその関係会社が各種の業務(資金調達に関係するものを含みます。)の実行のためならびにマーケティング・アドバイザーとその関係会社が手数料、スプレッドおよびその他の報酬を受領することができる仲介業務の実行のため広範な商業上の関係を有する第三者と取決めを結ぶことを提案することができます。いずれのサービス提供者を選択するかの最終決定は、受託会社が行います。ただし、ERISA法または内国歳入法第4975条の目的で本トラストの資産が年金資産として取扱われている間は、関係法人は本トラストから追加の報酬またはその他の補償を受領することは許されません。

投資運用会社

他のファンドとの取引

投資運用会社は、本トラストの資産を、マン・グループ関係者が運用するファンドに投資することができます。かかる投資により、存続可能な投資ファンドとして、ファンドの運営開始または継続に当該マン・グループ関係者が必要とする資金を提供することができます。投資運用会社または関係会社が通常のパートナー、管理会社または投資運用会社として行為するファンドに本トラストが投資する場合、報酬の重複を避けるため、当該投資に伴う報酬は原投資対象ファンドにおいて放棄されます。本トラストがそうしたファンドに投資する場合、本トラストの投資がそのファンドを他の投資家にとってより魅力的なものとし、それ故関連するマン・グループ関係者により運用される資金(および結果としてマン・グループが稼得する報酬)を増加させることがあります。さらに、投資運用会社によるマン・グループ関係者との取引(例として、資金の投資決定、買戻しの決定および報酬交渉)は、対等な取引では遂行されません。投資運用会社はマン・グループ関係者の行為を監視しやすい立場にはありますが、投資運用会社は、本トラストに代って、関連するファンドに対する投資を行うかまたは継続するかどうかを決定するにあたり、利益相反が存します。

並列した運用

投資運用会社は、利益相反を生じさせる可能性のあるその他の勘定に対し、一任の投資運用業務を提供することができます。例として、投資運用会社は、本トラストと実質的に類似した投資目的および投資戦略を有するその他の勘定を運用することができます。当該その他の勘定には、本トラストより有利な流動性の期限があることがあり、一定の市況においては本トラストに悪影響を及ぼす可能性があり、また、本トラストとは異なる報酬および/またはその他の条項を有することもあります(それは投資運用会社およびその従業員には、本トラストより当該その他の勘定を優遇する金銭的およびその他の動機がある場合があるということを意味することがあります。)。投資運用会社は、本トラストおよび当該その他の勘定が同一または類似の投資目的および投資戦略を有しているにもかかわらず、本トラストおよび当該その他の勘定に代って異なる投資の決定を行うことがあります。

一括発注および取引の割当て

投資運用会社は、本トラストおよび/または1以上のその他の勘定についてほぼ同一の時刻に取引される同一の金融商品に関する注文を一括することができます。一括された注文は、通常は、フィル・バイ・フィル・ベースまたは平均価格ベースのいずれかにより按分比例して割当てられます。一括発注を行う場合、投資運用会社は、一括発注がその他の勘定に及ぼす潜在的不利益の緩和を模索するものとします。しかしながら、一括発注により利益が生じるとの保証はなく、本トラストを含む1以上の本勘定が、一括発注および按分比例による取引の割当ての結果として不利益を被る可能性があります。

関係会社の利用

適用ある法(適用ある場合、ERISA法を含みます。)に従って、投資運用会社は、1以上の関係会社の一定の投資運用ならびに/または注文取扱いおよび取引能力を活用することができます。関係会社に一定の投資運用および/または執行権限を委託する場合、投資運用会社は、個別の関係会社に対

し、いかなる手数料も支払いません。例として、関係会社はその他の勘定に対し同様の業務を提供していることがあり、従って、当該業務を本トラストに提供すると利益相反が生ずることがあります。 特に、投資運用会社の指図により投資運用会社の関係会社が執行する注文は、当該関係会社が行うその他の勘定の投資運用に関連し、投資運用会社の関係会社による合算が行われないことがあります。

自己勘定投資活動

マン・グループ関係者のいずれも、その通常の業務において、本トラストの受益証券の購入、保有および買戻しを行うことができ、場合によっては、本トラストが発行した受益証券の高い比率を保有することができます。一定のマン・グループ関係者は、株式市場、債券市場、グローバル通貨市場、商品市場、デリバティブおよびその他金融市場の主要参加者です。したがって、マン・グループ関係者は、本トラストが投資することがある金融商品と同一の金融商品の取引に積極的に関わることがあります。マン・グループ関係者は、適切な投資機会をめぐり、本トラストと競合することがあります(および、疑義を避けるために述べると、投資運用会社の割当て方針に基づき本トラストとともに投資機会が割当てられるその他の勘定と看做すことができます。)。マン・グループ関係者は、いかなる投資機会、アイディアまたは戦略も本トラストと共有する義務を負っていません。

その他の勘定による本トラストに対する投資

その他の勘定は、投資運用会社により運用されているものを含め、本トラストに投資することができます。こうした立場で行う業務は、特に、投資運用会社は本トラストのポートフォリオ・ポジションを実際に知っているため、投資運用会社に対する一定の利益相反を生じることがあります。例えば、投資運用会社がその他の勘定の代りに行う受益証券の買戻しは、他の受益者の害になることがあります。前記にかかわらず、投資運用会社は、常に、(本トラストおよびその他の勘定を含む)その顧客に対するフィデューシャリー・デューティーに従い行動するよう努めるものとします。

当事者取引およびクロス取引

「当事者取引」は、マン・グループ関係者が本トラストへの有価証券(またはその他の資産)の売 却または本トラストからの有価証券(またはその他の資産)の購入に関し、その自己勘定で当事者と して行為する「当事者売買」(スワップを含む。)をマン・グループ関係者が本トラストと行う売買 です。投資運用会社は、現在、マン・グループ関係者が当事者として本トラストと取引を行っている 実質的にすべての当事者取引(もしあれば)が、 あるその他の勘定がマン・グループ関係者の自己 勘定であると看做されるほど十分に大きな持分をマン・グループ関係者がその他の勘定に保有する (つまり、マン・グループ関係者が当該他の勘定に25%を上回る自己投資を行っている)(以下「自 己勘定」といいます。)状況にあると予想しています。こうしたタイプの当事者取引は、新規のその 他の勘定の種を蒔いているマン・グループ関係者に関係するものなど、投資運用会社が、資金の調達 を期待されるが、立上げ期間中は自己資金のみまたはほぼ自己資金しかない新規のファンドを組成す るときに発生します。当事者取引は、適用ある法を遵守してのみ行われます。1940年米国投資顧問業 法(以下「投資顧問業法」といいます。)第206(3)条は、当事者取引に対する顧客への事前開示お よび顧客からの同意を求めていますが、投資顧問業法第206(3)条は、()有価証券の購入または 売却に係る当事者取引に関してのみ適用され(および、疑義を避けるために述べると、商品、通貨も しくは本トラストが取引することのあるその他の金融商品には適用されません。)、ならびに() 投資運用会社などの米国で投資顧問業者として登録されていない者および本トラストのような米国籍 でないファンドの間で行われる当事者取引には適用されません。本トラストの資産がERISA法または内 国歳入法第4975条の目的において年金資産として取扱われている間は常に、当事者取引は許されませ h.

「クロス取引」は、投資運用会社が、その誠実な判断の行使において、当該売買取引が本トラストおよび当該その他の勘定相互の利益となり、公正かつ公平であると決定した場合に、投資運用会社またはその関係会社のいずれかが、本トラストとその他の勘定の間で売買取引を実行(または他の売買に従事)する場合の売買です。一定の場合、クロス取引は、その他の勘定が上記で検討したように自

己勘定と看做される場合、当事者取引と考えられることがあります。投資運用会社は、投資運用会社、関係会社もしくはその他の勘定によってそれぞれ売却もしくは購入されようとしている投資対象を、同時に本トラストに購入または売却させることができます。本トラストの資産がERISA法または内国歳入法第4975条の目的において年金資産として取扱われている間は常に、クロス取引はERISA法と矛盾なく、かつERISA法に違反しない限度でのみ実行されます。

さらに、投資運用会社は、その他の勘定があるファンドの受益証券を買戻しまたは購入するのと同時に、本トラストに同一ファンドの受益証券の購入または買戻しをさせることができます。当該売買は互いに独立のものです(つまり、本トラストおよびその他の勘定が互いに売買を行うものではありません)が、その他の勘定が買戻しを行ったことにより本トラストが当該ファンドの取引に参入することができ、またはその逆もあるため、それらは「関係取引」です。例えば、受益証券の買戻し資金を調達するために、本トラストは、許容量の制約により新規の投資家に対し販売されていないファンドからの買戻しを受けなくてはならないことがあります。その場合、当該ファンドのマン・グループ関係者は、本トラストがマン・グループの方針に従いその他の勘定に明渡した数量分の募集を行うことができ、投資運用会社および/またはマン・グループ関係者は、そのポートフォリオの割当て手続きの一部としておよびその方針に従い、1以上のその他の勘定の代りに、投資の実行を選択することができます。こうした「関係取引」はクロス取引ではありませんが、投資運用会社は、その取引は適切であり本トラストおよび関係するその他の勘定の最良の利益になると自ら考える場合にのみ、こうした「関係取引」に従事します。

当事者取引、クロス取引およびその他の「関係取引」に関連し、投資運用会社は、本トラストの最良の利益において行為することならびに自己およびその他のマン・グループ関係者(特定の有価証券(またはその他の資産)の売却または購入による自己勘定を含む。)を支援することとの間に利益相反を生じることがあります。しかしながら、投資運用会社はかかる利益相反を軽減するための制御手段が適切に用意できているため、本トラストおよびその他の勘定(自己勘定を含む。)が公正かつ公平な基準により取扱われていると考えています。

時間の充当

マン・グループ関係者(投資運用会社を含む。)は、自己が必要かつ適切と看做すだけのその時間を本トラストの業務に捧げるものとし、本トラストに対してのみ専念するものではありません。その他の勘定に対する業務の実行に対し大幅な時間および資源を必要とすることがあり、マン・グループ関係者は、本トラストおよびその他の勘定の間でのその時間の配分において利益相反を生じることがあります。

議決権

本トラストは、その一定の投資対象に関し、議決権を行使する権利を有することがあります。投資運用会社は、本トラストに代わり議決権を(通常は議決権の委任状行使の方法によって)行使することができ、一般的には、状況全体を考慮して投資運用会社により誠実に決定された本トラストの最善の利益において投票することを追求します。投資運用会社は、本トラストに代わり投票する前に、投資運用会社の利益(またはその他の勘定の利益)および本トラストの利益の間に生ずることのある重大な利益相反への対応を追求します。投資運用会社は、何らかの他の理由により投票が不必要または保証されていないと投資運用会社が決定した場合、棄権することがあります。投資運用会社は、委任状行使に関連した議決権エージェントおよび助言業務を提供する独立の第三者の業者と契約を行っています。

ブローカーおよび取引相手方の選別

投資運用会社またはその他のマン・グループ関係者は、本トラストに代って行うブローカーおよび 取引相手方の選別に関連し、利益相反の対象となることがあります。投資運用会社は、本トラストお よびその他の勘定に代ってある注文または一連の注文を執行するために、いずれのブローカーまたは 取引相手方を用いるかを決定する際に、多くの要素を考慮します。当該要素には、ブローカーまたは

取引相手方の売買実行能力、その最良の執行を追求する能力、ならびに当該ブローカーまたは取引相手方の設備、信頼性および財務上の責任能力を含む。一定の状況において、ブローカーまたは取引相手方は、投資運用会社および/またはその他のマン・グループ関係者に対して利益となるが、必ずしも本トラストの利益とはならないその他の業務を提供することができ、それには資本導入業務、マーケティングの支援業務、資金調達業務、テクノロジー、運営または設備に関するコンサルティング業務およびその他の業務または項目を含む。かかる業務は、適用法令に基づいて許されている場合のみ受入れられます。

サービス・プロバイダー

アドミニストレーター、保管会社および/または本トラストに対するサービス・プロバイダー、ならびにその各々の関係会社は、随時、投資運用会社以外の当事者が設立したその他の勘定またはその他のファンド、ヴィークルもしくは勘定で、本トラストと類似の投資目的および投資戦略を有するものに関連するかまたは別途関係するプライム・プローカー、ディーラー、保管会社、保管受託銀行、登録会社、事務管理会社または販売会社として行為することができます。したがって、そのいずれかが、通常の事業の中で、本トラストと潜在的利益相反を生じている可能性があります。各々が、常に、そうした事態において、本トラストに対する義務を考慮し、かかる利益相反が公正に解決されることを確保するために努力します。アドミニストレーター、保管会社および/または本トラストに対するサービス・プロバイダー、ならびにその各々の役員、従業員および関係会社は、随時、マン・グループ関係者にその他の業務を提供しおよび/または本トラストとの間に利益相反を生じ、または本トラストが追及している投資戦略と矛盾することのあるその他の金融、投資もしくは専門業務に関与することがあります。純資産価額の計算を行うために任命されているアドミニストレーターは、その報酬が純資産価額に基づいているため、潜在的な利益相反に直面しています。

受託会社に関連する利益相反

受託会社には、一般的なまたは他の投資ヴィークルの受託会社としての役割から生じる利益相反があることがあります。受託会社は、こうした利益相反の管理にあたり本トラストの最良の利益において行為するとの自己の義務を考慮します。

受託会社が利害関係を持つ取引

受託会社は、利益相反を管理するための議論およびそれに続く決定行為を回避する場合があります。受託会社は、自らが行いうる関与によりその個々の義務の履行が阻害されないこと、および発生の可能性のある利益相反が公正に解決されることを確保するものとします。

プローカーおよびサービス・プロバイダーの選択

受託会社は、本トラストに代って行うブローカーおよびサービス・プロバイダーの選択に関連し、利益相反にさらされることがあります。本トラストのためのポートフォリオ取引は、特に、最良執行の原則に基づき、また取引を実行するためのブローカーの能力、その設備、信頼性および財務上の責任能力、ならびにブローカーが受託会社および/またはその関係会社に提供する一定のその他のサービスを考慮して、ブローカーに割当てられます。さらに、ブローカーは、マン・グループおよび/またはその個々の関係会社の利益にはなるものの、必ずしも本トラストの利益にはならないその他のサービスを提供することができ、それには資金の導入、マーケティングの支援、資金調達、テクノロジー、運営もしくは設備に関する顧問業務、ならびにその他のサービスもしくは事項を含みますが、それらには限定されません。受託会社が、本トラストの投資運用会社としての投資運用会社の任命を終了させることを選択した場合、受託会社は、本トラストの資産の売買、投資、清算および/またはその他の運用を行うために、投資運用会社の関係会社を任命するとの決定を行うことができます。当該サービスおよび事項は、受託会社および/またはその委託者による本トラストのブローカーおよびサービス・プロバイダーの選定に影響を及ぼすことがあります。

一般的に本トラストに影響を及ぼす利益相反

投資運用会社、他のその業務提供業者および受託会社に関し、上記のように本トラストに適用される利益相反は、一般的に、マン・グループ関係者、他のその業務提供業者およびその取締役またはその他運営組織によって運用される各ファンドにも適合します。

マン・グループ関係者が運用するファンドによる一定の投資対象に関する市場相場は、常に入手可能なわけではありません。その場合、そうした投資対象は、関連するマン・グループ関係者により評価されることがあります。評価は、関連するファンドの純資産価額に影響を与え、結果として、マン・グループ関係者がその業務に対し受取ることとなる成功報酬および運用報酬に影響を及ぼすため、マン・グループ関係者は、当該評価を行う場合に利益相反を抱えることとなります。

本トラストの資産がERISA法および/または内国歳入法第4975条の目的において「年金資産」と看做される間は常に、投資運用会社は本トラストのいずれの資産の評価も決定することはなく、または別途当該資産は本トラストの価格決定および評価方針に従い、客観的な基準に基づいて評価されます。

電話による会話の録音

投資運用会社は、規制上の要件に従いおよび/またはリスク管理のために適切であるとみなす場合、電話による通信または会話を(警告音を使用することなく)記録することがあり、その英国ベースのスタッフならびに本トラストの顧客および取引相手方との間の電子通信の写し(以下「関連記録」と総称します。)を保持します。「電話による会話の録音および電子的通信」と題するFCA規則を遵守するために上記のようにする場合、2018年1月3日に有効となるかような規則に従い行われた関連記録の写しは、記録が行われた日から5年間(またはFCAが記録維持期間の延長を請求した場合7年間)を上限として、請求により入手することができます。さらに、要求された場合、写しをFCAに共有されることがあります。関連記録のいずれかの写しを要求する場合、通常の顧客関連の連絡先に連絡することが必要です。顧客の個人情報に関する投資運用会社の取扱いに対し疑問または苦情がある場合、投資運用会社は、それを解決できるよう望んでいます。投資運用会社が保有する個人情報のその個人はまた、関連する状況にある情報保護当局に苦情を持込む権利も有します。

通信

状況に応じかつ適切な場合、投資家は英文目論見書以外の言語により本トラストに関連した情報またはマーケティング資料を受取ることがあります。

4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が受益権を管理会社に対し直接行使するためには、受益証券の名義人として本トラストの登録 簿に登録されていなければなりません。従って、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の実質上の受益者は、受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社に対し直接受益権を行使 することはできません。これらの日本の実質上の受益者は外国証券取引口座約款に基づき日本における 販売会社をして自己に代わって受益権を行使させることができます。受益証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりであります。

()買戻請求権

各受益者は、前述の買戻し手続き等の規定に従って受益証券の一部または全部の買戻しを請求する ことができます。

()残余財産分配請求権

本トラストが解散される場合、受益者は、管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

()損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、本信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有します。

本信託証書および本トラストの関連契約は、管理会社、サービス・マネージャー、受託会社および本トラストに対するその時々のサービス・プロバイダーの利益のために、一定の条件の下での免責の規定を設けています。

() 受益者総会での議決権

受益者は、信託証書に従い、すべての受益者総会において、保有する受益権1口につき1議決権を 有します。

受益者総会における採決は、投票の実施が要求されない限り、挙手により、出席した個人の受益者は1議決権を有し、出席した一名の代表者を通じて投票を行う法人の受益者も1議決権を有します。投票の場合、個人の受益者および一名の代表者を通じて投票を行う法人の受益者は、それぞれ受益権1口につき1議決権を有します。通常議案を可決するには、当該議案の提案されている集会において自らまたは代理人を以って議決権を行使した受益者の議決権数の過半数の賛成を要します。特別議案を可決するには、かかる受益者の議決権数の4分の3以上の賛成を要します。

(2)【為替管理上の取扱い】

本トラストは為替管理に関して、バミューダ金融庁によりバミューダ島の非居住者として指定されており、本トラストの受益証券の発行は、バミューダ金融庁により許可されています。為替管理上バミューダ島の居住者または非居住者とみなされる者に対する、またはこれらの者による受益証券の発行、買戻しおよび譲渡は、バミューダ島の1972年為替管理法および同法に基づく規則に基づく特段の同意を得ることなく行うことができます。

(3)【本邦における代理人】

弁護十 山中道人

東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング13階

狛・小野グローカル法律事務所

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- ()管理会社または本トラストに対する、バミューダ諸島および日本における法律上の問題ならびに 日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、訴訟関係書類を受領する権 限。
- ()日本における受益証券の販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限。

を委任されています。なお日本国財務省関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する 代理人は、

弁護士 山中眞人

東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング13階

狛・小野グローカル法律事務所

であります。

(4)【裁判管轄等】

上記(3)()の取引に関連して日本の実質上の受益者が提起する訴訟については、裁判管轄権は 下記の裁判所が有しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a. 以下に記載する本トラストの直近2計算期間の日本文の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号)に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第131条第5項ただし書の規定を適用して、受託会社によって国際財務報告基準に準拠して作成された監査済財務書類の原文(英文)を翻訳したものです。
- b. 本トラストの原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。)であるアーンスト・アンド・ヤング・リミテッドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含みます。)が当該財務書類に添付されています。
- c. 本トラストの原文の財務書類は日本円で表示されています。

(1)【貸借対照表】

マン・エーエイチエル・円トラスト

財政状態計算書

2018年9月30日現在

		2018年度	2017年度
_	注記	(千円)	(千円)
流動資産			
現金および現金同等物	3	52,965	552,316
ブローカーからの未収金	3	55,870	121,613
損益を通じて公正価値で測定される金融資産	4	1,607,231	1,579,253
その他資産	8,9	450	1,290
流動資産合計		1,716,516	2,254,472
流動負債			
ブローカーへの未払金	3	(5)	(9,208)
損益を通じて公正価値で測定される金融負債	4	(28,728)	(56,522)
未払費用およびその他負債	8,9	(12,852)	(24,801)
流動負債合計(償還可能参加受益証券の保 有者に帰属する純資産を除く)		(41,585)	(90,531)
償還可能参加受益証券の保有者に帰属する 純資産		1,674,931	2,163,941
以下によって表示される:			
負債			
償還可能参加受益証券120,840口 (2017年度は150,324口) 償還可能参加受益証券 1 口当り純資産価額 13,861円(2017年度は14,395円)	10	1,674,931	2,163,941

2018年12月14日に、受託会社を代表して発行を承認し授権しました。

[署名] [署名]

授権された署名者 授権された署名者

添付の注記は本財務書類の不可欠な一部を構成します。

<u>マン・エーエイチエル・円トラスト</u>

純資産変動計算書 2018年9月30日に終了した年度

	注記 _	2018年度 (千円)	2017年度 (千円)
償還可能参加受益証券の保有者に帰属する 純資産期首残高		2,163,941	2,659,940
償還可能参加受益証券29,484口の買戻し (2017年度は24,356口)	10	(429,243)	(360,477)
償還可能参加受益証券の保有者に帰属する 当期純損失		(59,767)	(135,522)
償還可能参加受益証券の保有者に帰属する 純資産期末残高	_	1,674,931	2,163,941

添付の注記は本財務書類の不可欠な一部を構成します。

(2)【損益計算書】

<u>マン・エーエイチエル・円トラ</u>スト

包括利益計算書 2018年9月30日に終了した年度

	注記	2018年度 (千円)	2017年度 (千円)	
収 益				
外貨に係る純(損失) / 利益	7	(10,970)	215,244	
損益を通じて公正価値で測定される 金融資産および金融負債に係る純利益/(損失)	7	58,199	(224,384)	
サービス・マネージャー報酬の割戻し	8,9	2,247	2,732	
		49,476	(6,408)	
費用				
投資運用報酬	8,9	(58,962)	(70,879)	
紹介ブローカー報酬	8,9	(19,691)	(25,687)	
サービス・マネージャー報酬	8,9	(5,528)	(5,582)	
保管会社報酬	8	(166)	(1,060)	
その他費用	8,9	(24,896)	(25,906)	
		(109,243)	(129,114)	
償還可能参加受益証券の保有者に帰属する 当期純損失		(59,767)	(135,522)	

当年度に認識されたすべての利益および損失は継続事業からのみ生じています。

添付の注記は本財務書類の不可欠な一部を構成します。

マン・エーエイチエル・円トラスト

キャッシュ・フロー計算書 2018年9月30日に終了した年度

	2018年度 (千円)	2017年度 (千円)
- 営業活動によるキャッシュ・フロー		(113)
償還可能参加受益証券の保有者に帰属する 当期純損失	(59,767)	(135,522)
営業活動により使用された現金純額への 償還可能参加受益証券の保有者に帰属する当期純損失 の調整:		
損益を通じて公正価値で測定される金融資産の増加	(27,978)	(446,216)
損益を通じて公正価値で測定される金融負債の(減少)/増加	(27,794)	51,708
未収配当金の減少	-	2
その他資産の減少	840	119
ブローカーからの未収金の減少 - 担保金	65,929	331,036
ブローカーへの未払金の(減少)/増加 - 担保金	(9,059)	9,063
未払配当金の減少	-	(4)
未払費用およびその他負債の減少	(11,949)	(6,281)
営業活動により使用された現金純額 _	(69,778)	(196,095)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
償還可能参加受益証券の買戻しによる支払い	(429,243)	(360,477)
関係が記念が支流にあり負人のによる支払い <u></u> 財務活動により使用された現金純額	(429,243)	(360,477)
別物/百割により使用で16/2塊並能額 _	(429,243)	(300,477)
現金および現金同等物の純増減額	(499,021)	(556,572)
現金および現金同等物の期首残高	552,344	1,108,916
現金および現金同等物の期末残高	53,323	552,344
当期の現金および現金同等物の純増減額の内訳:		
為替変動の影響前の現金および現金同等物の純増減額	(488,051)	(771,816)
為替変動の現金および現金同等物への影響	(10,970)	215,244
現金および現金同等物の純増減額	(499,021)	(556,572)
_		
現金および現金同等物の内訳:		
現金および現金同等物	52,965	552,316
ブローカーからの未収金-担保金を除く	359	173
ブローカーへの未払金-担保金を除く	(1)	(145)
現金および現金同等物の期末残高	53,323	552,344
キャッシュ・フロー情報の補足開示:		
受取利息	234	140
支払利息	(494)	(3,203)
受取配当金	-	7
短期有価証券に係る支払配当金	-	(4)
添付の注記は本財務書類の不可欠な一部を構成します。		

マン・エーエイチエル・円トラスト

財務書類に対する注記

1.一般事項

マン・エーエイチエル・円トラスト(以下「本トラスト」といいます。)は、バミューダ法に基づき2003年9月2日に設定され、オープン・エンド型ユニット・トラストとして業務を遂行しています。本トラストは、2006年バミューダ投資ファンド法の規定に基づきスタンダード・ファンドとして認可されました。本トラストは、日本国の金融庁(以下「日本国金融庁」といいます。)に登録されています。

本トラストの投資目的は、世界の先物契約の分散されたポートフォリオへの投資を通じて、本トラストの償還可能参加受益証券の保有者に対し、中期的に実質的な収益を得る機会を提供することにあります。

本トラストは、AHLが運用するAHLダイバーシファイド・プログラムを通じてその目的の達成を模索しています。AHLは、マン・グループの投資部門の一員であり、多様な法的ヴィークルを通じて営業しています。AHLは投資家に、より伝統的な投資原則との相関関係が低い、流動性が高く効率的な取引戦略を提供します。マン・グループとは、マン・グループ・ピーエルシーならびに、文脈により、その子会社および関係会社のすべてまたはそれらのいずれかをいうものとします。

本トラストの投資運用会社は、マン・グループ・ピーエルシーの子会社であるAHLパートナーズ・エルエルピー(以下「投資運用会社」といいます。)です。本トラストには従業員はいません。本トラストは2003年9月30日に運用を開始しました。

本トラストの直近の該当する目論見書(以下「英文目論見書」といいます。)は、2016年8月2日付であり、直近の補足書類は2018年1月3日付です。

2. 重要な会計方針の要約

a)会計原則

本注記の対象となる本財務書類は、国際会計基準審議会(以下「IASB」といいます。)により発行された 国際財務報告基準(以下「IFRS」といいます。)に従って作成されています。本財務書類は、公正価値に基 づき測定されている損益を通じた公正価値による金融資産および金融負債を除いて、取得原価主義に基づい て作成されています。

b)会計の方針および開示の変更

本財務書類の作成の際に採用された会計方針は、2017年9月30日に終了した年度に関する本トラストの財務書類の作成の際に準拠したものと一致しています。

公表されているがまだ発効していない基準

IFRS第9号-金融商品:分類および測定

2014年7月にIASBより公表されたIFRS第9号「金融商品」の最終版は、金融商品プロジェクトのすべてのフェーズを反映しており、IAS第39号「金融商品:認識と測定」、およびIFRS第9号の過去のすべての版に取って代わるものです。かかる基準は、分類および測定、減損ならびにヘッジ会計について新たな要件を導入しています。IFRS第9号は2018年1月1日以降に開始する年度から適用され、早期の適用も認められています。遡及的適用が義務付けられますが、比較情報は強制ではありません。IFRS第9号の過去の版(2009年、2010年および2013年)の早期適用は、最初の適用日が2015年2月1日より前であった場合に認められました。経営陣は現在、本トラストに対するこの基準の影響を評価しています。現在、経営陣は、本トラストの金融資産または金融負債の分類および測定にIFRS第9号の採用が重大な影響を与える可能性は低いと信じています。

IFRS第15号-顧客との契約からの収益

IFRS第15号は2014年5月に公表され、顧客との契約から生じる収益に適用される新たな5段階モデルを規定しています。IFRS第15号に基づき、収益は、事業体が商品またはサービスを顧客に譲渡するのと引換えに得られると予想する対価を反映する金額で認識されます。IFRS第15号の原則は、収益の測定および認識に対しより体系的な取組みを規定します。

新たな収益基準は、すべての事業体に適用され、IFRSに基づくすべての現行の収益認識要件に取って代わることとなります。2018年1月1日以降開始する年度に対し完全または修正された遡及的適用のいずれかが義務付けられ、早期の採用も認められています。本トラストは現在、IFRS第15号の影響を評価しており、決められた効力発生日に新基準を採用する予定です。

IFRIC解釈指針第23号-法人所得税務処理に関する不確実性

本解釈指針は、税務処理がIAS第12号の適用に影響を及ぼす不確実性を伴う場合の所得税について規定しており、IAS第12号の適用範囲外となる税金もしくは賦課金に適用されることはなく、不確実な税務処理に関連して生じる利子またはペナルティに関する規定も特に定められていません。具体的には、本解釈指針は以下の点を取り扱っています。

- ・ 税務処理における不確実性を別個に検討するか否か
- ・ 税務当局による税務調査に関する仮定
- ・ 課税所得(税務上の欠損金)、税務基準額、未使用の繰越欠損金、未使用の繰越税額控除および税率 の決定方法
- ・ 事実および状況の変化を事業体がどのように考慮するか

事業体は、税務処理上の不確実性について、別個に検討すべきか、一つ以上の他の税務処理上の不確実性と一体で検討すべきかを決定しなければなりません。不確実性がどのように解決されるかをより適切に描写する手法を採用しなければなりません。本解釈指針は2019年1月1日以降に開始する年次報告期間から適用されますが、一定の移行時の免除規定も設けられています。経営陣は現在、本トラストの財務書類に及ぼす影響を査定しています。

財務書類の承認日現在、公表されているがまだ発効していないその他多くの基準および解釈指針がありました。経営陣は、将来の期間のこうした基準および解釈指針の採用は、本トラストの財務書類には何ら重大な影響を及ぼさないと予想しています。

c)会計上の判断および推測値の利用

IFRSに従って財務書類を作成するために、経営陣は、一部の評価仮定を含め本財務書類および附属の注記で報告される金額および開示事項に影響を及ぼす判断、推測および仮定を行うことが必要となります。かかる仮定および推測の不確実性によって、将来、資産または負債の帳簿金額の重要な調整が必要となる結果に至る可能性があります。

d)継続企業の前提に関する事項

経営陣は、継続企業の前提で本トラストの継続する能力について評価を行い、本トラストが予見可能な将来の期間について事業を継続するリソースを保有していることに満足しています。さらに経営陣は継続企業の前提で継続していく本トラストの能力に重要な疑義を生じさせうる重大な不確実性を認識しておらず、このため、本財務書類は引続き継続企業の前提で作成されています。

e)収益の認識

受取利息は、発生主義ベースで認識されます。

f) 金融資産および金融負債

損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債

純資産価額(以下「NAV」といいます。)に関しては、金融資産および金融負債の評価は英文目論見書に従って算出されます。財務書類に関しては、金融資産および金融負債は下記に概要が記された方針を利用しIFRSに従って評価されてきました。2018年9月30日および2017年9月30日現在、これらの評価方法の間に重大な相違はありません。

売買目的保有の金融資産および金融負債は、主に短期間の売却または買戻しの目的で取得されたもの、または負担されたものです。デリバティブも、本トラストがいかなるデリバティブもヘッジ関係の中でのヘッジを意図していないため、売買目的保有として分類されています。

当初認識時に経営陣により損益を通じた公正価値で測定するものと意図された金融資産および金融負債には、売買目的保有ではない金融資産および金融負債を含みます。こうした金融資産および金融負債(以下「金融商品」といいます。)は、当初認識時に、本トラストのリスク管理および投資戦略に従って、公正価値ベースで運用されその運用実績を評価される1グループの金融商品の一部であることを前提として示されます。こうした金融商品についての財務情報は、内部で、その前提により、投資運用会社に提供されます。

本トラストは、金融資産または金融負債を、本トラストが当該資産の契約条項の当事者になる場合にのみ認識します。投資対象の通常の方法での購入および売却は、本トラストが資産の購入または売却を行うと約束する日である取引日に認識されます。金融資産および金融負債(損益を通じた公正価値)は当初、公正価値で認識されます。当該商品にかかる取引経費はすべて、包括利益計算書で直接に認識されます。

当初測定の後、本トラストは損益を通じた公正価値で分類された金融商品を、公正価値で測定します。

活発な市場において売買される金融商品(公開市場で売買されるデリバティブおよび証券取引所において 売買される有価証券など)の公正価値は、財政状態計算書日現在の市場建値をもとにします。

最終売買価格が買いと売りのスプレッドの範囲内に無い場合には、経営陣は最も代表的な公正価値である 買いと売りのスプレッドの範囲内のポイントを決定します。

本トラストは、随時、活発な市場では取引されていない金融商品または有価証券(例として、店頭取引デリバティブならびに株式および債券の私募など)に投資を行うことができます。こうした金融商品は、下記の会計方針において記載された方法により、公正価値で評価されます。

1つの市場において取扱われる証券取引所売買のデリバティブ商品(オプションおよび先物が含まれますが、それに限られません。)は、当該市場における当該商品の関連評価日の決済価格で評価されます。決済

価格が入手できない場合、その潜在的実現価格は投資運用会社により慎重かつ誠実に決定されるものとします。

マネージド・ファンド(以下「マネージド・ファンド」といいます。)への投資は当初は公正価値により評価され、その後は財政状態計算書日現在のその1口当りNAVにより計上されます。この方法は、かかる投資のおおよその公正価値を示します。その1口当りNAVが公表されない場合、マネージド・ファンドへの投資は直近の公表された、または推計された1口当りNAVで評価されます。

国債への投資は、公正価値の近似値である簿価により評価されます。

投資対象は、投資対象からキャッシュ・フローを受領する権利が失効した場合、または本トラストが所有 に伴うリスクおよび経済的便益を実質上すべて移転した場合は、認識を取消されます。

g) 金融商品の相殺

金融資産および金融負債は、関係当事者が認識された金額を相殺する法的に強制力のある相殺権を有し、かつ純額で決済するか、資産の実現および負債の決済を同時に実行するとの意思を有している場合に、相殺され、相殺後の純額が財政状態計算書に計上されます。2018年9月30日および2017年9月30日現在、金融資産および金融負債で財政状態計算書において相殺されたものはありません。

h)デリバティブ

本トラストは、価額が原資産、指数、通貨または金利に基づいているデリバティブ金融商品を取引することができます。取引による将来のフローの概要を表すのは、契約金額または想定金額よりも、むしろ未実現 純利益または未実現純損失です。

本トラストは、以下に記述される為替先渡契約を行うことができます。

為替先渡契約

為替先渡契約は、取引日に計上され、計算期間中の最終営業日に適用されるべき外国為替レートで評価されます。当初の契約金額と未決済の先渡契約の公正価値の差額は、財政状態計算書に損益を通じて公正価値で測定される金融資産または金融負債として、また包括利益計算書には損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債に係る純利益/(損失)として反映されます。

i)実現利益および実現損失ならびに未実現評価益および未実現評価損

マネージド・ファンドおよびデリバティブへの投資に係る実現および未実現の利益および損失は、包括利益計算書の損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債の純利益/(損失)として認識されます。売却有価証券の費用は、先入先出法(FIFO)で計上されます。未実現評価益および未実現評価損は、当計算期間の金融商品の公正価値の変動、ならびに当計算期間に実現した金融商品の前計算期間における未実現評価益および未実現評価損の戻入れにより構成されます。実現利益および実現損失は、金融商品の当初簿価および処分金額の差額、またはデリバティブ契約につき行われた現金支払いまたは受領(かかる商品に関する担保証拠金勘定における支払いまたは受領を除きます。)の差額を表示します。

j) 取引原価

取引原価は、金融商品の取得、発行または処分に、個別に認識され直接に帰属する増分原価です。当計算期間中に本トラストが負担した取引原価は、包括利益計算書において認識されます。

k)機能通貨および表示通貨

本トラストは、その資金調達通貨である日本円においてリターンを生み出すことを追求しています。本トラストの償還可能参加受益証券の発行および買戻しに対処するために、本トラストの流動性は日本円で日々管理されています。本トラストの運用成績もまた日本円で評価されます。このように、本トラストの対象と

なる取引、事象および条件の経済的効果を最も公正に表示する通貨は日本円であるとみなされるため、本ト

1)外貨

当計算期間の外貨建ての取引は、取引日の実勢為替レートで換算されています。外貨建ての資産および負債は、財政状態計算書日現在に有効な為替レートで換算されます。外貨建ての投資取引および当計算期間末に保有されていた投資対象については、生じた利益または損失は、包括利益計算書には損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債に係る純利益/(損失)に含まれます。その他すべての外貨による利益および損失は、包括利益計算書の外国為替に係る純(損失)/利益に含まれます。

m)費用

すべての費用は、包括利益計算書において発生主義で認識されます。

ラストの機能通貨および表示通貨は日本円です。

n)償還可能参加受益証券

償還可能参加受益証券は以下の場合に持分金融商品として分類されます:

- ・ 償還可能参加受益証券の保有者は、本トラストが清算される場合、本トラストの純資産の按分比例した持分を受領する権利を有します。
- ・ 償還可能参加受益証券は、他のすべてのクラスの金融商品に劣後するクラスの金融商品です。
- 他のすべてのクラスの金融商品に劣後するクラスの金融商品であるすべての償還可能参加受益証券には、同一の特性があります。
- ・ 償還可能参加受益証券には、本トラストの純資産の按分比例した持分に対する受益者の権利以外で、 現金もしくはその他の金融資産を分配する契約上の一切の義務を含みません。
- ・ 商品の存続期間にわたり償還可能参加受益証券に帰属する予想キャッシュ・フローの合計は、実質的に、利益もしくは損失、認識された純資産の変動、または金融商品の存続期間にわたる本トラストの認識済みおよび未認識の純資産の公正価値の変動に基づいています。

上記の特徴すべてを有する償還可能参加受益証券に加え、本トラストは以下の特徴を有する他の金融商品 または契約を有してはならないものとします。

- ・ キャッシュ・フローの総額が、利益もしくは損失、認識された純資産の変動または認識済みおよび未 認識の本トラストの純資産の公正価値の変動、に実質的に基づくこと、または
- ・ 償還可能参加受益証券の保有者に対する残差収益(の配分)を実質的に制限または固定する影響を有すること。

本トラストは、定期的に償還可能参加受益証券の分類を査定します。償還可能参加受益証券が、資本として分類されるためのすべての特徴を有さなくなるか、または設定されたすべての条件を充足しなくなる場合、本トラストはそれらを金融負債として再分類し、資本として認識されていた以前の簿価からの差額とともに再分類の日付現在の公正価値で測定します。償還可能参加受益証券がその後、資本として分類されるためのすべての特徴を有し条件を充たす場合、本トラストは、それらを持分証券として再分類し、再分類の日付現在の負債の簿価で測定します。

2018年9月30日に終了した計算期間および2017年9月30日に終了した計算期間につき、本トラストは、償還可能参加受益証券が負債として分類されるべきであると査定しています。

o)現金及び現金同等物、ブローカーからの未収金及びブローカーへの未払金

財政状態計算書に計上された現金および現金同等物は、銀行預金、要求払預金、金融機関短期預金および、既知の金額の現金に容易に転換可能であり、大幅な評価の変動リスクが無く、当初の償還期間が3カ月

以下である、短期高流動性投資証券からなります。短期の現金コミットメントを充たすことを目的として保有されている短期投資証券および制限付き証拠金勘定は、現金及び現金同等物とは看做されません。キャッシュ・フロー計算書に関しては、現金及び現金同等物は上記の定義による現金及び現金同等物(該当する場合、当座借越残高を控除します。)からなります。ブローカーからの未収金およびブローカーへの未払金には、未決済の為替先渡契約に担保として差入れられた金額を含みます。空売りにより受領される金額および担保は、関連する有価証券が購入されるまで、すべてまたは一部制限を受けることがあります。受益証券が信用取引で購入される範囲で、証拠金の負債は関連する受益証券により担保されることがあります。

p)課税制度

現在、バミューダ政府によりインカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインに課される税金はありません。 現行のバミューダ法のもとでは、本トラストは、インカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインについてバ ミューダにおけるいかなる租税も支払う義務を負いません。本トラストは、バミューダ財務省より、1966年 非課税事業課税保護法の規定に基づいて少なくとも2035年3月まではすべてのバミューダにおける課税を免 除されるという確約を得ています。

q)比較情報

財務書類中の過年度の特定の数値は、当計算期間の表示に合わせるために再分類されています。

3.現金および現金同等物、ブローカーからの未収金、当座借越、ブローカーへの未払金

当計算期間末に現金および現金同等物、ブローカーからの未収金およびブローカーへの未払金として開示された金額は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・エスエイ/エヌブイ(以下「対象銀行」といいます。)ならびにドイチェ・バンク・アーゲー、HSBCバンク・ピーエルシー、JPモルガン・チェース・バンク・エヌ・エイ、モルガン・スタンレーおよびロイヤル・バンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー(以下「ブローカー」といいます。)に保管されていました。こうした金額には、未決済の為替先渡契約に担保として差入れられた金額を含みます。2018年9月30日現在公正価値が0円(取得価格:0円)(2017年:224,837千円(取得価格:218,681千円))である米国財務省証券は、現金および現金同等物に計上されています。2018年9月30日現在設定されている担保として差入れられているブローカーからの未収金残高の部分は、55,511千円(2017年:121,440千円)および設定されている担保として差入れているブローカーへの未払金残高の部分は、4千円(2017年:9,063千円)です。

4. 損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債

金融商品の公正価値

本トラストは公正価値の測定に関し枠組みを設定しています。これには、レベル3公正価値を含むすべての重要な公正価値の測定の投資運用会社による定期的な検討を含みます。

投資運用会社は、定期的に、非常に多くの観察不能インプットおよび評価の調整(もしあれば)を検討します。第三者の情報が公正価値の測定に使用される場合、投資運用会社は、当該レベルが分類されるべき公正価値ヒエラルキーのレベルに関する評価をはじめ、評価がIFRSの要件を充たすとの結論を裏付ける第三者から取得した証拠を調査し評価します。

本トラストは、IFRS第13号に従った測定の決定において使用されるインプットの重要性を反映した公正価値の階層を使用して公正価値の測定を分類します。

公正価値の階層には、以下のレベルがあります。

・レベル1 - アクティブな市場における同一種の商品に関する公表された取引相場価格

- ・レベル2 観察可能なインプットに基づいた評価テクニック。この分類には、以下を使用して評価される商品を含みます;類似した商品についてアクティブな市場で付された取引相場価格;アクティブまでには至らないと考えられる市場において類似した商品について付された価格;すべての重要なインプットが直接または間接に市場データから観察できるその他の評価テクニック。
- ・レベル3 観察不能な重要なインプットを使用する評価テクニック。この分類には、その評価テクニックが観察可能なデータに基づかないインプットを含み、観察不能なインプットが商品の評価に重要な影響を及ぼす可能性があるすべての商品を含みます。この分類には、商品間の差額を反映する目的で観察不能な重要な調整または仮定を要求される、類似した商品に係る相場価格に基づいて評価される商品を含みます。

評価テクニック

マネージド・ファンドおよびデリバティブへの、上場しているか公に取引されている投資

上場しているか公に取引されているマネージド・ファンドおよびデリバティブの公正価値が、当該資産の 活発な市場における未調整の市場価格または拘束力のあるディーラー価格に基づいている場合、当該商品は 階層のレベル 1 に含まれます。

店頭取引デリバティブ

本トラストは店頭デリバティブの公正価値の決定に、広く認識された評価テクニックを使用しています。 最も頻繁に適用される評価テクニックには、現在価値の算出を利用した先渡しの値付けおよびスワップ・モ デルを含みます。これらのモデルには、信用リスクならびに直物および先渡外国為替レートおよび金利カー ブを含む、様々なインプットを組込みます。これらの金融商品について使用されるインプットは市場で観察 可能であるため、レベル 2 に含まれます。

本トラストは、アクティブに取引されている市場で値付けされているものではないマネージド・ファンドに投資します。マネージド・ファンドへの投資は、当該マネージド・ファンドの管理者により公表される1口当りNAVに基づき、当該算出からの経過日数、流動性リスク、買戻し制限、流通市場で観察される入札価格および必要な場合その他の要因を反映させて調整されたうえで、評価されます。当該ファンドにより公表された1口当りNAVに必要とされる調整次第で、本トラストは当該投資の公正価値をレベル2またはレベル3のいずれかに分類します。

以下の表は、2018年9月30日および2017年9月30日現在公正価値で計上された本トラストの金融商品の公正価値の階層の分類を要約したものです。

2018年 9 月30日現在	レベル 1	レベル2	レベル3	公正価値合計
_	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
損益を通じて公正価値で測定される金融資産				
関連マネージド・ファンドへの投資				
AHLエボリューション・リミテッド	-	294,370	-	294,370
AHLインスティチューショナル・シリーズ3				
リミテッド	-	586,434	-	586,434
関連マネージド・ファンドへの投資合計	-	880,804	-	880,804
<u>債券</u>				
米国債	723,483	-	-	723,483
<u>債券合計</u>	723,483	-	-	723,483
<u>デリバティブ</u>				
為替先渡契約	-	2,944	-	2,944
デリバティブ合計 -	-	2,944	-	2,944

				<u> </u>
損益を通じて公正価値で測定される金融資産合計	723,483	883,748		1,607,231
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	公正価値合計
	(千円)	レベル2 (千円)	レベル 3 (千円)	公正個個百計
― 損益を通じて公正価値で測定される金融負債	(113)	(113)	(113)	(113)
デリバティブ				
為替先渡契約	-	(28,728)	-	(28,728)
デリバティブ合計 ―	-	(28,728)	-	(28,728)
損益を通じて公正価値で測定される金融負債合計	-	(28,728)	-	(28,728)
2017年 9 月30日現在	レベル 1	レベル 2	レベル3	公正価値合計
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
― 損益を通じて公正価値で測定される金融資産				
関連マネージド・ファンドへの投資				
AHLエボリューション・リミテッド	-	391,075	-	391,075
A H L インスティチューショナル・シリーズ 3				
リミテッド	-	625,138	-	625,138
関連マネージド・ファンドへの投資合計 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	-	1,016,213	-	1,016,213
<u>債券</u>				
米国債	560,580	-	-	560,580
債券合計 ————————————————————————————————————	560,580	-	-	560,580
<u>デリバティブ</u>				
為替先渡契約	-	2,460	-	2,460
デリバティブ合計	-	2,460	-	2,460
損益を通じて公正価値で測定される金融資産合計	560,580	1,018,673	-	1,579,253
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	公正価値合計
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
― 損益を通じて公正価値で測定される金融負債		(1 1 2)	()	
<u>デリバティブ</u>				
為替先渡契約	-	(56,522)	-	(56,522)
デリバティブ合計 ―	-	(56,522)	-	(56,522)
損益を通じて公正価値で測定される金融負債合計 <u></u>	-	(56,522)	-	(56,522)

当計算期間末現在の簿価が公正価値と近似であるため、短期の残高は上記表に含まれていません。

投資対象は、上記の公正価値の階層に従ってレベル1、2および3に正確に分類されることを確保するために、計算期間毎に見直されています。投資対象の特徴が当計算期間の間に変化し、投資対象が設定レベルの基準に合致しなくなった場合、当該投資対象は関連会計年度末により適切なレベルへと移転されます。2018年9月30日および2017年9月30日に終了した計算期間に、レベルの移転はありませんでした。

2018年9月30日および2017年9月30日現在、本トラストはレベル3の金融商品を有していません。

為替先渡契約

ポートフォリオ運用手法の一環として、本トラストは、機能通貨以外の通貨建てのエクスポージャーを経済的にヘッジするために(正式なヘッジ勘定は利用しないものの)為替先渡契約を利用することができます。為替先渡契約は、売買目的でも利用することができます。本トラストが締結した為替先渡契約は、合意

額または契約高に基づく特定の価額および時点で、原資産または通貨を購入または売却する確約を表わします。

為替先渡契約は、本トラストを、未決済ポジションを手仕舞いする際の証券取引所の不在に伴うリスクに晒すことがあります。投資運用会社は、本トラストの市場リスクの全体的管理の一環として為替先渡契約に基づく本トラストのエクスポージャーを注意深く監視しています。

デリバティブ金融商品

本トラストは、価額が原資産、指数、通貨または金利に基づいている為替先渡契約を含むデリバティブ金融商品による取引を行うことができます。

本トラストは、デリバティブ金融商品の取引において市場リスクおよび信用リスク両方の影響をうけます。市場リスクとは、市場の金利、為替レート、指数の変動および原資産となる金融商品の価額変動により価額が変動する潜在的可能性のことです。信用リスクとは、契約相手方が契約の条件に従って義務を履行しない場合に損失が発生する可能性のことです。実質上、すべてのデリバティブ契約は証拠金ベースで取引されます。かかる取引は、証拠金の預託および担保的投資が発生した損失を十分に補えない場合に、本トラストを重大なオフバランスシートリスクに晒す可能性があります。

投資運用会社は、個々の取引所規則および社内指針を遵守して証拠金の預託およびブローカーへの担保的 投資を維持することにより、これらの取引に関連するリスクを管理しています。投資運用会社はまた、積極 的に本トラストの市場リスクおよび取引先リスクを管理およびコントロールし、日常的に取引活動および証 拠金の水準を監視し、必要に応じて追加担保の差入れまたはポジションの減縮を行っています。

デリバティブ金融商品は、一般的に財務書類には計上されない想定金額に基づいています。想定金額は、 デリバティブ取引が基づくキャッシュ・フローの仮想元本を表します。本トラストにより取引されるデリバ ティブは、想定金額ではなく未実現評価益または未実現評価損が財政状態計算書に計上されます。

2018年9月30日および2017年9月30日現在、本トラストはデリバティブ金融商品への投資を通じて、想定元本が以下のように要約される金融商品を表す原資産のポジションに晒されていました。

	想定元本					
	ロング	ショート	ロング	ショート		
	2018年	2018年	2017年	2017年		
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	_	
為替先渡契約	1,789,088	179,478	1,980,960	214,686		
合計	1,789,088	179,478	1,980,960	214,686		

5. 金融資産および金融負債間の相殺

2018年9月30日および2017年9月30日現在、財政状態計算書の中で、相殺後の金額により表示されている本トラストの金融資産および金融負債はありません。以下の表は、強制執行力を有する一括清算の基本契約または類似の契約に(当該契約に定義された債務不履行事由が発生した場合)服することを前提に、金融商品のネッティングによる財務上の影響に関する情報を提示しています。

以下の表は、2018年9月30日現在の契約相手方毎の金融資産純額の要約です。

(i)

金融資産、デリバティブ資産および契約相手方より受領した担保の相殺

	,	財政状態計算 相殺されてに		
	財政状態計算書に おける資産の総額	金融商品	受取現金担保	相殺後の金額
取引相手方	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
ドイチェ・バンク・アーゲー	1	-	(1)	-
JPモルガン・チェース・バンク・エヌ・エイ	349	-	-	349
モルガン・スタンレー	11	(1)	-	10

()

() = (i) + ()

EDINET提出書類

マン・ファンド・マネジメント (ガーンジー) リミテッド(E15091)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・ エスエイ / エヌブイ

エスエイ/エヌブイ	781,936	(28,728)	-	753,208
合計	782,297	(28,729)	(1)	753,567

以下の表は、2018年9月30日現在の取引相手方毎の金融負債純額の要約です。

金融負債、デリバティブ負債および契約相手方から設定された担保の相殺

	(i)	(財政状態計算 相殺されてい		() = (i) + ()
取引相手方	財政状態計算書に おける負債の総額 (千円)	金融商品(千円)	設定された 現金担保 (千円)	相殺後の金額 (千円)
ドイチェ・バンク・アーゲー	4	(1)	(1)	2
モルガン・スタンレー ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・ メロン・エスエイ / エヌブイ	28,728	-	(1) (28,728)	- -
合計	28,733	(1)	(28,730)	2

以下の表は、2017年9月30日現在の契約相手方毎の金融資産純額の要約です。

金融資産、デリバティブ資産および契約相手方より受領した担保の相殺

	(i)	(財政状態計算 相殺されてい		() = (i) + ()
取引相手方	財政状態計算書に おける資産の総額 (千円)	金融商品(千円)	受取現金担保 (千円)	相殺後の金額 (千円)
クレディ・スイス・アー・ゲー	11	-	-	11
ドイチェ・バンク・アーゲー	11,269	(9,061)	(2,208)	-
HSBCバンク・ピーエルシー	1	-	-	1
JPモルガン・チェース・バンク・エヌ・エイ	151	(144)	-	7
モルガン・スタンレー	11	(1)	-	10
ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・ エスエイ / エヌブイ	673,210	(56,522)		616,688
合計	684,653	(65,728)	(2,208)	616,717

以下の表は、2017年9月30日現在の取引相手方毎の金融負債純額の要約です。

金融負債、デリバティブ負債および契約相手方から設定された担保の相殺

	(i)	(財政状態計算) 聿において	() = (i) + ()
		相殺されてい			
取引相手方	財政状態計算書に おける負債の総額 (千円)	金融商品(千円)	設定された 現金担保 (千円)		相殺後の金額 (千円)
ドイチェ・バンク・アーゲー	9,061	-	(9,061)		-
JPモルガン・チェース・バンク・エヌ・エイ	144	(144)	-		-
モルガン・スタンレー	1	(1)	-		-
ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド・ ピーエルシー	2	-	-		2
ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・ メロン・エスエイ / エヌブイ	56,522	-	(56,522)		
合計	65,730	(145)	(65,583)		2

2018年9月30日現在、設定された担保現金の金額は55,511千円(2017年:121,440千円)であり、受領した担保は4千円(2017年:9,063千円)でした。

6.金融リスク管理

全般的なリスク管理

本トラストは、その投資活動により、本トラストが投資する金融商品および市場に関連する様々な種類のリスクに晒されています。本トラストが晒されている金融リスクのうち、最も重要なものは市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクです。市場リスクはとりわけ、有価証券価格リスク、金利リスク、ボラティリティ・リスクおよび為替リスクを含みます。本トラストは、これらのリスクを全般的なリスク管理方針の一環として、投資活動に関連したリスクとともに一括で管理しています。

財政状態計算書日現在の金融商品残高の性質と範囲および本トラストに採用されているリスク管理方針は、以下に記述されています。

2018年9月30日現在本トラストは、プローカーに保有される口座を通じて直接的に、また、これも投資運用会社により管理されているマネージド・ファンドであるAHLエボリューション・リミテッドおよびAHLインスティチューショナル・シリーズ3リミテッドへの投資を通じて間接的に、AHLダイバーシファイド・プログラムへの投資によりリターンを生じさせることを目指します。

以下の要約は本トラストへの投資に係る全リスクの包括的要約を意図するものではなく、受益証券保有者 は本トラストに投資する際の固有のリスクを詳述している本トラストの英文目論見書を参照してください。

投資運用会社は、主要な二つのリスクの段階、つまり本トラストの段階と本トラストの投資対象の段階を 区別しています。したがって、投資運用会社は、本トラストの段階と本トラストの投資対象の段階の両者に 関連するリスクを管理するための手続を実践しています。

本トラストの段階

本トラストの段階でのリスク管理は、投資前および投資後のリスク管理に分けられます。投資前のリスク管理は、資産配分の決定とポートフォリオ構築を必要とします。継続的なリスク管理には、リスク・リターン分析の実施、関連ある本トラスト特有のポートフォリオ制限および投資ガイドラインの監視、通貨リスク、金利リスク、信用リスクおよび流動性リスクの本トラストの段階での管理ならびに、資産配分およびポートフォリオ構築の調整が含まれます。

リスクの考慮やポートフォリオを投資ガイドラインに沿った構成に戻す必要性は、ポートフォリオの再調整の契機となることがあります。ポートフォリオの再調整は、投資運用会社のポートフォリオ運用チームにより、通常、毎月検討されます。

原投資対象の段階

AHLダイバーシファイド・プログラム

AHLは、世界中の市場の非効率性を特定するために洗練されたコンピューター処理を採用しているAHLダイバーシファイド・プログラムを管理しています。取引のシグナルは精密に調整された取引および執行インフラを通じて組成され、執行されます。その処理は定量的であり、主に本質的にディレクショナルであり、投資決定が市場のトレンドや他の歴史的関係性に基づく数学的モデルによって専ら動かされることを意味します。全体の処理は厳格なリスク管理、継続的な調査、分散投資および一貫した効率性の追求により支えられています。

投資哲学の基礎は、金融市場は永続的なトレンドと非効率性を経験するということです。トレンドは金融市場における連続した相関関係の現われであり、過去の価格の推移が将来の価格動向に影響を与えるという現象です。そうした動向は、その強度、期間および頻度が変動しますが、価格トレンドはすべてのセクター

および市場を通じて普遍的に繰返し起こります。トレンドは、世界の広範な市場全体で用いられるアクティ ブな取引スタイルにとって魅力の焦点となっています。

取引は、24時間体制で行われ、世界の広範な市場における価格変動に対応するためリアルタイムの価格情報が使用されます。AHLダイバーシファイド・プログラムは、金融商品の多様なポートフォリオに投資し、これには取引所内外での先物取引、オプション取引、先渡取引、差金決済取引(「CFD」)、スワップ取引およびその他金融デリバティブを含みますが、これらに限られません。これらの市場には、直接的に投資される場合もあれば間接的に投資される場合もあり、株式、債券、通貨、短期金利、エネルギー、金属、クレジットおよび農産物が含まれますが、これらに限られません。

セクターと市場の分散を重視するだけでなく、AHLダイバーシファイド・プログラムは種々の取引システムを組合わせることにより分散投資を達成すべく構築されています。かかるシステムはその大部分が、リアルタイムでの価格のサンプリングならびに価格変動の勢いおよび突然の上昇の測定により作動しており、価格のトレンドを捕捉し、異なるトレンドが発生する蓋然性が高い場合にポジションを手仕舞うことを目的としています。シグナルは、数日から数か月の範囲にわたる異なる時間枠において生み出されます。総じて、システムは現在毎日、約350にわたる取引市場の2,000前後の価格サンプルを運営しています。AHLダイバーシファイド・プログラムはまた、その他の技術的なシステムのみならず、金利および株式の評価データなど種々の基礎的なインプットに基づく定量モデルも含みます。

分散投資の原則に沿って、ポートフォリオの構築および資産の配分に際しては、投資資金をすべての範囲のセクターおよび市場に配分することの重要性を前提としています。特に注目するのは、市場とセクターの相関性、予想リターン、市場への投資コストおよび市場の流動性です。ポートフォリオは定期的に検討され、必要であれば、そうした要因の変化を反映させるための調整が行われます。個々の市場のボラティリティの変動を反映するためにリアルタイムで市場リスク・エクスポージャーを調整するプロセスが稼働しています。

AHLの現在行っている調査および技術への投資を通じ、AHLダイバーシファイド・プログラムが直接的または間接的に取引する市場、戦略および金融商品の数および多様性は投資の期間中変動しますが、常に、目論見書に定められている制約の範囲で投資を行います。本トラストが取引するAHLダイバーシファイド・プログラムは、マン・グループ内部の企業が運用する他の投資商品により取引されるAHLダイバーシファイド・プログラムとは異なることがあることも認識する必要があります。これらの差異には、とりわけ、法的構成、適用法およびその他の制限ならびに/またはかかる投資商品に関する考察から生じる金融商品の種類、市場および取引資産クラスにおける違いが一般的に含まれます。

市場リスク

市場リスクは、金利、外国為替相場および有価証券価格といった市場変数の変化によって金融商品の公正 価値または将来のキャッシュ・フローが変動するリスクです。

投資運用会社は多くのリスク測定指標を利用しますが、一般に認められている測定指標の一つに年率換算ボラティリティがあります。年率換算ボラティリティは、直近12か月の償還可能参加受益証券1口当り純資産価額の収益率の標準偏差として算出されるリスクの測定指標です。

年率換算ボラティリティは償還可能参加受益証券1口当り純資産価額に基づくため、本トラストのパフォーマンスに関係するすべての特性(当計算期間中の金利変動および為替差損益の影響を含む)が反映されることになります。本トラストの直接投資は、原投資対象が採用した投資戦略を変更できますが、本トラストが晒されているリスクおよびリターン特性が広く一貫している意味を大幅に変えることはありません。

定期的なリターンの正規分布を前提としているため年率換算ボラティリティには限界があり、ヘッジ・ファンドの習性を完全に表わすものとならない可能性があります。データポイントが多くなればなるほど、年率換算ボラティリティ計測の精度は高くなります。年率換算ボラティリティは、実績データに基づくものです。運用実績についてはいかなる保証もなく、また過去の運用実績は将来の運用成績や結果を示唆するものではありません。

2018年9月30日現在、本トラストの年率換算ボラティリティは16.68%(2017年度は10.67%)でした。

金利リスク

金利リスクとは、市場の金利の変動により金融商品の公正価値または将来のキャッシュ・フローが変動するリスクをいいます。

本トラストは、確定利付証券に投資できます。特定の有価証券の金利変動は、収益の増加または減少をもたらします。保有有価証券の価格は、国内金利によって影響を受けます。本トラストの運用実績は、したがって、市場金利のかかる変動を予測し反応する能力、ならびに投資資本に伴うリスクを最小限にしようと努め本トラストへのリターンを最大にするために適切な戦略を利用する能力にある程度依拠します。

本トラストは、現金および現金同等物、ブローカーからの未収金、国債ならびにブローカーへの未払金に係る金利リスクに晒されています。このエクスポージャーは、一般的に保有が短期であるという特質のため必ずしも重要でありません。しかし、本トラストが保有する金融商品の評価額が金利の変動によってプラスかマイナスのいずれかに影響を受けることは、更に重大なエクスポージャーを構成します。

以下の表は、契約上の満期日または次回の価格再評価日のうちどちらか早い日までの金利リスクに対する 本トラストのエクスポージャーの詳細を示したものです。

1ヶ日以上

全利リスクに

2018年 9 月30日現在

		「ケ月以上		並削り入りに	
	1ヶ月未満	1 年以内	1 年超	晒されない額	合 計
_	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
流動資産					
現金および現金同等物	52,965	-	-	-	52,965
ブローカーからの未収金	55,870	-	-	-	55,870
損益を通じて公正価値で測定さ れる金融資産	-	723,483	-	883,748	1,607,231
その他資産	-	-	-	450	450
流動資産合計	108,835	723,483	-	884,198	1,716,516
流動負債					
ブローカーへの未払金	(5)	-	-	-	(5)
損益を通じて公正価値で測定さ れる金融負債	-	-	-	(28,728)	(28,728)
未払費用およびその他負債	-	-	-	(12,852)	(12,852)
流動負債合計(償還可能 参加受益証券の保有者に					
帰属する純資産を除く)	(5)	-	-	(41,580)	(41,585)
償還可能参加受益証券の					
保有者に帰属する純資産	108,830	723,483	-	842,618	1,674,931

2017年 9 月30日現在

2017年3月30日現任					
		1ヶ月以上		金利リスクに	
	1ヶ月未満	1 年以内	1 年超	晒されない額	合 計
_	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
流動資産					
現金および現金同等物	327,479	224,837	-	-	552,316
ブローカーからの未収金	121,613	-	-	-	121,613
損益を通じて公正価値で測定さ					
れる金融資産	-	560,580	-	1,018,673	1,579,253
その他資産 _	-	-	_	1,290	1,290
流動資産合計	449,092	785,417	-	1,019,963	2,254,472
流動負債					
ブローカーへの未払金	(9,208)	-	-	-	(9,208)

損益を通じて公正価値で測定さ れる金融負債	-	-	-	(56,522)	(56,522)
未払費用およびその他負債 _	-	-	-	(24,801)	(24,801)
流動負債合計(償還可能 参加受益証券の保有者に 帰属する純資産を除く)	(9,208)	-	-	(81,323)	(90,531)
償還可能参加受益証券の 保有者に帰属する純資産	439,884	785,417	-	938,640	2,163,941

金利リスクに晒されない負債は、損益を通じて公正価値で測定される金融負債、未払費用およびその他負債から構成されます。かかる金額は、通常1四半期内、いかなる場合においても1年以内の決済が契約上求められています。

以下の表は、金利以外のすべてのリスク変数を一定とし、金利が50ベーシス・ポイント(bp)上昇または下落したと仮定した場合に純資産に生じる効果を詳細に示したものであり、これでは、ベース金利が50ベーシス・ポイント上昇または下落すると、純資産の価額が相関する50ベーシス・ポイント上昇または下落するものと仮定しています。実際には、純資産価額の変動は個々の資産クラスおよび/または金利の感応度に対する市場のセンティメントに左右されるため、50ベーシス・ポイントの上昇または下落は純資産の公正価値の上昇または下落に直接的には相関しません。市場リスク部門において表示されるボラティリティ測定は、他の全ての変数の中でも特にこの実際の金利感応度を捕捉しています。

2018年 9 月30日現在

		1ヶ月以上		金利リスクに	
	1ヶ月未満	1 年以内	1 年超	晒されない額	合 計
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
純資産変動額 (50bp上昇後)	109,374	727,100	_	842,618	1,679,092
純資産変動額 (50bp下落後)	108,286	719,866	-	842,618	1,670,770

2017年9月30日現在

	1 ヶ月未満 (千円)	1 ヶ月以上 1 年以内 (千円)	1 年超 (千円)	金利リスクに 晒されない額 (千円)	合 計 (千円)
純資産変動額 (50bp上昇後)	442,083	789,344	-	938,640	2,170,067
純資産変動額 (50bp下落後)	437,685	781,490	-	938,640	2,157,815

本トラストは、金利差の活用に重点を置いた取引戦略を通してリターンを生じるように意図的に設計されている投資戦略を通じて、金利リスクに間接的に晒されています。このエクスポージャーの感応度は、市場リスクセクションにおいて記述している全般的ボラティリティ分析を通じてモデル化されます。

通貨リスク

通貨リスクとは、為替レートの変動により金融商品の公正価値または将来のキャッシュ・フローが変動するリスクをいいます。

本トラストは、日本円建以外の投資対象への投資を通して、通貨リスクに晒されています。投資運用会社は、通貨リスク管理のプログラムを通してリスクをヘッジすることを追求し、かつ通貨先渡契約のような通貨ヘッジ取引を締結することを通じて外国為替エクスポージャーを監視するアクティブな手続きを採用しています。

本トラストはまた、為替リスクが求められた投資戦略の一部を形成するマネージド・ファンドの投資戦略 により間接的に為替リスクに晒されます。

以下の外貨建ての貨幣性資産および貨幣性負債は下記に要約する通りです。以下の金額は本トラストの ヘッジ前のエクスポージャーを示しており、通貨先渡契約の保有により、低減した為替リスクに対する感応 度については考慮していません。

2018年 9 月30日現在

(日本円相当額で表示)

(ATTITICE CROSS)	日本円 (千円)	米ドル (千円)	その他 (千円)	合 計 (千円)
流動資産				
現金および現金同等物	-	33,487	19,478	52,965
ブローカーからの未収金	-	198	55,672	55,870
損益を通じて公正価値で測定される金融資産	-	1,607,231	-	1,607,231
その他資産		450	-	450
流動資産合計	-	1,641,366	75,150	1,716,516
流動負債				
ブローカーへの未払金	-	-	(5)	(5)
損益を通じて公正価値で測定される金融負債	-	(28,728)	-	(28,728)
未払費用およびその他負債		(3,800)	(9,052)	(12,852)
流動負債合計(償還可能参加受益証券の保有者に				
帰属する純資産を除く)		(32,528)	(9,057)	(41,585)
償還可能参加受益証券の保有者に帰属する純資産	-	1,608,838	66,093	1,674,931

2017年 9 月30日現在

(日本円相当額で表示)

(4,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	日本円 (千円)	米ドル (千円)	その他 (千円)	合 計 (千円)
流動資産				
現金および現金同等物	309,302	243,014	-	552,316
プローカーからの未収金	110,170	11,279	164	121,613
損益を通じて公正価値で測定される金融資産	-	1,579,253	-	1,579,253
その他資産		1,290		1,290
流動資産合計	419,472	1,834,836	164	2,254,472
流動負債				
プローカーへの未払金	(9,061)	(147)	-	(9,208)
損益を通じて公正価値で測定される金融負債	-	(56,522)	-	(56,522)
未払費用およびその他負債	(19,562)	(5,239)		(24,801)
流動負債合計(償還可能参加受益証券の保有者に				
帰属する純資産を除く)	(28,623)	(61,908)	-	(90,531)
償還可能参加受益証券の保有者に帰属する純資産	390,849	1,772,928	164	2,163,941

その他の価格リスク

その他の価格リスクとは、金融商品の価値に直接または間接に影響を与える市況の変動により、金融商品 の価格が変動するリスクをいいます。

本トラストは、その投資対象に係るその他の価格リスクに晒されています。本トラストが採用する取引戦略の性質上、市場の要因と投資対象の予想価格との間に信頼できる直接的な相関関係を確立することはできません。

その他の価格リスクは、上述の全般的なリスク管理プロセスを通じて管理されています。

信用/取引相手方リスク

信用リスクとは、発行者または契約相手方が本トラストとの間で約束した義務を履行することができなくなるというリスクです。

認識されている金融資産の各種類(デリバティブを含みます。)に関して、2018年9月30日および2017年9月30日現在、契約相手方が義務を履行しない場合に本トラストが晒される信用リスクの最大金額(付されている担保その他担保有価証券の価値を考慮しない場合)は、当該日の財政状態計算書に示されている当該資産の簿価となります。信用リスクは、契約相手方の分散化および集中リスクの定期的な監視を通じて軽減されます。

デリバティブ金融商品については、信用リスクは、契約相手方が契約に基づく義務を履行しない可能性に帰因します。AHLダイバーシファイド・プログラムの信用リスクは、契約相手方の分散化および集中リスクの定期的な監視を通じて間接的に軽減されています。

重大なエクスポージャーは、対象銀行およびブローカーに対するものです。

以下の表は、契約相手方に対する本トラストの主要なエクスポージャーを詳述したものです。

	2018年度	2018年度
ムーディーズの格付	(千円)	(%)
A3	1	-
Aa3	349	0.04
А3	11	-
A1	834,901	99.96
_	835,262	100.00
=		
	2017年度	2017年度
ムーディーズの格付	(千円)	(%)
Baa2	11	-
Ba1	11,269	0.92
Aa3	1	-
А3	151	0.01
А3	11	-
A1	1,225,526	99.07
	1,236,969	100.00
	A3 Aa3 A3 A1	ムーディーズの格付(千円)A31A43349A311A1834,901835,2622017年度ムーディーズの格付(千円)Baa211Ba111,269Aa31A3151A311A11,225,526

資産の保管(カストディ)は、プライム・ブローカーまたはカウンターパーティーが行います。

投資運用会社は、プライム・ブローカレッジと取引関係のデュー・デリジェンスとモニタリングのプロセスを、専用のプライム・ブローカレッジと関連会社の用いるトレーディング・チームを通じて、集中化しています。信用および取引先リスクは、投資運用会社が決定するプライム・ブローカーまたはカウンターパーティーの全般的なリスク・プロファイルに従ってリスク許容度を設定することにより、プラットフォームに渡って集中化された基礎に基づき信用に関連する一定の基準を調査することを以て分析されます。

さらに、ネッティング契約およびコラテラル・アレンジメント(国際スワップ・デリバティブズ協会(ISDA)のOTC用のマスター契約(デリバティブ取引に適用されます)を含みます。)は、一括清算およびペイメント・ネッティングによる取引先リスクの緩和を可能とするため、(適切な場合に)日常的に利用されています。

流動性リスク

流動性リスクとは、本トラストが現金もしくは現金同等物で決済される金融負債に関連する義務の履行において困難に直面するリスクのことです。本トラストにとっては、償還可能参加受益証券の保有者による買 戻請求が主な流動性リスクです。

本トラストの償還可能参加受益証券は注記10の概要を記載したとおり、買戻し可能です。償還可能参加受益証券の保有者の買戻し請求を通じての流動性リスクへのエクスポージャーは、投資運用会社との合意通り原投資対象の予想流動性に適応させるために買戻通知期間を個別に設定することにより管理されます。

以下の表は、本トラストの金融負債を満期別に要約したものです。

004	\sim	\sim		現在	
フロコ	ХŒ	ч	ш	TH /+	

2010年3月30日現在					
		1ヶ月以上	3ヶ月以上		
	1ヶ月未満	3ヶ月未満	12ヶ月以内	1 年超	合 計
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
_	(111)	(111)	(111)	(111)	(111)
流動負債					
ブローカーへの未払金	(5)	-	-	-	(5)
損益を通じて公正価値で測定さ					
れる金融負債	(28,728)	-	-	-	(28,728)
未払費用およびその他負債 _	-	-	(12,852)	-	(12,852)
_					_
流動負債合計	(28,733)	-	(12,852)	-	(41,585)
2017年 9 月30日現在					
		1ヶ月以上	3ヶ月以上		
	1ヶ月未満	3ヶ月未満	12ヶ月以内	1 年超	合 計
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
ブローカーへの未払金	(9,208)	_	-	_	(9,208)
損益を通じて公正価値で測定さ	, ,				,
れる金融負債	(56,522)	_	_	_	(56,522)
未払費用およびその他負債	-	_	(24,801)	_	(24,801)
			(,)		(=:,001)
流動負債合計	(65,730)	-	(24,801)	-	(90,531)
=					

7. 損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債の純利益/(損失)

	2018年度	2017年度
	(千円)	(千円)
外国通貨に係る実現および未実現利益 / (損失)		
外国通貨に係る実現純(損失) / 利益	(10,775)	207,363
外国通貨に係る純未実現(評価損) / 評価益の増減	(195)	7,881
外国通貨に係る純(損失) / 利益	(10,970)	215,244
損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債に係 る実現および未実現利益 / (損失)		
受取利息	234	140
支払利息	(494)	(3,203)
受取配当金	-	5_
	(260)	(3,058)
投資対象に係る純実現利益	124,559	10,423
為替先渡契約に係る純実現損失	(68,882)	(276,792)
純実現利益 / (損失)合計	55,677	(266,369)
投資対象に係る純未実現(評価損) / 評価益の増減	(25,497)	140,073
為替先渡契約に係る純未実現評価益 / (評価損)の増減	28,279	(95,030)
未実現評価益の純増減合計	2,782	45,043
損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債に係る純利益 / (損失)	58,199	(224,384)

8.報酬および費用

投資運用報酬および成功報酬

AHLダイバーシファイド・プログラムは、AHLエボリューション・リミテッドおよびAHLインスティチューショナル・シリーズ3リミテッドへの投資およびマネージド・アカウントを含みます。「AHL勘定」および「AHL勘定想定価額」という語は、これら両方の投資の合計額を意味しています。

AHLダイバーシファイド・プログラムに関して支払われるべき投資運用報酬および成功報酬は、マン・インベストメンツ・アーゲーに支払われます。

投資運用報酬

投資運用報酬は、各評価日に決定される純資産価額の3%の12分の1(年率約3%)の料率で算定され、 各月の取引日に後払いで支払われます。

成功報酬

成功報酬は、AHLダイバーシファイド・プログラムよりもたらされたかまたはAHLダイバーシファイド・プログラムに指定された新規の利益純額から発生した増加分に基づき、20%を上限とした料率で算定され、毎取引日に支払われます。

紹介ブローカー報酬

AHLパートナーズ・エルエルピー(以下「紹介ブローカー」といいます。)に対して支払われる金融機関手数料を除く紹介ブローカー報酬は、総純資産価額の1%の12分の1(年率約1%)を上限とする料率で算出されます。

販売会社および代行協会員報酬

SMBC日興証券株式会社は、本トラストの代行協会員業務を行う資格を有する協会員として日本証券業協会に登録されています。

販売会社報酬は、四半期毎に、各評価日時点の本トラストの純資産価額の年率で最大0.70%の4分の1に相当する額がSMBC日興証券株式会社に対して後払いで支払われます。株式会社SMBC信託銀行(以下「販売取扱会社」といいます。)が、販売取扱会社のために行為する日本における販売会社を通して本トラストからかかる報酬の一部を受ける権利を有します。

また、代行協会員報酬は、本トラストの純資産価額の総額の年率で最大0.1%に相当する額が各評価日に計算され、SMBC日興証券株式会社に四半期ごとに後払いされます。

受託会社報酬

受託会社は、前払いで年間10,000米ドルの受託会社報酬を毎年受領する権利を有します。

保管会社報酬

本トラストを代理して、受託会社はザ・バンク・オブ・ニューヨーク、ロンドン支店に対して、通常の商慣行上の料率を超えない料率による保管会社報酬(適用ある場合、それに対する付加価値税が加算されます。)を支払います。

サービス・マネージャー報酬

マン・ファンド・マネジメント(ガーンジー)リミテッド(以下「サービス・マネージャー」といいます。)は、本トラストに対しサービス・マネージャーの役割を提供します。本トラストは、本トラストの純資産価額の0.15%の12分の1(年率約0.15%)の料率で各評価日に計算され、後払いで毎月支払われ、最低額を年間50,000米ドルとするサービス・マネージャー報酬を負担します。

(千円)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

サービス・マネージャーはBNYメロン・ファンド・サービシズ(アイルランド)デジグネイテッド・アクティビティ・カンパニー(以下「一般管理事務代行会社」といいます。)に対して、提供される一般管理サービスに関する報酬を支払います。

サービス・マネージャー報酬の割戻し

サービス・マネージャーは、AHLエボリューション・リミテッドおよびAHLインスティチューショナル・シリーズ3リミテッドにおける本トラストの持分に適用されるサービス・マネージャー報酬の金額を本トラストに割戻します。割戻された金額はサービス・マネージャーにより本トラストに対し米ドルにて毎月支払われます。

9. 関連当事者取引

ウィンチェスター・グローバル・トラスト・カンパニー・リミテッドは、本トラストの受託会社であることから関連当事者に該当します。

AHLパートナーズ・エルエルピーは、本トラストの投資運用会社および紹介ブローカーであることから 関連当事者に該当します。

マン・インベストメンツ・アーゲーは、本トラストのマーケティング・アドバイザーであることから関連 当事者に該当します。

マン・ファンド・マネジメント (ガーンジー) リミテッドは、本トラストの管理会社およびサービス・マネージャーであることから関連当事者に該当します。

AHLパートナーズ・エルエルピー、マン・ファンド・マネジメント(ガーンジー)リミテッドおよびマン・インベストメンツ・アーゲーはマン・グループ・ピーエルシーの子会社であり、マン・グループ・ピーエルシーのすべての子会社は関連当事者に該当します。

マン・グループ・ピーエルシーの企業は、注記4記載の通り、様々な立場において、本トラストが投資した企業の運営に関わっています。

マン・ファンド・マネジメント(ガーンジー)リミテッドは、AHL工ボリューション・リミテッドおよびAHLインスティチューショナル3リミテッドに本トラストが保有する持分に適用されるサービス・マネージャー報酬の金額を本トラストに割戻します。割戻される金額は、AHL工ボリューション・リミテッドおよびAHLインスティチューショナル3リミテッドにおける本トラストの持分の0.15%の料率で算出され、サービス・マネージャーにより本トラストに対し米ドルで毎月支払われます。2018年9月30日および2017年9月30日に終了した計算期間に関し受領済み/未収の金額は、以下の表の通りです。

以下は本トラストと関連当事者との間で発生した取引です。

2018年9月30日に終了した年度

関連当事者	報酬の種類	報酬総額 (千円)	未払 / (前払)報酬額 (千円)
マン・インベストメンツ・アーゲー	投資運用報酬	58,962	4,198
A H L パートナーズ・エルエルピー	紹介ブローカー報酬	19,691	1,402
マン・ファンド・マネジメント(ガーンジー) リミテッド	サービス・マネージャー報酬	5,528	474
マン・ファンド・マネジメント(ガーンジー) リミテッド	サービス・マネージャー報酬 の割戻し	(2,247)	(166)
ウィンチェスター・グローバル・トラスト ・カンパニー・リミテッド	受託会社報酬(注)	1,441	(284)
2017年 9 月30日に終了した年度			
関連当事者	報酬の種類	報酬総額	未払/(前払)報酬額

(千円)

有価証券報告書(外国投資

マン・インベストメンツ・アーゲー	投資運用報酬	70,879	11,226
AHLパートナーズ・エルエルピー	紹介ブローカー報酬	25,687	3,748
マン・ファンド・マネジメント(ガーンジー) リミテッド	サービス・マネージャー報酬	5,582	1,500
マン・ファンド・マネジメント(ガーンジー) リミテッド	サービス・マネージャー報酬 の割戻し	(2,732)	(1,009)
ウィンチェスター・グローバル・トラスト・ カンパニー・リミテッド	受託会社報酬(注)	1,116	(281)

上記の金額は、要求払いであり利息が付されません。未払報酬は、財政状態計算書の未払費用およびその 他負債に含まれています。

(注)受託会社報酬は、包括利益計算書のその他費用および財務状態計算書のその他資産に含まれています。

10. 受益者資本

本トラストが授権した発行済受益証券の価額は1,674,931千円(2017年度は2,163,941千円)であり、これは1口当り純資産価額が13,861円(2017年度は14,395円)である償還可能参加受益証券120,840口(2017年3月31日は150,324口)により表示されます。

マン・ファンド・マネジメント(ガーンジー)リミテッド(以下「管理会社」といいます。)により別段の決定がされない限り、本トラストの運用期間中に償還可能参加受益証券の保有者に対して分配金が支払われることはありません。管理会社は、次の場合を含むいかなる場合でも、受託会社の同意を得て、償還可能参加受益証券をすべて強制的に買戻すことができます。すなわち、 管理会社もしくは管理会社との協議を経た受託会社が本トラストの運用を続けることが実現困難である、奨励できない、もしくは償還可能受益証券の保有者の利益に相反すると決定した場合、または 純資産価額が10億円を下回る場合。

管理会社または受託会社によってすべての償還可能参加受益証券を買戻す決定がなされた場合は、償還可能参加受益証券の保有者に30日前までにその旨が書面で通知されます。本トラストの終了に当って、分配可能な純資産価額の剰余分は、償還可能参加受益証券の保有者にその保有数に比例して分配されるものとします。

1口当たり純資産価額の計算が停止された場合を除き、償還可能参加受益証券は、取引日の前歴月の21日迄にユニットホルダー・サービス・プロバイダーが書面による買戻請求を受領することにより、該当する取引日(かかる日が営業日でない場合は、その前営業日とします。)に、それに先立つ評価日現在で決定される1口当り純資産価額で買戻されます。

各償還可能参加受益証券の保有者は、信託証書に従い、各償還可能参加受益証券に基づき、すべての償還可能参加受益証券受益者集会において、保有する受益証券1口につき1議決権を有する権利を有します。受託会社は、いつでも、信託証書の規定に従い、適切であると考える日時および場所において、償還可能参加受益証券受益者集会を招集することができます。受託会社のみがかかる集会において決議事項を提案することができます。いかなる償還可能参加受益証券受益者集会においても、挙手の場合、出席している各償還可能参加受益証券保有者(個人)または出席した各一名の代表を通じて投票を行う受益者(法人)は、1議決権を有するものとします。投票の場合、前述のような各償還可能参加受益証券保有者または代理人を通じて投票を行う償還可能参加受益証券保有者は、保有する各償還可能参加受益証券につき1議決権を有するものとします。

2018年9月30日および2017年9月30日に終了した計算期間の償還可能参加受益証券における受益証券の取引は以下の通りです。

201	18年	9	ല ദ	വല
		,	, , ,	\sim \square

2017年 9 月30日現在の発行済み受益証券口数	150,324
償還可能参加受益証券の買戻し	(29,484)

(TEXT) (4 + D (4 + D	
有佛訓泰報告書	(外国投資信託受益証券)

		有価証券報告書(外国投資的
2018年9月30日現在の発行済み受益証券口数	120,840	
2017年 9 月30日		
2016年 9 月30日現在の発行済み受益証券口数	174,680	
償還可能参加受益証券の買戻し	(24,356)	
2017年 9 月30日現在の発行済み受益証券口数	150,324	

資本管理

本トラストの資本管理の目的は以下の通りです。

- ・ 目論見書に示された説明、リスク・エクスポージャーおよび予測リターンを満たす投資対象に資本を 投資すること。
- ・ 分散化されたポートフォリオへの投資、またデリバティブおよびその他先進的な資本市場への参加を 通じて、ならびに多様な投資戦略およびヘッジ技術を使用して、資本を保護しつつ一貫したリターン を達成すること。
- ・ 本トラストの費用を賄い、かつ買戻請求に即時で応じるための十分な流動性を維持すること。
- ・ 本トラストの運営を費用対効果の高いものにするため十分な規模を維持すること。

資本管理において本トラストが適用する方針および手続きについては注記 6 「金融リスク管理」をご参照ください。

買戾手数料

償還可能参加受益証券の保有者は、その償還可能参加受益証券の買戻しを求めることができ、償還可能参加受益証券が買戻される場合、下記に示される期間に応じて、条件付後払申込手数料を支払うものとします。

受益証券買付後経過期間 条件付後払申込手数料

3年未満 償還可能参加受益証券の純資産価額の3%

3年以上 なし

11. 偶発債務およびコミットメント

2018年9月30日現在、本財務書類で既に開示されているものを除き偶発債務およびコミットメントはありません(2017年度もありませんでした)。

12.後発事象

本財務書類での開示に係る計算期間末後に、重大な事象は発生していません。

次へ

Man AHL Yen Trust

Statement of financial position As at 30 September 2018



Genda (Phillips

	Notes	30 September 2018 JPY (*000)	30 September 2017 JPY ('000)
Current assets	181	7,120,041-1-1	3039370
Cash and cash equivalents	3	52,965	552,316
Balances with brokers	3	55,870	121,613
Financial assets at fair value through profit or loss	4	1,607,231	1,579,253
Other assets	8,9	450	1,290
Total current assets	1	1,716,516	2,254,472
Current liabilities			
Balances due to brokers	3	(5)	(9,208)
Financial liabilities at fair value through profit or loss	4	(28,728)	(56,522)
Accrued expenses and other liabilities	8,9	(12,852)	(24,801)
Total current liabilities (excluding net assets attributable to Redeemable	Statement At	0.000.000	
Participating Unitholders)	19	(41,585)	(90,531)
Net assets attributable to Redesmable Participating Unitholders		1,674,931	2,163,941
Which are represented by:			
Liability			
120,840 (2017: 150,324) Redeemable Participating Units with a net asset value per Redeemable Participating Unit of JPY13,861 (2017: JPY14,395)	10	1,674,931	2,163,941

Approved and authorised for issue on behalf of the Trustee on 21 December 2018.

Authorised Signatory

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Man AHL Yen Trust

Statement of changes in net assets For the year ended 30 September 2018



	Note	30 September 2018 JPY ('000)	30 September 2017 JPY (*000)
Net assets attributable to Redeemable Participating Unitholders at the beginning of the year	10000000	2,163,941	2,659,940
Redemption of 29,484 (2017: 24,356) Redeemable Participating Units	10	(429,243)	(360,477)
Net loss for the year attributable to Redeemable Participating Unitholders		(59,767)	(135,522)
Net assets attributable to Redeemable Participating Unitholders at the end of the year		1,674,931	2,163,941

Man AHL Yen Trust

Statement of comprehensive income For the year ended 30 September 2018



	Notes	30 September 2018 JPY (*000)	30 September 2017 JPY ('000)
Income	10.000	Waxinghighton	000000000000000000000000000000000000000
Net (loss)/gain on foreign currency	7	(10,970)	215,244
Net gain/(loss) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	7	58,199	(224,384)
Services Manager fees rebate	8,9	2,247	2,732
	65.0	49,476	(6,408)
Expenses			
Management fees	8,9	(58,962)	(70,879)
Introducing broker fees	8,9	(19,691)	(25,687)
Services Manager fees	8.9	(5,528)	(5,582)
Custodian fees	8	(166)	(1,060)
Other expenses	8,9 8 8,9	(24,896)	(25,906)
	25	(109,243)	(129,114)
Net loss for the year attributable to Redeemable Participating Unitholders		(59,767)	(135,522)

All recognised gains and losses for the year arose solely from continuing operations.

Man AHL Yen Trust

Statement of cash flows For the year ended 30 September 2018



	30 September 2018 JPY ('000)	30 September 2017 JPY ('000)
Cash flows from operating activities	50 (10) (10 (10) (10) (10) (10) (10) (10)	100000000000000000000000000000000000000
Net loss for the year attributable to Redeemable Participating Unitholders	(59,767)	(135,522)
Adjustments to reconcile net loss for the year attributable to Redeemable Participating		
Unitholders to net cash used in operating activities:		
Increase in financial assets at fair value through profit or loss	(27,978)	(446,216)
(Decrease)/increase in financial liabilities at fair value through profit or loss	(27,794)	51,708
Decrease in dividend receivable		2
Decrease in other assets	840	119
Decrease in balances with brokers - collateral	65,929	331,036
(Decrease)/increase in balances due to brokers - collateral	(9,069)	9,063
Decrease in dividend payable		(4)
Decrease in accrued expenses and other liabilities	(11,949)	(6,281)
Net cash used in operating activities	(69,778)	(196,096)
Cash flows from financing activities		
Payments on redemption of Redeemable Participating Units	(429,243)	(360,477)
Net cash used in financing activities	(429,243)	(360,477)
Net change in cash and cash equivalents	(499,021)	(556,572)
Cash and cash equivalents at the beginning of the year	552,344	1,108,916
Cash and cash equivalents at the end of the year	53,323	552,344
Net change in cash and cash equivalents for the year consists of:		
Net change in cash and cash equivalents before the effect of exchange rate fluctuations	(488,051)	(771,816)
Effect of exchange rate fluctuations on cash and cash equivalents	(10,970)	215,244
Net change in cash and cash equivalents	(499,021)	(556,572)
Cash and cash equivalents consist of:		
Cash and cash equivalents	52,965	552,316
Balances with brokers - without collateral	369	173
Balances due to brokers - without collateral	(1)	(145)
Cash and cash equivalents at the end of the year	53,323	552,344
Cash and cash adulysents at the end of the year	55,323	502,344
Supplemental disclosure of cash flow information		
Interest received	234	140
Interest paid	(494)	(3,203)
Dividends received		7
Dividends paid on short securities		(4)

Man AHL Yen Trust

Notes to the financial statements For the year ended 30 September 2018



General

Man AHL Yen Trust (the "Trust") was settled under the laws of Bermuda on 2 September 2003 and carries on business as an open-ended Unit Trust. The Trust has been authorised as a standard fund under the provisions of the Investment Funds Act 2006 of Bermuda. The Trust is registered with the Japan Financial Services Agency ("JFSA").

The investment objective of the Trust is to offer its Redeemable Participating Unitholders the opportunity to access substantial medium-term capital appreciation through the investment in a diversified portfolio of international futures contracts.

The Trust seeks to achieve its objective through the AHL Diversified Programme which is managed by AHL. AHL is an investment division of Man Group and it operates through various legal vehicles. AHL provides investors with highly liquid and efficient trading strategies which offer low correlation to more traditional investment disciplines. Man Group meens Man Group pic and all or any of its subsidiaries and associates, as the context requires.

The Trust's investment manager is AHL Partners LLP (the "investment Manager"), a subsidiary of Man Group pic. The Trust has no employees. The Trust commenced trading on 30 September 2003.

The most recent applicable Offering Memorandum of the Trust is dated 2 August 2016 (the "Offering Memorandum") and the most recent addendum is dated 3 January 2018.

Significant accounting policies

a) Accounting convention

The financial statements are prepared in accordance with International Financial Reporting Standards ("IFRS") issued by the International Accounting Standards Board ("IASB"). The financial statements have been prepared on an historical cost basis except for financial assets and liabilities at fair value through profit or loss that have been measured based on fair value.

b) Changes in accounting policy and disclosure

The accounting policies adopted in the preparation of the financial statements are consistent with those followed in the preparation of the Trust's financial statements for the year ended 30 September 2017.

Standards issued but not yet effective

IFRS 9 - Financial Instruments: Classification and Measurement

In July 2014, the IASB issued the final version of IFRS 9 - Financial Instruments which reflects all phases of the financial instruments project and replaces IAS 39 - Financial Instruments: Recognition and Measurement and all previous versions of IFRS 9. The standard introduces new requirements for classification and measurement, impairment, and hedge accounting. IFRS 9 is effective for annual periods beginning on or after 1 January 2018, with early application permitted. Retrospective application is required but comparative information is not compulsory. Early application of previous versions of IFRS 9 (2009, 2010 and 2013) was permitted if the date of initial application was before 1 February 2015. Management is currently assessing the impact of this standard on the Trust. At present, management believes the adoption of IFRS 9 is unlikely to have a material effect on the classification and measurement of the Trust's financial assets or liabilities.

IFRS 15 - Revenue from Contracts with Customers

IFRS 15 was issued in May 2014 and establishes a new five-step model that will apply to revenue arising from contracts with oustomers. Under IFRS 15 revenue is recognised at an amount that reflects the consideration to which an entity expects to be entitled in exchange for transferring goods or services to a customer. The principles in IFRS 15 provide a more structured approach to measuring and recognising revenue.

The new revenue standard is applicable to all entities and will supersede all current revenue recognition requirements under IFRS. Either a full or modified retrospective application is required for annual periods beginning on or after 1 January 2018 with early adoption permitted. The Trust is currently assessing the impact of IFRS 15 and plans to adopt the new standard on the required effective date.

IFRIC Interpretation 23 - Uncertainty over Income Tax Treatment

The interpretation addresses the accounting for income taxes when tax treatments involve uncertainty that affects the application of IAS 12 and does not apply to taxes or levies outside the scope of IAS 12, nor does it specifically include requirements relating to interest and penalties associated with uncertain tax treatments. The interpretation specifically addresses the following:

- . Whether an entity considers uncertain tax treatments separately;
- The assumptions an entity makes about the examination of tax treatments by taxation authorities;
- How an entity determines taxable profit (tax loss), tax bases, unused tax losses, unused tax credits and tax rates;
- · How an entity considers changes in facts and circumstances.

An entity must determine whether to consider each uncertain tax treatment separately or together with one or more other uncertain tax treatments. The approach that better predicts the resolution of the uncertainty should be followed. The interpretation is effective for annual reporting periods beginning on or after 1 January 2019, but certain transition reliefs are available. Management is currently assessing the impact on the Trust's financial statements.

At the date of authorisation of the financial statements there were a number of other standards and interpretations which were in issue but not yet effective. Management anticipates that the adoption of these Standards and Interpretations in future periods will have no material impact on the financial statements of the Trust.

Man AHL Yen Trust

Notes to the financial statements (continued) For the year ended 30 September 2018



Significant accounting policies (continued)

c) Use of accounting judgements and estimates

The preparation of financial statements in accordance with IFRS requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the amounts reported and disclosures made in these financial statements and accompanying notes, including certain valuation assumptions. Uncertainty about these assumptions and estimates could result in outcomes that require a material adjustment to the carrying amount of assets or liabilities in the future.

d) Going concern

Management has made an assessment of the Trust's ability to continue as a going concern and is satisfied that it has resources to continue in business for the foreseeable future. Furthermore, management is not aware of any material uncertainties that may cast significant doubt upon the Trust's ability to continue as a going concern, therefore, the financial statements continue to be prepared on a going concern basis.

e) Revenue recognition

Interest income is recorded on an accruals basis.

f) Financial assets and liabilities

Financial assets and liabilities at fair value through profit or loss

For Net Asset Value ("NAV") purposes, the valuation of financial assets and liabilities is calculated in accordance with the Offering Memorandum. For financial statements purposes, financial assets and liabilities have been valued in accordance with IFRS using the policies outlined below.

At 30 September 2018 and 30 September 2017, there are no material differences between these valuation methods.

Financial assets and liabilities held for trading are acquired or incurred principally for the purpose of selling or repurchasing in the short term. Derivatives are also categorised as held for trading as the Trust does

Financial assets and liabilities designated by Management at fair value through profit or loss at initial recognition include financial assets and liabilities that are not held for trading. These financial assets and liabilities ("financial instruments") are designated upon initial recognition on the basis that they are part of a group of financial instruments which are managed and have their performance evaluated on a fair value basis, in accordance with risk management and investment strategies of the Trust. The financial information about these financial instruments is provided internally on that basis to the Investment Manager.

The Trust recognises a financial asset or a financial liability when, and only when, it becomes a party to the contractual provisions of the instrument. Regular-way purchases and sales of investments are recognised on the trade date, which is the date on which the Trust commits to purchase or sell the asset. Financial assets and liabilities at fair value through profit or loss are initially recognised at fair value. All transaction costs for such instruments are recognised directly in the statement of comprehensive income.

After initial measurement, the Trust measures financial instruments, which are classified as at fair value through profit or loss, at their fair values.

The fair value of financial instruments traded in active markets (such as publicly traded derivatives and exchange traded securities) is based on quoted market prices at the statement of financial position date.

In circumstances where the last traded price is not within the bid-ask spread, management will determine the point within the bid-ask spread that is most representative of fair value.

The Trust may from time to time invest in financial instruments or securities that are not traded in an active market (for example over-the-counter ("OTC") derivatives and private placements of both equities and fixed income securities). These financial instruments are valued at their fair value in the manner described in subsequent accounting policies.

Any exchange traded derivative instruments (including, but not limited to, options and futures) dealt in on a market are valued at the settlement price on the relevant Valuation Day for such instruments on such a market. If the settlement price is not available, their probable realisation value shall be determined with care and in good faith by the Investment Manager.

The investment in managed funds ("managed funds") are initially valued at fair value and then carried at their NAV per share at the statement of financial position date. This measure approximately represents the fair value of such investments. If their stated NAV per share is not available, investment on managed funds are valued at the last available stated or estimated NAV per share.

The investments in government bonds are valued at their carrying amount which approximates fair value.

Investments are derecognised when the rights to receive cash flows from the investments have expired or the Trust has transferred substantially all risks and rewards of ownership.

g) Offsetting financial instruments

Financial assets and liabilities are offset and the net amount reported in the statement of financial position when there is a legally enforceable right to offset the recognised amounts and there is an intention to settle on a net basis or realise the assets and settle the liability simultaneously. As at 30 September 2018 and 30 September 2017, no financial assets and liabilities are offset in the statement of financial position.

Man AHL Yen Trust

Notes to the financial statements (continued) For the year ended 30 September 2018



Significant accounting policies (continued)

h) Derivatives

The Trust may trade derivative financial instruments whose values are based upon an underlying asset, index, currency or interest rate. The net unrealised gains or losses, rather than contract or notional amounts, represents the approximate future flows from trading.

The Trust may engage in forward currency contracts. These are described below:

- Forward currency contracts

Forward currency contracts are recorded on the trade date and are valued at the applicable foreign exchange rates on the last business day of the year. The difference between the fair value of the original contract amount and the fair value of the open forward contract position is reflected as financial assets or financial liabilities at fair value through profit or loss in the statement of financial position and as net gain/(loss) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss in the statement of comprehensive income.

Realised gains and losses and unrealised appreciation and depreciation

All realised and unrealised gains and losses on investments in managed funds and derivatives are recognised as net gain/(loss) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss in the statement of comprehensive income. The cost of securities sold is account for on First in – First out basis. Unrealised appreciation and depreciation comprise changes in the fair value of financial instruments for the year and from reversal of prior year's unrealised appreciation and depreciation for financial instruments which were realised in the financial year. Realised gains and losses represent the difference between an instrument's initial carrying amount and disposal amount, or cash payments or receipts made on derivative contracts (excluding payments or receipts on collateral margin account for such instruments).

Transaction costs

Transaction costs are incremental costs, which are separately identifiable and directly attributable to the acquisition, issue or disposal of a financial instrument. Transaction costs incurred by the Trust during the year are recognised in the statement of comprehensive income.

k) Functional and presentational currency

The Trust seeks to generate returns in Japanese Yen, its capital-raising currency. The liquidity of the Trust is managed on a day-to-day basis in Japanese Yen in order to handle the issue and redemption of the Trust's Redeemable Participating Units. The Trust performance is also evaluated in Japanese Yen. Therefore, as Japanese Yen is considered as the currency that most faithfully represents the economic effects of the underlying transactions, events and conditions, the Trust's functional and presentation currency is Japanese Yen.

Foreign currency

Transactions during the year denominated in foreign currencies have been translated at the rates of exchange ruling at the date of transactions. Assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated at the rates of exchange in effect at the date of the statement of financial position. For investment transactions and investments held at the year end denominated in foreign currency, resulting gains or losses are included in the net gain/(loss) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss in the statement of comprehensive income. All other foreign currency gains and losses are included in the net (loss)/gain on foreign currency on the statement of comprehensive income.

m) Expenses

All expenses are recognised in the statement of comprehensive income on an accruals basis.

n) Redeemable Participating Units

Redeemable Participating Units are classified as equity instruments when:

- . The Redeemable Participating Units entitle the holder to a pro rata share of the Trust's net assets in the event of the Trust's liquidation;
- The Redeemable Participating Units are in the class of instruments that is subordinate to all other classes of instruments;
- All Redeemable Participating Units in the class of instruments that is subordinate to all other classes of instruments have identical features;
- The Redeemable Participating Units do not include any contractual obligation to deliver cash or another financial asset other than the holder's rights to a pro rata share of the Trust's net assets; and
- The total expected cash flows attributable to the Redeemable Participating Units over the life of the instrument are based substantially on the
 profit or loss, the change in the recognised net assets or the change in the fair value of the recognised and unrecognised net assets of the
 Trust over the life of the instrument.

In addition to the Redeemable Participating Units having all of the above features, the Trust must have no other financial instrument or contract that has:

- Total cash flows based substantially on the profit or loss, the change in the recognised net assets or the change in the fair value of the recognised and unrecognised net assets of the Trust; or
- . The effect of substantially restricting or fixing the residual return to the Redeemable Participating Unitholders.

The Trust periodically assesses the classification of the Redeemable Participating Units. If the Redeemable Participating Units cease to have all the features, or meet all the conditions set out, to be classified as equity, the Trust will reclassify them as financial liabilities and measure them at fair value at the date of reclassification, with any differences from the previous carrying amount recognised in equity. If the Redeemable Participating Units subsequently have all the features and meet the conditions to be classified as equity, the Trust will reclassify them as equity instruments and measure them at the carrying amount of the liabilities at the date of the reclassification.

The Trust has assessed that the Redeemable Participating Units should be classified as liabilities for the years ended 30 September 2018 and 30 September 2017.

Man AHI Yen Trust

Notes to the financial statements (continued) For the year ended 30 September 2018



Significant accounting policies (continued)

Cash and cash equivalents, balances with brokers and balances due to brokers

Cash and cash equivalents in the statement of financial position may consist of cash at bank, demand deposits, short-term deposits in financial institutions and short-term highly liquid investments that are readily convertible to known amounts of cash and which are subject to an insignificant risk of changes in value, with original maturities of three months or less. Short-term investments that are not held for the purpose of meeting short-term cash commitments and restricted margin accounts are not considered cash equivalents. For the purpose of the statement of cash flows, cash and cash equivalents consist of cash and cash equivalents as defined above, net of outstanding bank overdrafts when applicable. Balances with brokers and balances due to brokers include amounts transferred as collateral against open forward currency contracts. Amounts receivable from short sales and collateral may be restricted in the whole or in part until the related securities are purchased. To the extent that units are purchased on margin, the margin debt may be secured on the related units.

p) Taxation

There is currently no taxation imposed on income or capital gains by the Government of Bermuda. Under current Bermudan law, the Trust is not obligated to pay any taxes in Bermuda on either income or capital gains. The Trust has received an undertaking from the Minister of Finance in Bermuda pursuant to the provisions of the Exempted Undertakings Tax Protection Act 1966 which exempts the Trust from any such Bermuda taxes, at least until March 2035.

Comparative information

Certain prior year figures in the financial statements have been reclassified to conform with the current year presentation.

3. Cash and cash equivalents, balances with brokers and balances due to brokers

At the year end, amounts disclosed as cash and cash equivalents, balances with brokers and balances due to brokers were held at The Bank of New York Mellon SA/NV (the "Bank") and Deutsche Bank AG, HSBC Bank Pic, JP Morgan Chase Bank N.A., Morgan Stanley and Royal Bank of Scotland Pic (the "Brokers"). These include amounts transferred as collateral against open forward currency contracts. As at 30 September 2018, US T-Bills with a fair value of JPY ("000) Nil (cost: JPY ("000) Nil) (2017: JPY ("000) 224,837 (cost: JPY ("000) 218,681)) were included in cash and cash equivalents.

The portion of balances with brokers represented by collateral pledged as at 30 September 2018 was JPY ('000) 55,511 (2017; JPY ('000) 121,440) and the portion of balances due to brokers represented by collateral received was (JPY ('000) 4) (2017; (JPY ('000) 9,063)).

Financial assets and liabilities at fair value through profit or loss

Fair value of financial instruments

The Trust has established a framework with respect to the measurement of fair values. This includes a periodic review by the Investment Manager of all significant fair value measurements, including Level 3 fair values.

The Investment Manager regularly reviews significant unobservable inputs and valuation adjustments (if any). If third party information is used to measure fair values, the Investment Manager assesses the evidence obtained from the third parties to support the conclusion such that valuations meet the requirements of IFRS, including the level in the fair value hierarchy in which such valuations should be classified.

The Trust classifies fair value measurements using a fair value hierarchy that reflects the significance of the inputs used in determining the measurements in line with IFRS 13.

The fair value hierarchy has the following levels:

- . Level 1 Quoted market price in an active market for an identical instrument.
- Level 2 Valuation techniques based on observable inputs. This category includes instruments valued using: quoted market prices in active
 markets for similar instruments; quoted prices for similar instruments in markets that are considered less than active; or other valuation
 techniques where all significant inputs are directly or indirectly observable from market data.
- Level 3 Valuation techniques using significant unobservable inputs. This category includes all instruments where the valuation technique
 includes inputs not based on observable data and the unobservable inputs could have a significant impact on the instrument's valuation. This
 category includes instruments that are valued based on quoted prices for similar instruments where significant unobservable adjustments or
 assumptions are required to reflect differences between the instruments.

Valuation techniques

Listed or publicly traded investment in managed funds and derivatives

When fair values of listed or publicly traded managed funds and derivatives are based on quoted market prices, or binding dealer price quotations, in an active market for identical assets without any adjustments, the instruments are included within Level 1 of the hierarchy.

Over-the-counter derivatives

The Trust uses widely recognised valuation techniques for determining fair values of over-the-counter ("OTC") derivatives. The most frequently applied valuation techniques include forward pricing and awap models, using present value calculations. The models incorporate various inputs including both credit risk and foreign exchange spot and forward rates and interest rate curves. For these financial instruments, inputs used are market observable and are, therefore, included within Level 2.

Man AHL Yen Trust

Notes to the financial statements (continued) For the year ended 30 September 2018



4. Financial assets and liabilities at fair value through profit or loss (continued)

Valuation techniques (continued)

The Trust invests in managed funds which are not quoted on an active market. Investments in managed funds are valued based on the NAV per unit published by the administrator of those managed funds, adjusted to reflect the effect of the time passed since the calculation date, liquidity risk, limitations on redemptions, bid prices observed in the secondary market and other factors when necessary. Depending on the adjustments needed to the NAV per unit published by that fund, the Trust classifies the fair value of that investment either Level 2 or Level 3.

The following tables are a summary of the classification within the fair value hierarchy of the Trust's financial instruments carried at fair value as at 30 September 2018 and 30 September 2017:

As at 30 September 2018	Level 1 JPY ('000)	Level 2 JPY ('000)	Level 3 JPY ('000)	Total Fair Value JPY ('000)
Financial assets at fair value through profit or loss	0, 11,000	01.110007	0. 1 (000)	5, 1, 5000
Investment in related managed funds				
AHL Evolution Ltd	22	294,370		294,370
AHL Institutional Series 3 Ltd	*.1	586,434		586,434
Total investment in related managed funds	400	880,804	520	880,804
Interest bearing securities				
Government bonds	723,483	-	. +	723,483
Total interest bearing securities	723,483	2	- 1	723,483
Derivatives				
Forward currency contracts	* 2	2,944		2,944
Total derivatives	- 22	2,944	240	2,944
Total financial assets at fair value through profit or loss	723,483	883,748		1,607,231
Financial liabilities at fair value through profit or loss				
Derivatives				
Forward currency contracts	200	(28,728)	100	(28,728)
Total derivatives		(28,728)	0.40	(28,728)
Total financial liabilities at fair value through profit or loss	40	(28,728)		(28,728)
_		feating		
As at 30 September 2017	Level 1	Level 2	Level 3	Total Fair Value
The direct support to the	JPY ('000)	JPY ('000)	JPY ('000)	JPY ('000)
Financial assets at fair value through profit or loss	0.0000000000000000000000000000000000000	APPENDENCE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN NAMED	200000000000000000000000000000000000000	1.1.1.00.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.
Investment in related managed funds				
AHL Evolution Ltd	45	391,075		391,075
AHL Institutional Series 3 Ltd	- 1	625,138	-	625,138
Total Investment in related managed funds	10	1,016,213		1,016,213
Interest bearing securities				
Government bonds	560,580	¥2		560,580
Total interest bearing securities	560,580	- 53	-	560,580
Derivatives				
Forward currency contracts	48	2,460	9.0	2,460
Total derivatives	tă.	2,460		2,460
Total financial assets at fair value through profit or loss	560,580	1,018,673		1,579,253
Financial liabilities at fair value through profit or loss				
Derivatives				
Forward currency contracts	- 5	(56,522)		(56,522)
Total derivatives	+5	(56,522)		(56,522)
Total financial liabilities at fair value through profit or loss	•	(58,522)		(56.522)
		10.010000		

Short term balances are excluded from the tables above as their carrying values at the year end approximates to their fair values.

Man AHI Yen Trust

Notes to the financial statements (continued) For the year ended 30 September 2018



Financial assets and liabilities at fair value through profit or loss (continued)

Valuation techniques (continued)

Investments are reviewed at each year end to ensure that they are correctly classified between Level 1, 2 and 3 in accordance with the fair value hierarchy outlined above. Where an investment's characteristics change during the year and investments no longer meet the criteria of a given level, they are transferred into a more appropriate level at the end of the relevant financial year. For the year ended 30 September 2018 and 30 September 2017, there were no transfers between levels.

As at 30 September 2018 and 30 September 2017 the Trust held no Level 3 financial instruments.

Forward currency contracts

As part of its portfolio management techniques, the Trust may use forward currency contracts to economically hedge any non-functional currency exposure (although formal hedge accounting is not used). Forward currency contracts may also be used for trading purposes. Forward currency contracts entered into by the Trust represent a firm commitment to buy or sell an underlying asset, or currency at a specified value and point in time based upon an agreed or contracted quantity.

Forward currency contracts may expose the Trust to the risks associated with the absence of an exchange market on which to dose out an open position. The Investment Manager closely monitors the Trust's exposure under forward currency contracts as part of the overall management of the Trust's market risk.

Derivative financial instruments

The Trust may trade in derivative financial instruments, including forward currency contracts, whose values are based upon an underlying asset, index, currency or interest rate.

The Trust is subject to both market and credit risk in trading derivative financial instruments. Market risk is the potential for changes in value due to changes in market interest rates, foreign exchange rates, indices and changes in the value of the underlying financial instruments. Credit risk is the possibility that a loss may occur if counterparty falls to perform according to the terms of the contract. Substantially all derivative contracts are transacted on a margin basis. Such transactions may expose the Trust to significant off-balance sheet risk in the event margin deposits and collateral investments are not sufficient to cover losses incurred.

The Investment Manager manages the risk associated with these transactions by maintaining margin deposits and collateral investments with its brokers in compliance with individual exchange regulations and internal guidelines. The investment Manager also takes an active role in managing and controlling the Trust's market and counterparty risks and monitoring trading activities and margin levels daily, and, as necessary, deposits additional collateral or reduces positions.

Derivative financial instruments are generally based on notional amounts which are not recorded in the financial statements. These notional amounts represent the theoretical principal value on which the cash flows of the derivative transactions are based. Unrealised appreciation or depreciation, rather than notional amounts, of the derivatives traded by the Trust are included in the statement of financial position.

As at 30 September 2018 and 30 September 2017, the Trust was exposed, via its investments in derivative financial instruments, to underlying positions representing financial instruments for which notional amounts are summarised as follows:

Chart	140000	
Short	Long	Short
2018	2017	2017
Y ('000)	JPY ('000)	JPY ('000)
79,478	1,980,960	214,686
79,478	1,980,960	214,686
		2018 2017 Y ('000) JPY ('000) 79,478 1,980,980

Offsetting financial assets and financial liabilities

As at 30 September 2018 and 30 September 2017, no financial assets and liabilities of the Trust are being presented net within the statement of financial position. The following tables provide information on the financial impact of netting for instruments subject to an enforceable master netting arrangement or similar agreement in the event of default as defined under such agreements.

The following table summarises the net financial assets per counterparty as at 30 September 2018:

	(0	(ii) Gross assets not statement of fina	(ii)=(i)+(ii)	
Counterparty	Gross amounts of assets in the statement of financial position JPY (1000)	Financial instrument JPY (1000)	Cash collateral	Net amount
Deutsche Bank	1	-	(1)	
JP Morgan Chase Bank N.A.	349	20.70	- 22	349
Morgan Stanley	11	(1)		10
The Bank of New York Mellon SA/NV	781,936	(28,728)		753,208
Total	782,297	(28,729)	(1)	753,587

Man AHL Yen Trust

Notes to the financial statements (continued) For the year ended 30 September 2018



Offsetting financial assets and financial liabilities (continued)

The following table summarises the net financial liabilities per counterparty as at 30 September 2018:

	(0	(i) Gross liabilities not offs statement of financial		(ii)=(i)+(i)
	Gross amounts of liabilities in the	Financial	Cash collateral	VVC0C. 1.
Counterparty	statement of financial position JPY ('000)	instrument JPY ('000)	pledged JPY ('000)	Net amount JPY ('000)
Deutsche Bank	4	(1)	(1)	2
Morgan Stanley	1	12	(1)	2
The Bank of New York Mellon SA/NV	28,728		(28,728)	-
Total	28,733	(1)	(28,730)	2

The following table summarises the net financial assets per counterparty as at 30 September 2017:

	0	(i) Gross assets not statement of fina		(ii)=()+(i)
Counterparty	Gross amounts of assets in the statement of financial position JPY (1000)	Financial instrument JPY (*000)	Cash collateral held JPY ('000)	Net amount
Credit Suisse AG	11			11
Deutsche Bank	11,269	(9,061)	(2,208)	
HSBC Bank plc	1	93.0	2002 1	1
JP Morgan Chase Bank N.A.	151	(144)		7
Morgan Stanley	11	(1)		10
The Bank of New York Mellon SA/NV	673,210	(56,522)		616,688
Total	684,653	(65,728)	(2,208)	816,717

The following table summarises the net financial liabilities per counterparty as at 30 September 2017:

	(i) Gross liabilities not offset in the statement of financial position			(ii)=(i)+(i)
Counterparty	Gross amounts of liabilities in the statement of financial position JPY ('000)	Financial instrument JPY (1000)	Cash collateral pledged JPY ('000)	Net amount JPY ('000)
Deutsche Bank	9,061	1 - Novemb	(9,061)	
JP Morgan Chase Bank N.A.	144	(144)	200000	
Morgan Stanley	1	(1)		
Royal Bank of Scotland Plc	2	·		2
The Bank of New York Mellon SA/NV	56,522		(56,522)	
Total	65,730	(145)	(65,583)	2

As at 30 September 2018 the amount of collateral cash pledged is JPY ("000) 65,511 (2017: JPY ("000) 121,440) and collateral received was (JPY ("000) 4) (2017: JPY ("000) 9,063).

Financial risk management

Overall risk management

The Trust's investment activities expose it to the various types of risk which are associated with the financial instruments and markets in which it invests. The most important types of financial risks to which the Trust is exposed to are market risk, credit risk and liquidity risk. Market risk includes among other things; security price risk, interest rate risk, volatility risk and currency risk. The Trust manages these risks on an aggregate basis along with the risks associated with its investing activities as part of its overall risk management policies.

The nature and extent of the financial instruments outstanding at the dates of the statement of the financial position and the risk management policies employed by the Trust are discussed below.

At 30 September 2018, the Trust seeks to generate returns through investing in the AHL Diversified Programme, both directly through accounts held with brokers and indirectly through investment in managed funds, AHL Evolution Ltd and AHL Institutional Series 3 Ltd, which are also managed by the Investment Manager.

The following summary is not intended to be a comprehensive summary of all of the risks of investing in the Trust and the unitholder should refer to the Trust's Offering Memorandum for a more detailed discussion of the risks inherent in investing in the Trust.

Man AHL Yen Trust

Notes to the financial statements (continued) For the year ended 30 September 2018



Financial risk management (continued)

Overall risk management (continued)

The Investment Manager distinguishes between two primary risk levels which are risks at the Trust level and risks at the underlying investment level. Accordingly, the investment Manager has implemented procedures to manage risks associated with both the Trust and its underlying investments.

At the Trust leve

Risk management at the Trust level can be segregated into pre- and post-investment risk management. Pre-investment risk management involves determining asset allocation and portfolio construction. Thereafter, risk management involves conducting risk and return analysis, monitoring the relevant Trust specific portfolio restrictions and investment guidelines and managing currency, interest rate, credit and liquidity risks at the Trust level and making relevant adjustments to asset allocation and portfolio construction. Pisk considerations or the need to bring the portfolio back in line with product guidelines may trigger a rebalancing of the portfolio, which is typically reviewed on a monthly basis by the investment Manager's portfolio management team.

At the level of underlying investments

AHL Diversified Programme

AHL manages the AHL Diversified Programme, which employs sophisticated computerised processes to identify inefficiencies in markets around the world. Trading signals are generated and executed via a finely tuned trading and implementation infrastructure. The process is quantitative and primarily directional in nature, meaning that investment decisions are entirely driven by mathematical models based on market trends and other historical relationships. The entire process is underpinned by rigorous risk control, ongoing research, diversification and the constant quest for efficiency.

A cornerstone of the investment philosophy is that financial markets experience persistent trends and inefficiencies. Trends are a manifestation of serial correlation in financial markets – the phenomenon whereby past price movements influence future price behaviour. Although they vary in their intensity, duration and frequency, price trends are universally recurrent across all sectors and markets. Trends are an attractive focus for active trading styles applied across a diverse range of global markets.

Trading takes place around-the-clock and real time price information is used to respond to price moves across a diverse range of global markets. The AHL Diversified Programme Invests in a varied portfolio of instruments which may include, but is not limited to, futures, options, forward contracts, contacts for difference ("CFDs"), swaps and other financial derivatives both on and off exchange. These markets may be accessed directly and include, without limitation, stocks, debt, bonds, currencies, short-term interest rates, energies, metals, credit and agriculturals.

As well as emphasising sector and market diversification, the AHL Diversified Programme has been constructed to achieve diversification by allocating to multiple trading systems. Most of these systems work by sampling prices in real time and measuring price momentum and breakouts, aiming to capture price trends and close out positions when there is a high probability of a different trend developing. Signals are generated across different time frames, ranging from a few days to several months. In aggregate, the systems currently run around 2,000 price samples each day spread across the 350 or so markets traded. The AHL Diversified Programme also includes other technical systems, as well as quantitative models based on a variety of fundamental inputs, such as interest rate and equity valuation data.

In line with the principle of diversification, the approach to portfolio construction and asset allocation is premised on the importance of deploying investment capital across the full range of sectors and markets. Particular attention is paid to correlation of markets and sectors, expected returns, market access costs and market liquidity. Portfolios are regularly reviewed and, when necessary, adjusted to reflect changes in those factors. A process for adjusting its market risk exposure in real time to reflect changes in the volatility of individual markets is also in place.

Through AHL's ongoing investment in research and technology, the number and diversity of markets, strategies and instruments traded directly or indirectly by the AHL Diversified Programme may change over the term of the investment, but always subject to the restrictions set out in this Offering Memorandum. It should also be noted that the AHL Diversified Programme traded by the Trust may differ from the AHL Diversified Programme traded by other investment products managed by entitles within the Man Group. These differences generally include, among other things, differences in the types of financial instruments, markets and asset classes traded which arise out of legal structuring, applicable law and other restrictions and/or considerations with respect to such investment products.

Market risk

Market risk is the risk that fair value or future cash flows of financial instruments will fluctuate due to changes in market variables such as interest rates, foreign exchange rates and security prices.

There are many risk measures used by the investment Manager, however one generally understood measure is annualised volatility. Annualised volatility is a measure of risk that is calculated as the standard deviation of the returns on the NAV per Redeemable Participating Unit for the previous 12 months.

As it is based on the NAV per Redeemable Participating Unit, annualised volatility incorporates all performance characteristics of the Trust including the impact of interest rate movements and currency exchange differences from during the year. Although the direct investments of the Trust may change, the investment strategies employed by its underlying investments will not significantly change, meaning that the risk and return characteristics that the Trust is exposed to are broadly consistent.

Annualised volatility has limitations as it assumes a normal distribution of periodic returns, which may not be fully representative of hedge fund behaviour. The annualised volatility will also be a more accurate measure where more data points exists. Annualised volatility is based upon historical data. There is no guarantee of trading performance and past performance is no indication of future performance or results.

Man AHL Yen Trust

Notes to the financial statements (continued) For the year ended 30 September 2018



Financial risk management (continued)

Market risk (continued)

As at 30 September 2018, the annualised volatility for the Trust was 16.68% (2017:10.67%).

Interest rate risk

Interest rate risk is the risk that the fair value or future cash flows of a financial instrument will fluctuate because of changes in market interest rates.

The Trust may hold investments in fixed interest bearing securities. Any change to the interest rate for particular securities may result in income either increasing or decreasing. Prices of securities held will be impacted by domestic rates of interest. The Trust's performance, therefore, will depend in part on its ability to anticipate and respond to such fluctuations in market interest rates, and to utilise appropriate strategies to maximise returns to the Trust, whilst attempting to minimise the associated risks to its investment capital.

The Trust has exposure to interest rate risk on cash and cash equivalents, balances with brokers, government bonds and balances due to brokers. That exposure may not necessarily be significant due to the generally short term nature of these holdings. But a more significant exposure exists in that the value of all financial instruments held by the Trust may be affected either positively or negatively by changes in interest rates.

The following tables detail the Trust's exposure to interest rate risk by the earlier of contractual maturities or re-pricing;

As at 30 September 2018 Current assets September 2018 September 2018 September 2018 September 2018 September 2018 September 2018 September 2017 September 2018 September 2017 September 2018 September 2019 September 2018 September 201		Less than one	One month to		Not exposed to	
Current assets	As at 30 Santambar 2018	month	one year	Over one year	interest rate	JPY (*000)
Cash and cash equivalents	The state of the s	ur 1 (000)	DF1 (000)	UFT (COU)	JF1 (000)	ar i (occ)
Financial assets at fair value through profit or loss	The state of the s	52,965				52,965
Prinancial assets at fair value through profit or loss	Balances with brokers	55,870		- 1		55,870
Cher assets			723,483		883,748	1,607,231
Current liabilities Balances due to brokers Cis	Other assets		20000000000	- 9	450	450
Balances due to brokers Financial liabilities at fair value through profit or loss Accrued expenses and other liabilities Total current liabilities (excluding net assets attributable to Redeemable Participating Unithoiders) (5) (28,728) (2,852) (1,12,8	Total current assets	108,835	723,483		884,198	1,716,516
Financial fiabilities at fair value through profit or loss Accrued expenses and other liabilities Total current fiabilities (excluding net assets attributable to Redeemable Participating Unitholders) (5) - (41,580) (4 108,830 723,483 - 842,618 1,8 Less than one month one year one year interest rate JPY (000) JP	Current liabilities					
Financial fiabilities at fair value through profit or loss Accrued expenses and other liabilities (excluding net assets attributable to Redeemable Participating Unitholders) Commonth	Balances due to brokers	(6)	92	100	19	(5)
Accorded expenses and other liabilities -	Financial liabilities at fair value through profit or loss				(28,728)	(28,728)
Total current liabilities (excluding net assets attributable to Redeemable Participating Unitholders) (5)		- 2	4		(12.852)	(12,852)
Net assets attributable to Redeemable 108,830 723,483 - 842,618 1,8	Total current liabilities (excluding net assets					
Net assets attributable to Redeemable 108,830 723,483 - 842,618 1,8						
Descripting Unitholders 108,830 723,483 - 842,618 1,8		(5)	-		(41,580)	(41,585)
Less than one	Net assets attributable to Redeemable	00 20 A 190	211 West at 1994 150			555196.454.5
Max at 30 September 2017 JPY (1000) JP	Participating Unitholders	108,830	723,483		842,618	1,874,931
Max at 30 September 2017 JPY (1000) JP		Less than one	One month to		Not exposed to	
As at 30 September 2017						Total
Current assets Cash and cash equivalents 327,479 224,837 - 5 5 5 5 5 5 5 5 5	As at 30 September 2017					JPY ('000)
Balances with brokers				- Address - Addr	- Chicale Manual	
Financial assets at fair value through profit or loss 560,580 1,018,673 1,5	Cash and cash equivalents	327,479	224,837			552,316
Current liabilities 449,092 785,417 1,019,963 2,2	Balances with brokers	121,613				121,613
Total current assets 449,092 785,417 - 1,019,963 2,2 Current liabilities Balances due to brokers (9,208) - (56,522) (5 Accrued expenses and other liabilities Total current liabilities (excluding net assets attributable to Redeemable (9,208) - (54,801) (2 (9,208) - (81,323) (9 Net assets attributable to Redeemable	Financial assets at fair value through profit or loss		560,580		1,018,673	1,579,253
Current liabilities Balances due to brokers Financial liabilities at fair value through profit or loss Accrued expenses and other liabilities Total current liabilities (excluding net assets attributable to Redeemable Participating Unitholders) (9,208) (56,522) (8,201) (2,208) (9,208) (81,323) (9,208) (9,208) (9,208)	Other assets	- 2	*		1,290	1,290
Balances due to brokers (9,208) - (56,522) (8 Financial liabilities at fair value through profit or loss - (56,522) (8 Accrued expenses and other liabilities - (24,801) (2 Total current liabilities (excluding net assets attributable to Redeemable Participating Unitholders) (9,208) - (81,323) (9 Net assets attributable to Redeemable	Total current assets	449,092	785,417		1,019,963	2,254,472
Financial liabilities at fair value through profit or loss Accrued expenses and other liabilities Total current liabilities (excluding net assets attributable to Redeemable Participating Unitholders) (9,208) (81,323) (9,208)	Current liabilities					
Accrued expenses and other liabilities (24,801) (2 Total current liabilities (excluding net assets attributable to Redeemable Participating Unitholders) (9,208) - (81,323) (9 Net assets attributable to Redeemable	Balances due to brokers	(9,208)	90	39	Sec. 1	(9,208)
Total current liabilities (excluding net assets attributable to Redeemable Participating Unitholders) (9,208) - (81,323) (9,208)	Financial liabilities at fair value through profit or loss				(56,522)	(56,522)
attributable to Redeemable Participating Unitholders) (9,208) - (81,323) (9,208) Net assets attributable to Redeemable	Accrued expenses and other liabilities	-	-		(24,801)	(24,801)
Unitholders) (9,208) - (81,323) (9	Total current liabilities (excluding net assets					
Net assets attributable to Redeemable	attributable to Redeemable Participating					
	Unitholders)	(9,208)	<u> </u>	10	(81,323)	(90,531)
Participating Unitholders 439,884 785,417 - 938,640 2.1	Net assets attributable to Redeemable	1-7-7-7			10-0000	1111111111
Total	Participating Unitholders	439,884	785,417	34	938,640	2,163,941

Liabilities not exposed to interest rate risk comprise financial liabilities at fair value through profit and loss and accrued expenses and other liabilities. These amounts normally require contractual settlement within one quarter and, in all cases, within one year.

Man AHL Yen Trust

Notes to the financial statements (continued) For the year ended 30 September 2018



6. Financial risk management (continued)

Interest rate risk (continued)

The following tables detail the effect on net assets should interest rates have increased/decreased by 50 basis points (bps) with all other variables remaining constant, assuming that a 50bps increase/decrease in the base interest rate would result in a correlating 50bps increase/decrease in the value of the net assets. In reality, an increase/decrease of 50bps would not result in a direct correlating increase/decrease in the fair value of net assets, as the movement in the value of net assets would depend on the individual asset class and/or market sentiment towards any sensitivity in the interest rate. The volatility measures presented in the market risk section capture, among all other variables, these actual interest rate sensitivities.

	Less than	One month	Over one	Not exposed to	
As at 30 September 2018	one month JPY ('000)	to one year JPY ('000)	year JPY ('000)	interest rate JPY ('000)	Total JPY ('000)
Net assets - (50 bps increase)	109,374	727,100		842,618	1,679,092
Net assets - (50 bps decrease)	108,286	719,866		842,618	1,670,770

	Less than one	One month to	1	of besogxe to	
As at 30 September 2017	month JPY ('000)	one year JPY ('000)	Over one year JPY ('000)	interest rate JPY ('000)	Total JPY ('000)
Net assets - (50 bps increase)	442,083	789,344		938,640	2,170,067
Net assets - (50 bps decrease)	437,685	781,490	-	938,640	2,157,815

The Trust is indirectly exposed to interest rate risk though its investment strategy, which is deliberately designed to generate returns through trading strategies focused on exploiting price differentials in rates. The sensitivity of these exposures is modelled through the overall volatility analysis provided in the market risk section.

Ourrency risk

Currency risk is the risk that the fair value or future cash flows of a financial instrument will fluctuate because of changes in foreign exchange rates.

The Trust is exposed to currency risk through its investments in non-JPY denominated investments. The Investment Manager will seek to hedge the risk through a programme of currency risk management and has an active procedure to monitor foreign exchange exposures through entering into currency hedging transactions such as forward currency contracts.

The Trust is also indirectly exposed to foreign exchange risk through the underlying strategies of the managed fund held, where foreign exchange risk trading forms part of the mandated investment strategy.

Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are summarised below. The amounts stated represent the Trust's pre-hedged exposure and do not take into account the reduced sensitivity to currency risk that results from holding the forward currency contracts.

As at 30 September 2018

Amounts are expressed in their JPY equivalents	USD(*000)	Other('000)	Total('000)
Current assets	100-100-10	0-25-1150-1	C700000790
Cash and cash equivalents	33,487	19,478	52,965
Balances with brokers	198	55,672	55,870
Financial assets at fair value through profit or loss	1,607,231		1,607,231
Other assets	450		450
Total current assets	1,641,366	75,150	1,716,516
Current liabilities			
Balances due to brokers	-	(6)	(5)
Financial liabilities at fair value through profit or loss	(28,728)	-	(28,728)
Accrued expenses and other liabilities	(3,800)	(9,052)	(12,852)
Total current liabilities (excluding net assets attributable to Redeemable	2002000000	1004145004.04	98708803
Participating Unitholders)	(32,528)	(9,057)	(41,585)
Net assets attributable to Redeemable Participating Unitholders	1,608,838	66.093	1,674,931

Man AHL Yen Trust

Notes to the financial statements (continued) For the year ended 30 September 2018



Financial risk management (continued)

Ourrency risk (continued)

As at 30 September 2017

Amounts are expressed in their JPY equivalents	JPY('000)	USD(*000)	Other('000)	Total('000)
Current assets	I I HORNOUS HOW	00000000000		V-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2
Cash and cash equivalents	309,302	243,014		552,316
Balances with brokers	110,170	11,279	164	121,613
Financial assets at fair value through profit or loss	100000000	1,579,253		1,579,253
Other assets		1,290	-	1,290
Total current assets	419,472	1,834,836	164	2,254,472
Current liabilities				
Balances due to brokers	(9,061)	(147)	-	(9,208)
Financial liabilities at fair value through profit or loss	1000000	(56,522)	(90)	(56,522)
Accrued expenses and other liabilities	(19,562)	(5,239)		(24,801)
Total current liabilities (excluding net assets attributable to Redesmable	i and the same	Z WOOD STORY		8500000
Participating Unitholders)	(28,623)	(61,908)		(90,531)
		4 770 000	404	0.400.044
Net assets attributable to Redeemable Participating Unitholders	390,849	1,772,928	164	2,163,941

Other price risk

Other price risk is the risk that the price of a financial instrument will fluctuate due to changes in market conditions influencing, directly or indirectly, the value of the financial instrument.

The Trust is exposed to other price risk from its investments. Due to the nature of the trading strategies followed by the Trust, no direct relationship between any market factors and the expected prices of the financial instruments can be reliably established.

Other price risk is managed through the overall risk management processes described above.

Credit/Counterparty risk

Credit risk is the risk that an issuer or counterparty will be unable to meet a commitment that it has entered into with the Trust.

The Trust's maximum exposure to credit risk (not taking into account the value of any collateral or other security held) in the event that the counterparties fail to perform their obligations as at 30 September 2018 and 30 September 2017 in relation to each class of recognised financial assets, including derivatives, is the carrying amount of those assets in the statement of financial position. Credit risk is mitigated through the diversity of counterparties and regular monitoring of concentration risk.

With respect to derivative financial instruments, credit risk arises from the potential failure of counterparties to meet their obligations under the contract or arrangement. Credit risk is indirectly mitigated for the AHL Diversified Programme through the diversity of counterparties and regular monitoring of concentration risk.

The significant exposures are to the Banks and the Brokers.

The following table details the Trust's primary exposures to its counterparties:

Counterparty	Credit Rating	Rating Agency	2018 JPY ('000)	2018 %
Deutsche Bank	A3	Moody's	1	-
J.P. Morgan Chase Bank N.A.	Aa3	Moody's	349	0.04%
Morgan Stanley	A3	Moody's	11	10-1000000
The Bank of New York Mellon SA/NV	A1	Moody's	834,901	99.96%
		New York Control of the Control of t	835,262	100,00%
Counterparty	Credit Rating	Rating Agency	2017 JPY ('000)	2017
Credit Suisse AG	Baa2	Moody's	11	-
Deutsche Bank	Ba1	Moody's	11,269	0.92%
HSBC Bank Plo	Aa3	Moody's	1	
J.P. Morgan Chase Bank N.A.	A3	Moody's	151	0.01%
Morgan Stanley	A3	Moody's	11	00000000
The Bank of New York Mellon SA/NV	A1	Moody's	1,225,526	99.07%
			1,236,969	100.00%

Man AHL Yen Trust

Notes to the financial statements (continued) For the year ended 30 September 2018



6. Financial risk management (continued)

Credit/Counterparty risk (continued)

The custody of assets rests with the prime broker/counterparty. The Investment Manager has centralised its due diligence and monitoring process of the prime brokerage and trading relationships through a dedicated prime brokerage and trading team utilised by an affiliated company. Credit and counterparty risk is analysed by examining certain credit related criteria on a centralised basis across platforms by establishing risk tolerance levels in accordance with the overall risk profile of the prime broker/counterparty as determined by the investment Manager.

In addition, netting agreements and collateral arrangements (including International Swaps and Derivatives Association Inc. Master Agreements for OTC (as applicable derivatives), are routinely put in place when appropriate to allow the counterparty risk mitigating benefits of closecut netting and payment netting.

Liquidity risk

Liquidity risk is the risk that the Trust will encounter difficulty in meeting obligations associated with financial liabilities that are settled by delivering cash or cash equivalents. Redeemable Participating Unitholder redemption requests are the main liquidity risk for the Trust.

The Trust's Redeemable Participating Units are redeemable as cuttined in Note 10. The exposure to liquidity risk through Redeemable Participating Unitholder redemption requests is managed by specifically setting the redemption notice period to accommodate the expected liquidity of the underlying investments as agreed by the Investment Manager.

The table below summarises the maturity profile of the Trust's financial liabilities:

30 September 2018	Less than 1 month JPY (1000)	1-3 months JPY (1000)	3 -12 months JPY ('000)	Greater than 1 year JPY ('000)	Total JPY ('000)
Current liabilities:				11-37.0357	
Balances due to brokers	(8)	- 2	*3		(5)
Financial liabilities at fair value through profit or loss	(28,728)				(28,728)
Accrued expenses and other liabilities	**************************************		(12,852)		(12,852)
Total current liabilities	(28,733)		(12,852)	-	(41,585)
30 September 2017	Less than 1 month JPY ('000)	1-3 months JPY (*000)	3 -12 months JPY ('000)	Greater than 1 year JPY ('000)	Total JPY ('000)
Current liabilities:	0. 1 (000)	0 1000	31 1 1 0 0 0 0	5	51 1 (000)
Balances due to brokers	(9,208)	- 2	23		(9,208)
Financial liabilities at fair value through profit or loss	(56,522)			0.00	(56,522)
Accrued expenses and other liabilities			(24,801)		(24,801)
Total current liabilities	(65,730)		(24,801)		(90,531)

Man AHL Yen Trust

Notes to the financial statements (continued) For the year ended 30 September 2018



Net gain/(loss) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss

	2018 Fair Value JPY (1000)	2017 Fair Value JPY (1000)
Realised and unrealised gain/(loss) on foreign currency		
Net realised (loss)/gain on foreign currency	(10,775)	207,363
Change in net unrealised (depreciation)/appreciation on foreign currency	(195)	7,881
Net (loss)/gain on foreign currency	(10,970)	215,244
Realised and unrealised gain/(loss) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss		
Interest income	234	140
Interest expense	(494)	(3,203)
Dividend income	10.7	. 5
POINT TO SUBJUST 197	(260)	(3,058)
Net realised gain on investments	124,559	10.423
Net realised loss on forward currency contracts	(68,882)	(276,792)
Total net realised gain/(loss)	55,677	(266,369)
Change in net unrealised (depreciation)/appreciation on investments	(25,497)	140,073
Change in net unrealised appreciation/(depreciation) on forward currency contracts	28.279	(95,030)
Total net change in unrealised appreciation	2,782	45,043
Net gain/(loss) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	58,199	(224,384)

Fees and expenses

Management fees and Incentive fees

The AHL Diversified includes the investment in the AHL Evolution Ltd, AHL Institutional Series 3 Ltd and the managed account. The terms "AHL Account" and "Notional AHL Account Value" refers to the aggregate of these investments.

Management and incentive fees payable in respect of the AHL Diversified Programme are paid to Man Investments AG.

Management fees

Management fees are payable in arrears on each monthly dealing day, at the rate of one twelfth of 3% (approximately 3% per annum) of the Net Asset Value determined as at each valuation day.

Incentive fees

Incentive fees are payable at each dealing day and calculated at a rate up to 20% based on the increase attributable to the AHL Diversified Programme and arising from the net new profits designated to the AHL Diversified Programme.

Introducing broker fees

Introducing broker fees payable to AHL Partners LLP (the "introducing broker"), excluding institutional charges, are calculated at a rate of up to one twelfth of 1% (approximately 1% per annum) of the aggregate Net Asset Value.

Distribution and agent company fees

SMBC Nikko Securities Inc. is registered with the Japan Securities Dealers Association to be qualified to act as Agent Company for the Trust.

Distribution fees are payable to SMBC Nikko Securities Inc. quarterly in arrears at a rate of up to one quarter of 0.70% per annum of the Net Asset Value of the Trust calculated as at each valuation day. SMBC Trust Bank Ltd. (the "Sales Handling Company") is entitled to part of such fee from the Trust, payable through the Distributor in Japan, on behalf of the Sales Handling Company.

An agent company fee is also payable to SMBC Nikko Securities Inc. up to 0.1% per annum in aggregate of the Net Asset Value of the Trust which is calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

Trustee fees

The Trustee is entitled to receive a Trustee fee of USD10,000 per annum payable annually in advance.

Oustodian fees

The Trustee, on behalf of the Trust, pays the custodian fees to The Bank of New York (London Branch) which will not exceed normal commercial rates together with value added tax, if any, applicable to such fees.

Man AHI Yen Trust

Notes to the financial statements (continued) For the year ended 30 September 2018



Total face//incoma) Face neverble//receiveble)

Fees and expenses (continued)

Services Manager fees

Man Fund Management (Guernsey) Limited (the "Services Manager") provides a Services Manager function to the Trust. The Trust incurs Services Manager fees calculated on each valuation day and paid monthly in arrears at a rate of one twelfth of 0.15% (approximately 0.15% per annum) of the Net Asset Value of the Trust, subject to a minimum of USD50,000 per annum. The Services Manager pays fees to BNY Mellon Fund Services (freland) Designated Activity Company (the "Administrator") for all administration services provided.

Services Manager fees rebate

The Services Manager rebates to the Trust, the amount of the Services Management Fee applicable to its holding in AHL Evolution Ltd and AHL institutional Series 3 Ltd. The rebated amount is payable monthly in USD by the Services Manager to the Trust.

Related party transactions

Winchester Global Trust Company Limited is a related party as it is the Trustee of the Trust.

AHL Partners LLP is a related party as it is the Investment Manager and Introducing Broker of the Trust.

Man Investments AG is a related party as it is the Marketing Adviser of the Trust.

Man Fund Management (Guernsey) Limited is a related party as it is the Manager and Services Manager of the Trust.

AHL Partners LLP, Man Fund Management (Guernsey) Limited and Man Investments AG are subsidiaries of Man Group pic and all subsidiaries of Man Group pic are related parties.

Man Group pic companies are also involved, in varying capacities, in the management of the companies the Trust has invested in as set out in Note 4.

Man Fund Management (Guernsey) Limited will rebate to the Trust, the amount of the Services Manager Fee applicable to its holding in AHL Evolution Ltd and AHL Institutional Series 3 Ltd. The rebated amount is calculated and payable monthly in USD by the Services Manager to the Trust at a rate of 0.15% of the Trust's holdings in AHL Evolution Ltd and AHL Institutional Series 3 Ltd. The amounts received/receivable, for the year ended 30 September 2018 and 30 September 2017, are shown in the table below.

The following transactions took place between the Trust and its related parties.

For the year ended 30 September 2018

		Lotal (ago) (sicottis) Lago bi	ayanier (i eceivanie)
Related party	Type of fee	JPY ('000)	JPY ('000)
Man Investments AG	Management fees	58,962	4,198
AHL Partners LLP	Introducing broker fees	19,691	1,402
Man Fund Management (Guernsey) Limited	Services Manager fees	5,528	474
Man Fund Management (Guernsey) Limited	Services Manager fees rebate	(2,247)	(166)
Winchester Global Trust Company Limited	Trustee fees*	1,441	(284)

For the year ended 30 September 2017

Related party	Type of fee	Total fees/(income) F JPY ('000)	-ees payable/(receivable) JPY ('000)
Man Investments AG	Management fees	70,879	11,226
AHL Partners LLP	Introducing broker fees	25,687	3,748
Man Fund Management (Guernsey) Limited	Services Manager fees	5,582	1,500
Man Fund Management (Guernsey) Limited	Services Manager fees rebate	(2,732)	(1,009)
Winchester Global Trust Company Limited	Trustee fees*	1,116	(281)

The above amounts are payable on demand and do not bear interest. Fees payable are included within accrued expenses and other liabilities in the statement of financial position.

Unit Capital

The Trust has authorised units in issue of value JPY (1000) 1,674,931 (2017: JPY (1000) 2,163,941) represented by 120,840 (2017: 150,324) Redeemable Participating Units with a NAV per Redeemable Participating Unit of JPY13,861 (2017: JPY14,395).

No distributions shall be paid to the Redeemable Participating Unitholders during the life of the Trust unless otherwise determined by Man Fund Management (Guernsey) Limited (the "Manager"). All of the Redeemable Participating Units may be compulsorily redeemed by the Manager with the consent of the Trustee for any reason including, without limitation, circumstances where the Manager or the Trustee after consultation with the

Trustee fees are included within other expenses in the statement of comprehensive income and within other assets in the statement of financial position.

Man AHL Yen Trust

Notes to the financial statements (continued) For the year ended 30 September 2018



10. Unit Capital (continued)

Manager determine that it is impractical or inadvisable or contrary to the interests of the Redeemable Participating Unlithoiders to continue the operation of the Trust or because the Net Asset Value falls below JPY 1 billion.

Thirty days written notice will be given to the Redeemable Participating Unitholders of any determination by the Manager or the Trustee to redeem all Redeemable Participating Units. On termination of the Trust the surplus net assets available for distribution shall be distributed to the holders of the Redeemable Participating Units in proportion to the number of Redeemable Participating Units held.

Redeemable Participating Units may be redeemed on any dealing day at the Net Asset Value as determined as at the preceding valuation day by way of a written request received by the unithoider services provider by the 21st day of each calendar month preceding the dealing day, or if such day is not a business day, then the preceding day, except in the event that the calculation of the Net Asset Value per Unit has been suspended.

Each Redeemable Participating Unit entities the holder thereof, at all meetings of Redeemable Participating Unitholders, to one vote in accordance with the Trust Deed. The Trustee may at any time convene a meeting of Redeemable Participating Unitholders in accordance with the provisions of the Trust Deed at such time and place as may be thought fit. Only the Trustee may propose resolutions at such meetings. At any meeting of Redeemable Participating Unitholders on a show of hands every Redeemable Participating Unitholder who (being an individual) is present in person or (being a corporation) is present by duly authorised representative shall have one vote. On a poll, every such Redeemable Participating Unitholder as aforesaid or by proxy shall have one vote for every Redeemable Participating Unit held.

Unit transactions in Redeemable Participating Units for the year ended 30 September 2018 and 30 September 2017 were as follows:

30 September 2018	
Units in issue at 30 September 2017	150,324
Redemptions of Redeemable Participating Units	(29,484)
Units in issue at 30 September 2018	120,840
30 September 2017	
Units in issue at 30 September 2016	174,680
Redemptions of Redeemable Participating Units	(24,356)
Units in issue at 30 September 2017	150,324

Capital management

The Trust's objectives for managing capital are:

- investing the capital in investments meeting the description, risk exposure and expected return indicated in the Offering Memorandum;
- achieving consistent returns while safeguarding capital by investing in diversified portfolio, by participating in derivative and other advanced capital markets and by using various investment strategies and hedging techniques;
- maintaining sufficient liquidity to meet the expenses of the Trust, and to meet redemption requests as they arise; and
- maintaining sufficient size to make the operation of the Trust cost-efficient.

Refer to Note 6, "Financial risk management", for the policies and processes applied by the Trust in managing its capital.

Redemption fees

Holders of the Redeemable Participating Units can redeem their Redeemable Participating Units and will be subject to a fee for early redemption as shown below, if the Redeemable Participating Units redeemed on a date prior to:

Unitholding period

Contingent deferred sales charge

Less than three years Equal to or over three years 3% of Net Asset Value per Redeemable Participating Units Nil

Contingent liabilities and commitments

There were no contingent liabilities or commitments other than those already disclosed in these financial statements as at 30 September 2018 (2017; none).

Subsequent events

There were no significant events after the year end requiring disclosure in these financial statements.

(3)【投資有価証券明細表等】

【投資株式明細表】

該当事項はありません。

【株式以外の投資有価証券明細表】

本トラストの財務書類に対する注記の第4項をご参照ください。

【投資不動産明細表】

該当事項はありません。

【その他投資資産明細表】

本トラストは、先物取引やオプション取引などのデリバティブ取引を行っています。詳細は、本トラストの財務書類に対する注記の第4項をご参照ください。

【借入金明細表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2019年1月末日現在)

	日本円(を除く)
. 資産総額	1,548,624,512
. 負債総額	(13,758,063)
. 純資産総額(-)	1,534,866,449
. 発行済受益証券口数	112,097□
. 1口当り純資産価額(/)	13,692

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(イ)受益証券の名義書換

本トラストの記名式証券の名義書換はアドミニストレーターを通じて行われます。

取扱機関 BNYメロン・ファンド・サービシズ(アイルランド)デジグネイテッド・アクティビ ティ・カンパニー

取扱場所 アイルランド共和国、ダブリン1、IFSCギルド・ストリート、ギルド・ハウス

日本の実質上の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、その日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続が行われますが、受益証券の保管を日本における販売会社に委託していない場合は、本人の責任で所定の手続を行う必要があります。名義書換の費用は徴収されません。

(口)受益者に対する特典、譲渡制限

生命保険、年金等の特別のサービスの付与等の受益者に対する特典はありません。 管理会社は、米国人をはじめその他いかなる者による受益証券の取得も制限することができます。

(八)受益者集会

受益者は、信託証書に従い、すべての受益者集会において、その保有する受益権1口につき1議決権を有します。受託会社は、信託証書の規定に従い、適切であると考える日時および場所において、いかなる時でも受益者集会を招集することができます。受託会社のみがかかる集会において決議を提案することができます。いかなる受益者集会においても、挙手の場合、出席している各受益者(個人)または出席した各一名の代表を通じて投票を行う受益者(法人)は、1議決権を有するものとします。投票の場合、前述のような各受益者または代理人を通じて投票を行う受益者は、保有する各受益証券につき1議決権を有するものとします。可決されるためには、本トラストの通常の議決は、かかる決議が提案される集会に出席した、または代理人を通じて出席した受益者の少なくとも50%の投票を必要とします。本トラストの特別議案の可決は、かかる受益者の議決権の少なくとも4分の3以上の投票を必要とします。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1)資本の額

管理会社の2019年1月末日現在の資本は350,000英ポンド(約50百万円)で、全額払込済です。管理会社は1株1英ポンドの株式350,000株を発行済です。

最近5年間における資本金の増減はありません。

(2)会社の機構

管理会社の機構

() 株主総会

株主総会の定足数は、ガーンジー会社法に規定されており、株主が1名の場合は、定足数は1名です。株主総会の定刻から30分以内に定足数を充たす株主の出席がない場合には、株主により招集された総会の場合には、当該株主総会は解散されます。その他の方式で招集された総会の場合には、当該株主総会において投票に付された議案は、議長の定めるところにより、挙手または書面により投票により決定がなされます。ただし、投票結果が宣言される時点またはその前に、議長、1名の出席(委任状による出席を含みます。)している株主(発行済株式の10分の1以上を保有していることを条件とします。)または2名以上の出席(委任状による出席を含みます。)している株主は、書面による投票を要求することができます。書面による投票の要求は撤回することができます。挙手による投票の場合、出席(委任状による出席を含みます。)している株主はそれぞれ1議決権を有します。書面による投票の場合、出席(委任状による出席を含みます。)している株主は1株につき1議決権を有します。ただし、特別な議決権またはその制限に服します。

() 取締役会

当初の取締役は、定款に記載された当初の株式の引受人により任命されます。当該引受人が唯一の取締役を任命した場合を除き、また取締役会がその他の取り決めをした場合を除き、取締役の人数は、2名以上とします。

取締役会は、延会の通知の発送のために開催することができ、その他適切と考える方式で取締役会を規律します。取締役会で提示された問題点については、過半数の投票により決します。賛否同数の場合は議長の決するところによります。定足数を充たす取締役が参加し、かつすべての参加者が相互の声を聞くことのできる状況であれば、電話により取締役会を開催することができます。ただし、当該取締役会の議事録が作成されかつ参加しているすべての取締役が電話による開催に同意することを条件とします。取締役会が別の決定をしない限り、取締役会は、議長がいた場所で開催されたものとみなされます。

取締役会の招集通知を受領する権限のある各取締役(仮取締役を含みます。)または委員会の全構成員により署名された書面による決議は、取締役会または委員会により可決された取締役会の決議または委員会の決議として適法かつ有効です。当該決議は、1名以上の取締役または委員会の構成員のそれぞれにより署名される様式にて、1つまたは複数の書面に記載されます。

2【事業の内容及び営業の概況】

マン・ファンド・マネジメント(ガーンジー)リミテッドは、1987年投資家保護(ガーンジー区域)法の条項に従い、ガーンジー区域での管理された投資に関し、制限された活動を遂行することのできる認可を得ています。マン・ファンド・マネジメント(ガーンジー)リミテッドは、ガーンジー区域において、上記の認可に従わない方式で有価証券の買付けまたは売付けの勧誘を行わないことを、表明し、保証し、かつ約束しています。ガーンジー金融サービス委員会およびガーンジーの州政策審議会のいずれも本トラストによる有価証券の発行の財務健全性または有価証券の発行に伴い発表された声明もしくは意見の正確性について何ら責任を負うものではありません。本トラストは、1987年投資家保護(ガーンジー区域)法の条項に従って規制されるものではありません。マン・ファンド・マネジメント(ガーンジー)リミテッドは、本トラストが1987年投資家保護(ガーンジー区域)法の規制を受けることとなるような方式で有価証券の買付けまたは売付けの勧誘を行わないことを、表明し、保証し、かつ約束しています。

管理会社は、ロンドン証券取引所のFTSE250指数を構成する、公開された上場企業であるマン・グループ・ピーエルシーを親会社とするマン・グループに属します。

管理会社が管理運用を行っているファンドは、2019年1月末日現在、下記のとおりとなっています。

設 定 地	ファンドの種類	本 数	純資産価額(米ドル)
ガーンジー	オープン・エンド型会社型	2	1,207,103,439
バミューダ	契約型	1	14,037,100
ケイマン諸島	オープン・エンド型会社型	1	11,399,606
		4	1,232,540,145
合 計		4	(約1,343億円)

(注)米ドルの円貨換算は、2019年1月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=108.96円) によります。

マン・ファンド・マネジメント(ガーンジー)リミテッド(サービス・マネジャーとしての立場における同社を「サービス・マネジャー」といいます。)は、本トラストを代表する受託会社との間で、サービス・マネージャーとなることを合意しています。当該立場において、サービス・マネジャーは、一般的な受益者サービス(本トラストの受益者の登録簿の維持管理を含みます。)、会計サービス、評価サービスを本トラストに対して提供する(本人としての)サービス・プロバイダーの選定および任命、ならびにそれらのサービスのプロバイダーのモニタリングについて、本トラストを代表して受託会社に対して責任を負います。受託会社は本トラストを代表して、かかるサービス・プロバイダーの選定および任命は行いません。

本トラストを代理する受託会社は、サービス・マネージャーの任命、それによるサービスの提供、サービス・プロバイダーの任命、関連するサービス・プロバイダーによる職務の実行・不実行、および/または、目論見書に含まれる重要事項についての不実の記載(サービス・マネージャー、マン・グループのメンバー、サービス・マネージャーの委託先および提携先の詐欺的行為、重大な過失、故意による不履行の場合を含みません。)に関する損失、責任、損害金または費用から、サービス・マネージャー、マン・グループのメンバー、サービス・マネージャーの委託先(下記で言及する、サービス・マネージャーにより任命されるサービス・プロバイダーを含みません)、およびその提携先を補償し、免責することに同意しています。

サービス・マネジメント契約は、いずれの当事者によっても、他の当事者に対して3か月前までに書面で通知することにより解約することができ、また(一当事者の破産によるものを含む)一定の状況では通知により即時に解約されることがあります。

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号)に基づき、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第131条第5項ただし書の規定を適用して、財務報告評議会により発行された財務報告基準を含む英国の会計基準に従って作成された監査済財務書類の原文(英文)を翻訳したものであります(ただし、円換算部分を除きます。)。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。)であるデロイト・エルエルピーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)が当該財務書類に添付されています。
- c. 管理会社の原文の財務書類は米ドル建で表示されています。日本文の財務書類には、2019年1月31日 現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=108.96円)で換算され た円換算額が併記されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1)【資産及び負債の状況】

マン・ファンド・マネジメント (ガーンジー) リミテッド 貸借対照表 (2017年12月31日現在)

		2017年	Ē	2016	F
	注	千米ドル	千円	千米ドル	千円
流動資産					
1 年以内に期限が到来する債権	8	6,362	693,204	5,765	628,154
		6,362	693,204	5,765	628,154
1 年以内に弁済期が到来する負債	9	(196)	(21,356)	(414)	(45,109)
純流動資産		6,166	671,847	5,351	583,045
総資産(流動負債控除後)		6,166	671,847	5,351	583,045
純資産		6,166	671,847	5,351	583,045
資本および準備金					
払込資本金	10	558	60,800	558	60,800
損益勘定		5,608	611,048	4,793	522,245
株主資本		6,166	671,847	5,351	583,045

本財務諸類は、取締役会により承認され、公表を許可され、取締役会を代表して下記の者により署名されました。

(署名)(署名)L. アレンP. カスパリス取締役取締役

2018年 4 月25日付 2018年 4 月25日付

財務書類に対する注記は、本財務書類の不可分の一部を構成します。

マン・ファンド・マネジメント (ガーンジー) リミテッド 持分変動計算書 (2017年12月31日現在)

払込資本金

	(注記10)		損益勘定		合 計	
	千米ドル	千円	千米ドル	千円	千米ドル	千円
2016年 1 月 1 日現在残高	558	60,800	3,707	403,915	4,265	464,714
当期利益	-	-	1,086	118,331	1,086	118,331
2017年 1 月 1 日現在残高	558	60,800	4,793	522,245	5,351	583,045
当期利益	-	-	815	88,802	815	88,802
2017年12月31日現在残高	558	60,800	5,608	611,048	6,166	671,847

財務書類に対する注記は、本財務書類の不可分の一部を構成します。

(2)【損益の状況】

マン・ファンド・マネジメント (ガーンジー) リミテッド 損益計算書

(2017年12月31日に終了した事業年度)

		2017年		2016	年
	注	千米ドル	千円	千米ドル	千円
売上高	4	1,909	208,005	2,085	227,182
売上原価		(1,142)	(124,432)	(1,007)	(109,723)
売上総利益		767	83,572	1,078	117,459
一般管理費		(43)	(4,685)	(45)	(4,903)
その他事業費用		(4)	(436)	(4)	(436)
営業利益		720	78,451	1,029	112,120
受取利息および類似収益	5	119	12,966	72	7,845
税引前経常利益		839	91,417	1,101	119,965
法人税	7	(24)	(2,615)	(15)	(1,634)
当期利益		815	88,802	1,086	118,331

すべての金額が継続的な事業から発生したものです。

当会社は、2017年および2016年には損益計算書に記載されたもの以外に利益・損失を認識していません。

財務書類に対する注記は、本財務書類の不可分の一部を構成します。

マン・ファンド・マネジメント(ガーンジー)リミテッド

1.一般情報

財務書類に対する注記

当会社は、1997年5月27日に有限責任の会社としてガーンジーにおいて設立されました。当会社の登記上の事務所所在地は、チャネル諸島、GY1 4HG、ガーンジー、セント・ペテロ・ポート、セント・ジュリアンズ・アベニュー、ロイヤル・チェインバース 私書箱173号です。

当会社の事業の性質およびその主要な業務は、取締役会の報告書に記載されています。

2.財務書類作成の基準

2.1 会計の基準

当会社は、財務報告評議会により発表された財務報告基準(FRS)第100号「財務報告基準」に基づく 適格法人の定義を満たしています。したがって、当会社は、その財務書類を財務報告評議会が発行した FRS第101号(「財務報告基準第101号」)に従って作成し、そうする中で、国際財務報告基準(IFRS) 1.6-33および関連別紙の要件を適用してきました。

FRS第101号により許容されている通り、会社は、金融商品、資本管理、キャッシュフロー計算書の表示、まだ発効していない基準および関係当事者取引に関して、当該基準に基づき利用可能な開示の免除を活用しています。

必要な場合、同等の開示がマン・グループ・ピーエルシーのグループ会計において行われます。マン・グループ・ピーエルシーのグループ計算書類は、公共の縦覧に供されており、注記12に記載の通り入手が可能となっています。

本財務書類は、個別財務書類です。当会社は、マン・グループ・ピーエルシーのグループ会計に含められているため、連結財務書類の作成を免除されています。

本財務書類は、取得原価主義に従い作成されています。ただし、下記の会計方針において説明される 各報告期間の末日に公正価値により測定される特定の金融商品の再評価を除きます。取得原価は一般的 に財貨およびサービスと交換で与えられた対価の公正価値に基づいています。採用している基本会計方 針は下記に記載されています。

公正価値とは、測定日における市場参加者間の秩序ある取引の中で資産の売却により受領され、または負債を移転(消滅)させるために支払われる価格であり、当該価格が直接に観測可能かまたは別の評価技法を用いて推計されるものかどうかに関わりません。資産または負債の公正価値の評価にあたり、市場参加者が測定日に当該資産または負債の価格を決定するときに特性を考慮する場合には、会社も、当該資産および負債の当該特性を考慮します。本財務書類において測定目的の公正価値は当該基準に基づき決定されます。

2.2 新規および改正された基準の採用

当期に採用しまたは早期の採用を行った新規または改正された基準および解釈はありません。

2.3 継続事業体

取締役は、当社が近い将来に関し営業活動を継続するために適切なリソースを有しているものとの合理的な予測をたてています。したがって、取締役は年次財務書類の作成に際し、会計の継続事業体基準を引き続き採用しています。

2.4 売上高

報酬収入が当会社の第1の収益源であり、これはファンド事業体と締結した投資元本の運用契約および副登録機関契約により生ずるものです。報酬は一般的に、運用している資産の評価額に対する合意された割合に基づいており、通常は後払いで請求されます。

すべての報酬は、業務が提供される年度中に認識されます。経過収益は債権に含められ、当年度中に 稼得されますが貸借対照表日現在未請求の報酬収入を構成します。役務の提供に先立って支払いが受領 される場合、当該金額は繰越収益として計上され、1年以内に弁済期が到来する負債の項目に含められ ます。

当会社は、単一の事業セグメントとして売上高を管理、運営および報告します。

2.5 売上原価

売上原価は、発生したと認識される第三者の一般管理報酬を構成します。

2.6 受取利息

受取利息は、経済的利益が当会社に流入する可能性が高くなった場合に認識され、収入の金額は信頼性に基づき測定されます。受取利息は、残存元本額を参照し、金融資産の当初認識時の純帳簿価額に当該資産の満期までの期間を通じての将来の現金受領予測を正確に割り引いた利率である適用ある有効な金利により時間ベースで発生します。

2.7 その他事業費用

その他事業費用は、雑収入、為替差益および差損ならびにファンド関連の経費により構成されます。

2.8 一般管理費

一般管理費は、事業の運営時に発生した金額により構成され、他のグループ企業により再請求された 金額を含み、発生時に認識されます。

2.9 外国通貨取引

本財務書類は、当会社が営業を行う主たる経済環境の通貨(その機能通貨)である米ドルにより表示されます。

機能通貨以外の通貨による取引は、取引日現在の為替レートにより計上されます。貸借対照表の日付時点の外貨建の貨幣性資産および貨幣性負債は、当該日の実勢為替レートにより計上されます。外貨建ての帳簿価額により測定される非貨幣性の項目は、再換算されません。

為替差損益は、それが発生した期間の損益計算書において認識されます。

2.10 金融商品

金融資産および金融負債は、当会社が金融商品の契約規定の当事者になる時に、当会社の貸借対照表において認識されます。金融資産および金融負債は、当初は公正価値により測定されます。金融資産および金融負債(損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債を除く。)の取得または発行に直接的に帰属する取引費用は、当初認識時に、適宜、当該金融商品または金融負債の公正価値に対し加算されまたは当該公正価値から控除されます、

金融資産

すべての金融資産は、取引日のうち、金融資産の購入または売却が、関係市場が確立した時間枠の範囲内で金融資産の交付を要求する条項のある契約に基づく日に認識されまたは認識を中止され、また当初は公正価値により測定され、取引費用が加算されます。

当会社の金融資産はすべて、「貸付金および受取債権」に分類されます。当会社は、「損益を通じた公正価値」、「満期保有目的」投資有価証券または「売却可能」金融資産と指定される金融資産を保有していません。

実効金利法

実効金利法とは、負債性商品の償却原価を計算し、関係する期間に受取利息を配分する方法です。実効金利とは、当該負債性商品の予想残存期間(場合によっては、より短い期間)を通じての、(実効金利の不可分の一部を形成する授受されるすべての手数料およびポイント、取引費用ならびにその他のプレミアムまたはディスカウントを含む)将来の現金受取額の見積額を、当初認識時点の正味帳簿価額まで正確に割り引く料率をいいます。

収益は、負債性商品の実効金利ベースで認識されます。

貸付金および受取債権

確定または決定可能な支払いを伴い、活発な市場では公開取引されていない売掛債権、貸付金、およびその他受取債権は、「貸付金および受取債権」に分類されます。貸付金および受取債権は、実効金利法を用いた償却原価で、減損分を控除して測定されます。受取利息は実効金利を適用して認識されますが、利息の認識は重要ではないであろう短期受取債権の場合を除きます。

金融資産の減損

金融資産は、各貸借対照表の日付現在の減損の兆候を調査されます。金融資産の当初認識時より後に発生した1または複数の事象の結果として、投資有価証券の見積将来キャッシュフローが影響を受けたとの客観的証拠がある場合に、金融資産は減損を実施されます。

その他金融資産のすべてにつき、減損の客観的証拠には以下を含むことがあります。

- 発行体もしくはカウンターパーティーの重大な財務上の困難;または
- ・ 利息もしくは元本支払いの不履行もしくは遅延;または
- ・ 債務者が倒産もしくは財務上の再編となる可能性の高まり。

売掛債権など金融資産の特定の範囲では、調査では個別に減損があるとはされない資産につき、さらに集合体ベースで減損調査を行います。受取債権ポートフォリオの減損の客観的証拠には、当会社の過去の支払金回収経験および、受取債権に係る不履行と相関関係のある国または地域的な経済情勢の客観的な変化を含み得ます。

売掛債権の徴収に減損があると看做される場合、引当金勘定からその引当てがなされます。以前に引当てられていた金額がその後回復した場合、引当金勘定に戻し入れます。引当金勘定の帳簿価額の変動は、損益計算書において認識されます。回収不能と判断された金額は、売掛債権残高に対し直接に貸倒償却され、損益計算書において認識されます。

金融資産の認識の中止

当会社は、資産からのキャッシュフローに対する契約上の権利が満期となった場合、または当該金融 資産ならびに資産の所有による実質的にすべてのリスクおよび報奨を他者に移転した場合にのみ、当該 金融資産の認識を中止します。ある金融資産の全部の認識を中止した場合、 当該資産の帳簿価額と、

受領済・未収対価の合計額、その他の包括利益計算書において認識されていた累積損益および株式資本に蓄積された損益との差額が、損益計算書において認識されます。

金融負債

当会社の金融負債はすべて、「その他の金融負債」に分類されています。

0040/

その他の金融負債

借入金を含むその他の金融負債は、当初は、取引費用控除後の公正価値で測定されます。

その他の金融負債は、その後、実効金利法を用いた償却原価にて測定され、利息費用は実効利回りベースで認識されます。

金融負債の認識の中止

当会社は、当会社の債務が免除、消却またはその期限が切れた時に、またその時のみに、金融負債の認識を中止します。

3 . 会計方針の適用に際しての判断および不確実な予測の主要情報源

取締役は、本財務書類に重大な影響を及ぼす判断または会計予測上の重要な分野はないと決定しています。

4. 売上高

当会社の売上高の分析は以下の通りです。

	2017年	2016年
	千米ドル	千米ドル
管理およびその他報酬総額	1,909	2,085
	1,909	2,085

当会社の地域別売上高の分析は以下の通りであり、これは関連ファンド事業体の登録された所在地をもとにしています。

0047/

	2017年	2016年
	千米ドル	千米ドル
オーストラリア	-	12
バミューダ	40	29
ケイマン諸島	45	50
ガーンジー	1,824	1,994
	1,909	2,085

5. 受取利息および類似収益

	2017年	2016年
	千米ドル	千米ドル
グループ会社からの受取利息	119	72
	119	72

6.監査人の報酬

当会社は、財務書類の監査および当会社に提供されたその他のサービスに対しその監査法人に以下の金額を支払いました。

	2017年	2016年
	千米ドル	千米ドル
当会社の監査に関する報酬	16	15
	16	15

7.租税

		2017年	2016年
		千米ドル	千米ドル
	ガーンジー法人税 - 0%(2016年:0%)	<u> </u>	
	源泉徴収税	- 24	- 15
	法人税	24	15
	747(17)		
8	. 債権		
		2017年	2016年
		千米ドル	千米ドル
	売掛金	-	162
	グループ会社に対する債権	6,154	5,390
	前払金および未収収益	208	213
		6,362	5,765
9	. 負債		
		2017年	2016年
		千米ドル	千米ドル
	グループ会社に対する負債	17	17
	未払金および繰越収益	179	397
		196	414
10	. 払込資本金		
10	. 仏心貝本並	2017年	2016年
		2017年 千米ドル	2016 年 千米ドル
	せハギャレーマハ粉さわた世間	<u> </u>	一大木ドル
	持分証券として分類された株式 概体法、割当、共済禁むおよび全額状済済株式		
	授権済、割当、払込請求および全額払込済株式 1株当り額面1英ポンドの普通株式350,000株	558	558
	「休当り領囲「犬かノドの百世休式300,000休		536

英ポンド建て株式資本は、350,000株の当初の発行のために、発行日の実勢為替レートである1英ポンド = 1.5939米ドルの固定為替レートで米ドルに変換されました。

11. 関係会社取引

当会社は、その連結財務書類が公開されているマン・グループ・ピーエルシーの完全子会社であるため、グループの他の完全所有会社との間の取引についてFRS第101号の条項に基づく開示の免除規定を利用しています。当年度および前年度中グループの完全所有会社以外の関連当事者との間に取引はありませんでした。

12. 支配会社

取締役の意見では、当会社の究極の親会社であり支配会社は、イングランドおよびウェールズにおいて 登録された会社であるマン・グループ・ピーエルシーです。直接の親会社は、ジャージーにおいて登録さ れた会社であるFRMホールディングス・リミテッドです。

当会社がメンバーの一員である最小および最大の企業グループは、マン・グループ・ピーエルシーのグループです。マン・グループ・ピーエルシーの連結財務書類は下記より入手することができます。

マン・グループ・ピーエルシー

リバーバンク・ハウス

2 スワン・レイン

EDINET提出書類

マン・ファンド・マネジメント (ガーンジー) リミテッド(E15091)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

ロンドン EC4R 3AD

英国

BALANCE SHEET AS AT 31 DECEMBER 2017					
	Note		2017 \$000		2016
Current assets					
Debtors: amounts falling due within one year	8	6,362		5,765	
	_	6,362	<u> </u>	5,765	
Creditors: amounts falling due within one year	9	(400)			
,,,,,	9 _	(196)		(414)	
Net current assets			6,166		5,351
Total assets less current liabilities		_	6,166	1	5,351
Net assets		-	6,166	_	5,351
Capital and reserves		-		-	
Called up share capital	10		558		558
Profit and loss account	2350		5,608		4,793
		-			

The notes on pages 10 to 17 form part of these financial statements.

The financial statements were approved and authorised for issue by the Board and were signed on its behalf by:

L Allen Director

Date: 25 April 2018

P Kasparis Director

Date 25 April 2018

6,166

5,351

STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY FOR THE FINANCIAL YEAR ENDED 31 DECEMBER 2017

	Called up share capital (Note 10)	Profit and loss account	Total equity
	\$000	\$000	\$000
At 1 January 2016	558	3,707	4,265
Profit for the year	•	1,086	1,086
At 1 January 2017	558	4,793	5,351
Profit for the year	(*)	815	815
At 31 December 2017	558	5,608	6,166
	Control of the last of the las		

The notes on pages 10 to 17 form part of these financial statements.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT FOR THE FINANCIAL YEAR ENDED 31 DECEMBER 2017

	Note	2017 \$000	2016 \$000
Turnover	4	1,909	2,085
Cost of sales		(1,142)	(1,007)
Gross profit	-	767	1,078
Administrative expenses		(43)	(45)
Other operating charges		(4)	(4)
Operating profit	_	720	1,029
Interest receivable and similar income	5	119	72
Profit before tax	-	839	1,101
Tax on profit	7	(24)	(15)
Profit for the financial year	-	815	1,086

All amounts relate to continuing operations.

There were no recognised gains and losses for 2017 or 2016 other than those included in the profit and loss account.

The notes on pages 10 to 17 form part of these financial statements.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS FOR THE FINANCIAL YEAR ENDED 31 DECEMBER 2017

General information

The Company was incorporated in Guernsey as a company limited by shares on 27 May 1997. The Company's registered office address is PO Box 173, Royal Chambers, St Julian's Avenue, St Peter Port, Guernsey GY1 4HG, Channel Islands.

The nature of the Company's operations and its principal activities are set out in the Directors' Report on page 1.

Basis of Preparation of Financial Statements

2.1 Basis of accounting

The Company meets the definition of a qualifying entity under FRS 100 (Financial Reporting Standard 100) issued by the Financial Reporting Council. Accordingly, the Company has prepared the financial statements in line with FRS 101 (Financial Reporting Standard 101) as issued by the Financial Reporting Council and has, in doing so, applied the requirement of IFRS 1.6-33 and related appendices.

As permitted by FRS 101, the company has taken advantage of the disclosure exemptions available under that standard in relation to financial instruments, capital management, presentation of a cash-flow statement, standards not yet effective and related party transactions.

Where required, equivalent disclosures are given in the group account of Man Group plc. The group accounts of Man Group plc are available to the public and can be obtained as set out in Note 12.

These financial statements are separate financial statements. The Company is exempt from the preparation of consolidated financial statements, because it is included in the group accounts of Man Group plc.

The financial statements have been prepared on the historical cost basis, except for the revaluation of certain financial instruments that are measured at fair values at the end of each reporting period, as explained in the accounting policies below. Historical cost is generally based on the fair value of the consideration given in exchange for the goods and services. The principal accounting policies adopted are set out below.

Fair value is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date, regardless of whether that price is directly observable or estimated using another valuation technique. In estimating the fair value of an asset or a liability, the company takes into account the characteristics of the asset or liability if market participants would take those characteristics into account when pricing the asset or liability at the measurement date. Fair value for measurement purposes in these financial statements is determined on such a basis.

2.2 Adoption of new and revised Standards

There have been no new or revised Standards and Interpretations adopted or early adopted in the current year.

2.3 Going concern

The directors have a reasonable expectation that the Company has adequate resources to continue in operational existence for the foreseeable future. Thus they continue to adopt the going concern basis of accounting in preparing the annual financial statements.

Page 10

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS FOR THE FINANCIAL YEAR ENDED 31 DECEMBER 2017

Basis of Preparation of Financial Statements (continued)

2.4 Turnover

Fee income is the Company's primary source of revenue, which is derived from the principal management and sub registrar agreements in place with the fund entities. Fees are generally based on an agreed percentage of the valuation of funds under management and are typically charged in arrears.

All fees are recognised in the year in which the services are provided. Accrued Income is included within Debtors and comprises fee income which is earned during the financial year but not invoiced as at the balance sheet date. Where payments are received in advance of services provided, the amounts are recorded as Deferred Income and included as part of Creditors due within one year.

The Company manages, operates and reports turnover as a single business segment.

2.5 Cost of sales

Cost of sales comprises third party administration fees which are recognised as incurred.

2.6 Interest income

Interest income is recognised when it is probable that the economic benefits will flow to the Company and the amount of revenue can be measured reliably. Interest income is accrued on a time basis, by reference to the principal outstanding and at the effective interest rate applicable, which is the rate that exactly discounts estimated future cash receipts through the expected life of the financial asset to that asset's net carrying amount on initial recognition.

2.7 Other operating charges

Other operating charges comprises miscellaneous income, foreign exchange gains and losses and fund associated costs.

2.8 Administrative expenses

Administrative expenses comprise amounts incurred in the operations of the business, including amounts recharged by other group undertakings, and are recognised as incurred.

2.9 Foreign currency translation

The financial statements are presented in United States Dollars (USD), which is the currency of the primary economic environment in which the Company operates (its functional currency).

Transactions in currencies other than the functional currency are recorded at the rate of exchange at the date of the transaction. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies at the balance sheet date are reported at the rates of exchange prevailing at that date. Non-monetary items that are measured in terms of historical cost in a foreign currency are not retranslated.

Exchange differences are recognised in profit or loss in the period in which they arise.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS FOR THE FINANCIAL YEAR ENDED 31 DECEMBER 2017

2. Basis of Preparation of Financial Statements (continued)

2.10 Financial instruments

Financial assets and financial liabilities are recognised in the Company's balance sheet when the Company becomes a party to the contractual provisions of the instrument. Financial assets and financial liabilities are initially measured at fair value. Transaction costs that are directly attributable to the acquisition or issue of financial assets and financial liabilities (other than financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss) are added to or deducted from the fair value of the financial assets or financial liabilities, as appropriate, on initial recognition.

Financial assets

All financial assets are recognised and derecognised on a trade date where the purchase or sale of a financial asset is under a contract whose terms require delivery of the financial asset within the timeframe established by the market concerned, and are initially measured at fair value, plus transaction costs.

All of the Company's financial assets are classified as 'loans and receivables'. The Company does not hold financial assets designated at 'fair value through profit and loss' (FVTPL), 'held-to-maturity' investments or 'available-for-sale' (AFS) financial assets.

Effective interest method

The effective interest method is a method of calculating the amortised cost of a debt instrument and of allocating interest income over the relevant period. The effective interest rate is the rate that exactly discounts estimated future cash receipts (including all fees and points paid or received that form an integral part of the effective interest rate, transaction costs and other premiums or discounts) through the expected life of the debt instrument, or, where appropriate, a shorter period, to the net carrying amount on initial recognition.

Income is recognised on an effective interest basis for debt instruments.

Loans and receivables

Trade receivables, loans, and other receivables that have fixed or determinable payments that are not quoted in an active market are classified as 'loans and receivables'. Loans and receivables are measured at amortised cost using the effective interest method, less any impairment. Interest income is recognised by applying the effective interest rate, except for short-term receivables when the recognition of interest would be immaterial.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS FOR THE FINANCIAL YEAR ENDED 31 DECEMBER 2017

2. Basis of Preparation of Financial Statements (continued)

2.10 Financial instruments (continued)

Impairment of financial assets

Financial assets are assessed for indicators of impairment at each balance sheet date. Financial assets are impaired where there is objective evidence that, as a result of one or more events that occurred after the initial recognition of the financial asset, the estimated future cash flows of the investment have been affected.

For all other financial assets, objective evidence of impairment could include:

- · significant financial difficulty of the issuer or counterparty; or
- default or delinquency in interest or principal payments; or
- it becoming probable that the borrower will enter bankruptcy or financial re-organisation.

For certain categories of financial asset, such as trade receivables, assets that are assessed not to be impaired individually are, in addition, assessed for impairment on a collective basis. Objective evidence of impairment for a portfolio of receivables could include the Company's past experience of collecting payments as well as observable changes in national or local economic conditions that correlate with default on receivables.

When the collection of a trade receivable is considered impaired, it is provided for against the allowance account. Subsequent recoveries of amount previously provided for are credited against the allowance account. Changes in the carrying amount of the allowance account are recognised in profit and loss. Amounts considered uncollectible are written-off directly against the trade receivables balance, and recognised in profit or loss.

Derecognition of financial assets

The Company derecognises a financial asset only when the contractual rights to the cash flows from the asset expire, or when it transfers the financial asset and substantially all the risks and rewards of ownership of the asset to another entity. On derecognition of a financial asset in its entirety, the difference between the asset's carrying amount and the sum of the consideration received and receivable and the cumulative gain or loss that had been recognised in other comprehensive income and accumulated in equity is recognised in profit or loss.

Financial liabilities

All of the Company's financial liabilities are classified as 'other financial liabilities'.

Other financial liabilities

Other financial liabilities, including borrowings, are initially measured at fair value, net of transaction costs.

Other financial liabilities are subsequently measured at amortised cost using the effective interest method, with interest expense recognised on an effective yield basis.

Page 13

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS FOR THE FINANCIAL YEAR ENDED 31 DECEMBER 2017

2. Basis of Preparation of Financial Statements (continued)

2.10 Financial instruments (continued)

Derecognition of financial liabilities

The Company derecognises financial liabilities when, and only when, the Company's obligations are discharged, cancelled or they expire.

3. Judgements in applying accounting policies and key sources of estimation uncertainty

The directors have determined that there are no significant areas of judgement or accounting estimates that have a material impact on the financial statements.

4. Turnover

An analysis of the Company's turnover is as follows:

	2017 \$000	2016 \$000
Gross management and other fees	1,909	2,085
	1,909	2,085
An analysis of the Company's turnover by geographical location is set our registered domicile of the relevant fund entity.	t below, which is ba	sed on the
	2017	2016

	\$000	\$000
Australia	•	12
Bermuda	40	29
Cayman Islands	45	50
Guernsey	1,824	1,994
	1,909	2,085

FO	TES TO THE FINANCIAL STATEMENTS R THE FINANCIAL YEAR ENDED 31 DECEMBER 2017		
5.	Interest receivable and similar income		
		2017 \$000	2016 \$000
	Interest receivable from group companies	119	72
		119	72
6.	Auditor's remuneration		
	The company paid the following amounts to its auditor in respect of and for other services provided to the Company:	of the audit of the financial	statement
		2017 \$000	2016 \$000
	Fees for the audit of the Company		
		\$000	\$000
7.		\$000 16	\$000
7.	Fees for the audit of the Company	\$000 16	\$000
7.	Fees for the audit of the Company	\$000 16 16 16	\$000 15 15 2016
·.	Fees for the audit of the Company Taxation	\$000 16 16 16 2017 \$000	\$000 15 15 2016
7.	Fees for the audit of the Company Taxation	\$000 16 16 16 2017 \$000	\$000 15 15 2016

FOF	TES TO THE FINANCIAL STATEMENTS R THE FINANCIAL YEAR ENDED 31 DECEMBER 2017		
8.	Debtors		
		2017 \$000	2016 \$000
	Trade debtors	*	162
	Amounts owed by group undertakings	6,154	5,390
	Prepayments and accrued income	208	213
		6,362	5,765
9.	Creditors		
		2017 \$000	2016 \$000
	Amounts owed to group undertakings	17	17
	Accruals and deferred income	179	397
		196	414
10.	Called-up share capital		
	Sharan alaasidad aa aasida.	2017 \$000	2016 \$000
	Shares classified as equity		
	Authorised, allotted, called up and fully paid		
	350,000 Ordinary shares of £1 each	558	558

The sterling share capital was converted into US dollars at the fixed rate of \$1.5939 to £1 for the original issue of 350,000 shares, the exchange rate ruling at the date of issue.

11. Related party transactions

The Company has taken advantage of the exemption under the provisions of FRS 101 from disclosing transactions with other wholly-owned Group entities since the Company is a wholly-owned subsidiary of Man Group plc, the consolidated financial statements of which are publicly available. During the year and the preceding year there have been no transactions with related parties other than wholly-owned Group entities.

MAN FUND MANAGEMENT	(GUERNSEY)	LIMITED
---------------------	------------	---------

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS FOR THE FINANCIAL YEAR ENDED 31 DECEMBER 2017

12. Controlling party

In the opinion of the directors, the Company's ultimate parent company and ultimate controlling party is Man Group plc, a company registered in England and Wales. The immediate parent undertaking is FRM Holdings Limited, a company registered in Jersey.

The smallest and largest group of undertakings of which the Company is a member is Man Group plc.

The group financial statements of Man Group plc are available from Man Group plc, Riverbank House, 2 Swan Lane, London EC4R 3AD, United Kingdom.

Page 17

4【利害関係人との取引制限】

管理会社は、本トラストのために、(a)管理会社または投資運用会社(b)その関係会社、(c)管理会社もしくはその関係会社の取締役、または(d)それらの主要株主(自己または他の名義(ノミニー名義を含みます。)をもってするを問わず、自己の計算でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者を111にます。)であって、本人自らまたは自己の計算で行為するものとの間で、有価証券(受益証券を除きます。)の売買もしくは貸借をなしまたは金銭の貸借をしてはならない旨、信託証書に規定されています。ただし、かかる制限は、当該取引が信託証書に定められた制限を遵守し、かつ、公認の証券市場または金融市場における、その時々の、()当該市場において決定された公に入手可能な相場で行われる場合、または()競争価格もしくは実勢利率によって行われる場合については、適用されません。

5【その他】

管理会社の定款は、随時、ガーンジー会社法上の定足数を充たした株主総会または取締役会の決議により変更することができます。

有価証券報告書提出前1年以内において、訴訟事件その他管理会社または本トラストに重要な影響を及ぼしまたは及ぼすことが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

- 1【名称、資本金の額及び事業の内容】
 - (1) ウィンチェスター・グローバル・トラスト・カンパニー・リミテッド(「受託会社」)
 - ()資本金の額

2018年12月末日現在 262,500米ドル(約28.60百万円)

(注)米ドルの円貨換算は、2019年1月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=108.96円)によります。以下別段の記載がない限り、同様とします。

()事業の内容

受託会社であるウィンチェスター・グローバル・トラスト・カンパニー・リミテッドは、バミューダ金融庁により認可され規制を受ける法人として、バミューダ金融庁の監督のもとに、特に2001年信託法(信託業の規制)に従い、信託業務を遂行するために1995年に設立された、バミューダを拠点とする信託会社です。

- (2)ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(ロンドン支店)(「保管会社」)
 - ()資本金の額

2018年12月末日現在 960,426,000米ドル(約104,648.02百万円)

()事業の内容

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン (ロンドン支店)は、ニューヨーク州の法律にもとづき 設立された銀行業を営む会社であり、そのロンドン支店を通じて行為します。

- (3)BNYメロン・オルタナティブ・インベストメント・サービシズ・リミテッド(「登録機関」)
 - ()資本金の額

2018年12月末日現在 24,000米ドル(約2.62百万円)

()事業の内容

BNYメロン・オルタナティブ・インベストメント・サービシズ・リミテッドは、2006年投資ファンド法に基づきバミューダ金融庁より認可を受けており、ヘッジファンドの管理会社からの要求を充足させるための綿密なソリューションを提供しています。登録機関は、ザ・バンク・オブ・ニューヨークのグループ会社の1つであり、その究極の親会社は米国の上場会社であるザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンです。

- (4)マン・インベストメンツ・アーゲー(「マーケティング・アドバイザー」)
 - ()資本金の額

2017年12月末日現在 1,739,000スイス・フラン(約190.75百万円)

(注)スイス・フランの円貨換算は、2019年1月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1スイス・フラン=109.69円)によります。

()事業の内容

マン・グループのメンバーであるマン・インベストメンツ・アーゲーは、本トラストに対するマーケティング・アドバイザーに任命されています。同社は、各金融商品の仕組構築につき本トラストへの助言に関して主たる責任を負いならびに効率的な世界的販売ネットワークのセットアップ、最適化、調整および維持に関して主たる責任を負います。マーケティング・アドバイザーはまた、本トラストが必要とする流動性を提供し、借入契約を実施するためのアレンジを行ないます。

- (5) AHLパートナーズ・エルエルピー(「投資運用会社」、「紹介ブローカー」)
 - ()資本金の額

2018年3月末日現在 150,343,000米ドル(約16,381,37百万円)

()事業の内容

本トラストの投資運用会社は、マン・グループのメンバー企業であるAHLパートナーズ・エルエルピーです。AHLパートナーズ・エルエルピーは、英国における規制対象事業の運営において、金融行為監督機構により認可および規制を受けています。

投資運用会社は、その他のマン・グループ企業と共に、世界中の個人投資家および機関投資家に対し、長期的な投資実績を提供するようにデザインされた一連の革新的な商品およびソリューションを通じてオルタナティブ投資戦略への投資機会を提供しています。マン・グループは、強固な商品開発力およびストラクチャリング技術ならびに広範な投資家サービスおよび世界的な販売網に支えられて、この分野で20年以上の実績を有しています。

AHLパートナーズ・エルエルピーはまた、本トラストを代理する受託会社により本トラストの紹介プローカーに任命されています。

- (6) BNYメロン・ファンド・サービシズ(アイルランド)デジグネイテッド・アクティビティ・カン パニー(「アドミニストレーター」)
 - ()資本金の額

2018年12月末日現在 312,000米ドル(約34.00百万円)

()事業の内容

BNYメロン・ファンド・サービシズ(アイルランド)デジグネイテッド・アクティビティ・カンパニーは、1994年5月にアイルランドで設立された非公開有限責任会社であり、集団的投資スキームおよび投資ファンドに対するファンドの一般事務管理、会計、登録および名義書換代理人業務ならびに関連する受益者サービスの提供に従事しています。アドミニストレーターは、1995年投資仲介業法に基づきアイルランド中央銀行による認可を受けています。アドミニストレーターは、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの間接的完全子会社です。ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションは、顧客の運用支援および顧客の金融資産に対するサービスに重点を置いた世界的な金融サービス会社であり、36か国で営業し100を超える市場において業務を行っています。

- (7) SMBC日興証券株式会社(「代行協会員」、「日本における販売会社」)
 - ()資本金の額

2018年12月末日現在 100億円

()事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいます。なお、SMB C日興証券株式会社は、証券投資信託受益証券を取り扱っており、複数の外国投資信託証券につい て、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っています。

2【関係業務の概要】

(1) ウィンチェスター・グローバル・トラスト・カンパニー・リミテッド(「受託会社」)

受託会社は、管理会社との間の本信託証書に基づき、本トラスト(および管理会社)に対し受託業務を提供しています。本信託証書に基づき、受託会社とその役員、取締役、従業員、代行者および職員ならびにその他受託会社が任命した者(それぞれを以下「被補償人」といいます。)は、本トラストの業務の実行にあたりまたはそれを意図した過程の中で適法に負担した全ての責任および経費、ならびに本信託証書の条項に関して行った作為または不作為についての、全ての法的行為、手続、費用、請求権および要求、について、本トラストの財産から随時補償を受ける権利を継続して有しています(ただし、被補償者側の詐欺的行為、不誠実、軽率、重過失または故意により生じた損害についてはこの限りではありません)。バミューダ金融庁が発行した規則に基づき、受託会社は、記載された事業上のリスクおよび管理している資産と同等の適切な範囲をカバーする保険を保有していることを証明しなければなりません。

(2)ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(ロンドン支店)(「保管会社」)

保管会社は、特に、本トラストの名義で保管口座を開設、維持しており、本トラストを代理する受託会社により随時預託され保管会社により受領される本トラストの資産を保有する責任を負っています。

- (3) BNYメロン・オルタナティブ・インベストメント・サービシズ・リミテッド(「登録機関」) BNYメロン・オルタナティブ・インベストメント・サービシズ・リミテッドは、アドミニストレーション契約に基づき、登録機関としての業務を行います。アドミニストレーション契約に基づき、登録機関は、本トラストの受益者の登録簿を維持します。
- (4)マン・インベストメンツ・アーゲー(「マーケティング・アドバイザー」) 受託会社と投資運用会社との間の投資運用契約に基づきマーケティング・アドバイザーとしての業務 を本トラストに提供します。
- (5) AHLパートナーズ・エルエルピー(「投資運用会社」、「紹介ブローカー」)

投資運用会社は、投資運用契約に基づき、AHLダイバーシファイド・プログラムを用いた本トラストの投資運用およびリスク管理を行います。投資運用契約では、投資運用会社は、本トラストおよび受託会社に対して、下記の業務を提供する旨、規定されています。

- ・AHLダイバーシファイド・プログラムを用いた本トラストの資産(そこから生じる利益を含む)の 配分および投資に関する管理および助言の提供。
- ・投資対象に関するリスク移転、配分および管理サービスの提供。特に、リスクの監視および投資アプローチ間の定期的な資産の再配分。投資運用会社は自己の単独の裁量により、本トラストの資産のリスク調整済み成長を改善するために、投資アプローチへ資金を配分したり、配分を中止することができます。
- ・債券ヘッジ、通貨為替ヘッジ、その他投資運用会社がその任命に基づいて提供するリスク管理サービスに適当と考える付随サービスの目的で、受託会社の代理として行為する投資運用会社が配分する資産の単数または複数のブローカー口座への投資に関する管理および助言の提供。
- ・本トラストの貸方勘定に保有されている資金の米国政府債(treasury bills)その他の有価証券への 投資、ならびに当該資金の他の通貨への/からの転換(かかる投資および転換がAHLダイバーシ ファイド・プログラムに付随する場合)。
- ・その他、投資運用会社と受託会社との間で書面で合意するその他のサービスの提供。

AHLパートナーズ・エルエルピーはまた、紹介ブローカーとしての業務を行い、本トラストに対し 適切なブローカーを推薦するとともに、当該ブローカーとの関係を積極的に監督し、最適なサービス水 準およびブローカーの適切な分散化を確保する責任を負っています。

(6) BNYメロン・ファンド・サービシズ(アイルランド)デジグネイテッド・アクティビティ・カン パニー(「アドミニストレーター」)

サービス・マネジメント契約に従い、サービス・マネージャーとしての管理会社は、アドミニストレーション契約に基づき、BNYメロン・ファンド・サービシズ(アイルランド)デジグネイテッド・アクティビティ・カンパニーを、純資産価額および1口当り純資産価額の算定を含む本トラストの日々のアドミニストレーション業務を行う責任を負った本トラストのアドミニストレーターおよび名義書き換え代理人として行為するよう任命しています。

(7) SMBC日興証券株式会社(「代行協会員」、「日本における販売会社」) 受益証券に関する代行協会員業務および日本における販売・買戻業務を行います。

3【資本関係】

- (1) ウィンチェスター・グローバル・トラスト・カンパニー・リミテッド(「受託会社」) 受託会社と管理会社の間に資本関係は存しません。
- (2)ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(ロンドン支店)(「保管会社」) 管理会社と保管会社の間に資本関係は存しません。
- (3) BNYメロン・オルタナティブ・インベストメント・サービシズ・リミテッド(「登録機関」) 管理会社と登録機関の間に資本関係は存しません。
- (4)マン・インベストメンツ・アーゲー(「マーケティング・アドバイザー」) マーケティング・アドバイザーは管理会社同様、マン・グループに間接的に全額出資されています が、管理会社とマーケティング・アドバイザーの間に資本関係は存しません。
- (5) AHLパートナーズ・エルエルピー(「投資運用会社」、「紹介ブローカー」) 投資運用会社は管理会社同様、マン・グループに間接的に全額出資されていますが、管理会社と投資 運用会社の間に資本関係は存しません。
- (6) BNYメロン・ファンド・サービシズ(アイルランド)デジグネイテッド・アクティビティ・カンパニー(「アドミニストレーター」) 管理会社とアドミニストレーターの間に資本関係は存しません。

マン・ファンド・マネジメント (ガーンジー) リミテッド(E15091)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

(7) SMBC日興証券株式会社(「代行協会員」、「日本における販売会社」) 管理会社との間に資本関係はありません。

第3【投資信託制度の概要】

1.バーミューダ諸島における投資信託制度の概要

2017年12月末日現在、管理型ファンドの数は6、クラスA免税ファンドは61、クラスB免税ファンドは38、免税ファンドは19、法人向けファンドは270およびスタンダード・ファンドの数は149です。これらのユニット・トラストおよびミューチュアル・ファンドの純資産の総額は、2017年12月31日現在で、およそ1,615.4億米ドルです。

バミューダ金融庁(以下「BMA」ということがあります。)により公表されたバミューダにおける投資信託の数および純資産総額の推移は、次のようになっています。

	2017年	2017年	2017年	2017年	2016年	2016年
	第 4	第 3	第 2	第 1	第 4	第 3
	四半期末	四半期末	四半期末	四半期末	四半期末	四半期末
	現在	現在	現在	現在	現在	現在
管理型ファンド	6	7	7	7	7	7
クラスA免税ファンド	61	41	41	41	41	36
クラスB免税ファンド	38	27	26	26	27	25
免税ファンド	19	54	58	61	66	78
法人向けファンド	270	278	277	272	282	280
スタンダード・ファンド	149	153	154	153	154	158
ファンド総数	543	560	563	560	577	584
純資産価額	1,615.4	1,625.0	1,528.8	1,350.3	1,371.5	1,393.4
『花見/生	億米ドル	億米ドル	億米ドル	億米ドル	億米ドル	億米ドル

	2007年	2008年	2009年	2010年	2010年	2011年	2013年	2013年	2014年	2015年	2016年
	12月	3月	6月	6月	9月	9月	9月	12月	9月	9月	9月
	末日現在										
ミューチュア ル・ファンド	881	883	712	661	656	613	529	478	457	434	405
そのサブ・ ファンド	-	-	206	172	157	-	-	-	-	-	-
アンブレラ・ ファンド	77	80	74	64	59	47	44	42	40	39	35
そのサブ・ ファンド	253	244	-	-	-	119	-	-	-	-	-
フィーダー・ ファンド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
分離アカウント 会社	77	78	84	79	78	68	62	72	65	70	73
分離アカウント	391	388	335	229	215	209	-	-	-	-	-
ミューチュア ル・ファンド合 計数	1,679	1,673	1,411	1,205	1,165	1,056	635	592	562	543	513
ユニット・ トラスト	106	106	67	39	43	39	58	57	52	50	43
アンブレラ・ トラスト	162	168	101	101	102	95	83	60	47	37	28
そのサブ・ トラスト	215	214	198	175	166	155	-	-	-	-	1
フィーダー・ トラスト	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ユニット・ トラスト合計数	483	488	366	315	311	289	141	117	99	87	71
総数	2,162	2,161	1,777	1,520	1,476	1,345	776	709	661	630	584

純資産総額	2,491.7	2,498.8	1,546.2	1,812.4	1,836.1	1,604.4	1,842.6	1,758.0	1,750.2	1,450.6	1,393.4	ĺ
	億米ドル	L										

(注)直近の時点のデータで数値が提示されていない個所がありますが、これは、統計値の収集と表示について最近にバミューダ金融庁が行った変更に関係しています。

2 バミューダ諸島における投資信託の形態

(1)概説

バミューダ諸島は、現在では十分に確立された投資信託の拠点になっています。かかる結果を達成することができた一因としては、投資信託を規制する責任を負う主要な機関たるBMAがバミューダ諸島内でファンドを設立しようとする者に対して、相当に高度な信用性を要求していることが挙げられます。バミューダ諸島で設定された多数の大型ファンドはロンドン証券取引所および香港証券取引所等の証券取引所で取引されています。加えて、多数のファンド、とりわけヨーロッパの投資家を対象とするファンドの発行する証券はダブリン証券取引所またはルクセンブルグ証券取引所に上場されています。

バミューダ諸島においては、投資信託を、さまざまな形態において、すなわち会社型ミューチュアル・ファンド(Mutual Fund Company)、ユニット・トラスト(Unit Trust)またはパートナーシップ(Partnership)として構築、設定することができます。投資信託の各形態の詳細については、下記「(2)バミューダ諸島における投資信託の各形態」の項に記載されています。1981年バミューダ会社法(その後の改正も含み、以下「1981年会社法」といいます。)は、とりわけ会社型ミューチュアル・ファンドの活用を可能とし、かつ促進することを意図する条項を含んでいます。1981年会社法中の募集に関する一定の条項はユニット・トラストの受益証券の募集にも適用されますが、パートナーシップは1981年会社法の当該条項の対象となっていません。

バミューダ諸島のファンドに係るサービス提供企業との協議により、バミューダ諸島の大蔵大臣(以下「大蔵大臣」といいます。)は2006年バミューダ投資ファンド法(以下「投資ファンド法」といいます。)を制定しました。投資ファンド法は、免除されていない限り、すべての投資ファンドにつき、スタンダード・ファンド(Standard Funds)、法人向けファンド(Institutional Funds)または管理型ファンド(Administerd Funds)のいずれかとして認可されることを要求しています。投資ファンド法の目的は投資家の利益を保護するという観点から、バミューダ諸島における投資ファンド(「投資ファンド」)の設立および運営に適用される標準および基準を確立する点にあります(詳細については、「2006年投資ファンド法」をご参照ください。)。

1972年為替管理法(および同法に基づき制定された規則)は、投資ファンドの受益証券または株式の発行および譲渡に対してBMAからの許認可が必要とされる限り、投資ファンドにも適用されます。かかる許認可は、BMAの明示の同意なしには目論見書、発起人(プロモーター)、カストディアンカストディアン等の変更を行ってはならないという条件を付して付与されます。

BMAは、1969年バミューダ金融庁法に基づき、バミューダ諸島内において、またはバミューダ諸島内から事業を行っている金融機関を監督、規制および検査する義務を負っています。かかる趣旨においては、投資ファンドは、BMAの監督および検査権限に従う金融組織です。投資ファンド法は、とりわけ投資ファンドに該当する金融機関を規制するという観点から制定されています。

BMAは、投資ファンドを監督、規制し、各投資ファンドに対して、当該投資ファンドが投資ファンド法、投資ファンドの規則および目論見書上の投資ファンドの規則を遵守していることを毎年確認するよう要求しています。

(2)バミューダ諸島における投資信託の各形態

(A) バミューダ諸島の会社

バミューダ諸島の会社の設立および運営を規定する主要な法律は1981年会社法です。

バミューダ法は、バミューダ人が支配権を有する法人(以下「内国法人」といいます。)とバ ミューダ人以外の者が支配権を有する法人(以下「免税会社」といいます。)を区別しています。内

国法人に限りバミューダ諸島内で事業を遂行し、取引を行うことが認められています。免税会社はバミューダ諸島の居住者になり、バミューダ諸島外の取引および活動につき、バミューダ諸島内から事業を遂行することができます。

1981年会社法上、公開会社と非公開会社の概念は、正式に区別されているわけではありません。但し、1981年会社法の一定の条項は、指定された証券取引所に株式が上場されている会社(以下「公開会社」といいます。)に排他的に適用される旨を明示しています。さらに、会社が、1981年会社法に定義される「一般公衆」に対して株式を発行する場合、目論見書に関する1981年会社法の条項が適用されます。

BMAはバミューダ諸島のすべての免税会社の設立を承認しなければなりません。また、あらゆる場合において、その実質的所有者の身分を開示しなければなりません。

バミューダ諸島の会社の基本定款および付属定款は一体として基本文書を構成します。バミューダ 大蔵省は、当該会社の基本定款の内容に関して直接的な監督権限を保持しており、基本定款は会社登 記官に提出されます。基本定款は公開の記録書類であり、会社登記官の事務所にて、公衆の閲覧に供 されます。

基本定款には、会社の授権株式資本を記載しなければなりません。法定最低資本額の制度はありません(保険会社を除きます。)。無額面株式および無記名株式は認められていません。

1981年会社法は、(i)株式の譲渡および死亡した株主の遺産管理人の登録、()会社秘書役の職務および()会社の構成員の総会における定足数を構成するために必要な構成員の人数に関する付属定款の規定を記載した付属定款の要約をバミューダ諸島の会社登記官に提出することを義務付けていますが、こうした情報は公衆の閲覧に供されません。その他は、バミューダ籍の会社の付属定款はバミューダ諸島の会社登記官に提出されることはなく、公衆の閲覧に供されることもありません。付属定款には、当該会社、株主および取締役間の権利、義務が記載されます。とりわけ、会社が異なる権利内容の種々のクラスの株式を発行している場合、各クラスの株式に付与されている権利を付属定款に記載することができます。

バミューダ諸島の会社はバミューダ諸島内に登記上の事務所を有さなければならず、その住所は会社登記官に登記されます。郵便の私書箱は登記上の事務所として使用することができません。会社の株主名簿および記録書類は、原則として、登記上の事務所に保管しなければなりません。

非公開の免税会社(つまり、免税会社でその株式が指定された証券取引所に上場されていない会社)は、バミューダ諸島の一定の居住要件を充足していなければなりません。すなわち、(a)バミューダ諸島の居住者である取締役が1名いること、(b)バミューダ諸島の居住者である秘書役(個人または法人)がいること、または(c)バミューダ諸島の居住者である代表者(個人または法人)がいること、という要件です。

会社は取締役および役員の氏名および住所を記載した名簿を作成し保持しなければなりません。取締役および役員の名簿は登記上の事務所に保管しなければならず、また公衆の閲覧に供さなければなりません。会社はまた、取締役の名簿を会社登記官に提出しなければならず、かかる取締役に変更がある場合、かかる変更後30日以内に会社登記官に通知しなければなりません。

バミューダ諸島の会社の役員は、その会社の取締役であることを要求されていません。バミューダ諸島の会社は会社秘書役を選任しなければなりません。秘書役は会社の記録書類を作成することが要求されています。

バミューダ諸島の会社は、事業活動に関して適切な会計帳簿を作成しなければなりません。かかる会計帳簿は、登記上の事務所または取締役が適切であると思料するその他の場所にて保管されます。また取締役は、常時、会計帳簿を閲覧に供さなければなりません。会計帳簿がバミューダ諸島外で保管されている場合には、会社は取締役が四半期毎に合理的な正確性をもって会社の財務状態を確認するのに十分な記録をバミューダ諸島内に保管しなければなりません。

バミューダ諸島の会社は、株主総会において会社の監査役を選任しなければなりません。但し、かかる要件は、全株主および全取締役が書面を以ってまたは株主総会において、監査役を設置しない旨合意することにより、放棄することができます。かかる放棄は、監査役を選任することになっていた年次株主総会にて行うことができます。

バミューダ諸島の会社の株主は、1名以上であれば足り、かつ株主は、第三者のためのノミニーとして株式を保有することができます。会社が保持する株主名簿には、株主の氏名および住所を記入することを要します。加えて、株主名簿には、株主が所有する株式数を、および全額払込まれていない株式に関しては株式に係る払込済のまたは払込が合意された金額を、記入しなければなりません。会社は、株主名簿を登記上の事務所または(適切な通知を提出することにより)バミューダ諸島内の他の住所にて保管しなければなりません。ミューチュアル・ファンドは公衆の閲覧に供される株主名簿を作成するという一般的要件を免除されています。

一定の場合、会社の設立後、ある者に対して株式を発行するためには、BMAの承認を必要とします。株式の発行手続および株式の発行価格は、会社の付属定款に定められます。券面額を下回る発行価格による株式発行は認められません。株式の発行により生じる超過額は、原則として「払込剰余金勘定」と称する法定勘定に貸記され、かかる勘定は、いずれかのクラスの株式の特別発行を含む会社の資本取引のために使用することができます。

付属定款に別段の定めがない限り、バミューダ諸島の会社の株式は、譲渡人および(通常の場合には)譲受人またはこれらの代理人が署名した標準的な譲渡証書により譲渡することができます。株式の発行に関して、譲受人はBMAにより承認を受けなければなりません。

バミューダ諸島の各免税会社は、1981年会社法の規定に従い、バミューダ大蔵大臣の監督に服します。バミューダ諸島の法令に違反した場合、当該会社は、会社の解散および取締役と役員に対する過料の賦課等の制裁を受けることがあります。大蔵大臣は、1981年会社法第132条に従い、会社の業務を検査し、大蔵大臣が命じる方法により報告を行う検査役を任命することができます。会社役員、代理人または従業員は、検査役に対して、検査のために検査役が要求する帳簿または書類を提出しなければなりません。会社の役員、代理人または従業員は、会社の業務検査に際して、(a)検査役が提出することを要求した帳簿もしくは書類の提出を拒絶し、または(b)会社の業務に関連する質問に対する回答を拒絶した場合、過料を課されることがあります。検査役は、いつでも大蔵大臣に報告することができ、また、検査の完全性に関して、大蔵大臣に報告し、かつ当該報告書の写しを当該会社に送付するものとします。

大蔵大臣が、当該報告書を調査により、会社またはその役員、代理人もしくは従業員が(a)1981年会社法の規定または同法に基づき付与された免許、許可または認可に違反する行為を、認識しつつまたは故意に行ったと判断した場合、大蔵大臣は、会社登記官に対して、当該会社の解散申立を最高裁判所に対して行うよう指示することができ、(b)また会社の株主または会社債権者の利益を損なう方法により業務を遂行したと判断した場合、大蔵大臣は、会社に対し、当該業務に関して必要とみなす措置を講じるように要求することができます。最高裁判所は、上記申立の審理により、会社またはその役員、代理人もしくは従業員が1981年会社法の規定に違反する行為を行ったものと認定した場合、(a)会社の解散命令を発し、(b)会社に対し2,000バミューダ・ドルの過料を課し、または(c)当該違反を認識しつつまたは故意に承認または許可した会社の役員、代理人または従業員に対し、同額の過料を課すことができます。

(B) バミューダ諸島の免税パートナーシップ

バミューダ諸島のパートナーシップの設立および運営を規定する主要な法律は、(1)1902年パートナーシップ法(その後の改正を含み、以下「パートナーシップ法」といいます。)(2)1883年リミテッド・パートナーシップ法(その後の改正を含み、以下「リミテッド・パートナーシップ法」と

いいます。)および(3)1992年免税パートナーシップ法(その後の改正を含み、以下「免税パートナーシップ法」といいます。)であります。

免税またはリミテッド・パートナーシップは、独立した法人格の取得を決定することができます。かかる決定のない場合、パートナーシップは、法人格を有する法人には当たらず、パートナー間の契約関係にすぎません。ただし、独立した法人格の取得を決定しない場合であっても、バミューダ法の下で、パートナーシップは、実質的には事業体として機能することができます。裁判所規則において、パートナーシップは、パートナーシップの名義にて訴え、または訴えられることが認められています。パートナーシップ法第5条および第6条ならびに代理に関する法律に基づき、パートナーシップは、パートナーシップの名義にて業務を遂行する権限を付与されています。

バミューダ諸島のパートナーシップに関する法律は、英国法の原則を継受しています。パートナーシップ法は、本質的に、パートナーシップに関するコモン・ローを法制化したものでありますが、現行の衡平法およびコモン・ローについても、パートナーシップ法の明示の規定に反しない限り、引続き効力を有する旨規定しています。パートナーシップ法は、一般に、パートナーシップの性質、パートナーと取引の相手方との関係およびパートナー相互間の関係を規律しています。

パートナーシップの運営はパートナーシップ契約に定められます。但し、当該契約が或る事項に関して規定していない場合には、パートナーシップ法が適用されることがあります。パートナーシップ 契約は(免税リミテッド・パートナーシップ証書に関する情報を除き)非公開とします。

バミューダ法の下では、2種類のパートナーシップの設立が可能です。1つは、すべてのパートナーがパートナーシップの債務および義務に関して無限責任を負担するもの(以下「ジェネラル・パートナーシップ」といいます。)であり、他は、リミテッド・パートナーシップ法に基づき設立されるパートナーシップで、パートナーのうちの或る者が有限責任しか負担しないもの(以下「リミテッド・パートナーシップ」といいます。)です。いずれの種類のパートナーシップも、免税パートナーシップとすることができます。

免税パートナーシップは、免税パートナーシップ法において「免税パートナーシップに係る証書が 免税パートナーシップ法の規定に従い登録済であり、そのパートナーのうちの1名または複数の者が バミューダ人としての地位を有していないパートナーシップ」として定義されています。

免税リミテッド・パートナーシップについては、免税パートナーシップ法では、リミテッド・パートナーシップ法に基づくリミテッド・パートナーの有限責任が確保されており、かつ行うべき一切の行為および負担すべき一切の罰金はジェネラル・パートナーの責任に帰する旨定められています。

免税パートナーシップは、バミューダ諸島の居住者になり、バミューダ諸島外に及ぶ取引および活動に関連して、バミューダ諸島内から業務を遂行することができます。

免税パートナーシップを設立する許可を取得するためには、免税パートナーシップとしてのパートナーシップの登録を求めるパートナーが2012年法人サービス・プロバイダー事業法に基づき発行された無期限の認可を保有する法人サービス・プロバイダーの業務に従事している場合を除き、バミューダ金融庁に申請しなければなりません。

バミューダ金融庁の承認を取得した場合(適用ある場合)、免税パートナーシップとして登録するために、会社登記官に対し、(適用ある場合、バミューダ金融庁の承認書の写しを付して)署名済みの免税パートナーシップ証書の写しを送付しなければなりません。免税パートナーシップ証書は公開の記録書類となります。但し、パートナーシップ契約は公開されません。

リミテッド・パートナーシップの場合には、登録のために、会社登記官に対して、リミテッド・パートナーシップ証書(免税パートナーシップ証書に記載される情報の大部分が含まれています。) を送付しなければなりません。リミテッド・パートナーシップ証書が登録されない限り、リミテッド・パートナーシップは、「設立」されたとはみなされません。リミテッド・パートナーシップ証書もまた公開の記録書類です。

免税パートナーシップの名称を変更するには、会社登記官から承認を取得することが必要とされます。ジェネラル・パートナー(リミテッド・パートナーは対象とされません。)を変更するには、それが当該ジェネラル・パートナーの関係者への変更であるか、または免税パートナーシップが2012年法人サービス・プロバイダー事業法に基づき発行された無期限の認可を保有する法人サービス・プロバイダーの業務に従事している場合を除き、会社登記官から承認を取得することが必要とされます。

(適用ある場合において)承認が付与されたときには、免税パートナーシップの名称の変更、ジェネラル・パートナーの変更、居住者である代表者の変更、居住者である代表者の住所の変更、または免税パートナーシップの登録事務所の所在地の変更に関し、免税パートナーシップの変更証書を会社登記官に届け出なければなりません。

各パートナーシップは登記上の事務所(私書箱を住所とすることは認められません。)を保持し、バミューダ諸島の「居住者たる代表者」を任命しなければなりません。パートナーシップが免税パートナーシップ法の基本的な条項を遵守していない場合、居住者たる代表者は、その旨を大蔵大臣に通知しなければなりません。ジェネラル・パートナーとして行為するために設立された免税会社を居住者たる代表者とすることも認められています。

免税パートナーシップは、パートナーシップ契約に定める期間に関し、一般に妥当と認められた会計原則に従って作成された監査済財務書類を保持することを要求されています。但し、パートナーがパートナーシップ契約に別段の定めを設けている限り、かかる規定を放棄することができます。

免税パートナーシップの解散に基づく清算の開始後30日以内に、抹消証書を会社登記官に届け出なければなりません。

上記の情報に加えて、とりわけ以下の条項がリミテッド・パートナーシップに適用されます。リミテッド・パートナーは、一定の要件を充足することを条件として、パートナーシップに出資することに同意した金額を超えてパートナーシップの債務について責任を負うことはありません。リミテッド・パートナーシップのジェネラル・パートナーまたはパートナーは、ジェネラル・パートナーシップのパートナーと同一の責任を有します。リミテッド・パートナーシップの業務に関するすべての訴訟は原則として、ジェネラル・パートナーに対してのみ訴えが提起されます。リミテッド・パートナーシップは、少なくとも1名のジェネラル・パートナーを有していなければなりません。リミテッド・パートナーシップにおいては、原則として、ジェネラル・パートナーまたはパートナーのみがパートナーシップの経営に関与し、業務を遂行することができます。リミテッド・パートナーがパートナーシップの経営に関与する場合、当該パートナーは有限責任を享受する利益を失うことになります

各リミテッド・パートナーシップは、バミューダ諸島内の事務所にて、パートナーのみの閲覧に供 されるリミテッド・パートナーの名簿を保管しなければなりません。

リミテッド・パートナーシップの登録は、パートナーシップの解散およびこれに基づく清算により、またはリミテッド・パートナーが存在しなくなった場合には抹消することが要求されます。抹消証書には、パートナーシップの名称、登録日、解散日および抹消の効力発生日を記載します。かかる証書は会社登記官にて登録されなければなりません。

(C)免税ユニット・トラスト

ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの投資が会社の株式に対する投資に比べて受入れ易く、または魅力的であるとする地域では、投資家のために(免税会社よりも)ー層活用されています。ユニット・トラストは、受託者が信託証書に従い受益者の利益のために、信託ファンドに関する信託を宣言することにより設立されます。投資家が受託者に対し資金を提供し、原則として受託者がカストディアンとして当該資金を保管し、当該資金は投資家(つまり受益者)の利益のために投資運用会社により運用されます。各受益者は、信託財産に対し割合的な持分を有します。

信託は、本来的には、英国の衡平法上の裁判所により展開されてきた法的概念ですが、現在ではある程度、制定法により規定されています。バミューダ諸島の信託法は、英国の信託法を基礎にしているものの、特定の分野ではバミューダの制定法により補強されています。英国のコモン・ローは、バミューダ諸島では高度に説得的な権威を有しています。

信託は、原則として証書(つまり「信託証書」)により設定される法律関係であり、これにより或る者(以下「信託委託者」といいます。)が受託者に対し、財産(以下「信託財産」といいます。)を交付し、受託者は、特定の者(以下「受益者」といいます。)の利益のために、信託財産に対する所有権を保有します。信託契約の中には、「保護機関(プロテクター)」が含まれることがあります。

信託の特徴は、1989年信託法(以下「1989年信託法」といいます。)第2条(2)(特定条項) に、以下のように記載されています。

- (a)信託財産は、受託者の固有の財産とは分離された信託財産を構成する(そのため受託者の固有財産に対する債権者は自己の債権に関して、信託財産にかかって行くことはできません。)。
- (b)信託財産に対する所有権は、受託者の名義または受託者を代理するノミニーの名義にて保持されます。
- (c)受託者は、法律により課される忠実義務に従い、受益者の利益のために信託の条項に基づいて、信託財産を管理し、処分する権限を有し、義務を負います。

受託者とは、信託財産の所有権を有し、受益者の利益のために信託を管理する義務を負う者です。信託財産を構成する財産は、不動産または動産(例えば、現金、証券、土地、個人的財産その他の有形または無形資産)のいずれであっても構いません。かかる財産は信託の対象となりうるためには特定可能でなければなりません。受託者は、受益者に対し忠実義務を負っており、法律により課された厳格な義務を履行することが要求されています。最も重要な義務には、以下のものが含まれています。

- () 信託の条項に従い受益者の最善の利益のために、信義に従い誠実に行動すること。
- () 受託者の固有の財産および受託されているその他の財産から分離して信託財産を管理、維持 すること。
- () すべての受益者が成年であり、かつ信託証書の条項に反する受託者の行為にその全員が同意 する場合、および裁判所が信託証書の条項の変更を認可する場合を除き、信託証書の条項を 遵守すること。
- () 受益者間では、不平等な取扱いをしないこと。とりわけ、ある受益者に対し当期利益に対する分配を行い、他の受益者に対し将来の持分を付与する場合には、かかる義務は受益者の公正な持分割合に応じて履行されます。
- ()信託証書に矛盾する明示的な定めがない限り、信託財産を保全し、不要な資産を売却すること。
- ()信託の管理および信託財産の投資に当たり、合理的な注意、能力および配慮を尽くすこと。 無償の受託者は、自己の固有財産の管理に際して尽くされる一般人の誠実義務、忠実義務および注意義務と同程度の忠実義務および注意義務を信託の管理に際して尽くすことで足ります。高度の水準の忠実義務および知識は(信託証書に別段の記載がない限り)有償の専門的な受託者に対し期待されています。
- ()信託証書により適切に授権されている場合を除き、第三者または共同受託者に対し、義務ま たは権限を委任しないこと。
- ()信託証書に基づき別段の明示的な授権を受けていない限り、全員一致により行動すること。 そのため、投資およびすべての信託財産は、共同名義により、またはすべての受託者の指図 に従い保管されなければなりません。
- () 信託証書により報酬が承認されていない限り、無報酬にて行動すること。

- ()自己の利益のために、信託財産から利益を得、または信託財産を買取らないこと。受託者 は、受託者としての資格に基づいて受領した利益その他の利得に関する事項を、受益者に説 明しなければなりません。信託証書により授権されていない限り、公正な対価が支払われた かどうかにかかわらず、受託者による信託財産の買取りは受益者により無効とされることが あります。
- ()会計帳簿を管理し、受益者より請求があった場合には、かかる会計帳簿を合理的時間内に 受益者に提供すること。

受託者は、法律上、すべての信託財産および信託業務の適切な記録書類および会計帳簿を作成し 保管することを要求されています。

バミューダ諸島における信託を規定する主要な法律は、1975年受託者法(本質的には、1925年英国受託者法を基礎としています。以下「受託者法」といいます。)、1989年信託法、1989年永続積立法、2001年信託(信託事業規則)法(以下「信託事業法」といいます。)および2009年永続積立法です。

とりわけ、英国受託者法は、バミューダ諸島の信託の受託者に対して一定の権限を付与し、信託 の設立および運営のための法的根拠を導入し、かつ信託証書に織込まれる管理規則の標準項目を定 めています。

信託事業法には、バミューダ諸島内で信託業務を遂行するための免許が付与されるべき信託会社の規制上の枠組みが定められています。

永続型信託財産の付与および外部に対する当該付与を禁止する英国のコモン・ローの原則は、バミューダ諸島においては、()2009年8月1日より前に効力を生じた金融商品および()バミューダの土地に係る信託財産に関する場合のみ、1989年永続積立法および2009年永続積立法(以下「永続積立法」といいます。)により変更され、適用されています。永続積立法は、永久拘束禁止原則の適用を近代化して、簡潔にすることで、コモン・ローの原則に基づき無効とされたはずの一定の信託の有効性を確保しています。永続積立法では、信託期間として100年間を超えない確定期間を選択できる旨が規定されています。永続積立法では、信託に基づく利益の積立を永続的な期間(すなわち、100年間またはこれにコモン・ロー上の永続期間(21年間)を加算した期間)継続することができる旨が定められています。2009年永続積立法に基づき、2009年8月1日以降に創出された金融商品は、永久拘束禁止原則には服しません(ただし、バミューダの土地に関連する場合を除きます)。バミューダの最高裁判所は、2009年永続積立法に基づき、2009年8月1日より前に創出された金融商品に関して(それがバミューダの土地である財産に関連する限りにおいてその場合を除き)、永久拘束禁止原則の不適用の申請に関する命令を与えることができます。

免税信託の受託者は、受託者、受益者および信託財産が2035年3月31日まで課税されない旨の約定(undertaking)を取得することができます。

(3)2006年投資ファンド法(投資ファンド法)

規則

バミューダの投資ファンドのサービス提供会社との協議の上、投資ファンド法は2007年3月7日に施行されました。投資ファンド法により、1998年BMA(集団投資ファンドスキーム分類)規則(「BMA規制」)は廃止されています。投資ファンド法は、随時改正されています。投資ファンド法の目的は、投資家の利益保護という観点に立った、バミューダにおける投資ファンドの設立および運営に適用される規範および基準を確立することです。投資ファンド法は、認可の取得を免除される場合を除き、投資ファンド法が適用されるすべての投資ファンドによる認可の取得を要求しています。認可を受けた投資ファンドは、(1)法人向けファンド(Institutional funds)、(2)管理型ファンド(Administered funds)および(3)スタンダード・ファンド(Standard funds)のいずれかに該当します。それぞれのファンドの形態の詳細は、以下のとおりです。

法人向けファンド

投資ファンドは、下記の(a)ないし(d)の要件を全て満たす場合、法人向けファンドとして認可されます。

(a) 基本文書および目論見書に基づき

適格投資家のみが取得することができるか、又は

各投資家につき、投資ファンドへの最低投資金額を100,000米ドルとすること。

(b)投資ファンドが、投資ファンドの会計帳簿および記録書類を入手できるバミューダ諸島に居住する役員、受託者または代表者を有すること。

以下に該当する投資家を「適格投資家」といいます。

- ()個人的な収入が、当該年の前年、前々年の2年間、それぞれ、200,000米ドルを超えるか、その配偶者との合算収入が、かかる2年間の各年、300,000米ドルを超える場合で、投資を行う当該年においても、同様の水準の収入が合理的に見込まれる個人。
- ()投資を行う当該年において、その純資産または配偶者と合算した純資産が100万米ドルを上回る 個人(以下「高額資産投資家」といいます。)。
- ()金融および事業に関係する事項について知識や経験があり、投資により見込まれるメリットやリスクを正しく評価できる個人。
- ()資産総額が、500万米ドル以上の企業体、非法人団体、パートナーシップまたは信託(かかる事業体が当該資産を単独で保有しているか、または、当該事業体がその一部を保有しまた当該事業体がメンバーであるグループの1または複数のメンバーが部分的に保有しているかを問いません。)。
- () そのすべての株主、構成員または受益者が上記の分類に当てはまるもの。

管理型ファンド

投資ファンドは、その事務管理会社が投資ファンド法に基づき認可されている場合で、下記の(a) 又は(b)のいずれかの要件を充足する場合、管理型ファンドとして認可されます。

- (a)基本文書および目論見書に基づき、投資家に対して、投資ファンドへの最低投資金額を50,000米 ドルとしている場合、又は
- (b) かかる目的のために、BMAが認める証券取引所に上場している場合。

スタンダード・ファンド

その他の分類に当てはまらない場合、投資ファンドは、スタンダード・ファンドとして認可されます。

大蔵大臣は、どの投資ファンドの分類についても、現在の要件を変更する権限を有し、投資ファンド の追加分類を設定できます。

特定法域ファンド - 日本ファンド

2011年12月18日、バミューダにおける投資ファンドの組成およびオペレーションに関する規制上の枠組みを定めた立法である2006年バミューダ投資ファンド法(以下「投資ファンド法」といいます。)が改正され、「特定法域ファンド」として知られる新しいクラスの投資ファンドが創設されました。この新しいクラスは、バミューダ事業開発観光省がBMAおよびファンド業界と協力して、バミューダ籍ファンドの証券を売り込む外国金融市場における規制要件を具体的に認識しかつ補完する命令を開発し、発令することを許容しました。こうした協力的なアプローチにより、バミューダ籍のファンドを扱う外国のプロモーター、販売者およびスポンサーは、その商品を、対象市場における規制要件に高度に効果的な方式で適合させることができるようになりました。

2012年6月8日、バミューダ事業開発観光省は、BMAの助言に基づき、改正後の投資ファンド法に基づく最初の命令となる、日本のリテール市場を対象とする命令を発令しました。この命令は、「2012年投資ファンド(特定法域ファンド)(日本)命令」(以下「ジャパン・オーダー」といいます。)と名付けられ、BMAが制定した「投資ファンド(特定法域ファンド)日本ルール2012年」(以下「ジャ

パン・ルール」といいます。)と併せ、ジャパン・オーダーに基づいて設立されるバミューダ籍ファンドが日本の一般公衆向けに販売されることを可能とするよう設計されています(かようなファンドを「ジャパン・ファンド」といいます。)。バミューダ投資ファンド(とりわけバミューダ・ユニット・トラスト)は、長年、日本での募集に適格とされてきました。ただし、現行の日本証券業協会(以下「JSDA」といいます。)の外国証券の取引に関する規則(以下「JSDA規則」といいます。)第15条に基づき、日本の協会員は、外国投資信託証券について「法令が整備されて」おり、かつ外国投資信託証券に係る開示について「法令等が整備されている」国または地域の法令に基づき設立された外国投資信託証券のみ、顧客(JSDA規則で定義される適格機関投資家を除きます。)に対し、勧誘を行うことができます。

申請手続

ファンドの認可の申請は、BMAのERICA(電子的規制情報コンプライアンス申請)サイトを通じてオンラインで行われます。

業務運営者が関連する認可申請の提出に先立ってファンドを設立または組織することを望む場合には、BMAは、プロモーターになる予定の者の精査を含む標準的な設立関連デュー・ディリジェンス手続きを直ちに開始します。さらに、認可または免除についての最終決定権を毀損せずに設立/組織について早い決定をします。設立が承認された場合、プロモーターは、必要な銀行口座を開設するなど、ファンドが営業を開始するために至急準備をする地位に就き、設立に通常伴うその他の手続きをとります。しかし、ファンドは認可または免除を得るまで営業を開始できません。

認可申請は下記を伴わなければなりません。

- (a) 会社名およびファンドの各サービス提供会社の登記上の事務所または本店の確認書、
- (b)認可のための要件をファンドが遵守している、または認可された際には遵守することを確認する 業務運営者の署名した証明書、
- (c) B M A が合理的に要求する情報、および
- (d)申請料。
 - BMAは、ファンドが適切な分類で認可されるための申請を認めることができます。
 - BMAに対する投資ファンドの認可申請は、手続きに通常、約10営業日を要します。

認可要件

適切な分類で認可を取得するために、

- (a) ファンドは、監査済みの年次財務書類を作成しなければなりません。ただし、BMAは、適切であると考える場合、特定の年度についてファンドの財務書類は監査を受けなければならないという要件を適用しないことがあります。
- (b)ファンドは、投資運用会社、監査人および管理事務代行会社を任命しなければならず、または、 認可を受ける段階でこれらの者を任命します。
- (c)ファンドの財産は、バミューダにおいて認可を取得しているか、またはバミューダ以外の地域で設立されている場合はこれに相当する規制監督に服しているカストディアンに委託しなければなりません。BMAは、異なる取決めによりファンドの財産の安全な保管体制が整っていると判断する場合は、当該要件の免除を認めています。かかる免除は、フィーダー・ファンドおよびファンド・オブ・ファンズにおいて、関連するマスター・ファンドにのみ投資が行われ、かかるマスター・ファンドがカストディアンまたは承認されたプライム・ブローカーを任命している場合に認められ、ファンド・オブ・ファンズの場合は保有資産が主に銀行預金および投資先ファンドの登録済み株式で構成されていることを条件とします。免除は、主としてインフラストラクチャー資産に投資されるファンドの場合にも、認められることがあります。
- (d)カストディアンはまた、業務運営者(投資ファンド法では、ユニット・トラストに関しては受託者、リミテッド・パートナーシップに関してはゼネラル・パートナー、および会社型ミューチュアル・ファンドの場合は会社と定義されています。)から独立していなければならず、さらに

- (1)会社型ミューチュアル・ファンドの場合は、取締役、
- (2)パートナーシップの場合は、パートナー

から独立していることが義務付けられています。

BMAは、かかる措置が適切であると考える場合、ファンドの業務運営者から申請を受けた場合、カストディアンは、業務運営者、ミューチュアル・ファンドの取締役、またはパートナーシップのパートナーから独立していなければならないという要件を、適用しないことがあります。

- (e)業務運営者およびサービス提供会社となる予定の者は、かかる行為を行う者として適切かつ適正 な者でなければならず、経験および知識の双方において、ファンドの目的に適していなければな りません。
- (f)ファンドは、2007年ファンド規則(以下「ファンド規則」といいます。)および、適用ある場合、2007年ファンド目論見書規則(以下「ファンド目論見書規則」といいます。)の要件を遵守しなければなりません。

認可を取得しているファンドはすべて、登録機関を任命しなければならず、かかる者がバミューダに おいて参加者名簿を保管することを要求されています。

ファンド規則 (Fund Rules)

ファンド規則は、スタンダード・ファンドに分類された認可投資ファンドにのみ適用され、当該ファンドのカストディアンはBMAによる認可が必要です。ただし、投資ファンドの管理事務代行会社が、バミューダ諸島でファンドの管理事務代行業を行っている場合を除きます。

かかる規則は、参加者または参加者になろうとする者の閲覧のために投資ファンドの基本文書の写しを供するように要求しており、監査済財務書類を含む財務報告書の作成を義務付けています。かかる財務書類は、一般に認められた会計原則に基づき作成され、一般に認められた監査基準に基づき監査されなければなりません。

ファンド目論見書規則(Fund Prospectus Rules)

ファンド目論見書規則は、すべての認可投資ファンドに適用され、以下を含む、特定事項を目論見書で開示することを義務付けています。

- (a) 取締役、役員、および主要なサービス提供会社の名称、住所、およびその他の事項。
- (b)投資目的および投資制限ならびに借入権限。
- (c)分離勘定の運営に関連する潜在的なリスクを含む重大なリスク(該当する場合)。
- (d) 受益証券に付随する主要な権限と制限。
- (e) 発行価格および買戻価格の決定の基準、ファンド資産の評価の基準および頻度に関する記載。
- (f)潜在的な利益相反の記載。
- (g)会計年度終了日、参加者に配布される財務報告書の通知および頻度。

目論見書には、特定の免責条項、および投資家が投資ファンドへの投資メリットを判断するために合理的に請求するであろうその他の重要な情報を記載しなければなりません。

BMAは、かかる規則を遵守することが、必要以上に負担である、または、これにより規則が制定された目的を達成できないと判断する場合、特定の投資ファンドについて、ファンド規則またはファンド目論見書規則を変更または放棄する権限を有します。BMAが、かかる規則が保護すべき利益に過度のリスクを生じるとみなす場合には、放棄または変更は行われなません。

BMAは、通常、マスター・ファンドに対して、ファンド目論見書規則による目論見書発行の要件の 免除を承認します。ただし、マスター・ファンドの投資者が同様の構造を持つフィーダー・ファンドで あり、それぞれのフィーダー・ファンドが目論見書を作成し、発行している場合に限ります。

会社法上の目論見書要件

ミューチュアル・ファンド(または、ユニット・トラストのバミューダ諸島の管理会社もしくは受託者)による一般への株式募集は、免税会社の一般への株式募集と同様に、1981年会社法の目論見書規定

に従います。しかしながら、(a)株式が指定された証券取引所に上場されているか、または株式の当該取引所への上場申請が行われており、当該指定された証券取引所の規則が、当該時点もしくは当該状況において目論見書の公表および提出を会社に要求していない場合、(b)会社が規制当局の規則および規制に従っており、当該規則および規制が当該時点もしくは当該状況において会社に目論見書の公表および提出を要求していない場合(ただし、当局の管轄区域外に居住する者に対してのみ募集が行われていることを理由として目論見書の公表および提出が免除されている場合を除きます。)、または(c)指定された証券取引所もしくは規制当局が、株式の公募に関連した目論見書もしくはその他の書類を受領もしくは承認している場合、1981年会社法に基づく目論見書の公表および提出は必要とされません。1981年会社法の目論見書規定は、パートナーシップには適用されません。下記「1981年会社法による目論見書の要件」をご参照ください。

設立文書

投資ファンドの設立文書は、その事業の規制および運用について規定しています。一般に、投資ファンド法は、設立文書で、(a)受益証券に付随する権限および制限、(b)資産および負債の評価条件、(c)受益証券1口当り純資産価額および受益証券の発行価格および買戻価格の計算方法、(d) 受益証券の発行、譲渡、転換(適用あれば)および買戻条項、(e)投資制限および借入制限(もしあれば)について規定するよう要求しています。

規則対象外ファンド

私募ファンド

私募ファンドとして登録されている投資ファンドは、投資ファンド法に基づく承認ファンドとしての認可を必要としません。投資ファンドへの投資者数が20名以下で、投資ファンドが通常一般への募集を行わない場合に、私募ファンドとなります。

私募ファンドの業務運営者は、BMAに対し、同投資ファンドが私募ファンドとしての登録適格性を有していることを証明する申請を行わなければなりません。私募ファンドは、BMAに認可され規制を受ける国内のサービス・プロバイダーを任命し、かつファンド資産の安全な保管を確保することに関し保管銀行を任命しなければなりません。BMAは投資ファンドによる申請に対し、特定の状況において保管銀行の任命要求を放棄することができます。私募ファンドとしての登録申請を提出する場合、投資ファンドの業務運営者は、BMAに対し、(a)投資ファンドの関連情報、(b)募集書類の写し、(c)サービス・プロバイダーの詳細、および(d)登録手数料も提供しなければなりません。

一旦登録されると、私募ファンドの業務運営者は、投資ファンドが登録に係る適格基準および要件を充足していることをBMAが規定した様式によりBMAに証明しなければならず、継続的にそうしたものを充足し続けることとなります。当該証明書を提出する時点で、私募ファンドの業務運営者は、(a)投資ファンドおよびその原資産の純資産価額に関する情報、(b)ファンドの管理口座または監査済財務書類の写しおよび(c)直近年度(報告期間または会計期間)中に発生した重大な変更に関する情報、もまたBMAに提出しなければなりません。

専門家ファンド

投資ファンドは、一定の基準を充足した場合、専門家クラスAファンドまたは専門家クラスBファンドとして投資ファンド法に基づき登録されることをBMAに申請することができます。専門家クラスAファンドまたは専門家クラスBファンドとして登録されている投資ファンドは、投資ファンド法に基づく認可投資ファンドとして登録される必要はありません。

以下の場合、ファンドは、専門家クラスBファンドとして登録される適格性を有します。

- (a)「適格投資家」のみに公開されている場合、(上記「法人向けファンド」に定義されます。)
- (b)投資運用者、監査人、事務管理代行人、登録人、保管人または主要ブローカーで、バミューダ金融庁の見解として、各々の職務を遂行するに適切かつ適格である者を任命している場合、

- (c)スキームの会計帳簿および記録書類を入手できるバミューダ諸島に居住する役員、受託者または 代表者を有する場合、かつ
- (d)ファンドの財務書類が、国際財務報告基準、バミューダ、カナダ、英国もしくは米国において一般に公正妥当と認められた会計原則、またはバミューダ金融庁が承認するその他の一般に公正妥当と認められた会計原則に従い作成されている場合。

専門家クラスAファンドとして登録するためには、上記の各基準を充足していることに加え、当該ファンドは2003年バミューダ投資事業法に基づいて認可された投資運用者、BMAに承認された海外規制当局により認可もしくは規制された投資運用者、または(グループのその他のメンバーと併せて)1億米ドル以上の運用資産総額を有する投資運用者を任命しなければなりません。専門家クラスBファンドは投資運用者に関連して、このような要件には服さず、上記の要件の何れかの放棄をBMAに申請することができ、BMAは投資ファンドへの投資家の利益が保護されるために適切な措置が取られている場合には当該放棄を付与することができます。BMAはまた、安全保管義務を維持する代替的措置が取られている場合、専門家クラスAファンドによる申請に対し、保管銀行の任命義務を放棄することができます。

専門家クラスAファンドまたは専門家クラスBファンドとして登録する場合、要件を満たす投資ファンドは、適切な情報を記載し、投資ファンドの目論見書および規定の手数料を添えた申請書をBMAに提出しなければなりません。登録されると、当該投資ファンドは、専門家クラスAファンドまたは専門家クラスBファンド(場合により)としての登録要件を継続して満たしており、今後も満たし続けることを記載した証明書を毎年提出しなければなりません。当該証明書を提出する場合、当該投資ファンドの業務運営者は、BMAに(a)投資ファンドの目論見書に対する重大な変更を記載した書面、(b)前年度に関する監査済財務書類の写し、および当該投資ファンドが専門家クラスBファンドである場合には、(c)その取締役およびサービス・プロバイダーに対し行われた変更日程、も提出しなければなりません。

かかる投資ファンドは、特別に、BMAにより登録され、認可申請することができます。

投資ファンドが私募ファンド、専門家クラスAファンドまたは専門家クラスBファンドとして登録されている場合、投資ファンド法に基づき認可された投資ファンドとしての規制は受けませんが、投資ファンド法に基づく私募ファンド、専門家クラスAファンドまたは専門家クラスBファンド(場合により)に関連する要件がなお満たされていなければならず、また会社法の要件は、バミューダ諸島におけるすべての会社に妥当するため、またパートナーシップ法令は、バミューダ諸島のすべてのパートナーシップに妥当するため、それぞれ満たされていなければなりません。さらに、BMAは、予定される投資ファンドの最終的な実質所有者または業務運営者が、健全な状態にあるかどうかを精査し、当該ファンドに適用される規則を作成し、当該投資ファンドおよびその関連要件の遵守の監視を行います。

クローズド・エンド型投資ファンド

クローズド・エンド型ファンドの投資家は、保有する受益証券の買戻しを請求する権限がなく、一般 的には、事前に決定された投資期間の終了時に純資産価額で償還されます。

会社型のクローズド・エンド型ファンドは、会社法に基づき、投資持株会社として登録されることにより、設立されます。当該会社は、一般に、会社自身が(株主ではなく)、特定の状況において株式の償還または購入を実施できる権限を有するものとして設立されています。かかる権限は、投資家の適格規制を確実に遵守するため、また、適切な時期に投資家に資本を返還するために用いられます。かかる会社、および事実上同様の構造を持ったユニット・トラストおよびパートナーシップも、投資ファンド法に定める「投資ファンド」の定義に該当しないため、通常、投資ファンド法の規定には服しません。

クローズド・エンド型投資ファンドの管理会社は、一般に、投資ファンドについてその概要を前述した投資経験、財務上の健全性、および目論見書開示に関する同様の規則を遵守しなければなりません。 クローズド・エンド型投資ファンドのその他のサービス提供会社の身元も、BMAに対して開示しなけ

マン・ファンド・マネジメント (ガーンジー) リミテッド(E15091)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

ればなりません。ただし、サービス提供会社は BMAの認可を要しないため、かかる開示は、 BMAが 参照するに留まります。

クローズド・エンド型投資会社による一般への株式募集は、免税会社の一般への株式募集計画と同様に、会社法の目論見書規定に従わなければなりません。(下記「1981年会社法による目論見書の要件」をご参照ください。)

現行規定

投資家への報告書

投資ファンドは、監査済財務書類の写しを含む、投資家への財務報告書の作成、配布の規定を設けなければなりません。財務書類は、一般に認められた会計原則に基づき作成され、一般に認められた監査 基準に基づき監査されなければならず、いずれかは、バミューダ国外の法域のものとすることができます。

BMAへの報告書

投資ファンド法は、BMAが合理的に要求する投資ファンドの投資活動についての報告書を、BMAに対して提出するよう、ファンドの業務運営者に要請する権限を付与しています。スタンダード・ファンドは、月次ベースで、その運用について、BMAに報告しなければなりません。かかる報告は、投資ファンドの1株または1口当たり価格、純資産価額および同月の販売および買戻し金額を含めなければなりません。報告は、月末から20営業日以内に実施しなければなりません。通常、投資ファンドの管理事務代行会社が、かかる報告を取扱っています。法人向けファンドおよび管理型ファンドは、スタンダード・ファンドと同じ基準で報告しなければなりません。唯一の違いは、報告の頻度であり、かかる投資ファンドは、各暦四半期の終了から20営業日以内に報告するものとします。

投資ファンドは、BMAに対し、会計年度終了後6ヶ月以内に、投資ファンドがバミューダ投資ファンド法、投資ファンド規則および投資ファンドの目論見書の規則を遵守していることを確認する書面を提出しなければなりません。

投資ファンドのサービス提供会社は、BMAに対して、特定事項について報告しなければなりません。サービス提供会社が、実質的に投資ファンドの資産がその目論見書に従って投資されていないこと、または、投資ファンドの一般的な管理運営が、実質的に、その設立書類の規定に従って行われていないことを知得するに至った場合、当該サービス提供会社は、かかる事実の発生後、14日以内にBMAに通知しなければならず、その業務運営者に対して、かかる事実について、書面により報告しなければなりません。

BMAへの通知およびBMAの承認

認可投資ファンドの業務運営者は、BMAに対して、下記の各場合には、事前に書面による通知を行ない、承認を得なければなりません。

ファンドの目論見書の重大な変更。

サービス提供会社の変更。

会社の取締役の変更の申し出についても、BMAに対して、通知しなければなりませんが、BMAの 事前の承認は要求されません。

スタンダード・ファンドだけが、() ユニット・トラストの受託者の変更、() リミテッド・パートナーシップのジェネラル・パートナーの変更、() 1 または 2 つの会社の再建、合併のため、投資ファンドの解散の申し出に関して、BMAの事前の承認を得ることを要求されています。法人向けファンドまたは管理型ファンドは、単に、BMAに予定される変更を通知するだけで足ります。

情報収集および調査権限

BMAは、特定の場合に認可投資ファンドの認可または私募ファンド、専門家クラスAファンドもしくは専門家クラスBファンドの登録を取消すことができます。しかしながら、BMAが、その状況が、取消を正当とするものではないと判断した場合、BMAは、それに代わる指示を行うことができます。BMAは、特定の状況において、最高裁判所に対して、投資ファンドの解散を申し立てる権限を有します。

投資ファンド法は、広範な情報収集権、介入権、強制権をBMAに付与しています。BMAによるか、それに代わる調査の開始の規定も含んでいます。しかしながら、BMAによる機密情報の開示を制限する防護策および保護策も設けられています。もっとも、投資ファンド法には、開示について一定の

抜け道も用意されています。かかる開示義務の範囲には、制限が設けられており、よって、例えば、 「証拠漁り」を行うためにかかる権限を用いることはできません。

(4)1981年会社法による目論見書の要件

(A)概要

1981年会社法の第3部および第35条は、目論見書および募集について定めています。目論見書は、ミューチュアル・ファンドの取締役(ユニット・トラストの場合にはユニット・トラストの管理会社)による受益証券の募集を構成します。パートナーシップは、1981年会社法の当該条項の対象にはなりません。従って、スキームにより作成された目論見書または募集目論見書は、ユニット・トラストまたはミューチュアル・ファンドを設立するためのBMAへの申請手続の一部を形成します。さらに、当初募集前に、スキームは目論見書を発行し、バミューダ会社登記官に提出しなければなりません。

目論見書は、1981年会社法第27条第(1)項およびファンド目論見書規則に規定されている記載内容上の要件に従わなければならず、目論見書が提出日前7日以内の日付による会社の監査人による書面で(a)当該会社が発行する予定の目論見書に、会社の監査人への任命を受諾しているとしてその氏名が掲載されることへの監査人の同意、または(b)当該監査人が作成したいかなる報告書も当該目論見書に掲載することへの監査人の同意、を確認する声明書を添付して、1981年会社法を遵守していることを証明する弁護士により会社登記官に提出されなければなりません。受益証券の継続的な募集にあたり、目論見書の重要な記載事項が正確ではなくなる場合には、発行会社は、目論見書の補足事項分を会社登記官に提出しなければなりません。

1981年会社法は、目論見書が()1981年会社法に定める事項を含むか、または()指定された証券取引所もしくはバミューダ諸島以外の権限ある規制当局(以下「外国当局」といいます。)により受領または承認されていなければならない旨を規定しています。

1981年会社法により目論見書に記載することが要求されている項目は下記の通りです。

- (a)発起人、役員および役員候補者の氏名、経歴および住所
- (b) 会社の事業または予定されている事業
- (c)発起人、取締役または暫定取締役の決定において発行により調達されなければならない最低募 集総額
- (d)募集される受益証券に付随する権利または制限
- (e)目論見書に記載されている受益証券の販売に際して支払うべき手数料およびかかる販売に関して会社が受け取るべき金額
- (f)会社の役員による会社の受益証券保有
- (g)1981年会社法に基づき制定された細則に定められた様式で作成され、規定された情報および文書の写しを記載した監査人による報告書
- (h)募集の開始および終了の日時

1981年会社法第28条は、運転資本等に充当される、発行により調達しなければならない最低募集総額について定めています。1981年会社法には、目論見書の発行日から120日以内に、会社の受領した金額がかかる最低額に達しない限り、株式を割当てることができない旨の定めがあります。従って目論見書には、その旨を記載しなければなりません。またはこれに代わり、募集の要項をかかる要件に反しないようにする必要があります。

さらに、株式の発行および割当の仕組みを最低額の受領前に株式を割当てることを可能とするものであってはなりません。例えば、受領すべき最低募集総額が1,000,000バミューダ・ドルであり、投資家1名当りの最低申込額が10,000バミューダ・ドルである場合、目論見書には、単に株式は申込書受領時に発行される旨を記載するだけでは足りません。

継続的な募集の場合にはしばしば見受けられることでありますが、取締役が最低募集総額がないと 考えている場合、その旨の記載を含まなければなりません。

1981年会社法には、会社が株式の引受または引受手続の対価として、当該引受人に対し「妥当な手数料」を支払う旨規定されています。上記を除き、会社は株式資本を手数料、割引料または控除額の支払に充当してはなりません。

監査済財務諸表および監査報告書は各目論見書に含まれなければなりません。財務諸表は、目論見書の発行日の前6か月以内の日付のものでなければなりません。かかる監査済財務諸表が目論見書の発行日の6か月以上前の期間に関連するものである場合、かかる日付の前4か月以内に終了した四半期の未監査財務諸表も目論見書に含まれていなければなりません。

新設会社による当初募集の場合、会社が事業開始前であること、会計書類が未作成であることおよび配当が宣言または支払われていないことを記載した監査人による報告書を含むことで足ります。

さらに、監査人が目論見書に監査報告書を含めることに同意し、かつ同意を撤回していない旨の記載が含まれるのが通常です。

指定された証券取引所または規制当局が株式を募集するための基礎として目論見書を「受領または承認」した場合、目論見書は1981年会社法に基づく法定の記載内容上の要件に従う必要はなく、当該指定された証券取引所または規制当局により受領または承認された様式にて受諾可能なものとして取扱われます。但し、目論見書が外国当局に受領または承認された場合でも、1981年会社法第28条により要求される発行により調達しなければならない最低募集総額に関する記載は含まれていなければないません。

1995年会社に関する(財務諸表および監査報告書)規則は、1981年会社法第27条第(1)項(h)号および(i)号により目論見書に一定の情報を含めることを要求しています。(h)号はスキームが事業を行っていない場合の株式または受益証券の当初募集の際に使用される目論見書に以下の3項目を含めることを要求しています。

- (a)スキームが事業を行っていないこと
- (b) 設立以降、スキームの財務状況に重大な変更がないこと
- (c) 監査人が同意し、かかる同意を撤回していないこと
- (i)号は株式の当初募集中の目論見書に以下の1項目を含めることを要求しています。
- (a)監査人によるスキームの監査人としての任命の受諾

(B) 刑事上および民事上の責任

1981年会社法は、記載内容が重要でないかまたはかかる記載を行った時点において真実であると確信する合理的な根拠があったことを証明しない限り、目論見書に不実の記載を行いまたはこれを承認することを刑事上の犯罪とみなしています(1981年会社法第30条)。起訴され、有罪判決が宣告された場合、かかる者は5年間の懲役刑もしくは5,000バミューダ・ドルの罰金刑に処せられ、または両刑を併科されることがあります。略式判決においては、1年間の懲役刑もしくは2,000バミューダ・ドルの罰金刑に処せられ、または両刑を併科されることがあります。

1981年会社法はまた、目論見書の不実の記載につき民事上の責任を負わせることを定めています。 1981年会社法第31条は、目論見書を信頼して株式を引受けたすべての者が目論見書に含まれる不実の 記載により蒙った損失または損害を賠償する責任を下記の者に負わせています。

- (a) 目論見書の発行当時のスキームの取締役もしくは役員またはユニット・トラストの管理会社
- (b)目論見書の中で役員として任命されることを承諾しもしくは役員として任命されている者、または目論見書の中で直ちにもしくは一定期間後に役員となることに同意している者
- (c) スキームの発起人またはユニット・トラストの管理会社
- (d)目論見書の発行を承認した者

但し、以下の事項を証明することができる場合には1981年会社法第31条の責めを負いません。

- (a)目論見書が無断でまたは同意なしに発行され、その発行を認識したときに無断でまたは同意な しに発行されたという合理的な公告を直ちに行った場合。
- (b)目論見書の発行後、目論見書に基づく株式の割当前に、目論見書に含まれている不実の記載を 認識し、同意を撤回し、撤回およびその理由の合理的な公告を行った場合。
- (c)株式の割当時まで記載が真実であると確信する合理的な根拠があった場合。

専門家または公務員によりなされた記載に関しては、上記(a)ないし(d)の者に責任が帰することはありません。

(C)継続的な届出義務

一般的に、1981年会社法に基づく目論見書の年次の届出業務は存在しません。

ただし、当該スキームが受益証券を公衆に対して継続的に募集する場合において、目論見書のいずれかの規定が重要な点において正確ではなくなる事由が発生したときは、会社登記官に対し補足目論見書を届け出なければなりません。

(5)租税、印紙税および為替管理

租税

本書の作成日現在、免税会社、免税パートナーシップもしくは免税ユニット・トラストまたはこれらの株主、パートナーもしくは受益者(バミューダに通常居住する者を除きます。)が支払義務を負うバミューダ諸島の所得税、法人税、収益税、源泉徴収税、キャピタル・ゲイン税、資本移転税、財産税または相続税は存在しません。

これらの各法人・団体は、1966年免税事業課税防止法に基づき、利益または所得について計算される租税、資本性資産、キャピタル・ゲインもしくは評価益について計算される租税または財産税もしくは相続税の性質を有するその他の租税を課す法律がバミューダ諸島において制定された場合、かかる租税が2035年3月31日までかかる法人・団体もしくはその事業またはかかる法人・団体の株式、受益証券その他の債務証書に適用されないことを確保するよう、バミューダ諸島大蔵大臣に申請することができ、通常かかる適用の免税を受けます。但し、かかる租税が、バミューダ諸島に通常居住し、かかる法人の株式、受益証券その他の債務証書を有する者に適用される場合またはかかる法人・団体に賃貸された土地に適用される場合は、この限りではありません。

ユニット・トラストは、それ自体ではバミューダ諸島において年間登録手数料を支払う義務を負いませんが、ユニット・トラストのバミューダ諸島所在の管理会社は、管理するユニット・トラストについて3,050バミューダ・ドルの手数料を支払う義務を負っています。

バミューダ諸島の免税パートナーシップの年間手数料は2,350バミューダ・ドルであり、バミューダ諸島の免税会社の年間手数料はその株式資本の額により、2,095バミューダ・ドル乃至32,676バミューダ・ドルの範囲でスライドします。

投資ファンド法は、認可・免税の申請を行った時点、分類の変更の申請を行った時点、毎年の4月30日以前のそれぞれにおいて支払うべき各種手数料について下記のように規定しています。

認可申請手数料(全投資ファンド) - 900.00バミューダ・ドル再分類手数料(全投資ファンド) - 900.00バミューダ・ドル専門家クラスAファンド申請手数料 - 1,620.00バミューダ・ドル専門家クラスBファンド申請手数料 - 1,080.00バミューダ・ドル

私募ファンド申請手数料 - 1,250.00バミューダ・ドル

年間手数料

法人向けファンド- 1,020.00バミューダ・ドル管理型ファンド- 1,020.00バミューダ・ドルスタンダード・ファンド- 1,610.00バミューダ・ドル専門家クラスAファンド- 1,620.00バミューダ・ドル

EDINET提出書類

マン・ファンド・マネジメント (ガーンジー) リミテッド(E15091)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

専門家クラスBファンド 私募ファンド - 1,080.00バミューダ・ドル - 1,250.00バミューダ・ドル

印紙税

免税会社、免税パートナーシップまたは免税ユニット・トラストがその資本または株式もしくは受益 証券の発行、償還もしくは譲渡に当たり支払義務を負う印紙税その他類似の租税は存在しません。

為替管理

バミューダ諸島は独立した為替管理を行っており、1972年為替管理法および関連規則に基づき為替の管理を行っています。免税会社、免税パートナーシップおよび免税ユニット・トラストは、バミューダ諸島の為替管理上、BMAより非居住者として分類されます。またBMAは、1972年為替管理法および同法に基づく細則に基づく特段の同意を得ることなく、為替管理上バミューダ諸島の非居住者とみなされる者に対する、またはかかる者による免税会社、免税パートナーシップまたは免税ユニット・トラストの株式または受益証券の発行、償還および譲渡を行うことを認可します。為替管理上バミューダ諸島の居住者とみなされる者が関わる発行および譲渡には、1972年為替管理法に基づく個別の承認を事前に取得することが求められます。

第4【参考情報】

当計算期間において本トラストについて関東財務局長に提出された金融商品取引法第25条第1項各号に 掲げる開示書類は、下記のとおりです。

2018年3月30日提出有価証券報告書(第14期)2018年6月29日提出半期報告書(第15期中)

第5【その他】

該当事項はありません。

<定 義>

下記の用語は、文脈上他の意味に解すべき場合を除き、次の意味を有します。

アドミニストレーター	BNYメロン・ファンド・サービシズ(アイルランド)デジグネイ
	テッド・アクティビティ・カンパニー
アドミニストレーション契	サービス・マネージャー、アドミニストレーター、登録機関および本
約	トラストを代理する受託会社との間で締結された2016年8月2日また
	はその前後のアドミニストレーション契約をいい、その時々に修正再
	表示されます。
代行協会員	SMBC日興証券株式会社
代行協会員契約	管理会社および日本における代行協会員との間で締結された2007年8
	月8日付の代行協会員契約をいい、かつその時々の変更を含みます。
AHL	マン・グループの投資部門
AHLダイバーシファイ	「2.投資方針、(3)運用体制」の項に記載の分散投資プログラム
ド・プログラム	であるAHLダイバーシファイド・プログラム
反マネーロンダリング関連	受益証券の買付の申込みの際に投資者から提供されるべき申請書類所
書類	定の反マネーロンダリング書類で、マネーロンダリング規制のセク
	ションにより要求されるもの
監査人	アーンスト・アンド・ヤング・リミテッドまたは本トラストを代理す
	る受託会社により随時任命されるその他の公認会計士または監査法人
実質上の受益者	受益証券の実質的所有者
	東京、ニューヨーク、ロンドン、ダブリンおよびバミューダにおいて
	銀行が全般的に営業している日
保管会社	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(ロンドン支店)または本
	トラストの資産について本トラストを代理する受託会社により随時任
	命されるその他の受託者
保管契約	本トラストを代理する受託会社および保管会社との間で締結された
	2016年8月2日付の保管契約をいい、かつその時々の変更を含みま
	す。
取引日	各暦月の最初の営業日、または管理会社が受託会社の同意を得て随時
	その裁量で決定するその他の日
借入	随時、借入契約に基づき設定された、ローンおよびデリバティブ商品
	(レバレッジド・ビークルへの投資は含まれません。)の下での未決
	済元本金額、ならびに、各場合に、借入契約の条件に従って計算され
	た、発生済かつ未払いのそれらに対する利息、報酬または費用
借入契約(資金調達アレン	クレジット・ファシリティおよび / または本トラストに係る借入のそ
ジメント)	の他の形態。その中には、デリバティブ商品、レバレッジド・ノー
	ト、コミットベースまたは非コミットベースでのレバレッジド・ビー
	クルへの投資または投資運用会社が推奨するその他の資金調達のアレ
	ンジメントを含みますが、それらに限定されません。

対象先物契約等	現物コモディティー、通貨、モーゲージ・バックト証券、短期金融商
	品、主権国家の政府自らの、またはそれによって保証された債務にか
	かる契約(取引所で取引されていない契約および容易には換価できな
	10 10 10 10 10 10 10 10
	ないな質問的できがより。 ア、その他の金融間的、のより能分・体式・ 金融・経済に係る指数・指標で、先物取引の対象となっておりまたは
	将来なりうるもの、ならびに先物契約および現物コモディティーに係
	るオプション、現金・先渡契約、外国為替契約、着地取引、レバレッ
	ジ契約、およびその他コモディティー関連の契約、約定および取引
	(偶発債務を生じる取引を含みます。)
紹介ブローカー 	英国において設立され、英国における規制対象事業の運営において、
	金融行為監督機構によって認可され、かつ規制を受ける有限責任パー
	│トナーシップであるAHLパートナーズ・エルエルピー、もしくはそ │ │
	の業務委託を受けた者または本トラストを代理する受託会社により随
	時任命されたその他の者
紹介ブローカー契約	当初は2012年 5 月10日付で2016年 8 月 2 日付の更新・変更証書に基づ
	き更新および変更された紹介ブローカー契約で、AHLパートナー
	ズ・エルエルピーを紹介ブローカーに任命した契約を意味し、かつそ
	の時々の変更を含みます。
投資運用契約	受託会社、投資運用会社およびマーケティング・アドバイザーの間の
	2016年8月2日付の契約を意味し、かつその時々の変更を含みます。
投資運用会社	英国における規制対象事業の運営において、金融行為監督機構によっ
	て認可され、かつ規制を受ける英国籍のリミテッド・ライアビリ
	ティー・パートナーシップであり、EC4R 3ADロンドン、スワン・レー
	ン2、リバーバンク・ハウス所在のAHLパートナーズ・エルエル
	ピー、またはその業務委託を受けた者もしくは本トラストを代理する
	受託会社により随時任命されたその他の者
日本円	日本円をいいます。
マン・グループ	マン・グループ・ピーエルシー、 マン・グループ・ピーエルシー
	を直接的もしくは間接的に支配し、マン・グループ・ピーエルシーに
	より支配され、またはマン・グループ・ピーエルシーと共通の支配に
	 服する、会社またはその他の法主体(2006年会社法第1159条の意味の
	┃ ┃範囲内での持株会社または子会社を含みます。)、および ジェネラ ┃
	 ル・パートナーまたはマネージング・メンバーが上述 に含まれるリ
	 ミテッド・パートナーシップまたはリミテッド・ライアビリティー・
	 パートナーシップを指しますが、マン・グループ・ピーエルシーまた
	は もしくは に属する法主体またはパートナーシップが投資運用
	サービス、アドバイザリー・サービス、マーケティング・サービスま
	~
 管理会社	マン・ファンド・マネジメント(ガーンジー)リミテッドまたはその
	業務委託を受けた者もしくは本トラストを代理する受託会社により随
	時任命されたその他の者
 マーケティング・アドバイ	
サー	マン・インペストメング・ゲーケーよだはその業務要託を受けた者も しくは本トラストを代理する受託会社により随時任命されたその他の
	ひくは本ドラストを心理する支託去社により随時任命されたての他の 者
	日

最低買戻口数	受益者が一件の買戻請求書で買戻しを請求できる受益証券の最低口数
	(すなわち1口)
最低申込金額	各投資者が申し込まねばならない最低金額(すなわち1,000万円)、ま
	たは管理会社が受託会社の同意を得て随時その裁量で決定する、一般
	的な申込みまたは特定の申込みに適用されるその他の金額
純資産価額	各評価日に本信託証書の規定に従ってアドミニストレーターが受益者
	のために算出した額であって、本トラストの純資産の価値に相当する
	額
1口当り純資産価額	本トラストの純資産価額を、アドミニストレーターによりかかる純資
	産価額の算出が行われた各評価日時点の発行済受益証券の口数によっ
	て除し、1円未満を切り捨てた価額
非適格者	受益証券を取得および保有することで国や政府の法律や規則に違反
	することになる者、 受託会社の意見において、本トラストが、そう
	でなければ負担し、もしくは被ることのなかった納税義務を負担し、
	もしくは他の金銭上もしくは商業上の不利益を被る可能性がある状況
	(かかる状況が、直接もしくは間接に当該一もしくは複数の人物に影
	響するか否か、単独でもしくは関係するもしくは関係しないその他の
	人物に関連するか否かを問わず、または受託会社にとってかかる状況
	に該当すると思われる状況)にある一または複数の人物、 日本にお
	ける販売会社の内部規定のもとで取引する資格を有しない者、 年齢
	が21歳に満たない者、または 米国人
支払日	日本における販売会社からアドミニストレーターへの支払日(買付申
	込の場合)またはアドミニストレーターから日本における販売会社へ
	の支払日(買戻しの場合)であり、通常該当する取引日(当日を除き
	ます)から10営業日以内の日
その他の口座	その他の投資ファンド、顧客の口座、固有の口座で、それらまたはそ
	れらの関連会社により提供されおよび / または管理されるものを含む
	投資運用会社のその他の顧客
買戾価格	受益証券が買戻される価格。(a)当該受益証券が買い戻される取引
	日の直前の評価日における純資産価額を決定し、(b)(a)により
	算出される額を、当該評価日に発行済のまたは発行されているものと
	みなされる受益証券の数で除し、(c)さらに、1円未満を切り捨て
	ることによって算定されます。
登録機関	BNYメロン・オルタナティブ・インベストメント・サービシズ・リ
	ミテッド、または随時登録機関として任命されるその他の者
サービス・マネジメント契	本トラストを代理する受託会社とサービス・マネージャーとの間で締
約	結された2016年8月2日またはその前後の日付のサービス・マネジメ
	ント契約をいい、その時々に修正再表示されるものを含みます。
サービス・マネージャー	マン・ファンド・マネジメント(ガーンジー)リミテッド、または本
	トラストを代理する受託会社により随時サービス・マネージャーとし
	て任命されるその他の者
申込口座	受託会社がザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンSA/NVに開設
	する無利息の申込口座

申込価格	受益証券が買付られる価格。(a)当該受益証券が発行される取引日
	の直前の評価日における純資産価額を決定し、(b)(a)により算
	出される額を、当該評価日に発行済のまたは発行されているものとみ
	なされる受益証券の数で除し、(c)さらに、1円未満を切り捨てる
	ことによって算定されます。
本トラスト	バミューダ法に基づき組成される信託である、マン・エーエイチエ
	ル・円トラスト
本信託証書	本トラストの信託証書(その時々における修正を含みます。)
受託会社	ウィンチェスター・グローバル・トラスト・カンパニー・リミテッド
	または本信託証書の規定に基づいて本トラストの受託会社として行為
	する他の会社
受益証券	本トラストの共有持分権
受益者	受益証券の登録された法的な所有者
米国	アメリカ合衆国、その領域、属領をいい、そのすべての州およびコロ
	ンビア特別区を含みます。
米ドル	アメリカ合衆国の法定通貨
米国人	「米国人」とは、米国1933年証券法のレギュレーションSまたは米国
	商品先物取引委員会規則第4.7条または米国1986年内国歳入法(それぞ
	れその時々の変更を含みます。)で「米国人」とされる者、個人もし
	くは法主体をいいます。
評価日	毎月の最終日、および/または受託会社の同意を得て管理会社が特定
	の場合についてまたは一般的に決定するその他の日をいいます(ただ
	し、1暦月につき最低1日は評価日を設けるものとします)。

(翻訳) 独立監査人の監査報告書

マン・エーエイチエル・円トラスト 受託会社 御中

財務書類の監査に関する報告書

意 見

私共は、2018年9月30日現在の財政状態計算書ならびに同日終了会計年度の純資産変動計算書、包括利益計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記により構成されるマン・エーエイチエル・円トラスト(以下「本トラスト」といいます。)の財務書類を監査しました。

私共の意見では、添付財務書類は、全ての重要な点において、2018年9月30日現在の本トラストの財務状態、ならびに同日終了会計年度の財務成績およびキャッシュ・フローを国際財務報告基準に準拠して適正に表示しています。

意見の根拠

私共は、国際監査基準(以下「ISAS」といいます。)に準拠して監査を実施しました。当該基準に基づく私共の責任は、私共の報告書の「財務書類の監査に関する監査人の責任」に詳述されています。国際会計士倫理基準審議会による職業会計士の倫理規程(以下「IESBA規程」といいます。)に準拠して、私共はファンドから独立した立場にあり、IESBA規程に準拠してその他の倫理的責任を果たしています。私共は、私共が得た監査証拠は私共の意見の根拠を提供するに十分かつ適切であると考えます。

その他の情報

その他の情報は、投資運用会社の報告書および受託会社の報告書により構成されます。経営者はその他の情報に責任を有します。

財務書類に関する私共の意見は、その他の情報をその対象とはせず、私共はそれに対していかなる形式の保証となる結論も表明しません。

財務書類に対する私共の監査に関連して、私共の責任は、その他の情報を通読し、その際に、その他の情報が財務書類もしくは私共が監査において入手した知識との間に重大な矛盾があるか、または重大な虚偽表示があると思われるか否かにつき検討を行うことです。私共が遂行した作業に基づき、当該その他の情報に重要な虚偽表示があるとの結論に達した場合、私共にはこの事実を報告する義務があります。私共には、これに関し報告すべき事項はありません。

経営者および受託会社の責任

経営者は、国際財務報告基準に準拠した財務書類の作成および適正な表示、ならびに、不正または誤謬による、重要な虚偽表示がない財務書類の作成を可能とするために経営者が必要と決定する内部統制に責任を 負っています。

財務書類の作成にあたり、経営者は、本トラストが継続企業として存続する能力を評価し、継続企業に関連 した事項を必要に応じて開示し、経営者が本トラストの清算もしくは運営の停止を意図しているかまたはそ れ以外に現実的な選択肢がない場合を除き、継続企業を前提とした会計基準を使用する責任を負います。

受託会社は、本トラストの財務報告プロセスを監督する責任を負います。

財務書類の監査に関する監査人の責任

本報告書は、受託会社に対してのみ作成されています。私共の監査業務の目的は、我々が監査報告書において受託会社宛に記載を要求されている事項を受託会社宛に記載することであり、それ以外の目的によるものではありません。私共は、法律で認められる範囲で、私共の監査業務、本報告書または私共が形成した意見について、本トラストおよび受託会社を除くいかなる者に対しても責任を負わず、また責任を引受けることはありません。

私共の目的は、財務書類に、全体として不正または誤謬による、重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得ること、および私共の意見を含む監査報告書を発行することです。合理的な保証は高い水準の保証ですが、ISAsに従って実施された監査は、重要な虚偽表示を常に検出することを保証するものではありません。虚偽表示は不正または誤謬により発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、これらの財務書類の利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合、当該虚偽表示は重要であると看做されます。

ISASに従った監査の一部として、私共は、監査を通じて、専門家としての判断を行使し、職業的懐疑心を保持します。

私共はまた、

- 不正または誤謬のいずれによるかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別し評価し、それらのリスクに対応する監査手続を計画し実行し、ならびに私共の意見の根拠を提供する十分かつ適切な監査証拠を入手します。不正には、通謀、偽造、意図的な脱漏、虚偽の言明、または内部統制の無効化を伴う可能性があることにより、不正から生じた重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬により生じた重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなります。
- 状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制を理解しますが、本トラストの内部統制の有効性についての意見を表明するためではありません。
- 用いられた会計方針の適切性ならびに経営者によって行われた会計上の見積りおよび関連する開示の妥当性を評価します。
- 経営者が継続企業の会計基準を使用したことの適切性、および、入手した監査証拠に基づき、本トラストの継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる事象または状況に関連して重大な不確実性が存在するか否かについて結論を下します。重大な不確実性が存在すると私共が結論を出した場合、私共は監査報告書において、財務書類の関連開示に注意を喚起すること、また当該開示が不適切な場合、私共の意見を修正することが要求されています。私共の結論は私共の監査報告書の日付までに入手した

マン・ファンド・マネジメント (ガーンジー) リミテッド(E15091)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

監査証拠に基づいています。しかしながら、将来の事象または状況により、本トラストが継続企業として存続することができなくなる可能性があります。

- 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務書類が原取引や事象を適正に表示 しているか否かを評価します。

私共は、特に、計画された監査の範囲および時期、ならびに監査の間に私共が特定した内部統制の重大な不備を含む重大な監査発見事項に関し、受託会社に伝達します。

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド 2018年12月21日

マン・ファンド・マネジメント (ガーンジー) リミテッド(E15091)

有価証券報告書 (外国投資信託受益証券

Independent Auditors' Report

The Trustee

Man AHL Yen Trust

Report on the Audit of the Financial Statements

Opinion

We have audited the financial statements of Man AHL Yen Trust (the "Trust") which comprise the statement of

financial position as at 30 September 2018, and the statement of changes in net assets, statement of comprehensive

income and statement of cash flows for the year then ended, and notes to the financial statements, including a summary

of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the

Trust as at 30 September 2018 and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance

with International Financial Reporting Standards.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those

standards are further described in the Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements section of our

report. We are independent of the Trust in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants'

Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code), and we have fulfilled our other ethical responsibilities in

accordance with the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to

provide a basis for our opinion.

Other Information

Other information consists of the Investment Manager's Report and the Trustee's Report. Management is responsible for

the other information.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of

assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing

so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge

obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we

conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have

nothing to report in this regard.

177/196

Responsibilities of Management and the Trustee

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with International Financial Reporting Standards, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

The Trustee is responsible for overseeing the Trust's financial reporting process.

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

This report is made solely to the Trustee, as a body. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Trustee those matters we are required to state to them in an auditors' report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Trust and the Trustee as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are
 appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Trust'
 s internal control.

EDINET提出書類

マン・ファンド・マネジメント(ガーンジー)リミテッド(E15091)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related

disclosures made by management.

Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the

audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast

significant doubt on the Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty

exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements

or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence

obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Trust to cease to

continue as a going concern.

- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and

whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair

presentation.

We communicate with the Trustee regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and

significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young Ltd.

21 December 2018

(*)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代

理人が別途保管しています。

<u> 次へ</u>

(訳文)

マン・ファンド・マネジメント (ガーンジー) リミテッドの株主に対する 独立監査人の監査報告書

監査意見

我々の意見では、本財務書類は:

- ・ 2017年12月31日現在のマン・ファンド・マネジメント(ガーンジー)リミテッド(以下「当会社」という。)の事項の状態および同日をもって終了した年度の利益を真実かつ公正に表示しています。
- ・ 財務報告基準第101号「減少された開示の枠組み」を含む英国の一般に公正妥当と認められた会計慣行 に従って適切に作成されています。および
- ・ 2008年ガーンジー会社法および1987年投資家保護(ガーンジー執行官管轄区)法の要件に従い、総体 としての当会社の株主のためにのみ作成されています。

我々は、当会社の以下により構成される2017年12月31日に終了した年度に関する財務書類について監査を 行いました。

- · 損益計算書
- · 貸借対照表
- ・ 持分変動計算書、および
- 関連する注記 1 から12

その作成に際し適用されてきた財務報告の枠組みは、適用ある法律および財務報告基準第101号「減少された開示の枠組み」を含む英国会計基準(英国にて一般に公正妥当と認められた会計慣行)です。

意見の根拠

我々は、国際監査基準(英国)(ISA(英国))および適用ある法律に従い監査を行いました。こうした基準に基づく我々の責任は、本報告書の「財務書類の監査に関する監査法人の責任」の項に詳しく記載されています。

我々は英国財務報告評議会(FRC)の倫理規程を含む英国における財務書類の我々の監査に関連した倫理要件に準拠して当会社から独立しており、また、我々は、これらの要件に従ったその他の倫理的責任を充足しています。我々は、我々が入手した監査証拠が、我々の意見の根拠を提供するために十分かつ適切であると信じています。

継続事業体に関する結論

我々は、以下の場合に当該事項に関し報告を行うことをISA(英国)により要求されています。

- ・ 財務書類の作成において会計の継続事業体基準を取締役が利用することが適切ではない場合、または
- ・ 取締役会は、財務書類の公表が認可された日から少なくとも12カ月の期間中に当会社が会計の継続事業体基準の採用を継続する能力につき重大な疑義を投じる可能性がある特定された重大な不確実性につき、財務書類において開示していない場合。

我々には、こうした事項に関し報告すべきことはありません。

その他の情報

取締役会はその他の情報に責任を負っています。その他の情報は、年次報告書にある財務書類およびそれに関する我々の監査報告書以外の情報から成ります。財務書類に関する我々の意見は、その他の情報をその対象としておらず、我々の報告書において別途明確に記載されている場合を除き、我々はそれに関するいかなる形式の保証の結論も表示しません。

財務書類に対する我々の監査に関連して、我々の責任は、その他の情報を読み、およびそうすることにより、その他の情報と財務書類もしくは監査において我々が入手した知識との間に重大な不整合があるか否か、またはその他重大な虚偽記載があるように見えるか否かを検討することです。我々がそうした重大な不整合もしくは明らかな重大な虚偽記載を特定した場合、我々は、財務書類に重大な虚偽記載またはその他の情報の重大な虚偽記載があるか否かを決定する必要があります。我々が遂行した作業に基づき、このその他の情報の重大な虚偽記載があると我々が結論付けた場合、我々はその事実を報告しなければなりません。

我々には、こうした事項に関し報告すべきことはありません。

取締役会の責任

取締役会の責任のステートメントでより詳細に説明されている通り、取締役会は、財務書類を作成し、それが真実かつ公正な見解を表示するとの基準を満たすこと、ならびに詐欺によるか過誤によるかにかかわらず重大な虚偽記載のない財務書類の作成を可能とするために必要であると取締役会が決定する内部統制について責任を負っています。

財務書類の作成において、取締役会は当会社の継続事業体であり続ける能力を査定し、適用ある場合、継続事業体に関連した事項を開示し、取締役会が当会社を清算するかもしくは事業を停止する意図を有するか、またはそうする以外に取締役会に現実的な選択肢がない場合を除き、会計の継続事業体基準を利用することに責任を負っています。

さらに、取締役会の責任のステートメントでより詳細に記載されている通り、当会社の取締役会は、当会社の財務リソースが、2010年ライセンシー(資本の充分性)規則第2.2.2条に規定された要件を満たしていることを確保することについて責任を負っています。

財務書類の監査に関する監査法人の責任

我々の目的は、本財務書類全体として、詐欺によるか過誤によるかにかかわらず、重要な虚偽記載のないことの合理的確信を得ること、および我々の意見を含む監査報告書を発行することです。合理的確信とは、高い水準の確信ですが、ISA(英国)に従って遂行された監査が、重大な虚偽記載が存在する場合には常にそれを検出するとの保証ではありません。虚偽記載は、詐欺または過誤により発生する可能性があり、また、個別にもしくは全体として、本財務書類を根拠として利用者の経済的決定に影響を及ぼすと合理的に見込まれる場合には、重大であると看做されます。

本財務書類の監査に関する我々の責任の詳細は、英国財務報告評議会のウェブサイト (www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities) に記載されています。この記載は、我々の監査報告書の一部を形成します。

さらに、我々は、財務リソース計算書を検証し、我々の意見では、2010年ライセンシー(資本の充分性) 規則第2.2.2条に規定された財務リソース要件が充足されているか否かにつき申し述べます。

我々の報告書の利用

本報告書は、2008年ガーンジー会社法セクション第262号に従って、当会社の一体としての構成員に対してのみ作成されています。我々の監査作業は、我々が監査報告書において当会社の構成員に対し述べる必要が

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

ある事項を述べることができるように行われており、その他の目的のためではありません。法律により許容されている範囲で最大限に、当会社および当会社の一体としての構成員以外のいずれに対しても、我々の監査作業、本報告書もしくは我々が形成した意見に関し、何ら責任を受入れずもしくは負いません。

その他の法令上の要件に関する報告書

財務リソース計算書に対する意見

我々は、財務リソース計算書を検討し、我々の意見では、2010年ライセンシー(資本の充分性)規則第 2.2.2条に規定された財務リソース要件は充足されています。

例外として我々が報告を要求される事項

2008年ガーンジー会社法により、

- ・ 妥当な会計記録が維持されていない;または
- ・ 本財務書類が会計記録と一致していない;または
- ・ 我々が監査のために必要とする情報および説明のすべてを受領していない

と我々が考える場合に、我々はそれにつき報告する必要があります。こうした事項について、我々には報告すべき事項はありません。

デロイト・エルエルピー 勅許会計士 ガーンジー、チャネル諸島 2018年 4 月25日 INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE MEMBERS OF MAN FUND MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED

Report on the audit of the financial statements

Opinion

In our opinion, the financial statements:

• give a true and fair view of the state of the affairs Man Fund Management (Guernsey) Limited (the 'Company') as at 31 December 2017 and of its profit for the year then ended;

 have been properly prepared in accordance with United Kingdom Generally Accepted Accounting Practice including Financial Reporting Standard 101 "Reduced Disclosure Framework"; and

 have been prepared in accordance with the requirements of the Companies (Guernsey) Law, 2008 and the Protection of Investors (Bailiwick of Guernsey) Law, 1987.

We have audited the financial statements of the Company for the year ended 31 December 2017, which comprise:

- · the profit and loss account;
- the balance sheet:
- · the statement of changes in equity; and
- the related notes 1 to 12.

The financial reporting framework that has been applied in their preparation is applicable law and United Kingdom Accounting Standards, including Financial Reporting Standard 101 "Reduced Disclosure Framework" (United Kingdom Generally Accepted Accounting Practice).

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK) (ISAs (UK)) and applicable law. Our responsibilities under those standards are further described in the auditor's responsibilities for the audit of the financial statements section of our report.

We are independent of the Company in accordance with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the UK, including the FRC's Ethical Standard, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

有価証券報告書(外国投資信託受益証券

Conclusions relating to going concern

We are required by ISAs (UK) to report in respect of the following matters where:

the directors' use of the going concern basis of accounting in the preparation of the financial statements is not appropriate; or

the directors have not disclosed in the financial statements any identified material uncertainties that may cast significant doubt about the Company's ability to continue to adopt the going concern basis of accounting for a

period of at least twelve months from the date when the financial statements are authorised for issue.

We have nothing to report in respect of these matters.

Other information

The directors are responsible for the other information. The other information comprises the information included in the annual report, other than the financial statements and our auditor's report thereon. Our opinion on the financial statements does not cover the other information and, except to the extent otherwise explicitly stated in our report, we do

not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If we identify such material inconsistencies or apparent material misstatements, we are required to determine whether there is a material misstatement in the financial statements or a material misstatement of the other information. If, based on the work we have performed, we conclude

that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact.

We have nothing to report in respect of these matters.

Responsibilities of directors

As explained more fully in the directors' responsibilities statement, the directors are responsible for the preparation of the financial statements and for being satisfied that they give a true and fair view, and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material

misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the Company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

184/196

有価証券報告書(外国投資信託受益証券

Furthermore, as described in the directors' responsibilities statement, the directors are responsible for ensuring that the statement of financial resources meets the requirement specified in Rule 2.2.2 of The Licencees (Capital Adequacy)

Rules 2010.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from

material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion.

Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs

(UK) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are

considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic

decisions of users taken on the basis of these financial statements.

A further description of our responsibilities for the audit of the financial statements is located on the Financial Reporting

Council's website at: www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities. This description forms part of our auditor's report.

Furthermore, we examine the statement of financial resources and state whether, in our opinion, the financial resources

requirement specified in Rule 2.2.2 of The Licencees (Capital Adequacy) Rules 2010 has been satisfied.

Use of our report

This report is made solely to the Company's members, as a body, in accordance with Section 262 of the Companies

(Guernsey) Law, 2008. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Company's members those

matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by

law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Company and the Company's members as a

body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Report on other legal and regulatory requirements

Opinion on the Statement of Financial Resources

We have examined the Statement of Financial Resources set out on page 18 and, in our opinion, the financial resources

requirement specified in Rule 2.2.2 of The Licencees (Capital Adequacy) Rules 2010 has been satisfied.

Matters on which we are required to report by exception

Under the Companies (Guernsey) Law, 2008 we are required to report in respect of the following matters if, in our

opinion:

· proper accounting records have not been kept; or

• the financial statements are not in agreement with the accounting records; or

we have not received all the information and explanations we require for our audit. We have nothing to report in

respect of these matters.

185/196

EDINET提出書類 マン・ファンド・マネジメント(ガーンジー)リミテッド(E15091) 有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

Deloitte LLP

Guernsey, Channel Islands 25 April 2018

^(*)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

(翻訳) 独立監査人の監査報告書

マン・エーエイチエル・円トラスト 受託会社 御中

財務書類の監査に関する報告書

意 見

私共は、2017年9月30日現在の財政状態計算書ならびに同日終了会計年度の償還可能参加受益証券の保有者に帰属する金額の変動計算書、包括利益計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記により構成されるマン・エーエイチエル・円トラスト(以下「本トラスト」といいます。)の財務書類を監査しました。

私共の意見では、添付財務書類は、全ての重要な点において、2017年9月30日現在の本トラストの財務状態、ならびに同日終了会計年度の財務成績およびキャッシュ・フローを国際財務報告基準に準拠して適正に表示しています。

意見の根拠

私共は、国際監査基準(以下「ISAS」といいます。)に準拠して監査を実施しました。当該基準に基づく私共の責任は、私共の報告書の「財務書類の監査に関する監査人の責任」にさらに記載されています。国際会計士倫理基準審議会による職業会計士の倫理規程(以下「IESBA規程」といいます。)に従い、私共はファンドから独立した立場にあり、IESBA規程に従ったその他の倫理的責任を充足しています。私共は、私共が得た監査証拠は私共の意見の根拠を提供するに十分かつ適切であると考えます。

その他の情報

その他の情報は、投資運用会社の報告書および受託会社の報告書により構成されます。経営者はその他の情報に責任を有します。

財務書類に関する私共の意見は、その他の情報をその対象とはせず、私共はそれに対していかなる形式の保証となる結論も表明しません。

財務書類に対する私共の監査に関連して、私共の責任は、その他の情報を読み、その際に、その他の情報が財務書類もしくは私共が監査において入手した知識との間に重大な矛盾があるか、または重大な虚偽表示があると思われるか否かにつき検討を行うことです。私共が遂行した作業に基づき、当該その他の情報に重大な虚偽表示があるとの結論に達した場合、私共はこの事実を報告する義務があります。私共には、これに関し報告すべき事項はありません。

経営者および受託会社の責任

経営者は、国際財務報告基準に準拠した財務書類の作成および適正な表示、ならびに、不正によるものであろうと誤謬によるものであろうと、重要な虚偽の表示がない財務書類の作成を可能とするために経営者が必要と決定する内部統制に責任を負っています。

経営者が本トラストの清算もしくは運営の停止を意図しているかまたはそうする以外に現実的な選択 肢がない場合を除き、財務書類の作成にあたり、経営者は、本トラストが継続企業として存続する能 力の評価、適用がある場合には継続企業に関連した事項の開示、および継続企業の会計基準の使用に つき責任を負います。

受託会社は、本トラストの財務報告プロセスを監督する責任を負います。

財務書類の監査に関する監査人の責任

本報告書は、受託会社に対してのみ作成されています。私共の監査業務の目的は、我々が監査報告書において受託会社宛に記載を要求されている事項を受託会社宛に記載することであり、それ以外の目的によるものではありません。私共は、法律で認められる範囲で、私共の監査業務、本報告書または私共が形成した意見について、本トラストおよび受託会社を除くいかなる者に対しても責任を負わず、また責任を引受けることはありません。

私共の目的は、不正によるものであろうと誤謬によるものであろうと、財務書類に全体として重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得ること、および私共の意見を含む監査報告書を発行することです。合理的な保証は高い水準の保証ですが、ISAsに従って実施された監査は、重要な虚偽の表示が存在する場合には常にそれを検出するという保証ではありません。虚偽の表示は不正または誤謬により発生する可能性があり、個別にまたは全体として、その財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合、当該虚偽の表示は重要であると看做されます。

ISAsに従った監査の一部として、私共は、監査の間中、専門的判断を行い、職業的懐疑心を維持します。

私共はまた、

- 不正によるものであろうと誤謬によるものであろうと、財務書類の重要な虚偽の表示のリスクを 認識および評価し、そうしたリスクに対応する監査手続を計画および実行し、ならびに私共の意 見の根拠を提供する十分かつ適切な監査証拠を得ます。不正には、通謀、偽造、意図的な削除、 虚偽の表明、または内部統制の無視を含むため、不正から生じた重要な虚偽の表示を検出しない リスクは、誤謬により生じた重要な虚偽の表示を検出しないリスクより高いものです。
- 状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得るが、本トラストの内部統制の有効性についての意見を表明するためではない。
- 用いられた会計方針の適切性ならびに経営者によってなされた会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価します。
- 経営者が継続企業の会計基準を使用することの適切性、および、入手した監査上の証拠に基づき、本トラストの継続企業として存続する能力に重大な疑義を投げかける事象または状況に関連する重大な不確実性が存在するか否か、につき結論を出します。重大な不確実性が存在すると私共が結論を出した場合、私共は監査報告書において、財務書類における関連した開示につき注意を喚起すること、また当該開示が不適切な場合、私共の意見を修正することを義務付けられています。私共の結論は私共の監査報告書の日付までに得た監査証拠に基づいています。しかしながら、将来の事象または状況により、本トラストが継続企業として存続することができなくなる可能性があります。

マン・ファンド・マネジメント (ガーンジー) リミテッド(E15091)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

- 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務書類が適正な表示を達成する方法により原取引および事象を表示しているか否かを評価します。

私共は、特に、計画された監査の範囲および時期、ならびに監査の間に私共が特定した内部統制の重大な不備を含む重大な監査発見事項に関し、受託会社に伝達します。

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド 2018年 1 月17日

有価証券報告書(外国投資信託受益証券

Independent Auditors' Report

The Trustee

Man AHL Yen Trust

Report on the Audit of the Financial Statements

Opinion

We have audited the financial statements of Man AHL Yen Trust (the "Trust") which comprise the statement of

financial position as at 30 September 2017, and the statement of changes in changes in amounts attributable to

redeemable participating unitholders, statement of comprehensive income and statement of cash flows for the year then

ended, and notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the

Trust as at 30 September 2017 and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance

with International Financial Reporting Standards.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those

standards are further described in the Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements section of our

report. We are independent of the Trust in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants'

Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code), and we have fulfilled our other ethical responsibilities in

accordance with the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to

provide a basis for our opinion.

Other Information

Other information consists of the Investment Manager's Report and the Trustee's Report. Management is responsible for

the other information.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of

assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing

so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge

obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we

conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have

nothing to report in this regard.

190/196

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

Responsibilities of Management and the Trustee

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with International Financial Reporting Standards, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

The Trustee is responsible for overseeing the Trust's financial reporting process.

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

This report is made solely to the Trustee, as a body. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Trustee those matters we are required to state to them in an auditors' report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Trust and the Trustee as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Trust's internal control.

EDINET提出書類

マン・ファンド・マネジメント (ガーンジー) リミテッド(E15091)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

 Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.

Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Trust to cease to continue as a going concern.

- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the Trustee regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young Ltd.

17 January 2018

(*)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。



(訳文)

マン・ファンド・マネジメント (ガーンジー) リミテッドの株主に対する 独立監査人の監査報告書

我々は、損益計算書、貸借対照表、持分変動計算書および関連する注記 1 から14により構成される、2016年12月31日に終了した年度に関するマン・ファンド・マネジメント(ガーンジー)リミテッド(以下「当会社」という。)の財務書類について監査を行いました。その作成に際し適用されてきた財務報告の枠組みは、適用あるガーンジー法および財務報告基準第101号「減少された開示の枠組み」を含む英国会計基準(英国にて一般に公正妥当と認められた会計慣行)です。

本報告書は、2008年ガーンジー会社法第262条に従い、総体としての当会社の株主のためにのみ作成されています。我々の監査業務は、我々が当会社の株主に対し、監査報告書において彼らに述べることが必要とされている事項を述べることができるように行われており、他のいかなる目的のためでもありません。我々の監査業務、本報告書または我々がまとめた意見につき、法律により許容されている最大限で、当会社および当会社の総体としての株主以外のいずれの者に対しても責任を受諾しまたは引受けるものではありません。

取締役会および監査人各々の責任

取締役会の責任のステートメントでより詳細に説明されている通り、取締役会は、財務書類を作成し、それが真実かつ公正な見解を表示するとの基準を満たすことについて責任を負っています。我々の責任は、適用ある法律および国際監査基準(英国およびアイルランド)に従い、本財務書類を監査し、これについての意見を表明することです。当該監査基準により、我々には、監査実務委員会会計士倫理基準を遵守することが要求されます。

さらに、取締役会の責任のステートメントでより詳細に記載されている通り、当会社の取締役会は、当会社の財務リソースが、2010年ライセンシー(資本の充分性)規則第2.2.2条に規定された要件を満たしていることを確保することについて責任を負っています。我々は、財務リソース計算書を検証し、我々の意見では、2010年ライセンシー(資本の充分性)規則第2.2.2条に規定された財務リソース要件が充足されているか否かにつき申し述べます。

財務書類の監査範囲

監査には、本財務書類中の金額および開示事項に関し、本財務書類に、詐欺によるか過誤によるかにかかわらず、重要な虚偽記載のないことの合理的確信を与えるに十分な証拠を取得することが含まれます。これには、会計方針が当会社の状況に対し妥当か否かおよび継続的に適用され適切に開示されてきたか否かの評価、取締役会によってなされた重要な会計上の見積りの合理性の評価、ならびに本財務書類の全体的な表示の評価が含まれます。さらに、我々は、監査済財務書類との重大な不整合を特定するため、および監査を遂行するにあたり我々が取得した知識に基づき明らかに大幅に不正確であるかまたは監査を遂行するにあたり我々が取得した知識と大幅に整合しない情報を特定するために、年次報告書にある財務および財務以外のすべての情報を検討します。我々が明らかな重大な誤りまたは不整合を認識することとなった場合、我々は我々の報告書に与える影響を考慮します。

本財務書類に対する意見

我々の意見では、本財務書類は、

- ・ 2016年12月31日現在の当会社の事項の状態および同日をもって終了した年度の利益を真実かつ公正に 表示しています。
- ・ 財務報告基準第101号「減少された開示の枠組み」を含む英国の一般に公正妥当と認められた会計慣行 に従って適切に作成されています。および
- ・ 2008年ガーンジー会社法の要件に従って作成されています。

財務リソース計算書に対する意見

我々は、財務リソース計算書を検討し、我々の意見では、2010年ライセンシー(資本の充分性)規則第 2.2.2条に規定された財務リソース要件は充足されています。

例外として我々が報告を要求される事項

2008年ガーンジー会社法により、

- ・ 妥当な会計記録が維持されていない;または
- ・ 本財務書類が会計記録と一致していない;または
- ・ 我々が監査のために必要とする情報および説明のすべてを受領していない

と我々が考える場合に、我々が貴殿に報告する必要のある事項について、我々には報告すべき事項はありません。

デロイト・エルエルピー 勅許会計士 ガーンジー、チャネル諸島 2017年 4 月25日

Independent Auditor's Report to the members of Man Fund Management (Guernsey) Limited

We have audited the financial statements of Man Fund Management (Guernsey) Limited (the "Company") for the ear ended 31 December 2016 which comprise the Profit and Loss Account, the Balance Sheet, the Statement of Changes in Equity and the related notes 1 to 14. The financial reporting framework that has been applied in their preparation is applicable Guernsey Law and United Kingdom Accounting Standards (United Kingdom Generally Accepted Accounting Practice), including FRS 101 "Reduced Disclosure Framework".

This report is made solely to the Company's members, as a body, in accordance with Section 262 of the Companies (Guernsey) Law, 2008. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Company's members those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Company and the Company's members as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Respective responsibilities of directors and auditor

As explained more fully in the Directors' Responsibilities Statement, the directors are responsible for the preparation of financial statements and for being satisfied that they give a true and fair view. Our responsibility is to audit and express an opinion on the financial statements in accordance with applicable law and International Standards on Auditing (UK and Ireland). Those Standards require us to comply with the Auditing Practices Board's Ethical Standards for Auditors. Furthermore, as described in the statement of directors' responsibilities, the Company's directors are responsible for ensuring that the company's financial resources meet the requirement specified in Rule 2.2.2 of The Licensees (Capital Adequacy) Rules 2010. We examine the Statement of Financial Resources and state whether, in our opinion, the financial resources requirement specified in Rule 2.2.2 of The Licensees (Capital Adequacy) Rules 2010 has been satisfied.

Scope of the audit of the financial statements

An audit involves obtaining evidence about the amounts and disclosures in the financial statements sufficient to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or error. This includes an assessment of: whether the accounting policies are appropriate to the Company's circumstances and have been consistently applied and adequately disclosed; the reasonableness of significant accounting estimates made by the directors; and the overall presentation of the financial statements. In addition, we read all the financial and non-financial information in the annual report to identify material inconsistencies with the audited financial statements. If we become aware of any apparent material misstatements or inconsistencies we consider the implications for our report.

Opinion on financial statements

In our opinion, the financial statements:

- give a true and fair view of the state of the Company's affairs as at 31 December 2016 and of its profit for the year then ended;
- have been properly prepared in accordance with United Kingdom Generally Accepted Accounting Practice, including FRS 101 "Reduced Disclosure Framework"; and
- have been prepared in accordance with the requirements of The Companies (Guernsey) Law, 2008.

Opinion on the Statement of Financial Resources

We have examined the Statement of Financial Resources set out on page 19 and, in our opinion, the financial resources requirement specified in Rule 2.2.2 of The Licensees (Capital Adequacy) Rules 2010 has been satisfied.

EDINET提出書類

マン・ファンド・マネジメント (ガーンジー) リミテッド(E15091)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

Matters on which we are required to report by exception

We have nothing to report in respect of the following matters where The Companies (Guernsey) Law, 2008 requires us to report to you if, in our opinion:

- proper accounting records have not been kept; or
- the financial statements are not in agreement with the accounting records; or
- we have not received all the information and explanations we require for our audit.

Deloitte LLP Chartered Accountants Guernsey, Channel Islands 25 April 2017

(*)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。